平成２８年度

あきる野市環境白書

あ き る 野 市

目　次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

環境白書作成の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

環境白書の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第１章　あきる野市の環境の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

１　自然環境分野 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

２　生活環境分野 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

３　エネルギー環境分野 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

４　人の活動分野 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第２章　施策の進捗状況・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

１　環境基本計画の施策の進捗状況 ・・・・・・・・・・・・・・・ 35

２　生物多様性あきる野戦略の施策の進捗状況 ・・・・・・・・・・ 70

３　地球温暖化対策地域推進計画の施策の進捗状況 ・・・・・・・・ 85

４　あきる野市環境委員会からの意見 ・・・・・・・・・・・・・・ 93

資料編

１　環境基本計画等の施策の進捗状況調査結果 ・・・・・・・・・・ 99

２　「関連指標」の評価一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・144

３　環境調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145

４　放射線・放射性物質測定結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 152

はじめに

環境白書作成の背景

あきる野市では、平成１６年３月に環境の保全、回復及び創造に関する基本理念、市民・事業者・市の三者それぞれの責務や協働の責務等を定めた「あきる野市環境基本条例」を制定し、平成１８年３月には、同条例に基づき、「あきる野市環境基本計画」（以下「環境基本計画」といいます。）を策定しました。計画期間終了に伴い、平成 26 年度、平成 27 年度の２か年をかけ、平成 28 年度から平成 37 年度までを計画期間とする「第二次あきる野市環境基本計画」を策定しました。

本書は、あきる野市の環境の現状や環境基本計画の施策の進捗状況を取りまとめたものであり、今後の課題把握に活用するとともに、本市の環境施策の実施状況を広く市民の皆様に公表するものです。

また、環境基本計画（Plan）がどのように実行（Do）されたかを点検・評価（Check）した結果をまとめており、今後、環境基本計画の更なる推進・行動の実践に向けた見直し（Action）を行うための資料として活用します。

●環境基本計画の進行管理の流れと役割

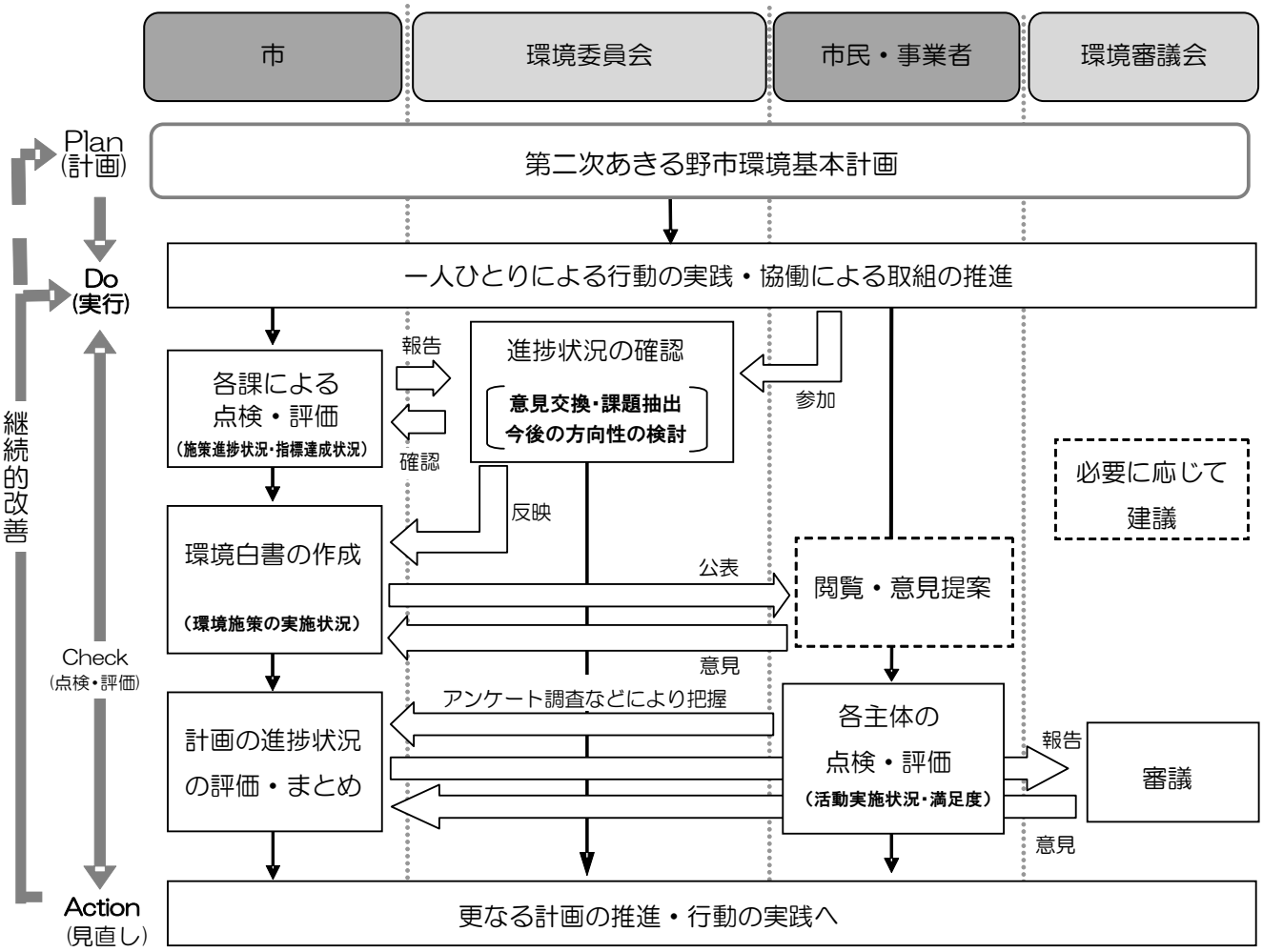

環境白書の構成

本書は、次の２章から構成されており、平成 28 年４月から平成 29 年３月までの取組状況を中心にまとめています。

■第 1 章　あきる野市の環境の現状

あきる野市の自然環境分野、生活環境分野、エネルギー環境分野、人の活動分野それぞれの現状についてまとめています。

■第 2 章　施策の進捗状況

第二次あきる野市環境基本計画、生物多様性あきる野戦略及びあきる野市地球温暖化地域推進計画に掲げられている施策の進捗状況についてまとめています。

■資料編

※組織名の表記について
本書は、平成 28 年度の報告であるため、平成 28 年度の体制で表記しています。

第１章　あきる野市の環境の現状

あきる野市は、都心から 40～50km 圏に位置し、秋川と平井川の二つの川を軸として、比較的緩やかな秋川丘陵・草花丘陵に囲まれる平坦部と、奥多摩の山々に連なる山間部から形成されています。平坦部は秋留台地からなり、秋川と平井川に沿って市街地を形成しています。

本市は、市域の面積（7,347ha）の約６割を森林が占めており、多摩地域でも豊かな自然が残っています。その一方で、農地は年々減少を続け、宅地が増加傾向にあります。

本章では、あきる野市の環境の現状として、各分野（自然環境分野、生活環境分野、エネルギー環境分野、人の活動分野）の取組を掲載します。

１　自然環境分野

自－１　基礎情報の調査･収集

１）自然環境調査

市内の森林や雑木林、農地などにおいては、生産価値の低下、林業・農業関係者の高齢化・後継者不足などの様々な要因によって、適正な維持管理が十分に行われていない状況にあります。

市では、市域の自然環境の状況を把握し、保全すべき地域の設定や保全策の検討を行うため、平成 21 年度から市内の自然に専門的な知識を有する方等による「あきる野市自然環境調査部会」を組織し、自然環境調査を実施しています。初めの３年間の調査結果については、「あきる野市自然環境調査報告書（平成 21 年度～23 年度）」として取りまとめ、市内図書館やホームページでご覧いただくことができます。

また、あきる野の自然環境を身近に感じてもらうため、リーフレット「知って守ろうあきる野の自然」で調査結果の一部を紹介しています。この調査結果は、平成 26 年度に策定した「生物多様性あきる野戦略 ～未来の子ども達に贈る あきる野の自然の恵み～」の基礎資料にもなっています。

平成 28 年度は、自然環境調査を継続して実施するとともに、先進事例研究や関連業者へのヒアリング等を実施し、自然環境調査の更なる充実に向けた検討も行いました。

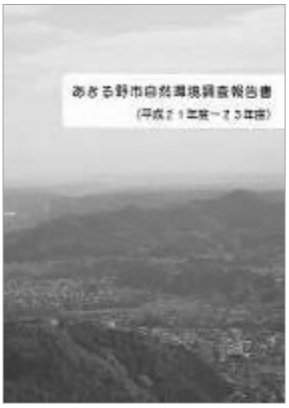

＜あきる野市自然環境調査報告書
平成 21 年度～23 年度＞

＜リーフレット
「知って守ろうあきる野の自然」＞

＜生物多様性あきる野戦略＞

２）森林レンジャーあきる野による活動の推進

＜小学校の体験事業の様子＞

郷土の恵みの森構想に基づく森づくり事業を進めるため、平成 22 年５月から専門知識を持つ４人による「森林レンジャーあきる野」が活動しています。

森林レンジャーあきる野は、昔道や尾根道の補修、景観の整備等を町内会・自治体等と協働で実施しています。

また、登山道や山林地帯を巡視し、支障木の除去や補修を行うとともに、市内に生息・生育する動植物の調査、滝や沢、巨木といった地域資源の掘り起こしなども行っています。

さらに、地域が実施する森づくり事業に関連した自然環境体験イベントの開催など、森とその周辺にある地域資源の持つ魅力を市内外に向けて発信しています。

森林レンジャーあきる野による動植物調査において、これまでに動物では合計 63 種（哺乳類３種類、鳥類 35 種類、爬虫類４種類、両生類５種類、魚類４種類、昆虫 12 種類）、植物では 34 種の絶滅危惧種の生息・生育を確認しています。

３）生物多様性に関する情報発信

生物多様性に関する情報の共有化のため、様々な方策による情報発信に取り組んでいます。

平成 28 年度は、広報及び市ホームページにおいて、「森林レンジャーがゆく」を９回掲載したほか、森林レンジャーあきる野新聞を 12 回発行し、森林レンジャーあきる野の活動の紹介を通じて、森の状況、動植物の状況などの森の魅力を発信しました。

また、あきる野市産業祭、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」エコプロ 2016、ＧＴＦグリーンチャレンジデー2016ｉｎ新宿御苑に出展し、あきる野市の森の魅力を市内外に伝えています。

さらに、外来種対策を通じて、外来種が在来種に及ぼす影響などについても周知を図りました。

市民参加型の事業としては、森林レンジャーあきる野による「古道（大野道）を歩く」ツアーを開催し、14 人にご参加いただきました。また、生物多様性の保全につながる事業として、親子で農作物の収穫を体験する「あきる農を知り隊」を実施しました。

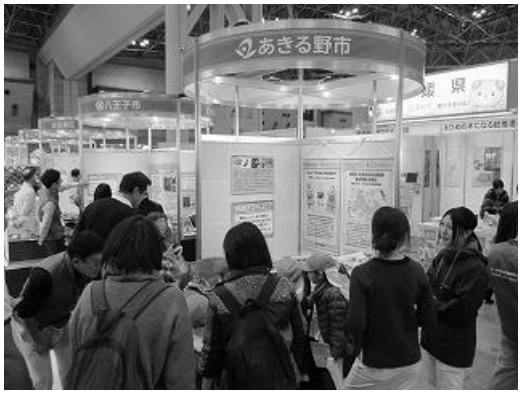

＜エコプロ 2016 出展時の様子＞

＜あきる農を知り隊の様子＞

自－2　生物多様性の保全

1）生物多様性保全の仕組みづくり

市では、平成 26 年９月に、生物多様性の保全や活用の方向性を示す「生物多様性あきる野戦略」を策定し、関連する施策や取組の位置付けを示しました。また、施策や取組を着実に推進するため、平成 28 年３月に「あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画」を策定しました。「あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画」は、「あきる野市郷土の恵みの森構想」の方針を受け継ぐとともに、「生物多様性あきる野戦略」の実施計画として、取組の実施主体、実施場所など、多様な主体の連携による生物多様性の保全と活用のための具体的な取組をまとめています。

さらに、市内の希少な動植物を保護する仕組みとして、「あきる野市生物多様性保全条例」の制定に向けた取組を進めました。

従来から継続している取組としては、市内の緑の保全を図るため、一定の条件を満たす樹林地、樹木などを保存緑地として指定する制度があります。平成 28 年度に樹木 1 件を新たに保存緑地として指定し、平成 29 年 3 月 31 日現在における保存緑地は、樹木 188 本、樹林地 5 か所（12,704 ㎡）、屋敷林 1 か所となります。また、緑の活用を図るため、公開できる緑地を公開緑地として指定しており、平成 29 年度 3 月 31 日現在における公開緑地は、1 か所（14,593 ㎡）となります。

2）有害鳥獣対策及び外来種対策

農作物被害を引き起こす有害鳥獣（イノシシなど）対策を進めるため、追い払いや防除柵の設置、箱わなによる捕獲等を行っています。また、外来種であるアライグマ・ハクビシンは、農作物被害を引き起こすほか、生活環境や地域の生態系に被害を及ぼすため、有害鳥獣対策と外来種対策の両面から、箱わなによる捕獲等を進めています。これらの取組は、専門的な知識や幅広い主体の協力が必要であることから、猟友会や、市民ボランティアで組織する「あきる野の農と生態系を守り隊」との連携により推進しています。

平成 28 年度から、外来植物の対策にも着手しています。オオキンケイギク、オオブタクサ、アレチウリの３種について、広報や市ホームページへの掲載、チラシ配布により、市民の皆さんから分布情報を提供してもらい、除草の呼びかけ等を行いました。

さらに、市内のサクラにおいて、サクラを加害する外来種クビアカツヤカミキリの寄生が確認されたことから、国の研究機関等と連携し、同種の対策を進めています。

外来種対策の基礎情報として、市民の皆さんから分布情報を提供してもらっており、平成 28 年度の目撃情報件数の実績は、アライグマ 21 件、ハクビシン 44 件、オオキンケイギク 108 件、オオブタクサ 202 件、アレチウリ 142 件、その他 22 件でした。

＜特定外来生物のアライグマ＞

自－3　生物多様性の創出

1）郷土の恵みの森づくり事業

市域の森づくりのあり方を示す「あきる野市郷土の恵みの森構想」（平成 22 年 3 月策定）や「生物多様性あきる野戦略」「あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画」に基づき、地域との協働による「郷土の恵みの森づくり事業」に取り組んでいます。

「郷土の恵みの森づくり事業」には、町内会・自治会等を主体とする昔道や尾根道の補修や景観整備のほか、「森林レンジャーあきる野」の活動（先述）、菅生地区における産学公連携による森づくり、森の子コレンジャー活動（後述）、小宮ふるさと自然体験学校の運営（後述）などが挙げられます。

昔道や尾根道の補修、景観整備の実施に当たっては、森づくりに関心のある市民・事業者・団体からなるボランティア組織である「森林サポートレンジャーあきる野」が、町内会・自治会等の支援に取り組んでいます。

平成 28 年度は、新たに 1 事業を加え、16 の町内会・自治会等により、昔道・尾根道の補修が 10 事業、景観整備が 14 事業となりました。これらの事業を進めた結果、武蔵五日市駅から「秋川渓谷瀬音の湯」までのコースをはじめ、既存の登山道等のいくつかのコースの維持が図られています。また、景観整備により植樹した樹木等は、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませています。

菅生地区における産学公連携による森づくりでは、NEC フィールディング株式会社、明星大学、菅生町内会、あきる野青年会議所、特定非営利活動法人ふるさとの森づくりセンター、西多摩マウンテンバイク友の会、あきる野市の 7 者で組織する「あきる野菅生の森づくり協議会」により、農産物の特産化や里山再生などの事業が進められています。平成 28 年度からは、新たにオオムラサキが舞う森づくりの取組も始まりました。

「郷土の恵みの森づくり事業」以外においても、「あきる野市森林整備計画」に基づき、森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、林業の振興や森林の保全と活用のための森林整備を継続しています。平成 28 年度における整備面積は、間伐 42.72ha、枝打ち 18.07ha、伐採 10.55ha となりました。

森づくり事業概要（平成 28 年度）

事業名	事業数	実施団体
昔道・尾根道補修等事業	10 事業	7 町内会・自治会等
景観整備事業	14 事業	11 自治会等

＜サポートレンジャーによる森づくりの様子＞

＜菅生地区での森づくりの様子＞

２）魅力あふれる川づくりに関する取組

清流として知られる秋川は、優れた景観を有するだけでなく、釣りやバーベキュー、川遊びなどの場として市民や観光客に親しまれ、本市を代表する河川の一つです。その一方で、河川環境の劣化や魚類の減少を懸念する声も聞かれることから、東京都の「秋川流域河川整備計画」に沿い、東京都や秋川漁業協同組合と連携して、河川環境の維持・向上を図るとともに、稚魚の放流等の施策により、江戸前アユをはじめとする魚類の生息数や生息環境の回復を進め、更なる魅力向上を図っています。

平成 28 年度は、秋川にある堰の魚道で、水量・砂利・流木等の点検を行いました。また、秋川漁業協同組合と連携し、アユの稚魚の秋川への放流を行ったほか、「秋川アユ」のブランド化に向け準備を始めました。

さらに、河川区域の工事等の際には、実施主体である東京都と工事区域における希少種の生息・生育情報を共有し、必要な対策を講じることで、河川環境の維持・向上に取り組みました。

＜秋川の川べりの様子＞

自－４　生物多様性の活用

１）地産地消及び地域のブランド化の推進

地域から産出される農畜産物や木材等をその地域で消費する「地産地消」は、身近な生物多様性の恵みを感じられるだけでなく、生物多様性の普及啓発や輸送に係るエネルギーの削減への貢献など、様々な効果が期待されます。このため、本市においても、農業振興や林業振興の取組の一つとして、地域から産出される農作物や木材の利用を積極的に進め、地産地消に取り組んでいます。

平成 28 年度は、農作物の地産地消の一環として、秋川ファーマーズセンターと協力し、学校給食に人参、玉ねぎ、長ネギなどの地場産農産物を継続して供給しました。また、木材については、「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、公立阿伎留医療センター敷地内における病児・病後児保育室整備工事に地元産材の使用を計画したほか、子育て支援拠点整備工事、秋川ふれあいセンター授乳室設置工事に地元産材を使用しました。

あきる野商工会では、地元の良質な食品等を地域ブランドである「秋川渓谷物語」に認定し、地場産業の振興と発展に寄与しています。平成 28 年 11 月には、新たに６品が認定され、品物の充実が図られています。市では、こうした取組を支援するため、平成 28 年度に締結した株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定により、市内に 11 か所あるセブン-イレブンの店舗において、「秋川渓谷物語」ブランドの認証を受けた商品の販売を開始してもらい、地産地消の促進と土産物需要の拡充を図りました。

また、観光イベントにて、本市のイメージキャラクターである「森っこサンちゃん」のステッカーや、「秋川渓谷」ロゴを活用した製品を配布するなど、「秋川渓谷」としての地域ブランド化を更に進めました。

＜PR 等イベントの様子＞

＜「森っこサンちゃん」のイラスト＞

＜「秋川渓谷」ロゴ＞

2）生物多様性を活かした観光振興

秋川流域の大地は、古生代から新生代にかけての多くの地層がまとまって分布する全国でも有数の地域です。このような貴重な大地を活用して、観光や商業などによる地域の活性化を目指すため、秋川流域の 3 市町村（あきる野市、日の出町、檜原村）が連携して「秋川流域ジオパーク推進会議」を設置し、ジオ資源を活かした地域活性化に取り組んでいます。平成 28 年度は、秋川渓谷戸倉体験研修センター（戸倉しろやまテラス）3 階に秋川流域ジオ情報室を開室し、広く一般の方々に向けて秋川流域のジオ資源の魅力を発信する取組も開始しました。

観光拠点である同施設では、生物多様性を活かした体験研修等を行っており、平成 28 年度は農業体験（じゃがいも、サツマイモ、のらぼう菜収穫）に 9 団体 188 人、自然体験（城山登山、金剛の滝ハイキング）に 3 団体 44 人が参加しました。

本市にとって自慢となる、未来の子どもたちに残したい「おらがまちの自慢の場所」として選定した「あきる野百景」については、時間経過とともに環境が変化することを考慮して、写真の変更や解説文の見直しを行いました。また、あきる野百景を含めた観光スポット等のマップを作成・更新し、公共施設や観光施設に設置・配布しているほか、イベント等で配布しています。

さらなる観光振興を図るため、様々な観光ルートから、①増戸ルート、②五日市ルート、③金比羅山ルート、④深沢ルート、⑤戸倉・乙津ルート、⑥養沢ルートを選出し、重点的にプロモーションや整備を実施することとしました。

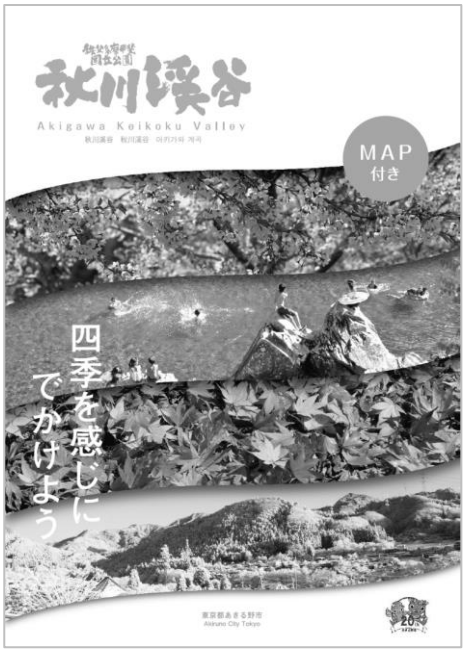

＜観光パンフレット「秋川渓谷」＞

＜あきりゅうジオの会によるジオツアーの様子＞

＜自然体験の様子＞

2　生活環境分野

生－1　公害対策の推進

1）河川の水質（調査結果の詳細は資料編 145 頁～148 頁に掲載）

良好な生活環境を維持するため、市内の河川やその支流 18 か所で、年４回の水質調査を実施しています。

水質汚濁の指標となるＢＯＤ(*)をみると、秋川や秋川支流、平井川は良好な水質を維持しています。平井川支流もわずかに値は高いものの良好な水質を維持しています。いずれの河川等も平成 28 年度は環境基準を達成しています。

また、多摩川と関連河川の水質の向上を目的として、多摩川流域の関係自治体が同一日に実施する河川の水質調査に参加しています。秋川、平井川と多摩川が合流する地点で、年２回調査を行い、おおむね良好な水質が維持されているという結果を得ています。

＊ ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）：　水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量。この値が大きいほど水質汚濁が著しいといえる。

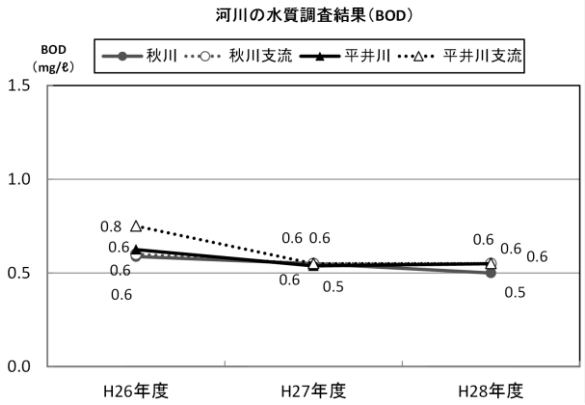

※ データは、各河川の複数地点で年間４回（5・8・10・2 月）実施している測定結果の平均値である。

類型	河川名	環境基準
河川 AA 類型	秋川	1mg/ℓ 以下
河川 A 類型	平井川	2mg/ℓ 以下

生活環境の保全に関する環境基準（河川）
（平成 29 年 3 月 31 日時点）

2）湧水及び合流点の水質調査（調査結果の詳細は資料編 149 頁に掲載）

本市は、河川沿いの崖線や秋留台地の縁部から湧水が流出しており、良好な自然環境を形成する大きな要素の一つとなっています。

市では、「あきる野市清流保全条例」に基づき、年１回、湧水 17 か所、河川との合流点 19 か所で水質調査を実施しています。

湧水の水質には、環境基準が設定されていないため、参考として、1）に示す生活環境の保全に関する環境基準（河川ＡＡ類型・河川Ａ類型）と比較すると、過去３年間の調査結果は、いずれの基準も満たしており、良好な水質が維持されていると考えられます。

今後も引き続き良好な水質が維持されるよう監視を続けていきます。

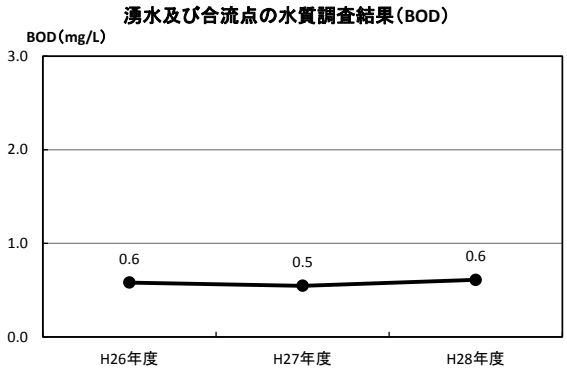

※ データは、各地点で実施している測定結果の平均値である。

３）地下水汚染調査 （調査結果の詳細は資料編 150 頁に掲載）

地下水は、身近な資源として利用されるだけでなく、環境を形成する上でも重要な要素の一つとなっています。

市では、市街地をおおむね 2 キロメートル四方に区切り、そのうちの 7 か所（工場、事業所、住宅地近辺）の井戸水を採取し調査を実施しています。

全ての地点で環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。なお、調査項目と環境基準は、右表に示すとおりです。

地下水の水質汚濁に係る環境基準

調査項目	環境基準
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
1，1，1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下

４）秋川・平井川水生生物調査

カゲロウ、サワガニなどの河川に生息する水生生物は、水質汚濁などの影響を受けやすいことから、秋川 4 か所、平井川 2 か所の計 6 か所において、年 2 回、生息する水生生物を指標として水質を判定する調査を実施しています。

５）秋川・平井川ふん便性大腸菌群数調査 （調査結果の詳細は資料編 150 頁に掲載）

秋川、平井川の親水性の高さに着目し、環境省が示す水浴場水質判定基準に沿って、秋川 9 か所、平井川 2 か所の計 11 か所において、年 1 回、ふん便性大腸菌群数の測定をしています。

過去 3 年間の測定結果では、平成 26 年度に最も低い値となり、その後値は上がっていますが、秋川、平井川ともに水浴に不適な地点はありませんでした。

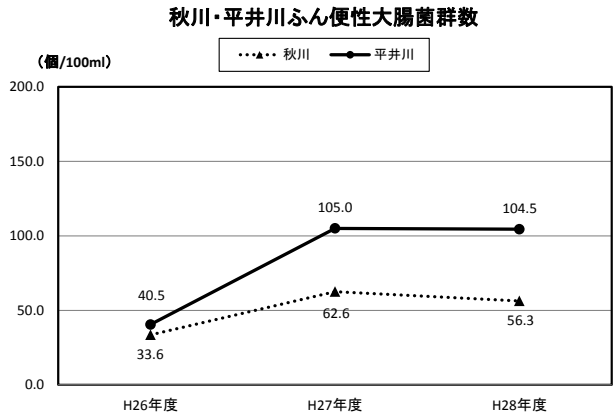

※データは、各地点で実施している測定結果の平均値である。

水浴場水質判定基準（環境省）

区分		ふん便性大腸菌群数
適	水質AA	不検出（検出限界 2 個/100ml）
	水質A	100 個/100ml 以下
可	水質B	400 個/100ml 以下
	水質C	1,000 個/100ml 以下
不適		1,000 個/100ml 超過

６）工場等排水調査

水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、一日当たりの排水量が 20 ㎥／日以上の事業場と有害化学物質等を処理して排水している事業場を対象として、年 1 回、排水の調査を実施しています。

7）ゴルフ場水質調査

市内 2 か所のゴルフ場で使用されている農薬（除草剤、殺虫剤、殺菌剤など）が河川に与える影響を確認するため、各ゴルフ場内の調整池において、年 1 回、水質調査を実施しています。

8）道路沿道調査

市内の道路 4 か所（国道 411 号線、都道 166 号線、五日市街道、睦橋通り）において、道路沿道環境の実態を把握するため、騒音と交通量を調査しています。

調査結果では、要請限度を超過している場所はありませんが、引き続き監視を続け、必要に応じて道路管理者等に騒音低減措置を要請していきます。

平成 28 年度道路沿道調査結果

調査場所	等価騒音レベル(dB)(*1)		要請限度(dB)(*2)			交通量(台/10 分)	
	昼間	夜間	区域(*3)	昼間	夜間	昼間	夜間
国道411号線	71	67	b	75	70	167	31
都道166号線	69	64	a	75	70	123	22
五日市街道	67	59	c	75	70	105	11
睦橋通り	70	64	b	75	70	206	40

※ データは、平成 28 年 10 月 31 日～11 月 1 日に実施した市内 4 か所の調査結果である。

＊1 等価騒音レベル： 一定時間に測定された多数の騒音データについて、エネルギー量で平均して何ｄＢの騒音に相当するかを求めたもの。

＊2 要請限度： 環境省令で定める自動車騒音又は道路交通振動の限度。区市町村長は、要請限度を超えることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会に対し措置をとることを要請できる。

＊3 区域〔ａ〕： 第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域をいう。
〔ｂ〕： 第 1・2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域をいう。
〔ｃ〕： 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域をいう。

9）大気中ダイオキシン類調査

調査対象としているダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質です。

市では、あきる野市役所、五日市出張所の屋上の2か所において、年1回、測定を行っています。過去3年間の測定結果では、両地点ともダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を達成しています。

大気中ダイオキシン類調査結果

調査場所	測定結果(pg-TEQ/ m^3 (*))			環境基準
	H26年度	H27年度	H28年度	
あきる野市役所	0.016	0.017	0.016	0.60
五日市出張所	0.016	0.010	0.016	

＊ pg（ピコグラム）： 1 兆分の 1 グラム　　＊ TEQ： 毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位

※平成 28 年 8 月 18 日～8 月 25 日に実施した調査結果である。

10）二酸化窒素調査 （調査結果の詳細は資料編 151 頁に掲載）

主要道路の交通量増加に伴う自動車の排気ガスの影響を把握するため、年４回、市内 22 か所で、二酸化窒素を測定しています。過去３年間の測定結果では、二酸化窒素に係る環境基準を達成しています。

二酸化窒素(NO_2)調査結果

測定結果(ppm)（＊1）			環境基準
H26 年度	H27 年度	H28 年度	（＊2）
0.014	0.016	0.012	0.06

※ データは、各道路で実施している測定結果の平均値である。

＊1　ppm（ピーピーエム）: 容積比や重量比を表す単位で、濃度や含有率を示す時に用い、100 万分の 1 を 1ppm という。
例えば NO_2 が 1ppm とは、空気 1 ㎥中に NO_2 が 1㎤含まれる場合である。
＊2　1 時間値の 1 日平均値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

11）一般大気調査 （調査結果の詳細は資料編 152 頁に掲載）

浮遊粉じんは、大気中で気体のように長期間浮遊している粒子です。浮遊粉じんのうち粒径が 10 μm(＊1)以下のものを浮遊粒子状物質といいます。

市では、市内 15 か所において、浮遊粉じんの全体量を測定しています。

浮遊粉じん量については、大気の汚染に係る環境基準が設定されていないため、参考として浮遊粉じんより粒径の小さい浮遊粒子状物質の環境基準と比較したところ、過去３年間において全測定箇所の値は、浮遊粒子状物質の環境基準値を下回っていました。

浮遊粉じん調査結果

測定結果(mg/m³)			（参考）環境基準（＊2）
H26 年度	H27 年度	H28 年度	
0.0146	0.0274	0.0304	0.10

※ データは、各調査場所で実施している測定結果の平均値である。

＊1 μm（マイクロメートル）: 1μm は 100 万分の 1m で、0.001mm である。
＊2 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m3 以下であること。

12）工場等臭気調査

塗装工場のシンナー等の有機溶剤が大気環境に与える影響を把握するため、市内 2 か所において、年 1 回、臭気調査を実施しています。

13）採石場周辺環境調査

特定の事業所との環境保全協定に基づき、交通量調査を年 2 回（5 月、11 月）、総浮遊粉じん量調査を年４回（5 月、9 月、11 月、2 月）、浮遊重金属量調査を年 1 回（2 月）、二酸化窒素調査を年４回（5 月、9 月、11 月、2 月）実施しています。

14）事業所関連水質調査

特定の事業所（3 社）との環境保全協定に基づき、水質関連調査を実施しています。

15）放射線・放射性物質の測定 （調査結果の詳細は資料編 152 頁～174 頁に掲載）

平成 23 年３月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受け、市では、公共施設等の空間放射線測定、食品放射性物質検査を実施しています。

空間放射線については、月１回、市内６施設と山間部の８か所を定点として測定しました。（平成 28 年度からは、地上 1m での測定を廃止し、5cm のみの測定をしています。また平成 29 年度からは、年４回、市内６か所を定点として測定をしています。）

＜空間放射線測定の様子＞

これらの測定ポイントにおいて、「あきる野市空間放射線測定等に関する基準」（平成 23 年 11 月 24 日決定）に示す基準値、毎時 0.23μSv (*1)（追加被ばく線量(*2)年間 1mSv(*3)）を超える地点はありませんでした。

また、平成 23 年度には、市立小中学校・公園等、市民生活に関わる公共施設等で高い放射線量が予測されるポイント（233 施設 718 地点）で測定を行い、その結果、基準値を超えていて除染を実施した 28 施設 45 地点のうち、25 施設 40 地点（3 施設 5 地点については、定点のため毎月測定を実施）について、経過観察のため再測定を継続しています。

平成 28 年度の公共施設等の測定結果は、11 月～12 月に 23 施設 35 地点で測定しましたが、基準値を超える地点はありませんでした。（2 施設 5 地点については施設が撤去されたため、測定を行っていません。）

農産物等の放射性物質の検査は、原子力安全委員会の検査計画・品目・区域などの考え方に基づき、平成 23 年度から継続して、東京都が実施しています。

また、小中学校や幼稚園・保育園等で使用される食材、秋川と五日市のファーマーズセンター、秋川渓谷瀬音の湯の直売所で販売される農産物などについては、消費者庁から貸与された計測器により、市独自の検査も継続しています。検査の結果、厚生労働省の定める基準値を超えるものはありませんでした。

市は、引き続き、空間放射線量の測定や食品等の放射性物質検査を実施し、市の広報やホームページで公表を行い、市民の皆さんの安全安心のために取り組んでいきます。

*1 μSv（マイクロシーベルト）： 人体が直接影響を受ける放射線量を表す単位で、通常 1 時間当たりの線量を示す。
1μSv は、100 万分の 1Sv である。

*2 追加被ばく線量： 自然界や医療行為により被ばくする放射線を除いた被ばく線量をいう。

*3 mSv（ミリシーベルト）： 1mSv は、1000 分の 1Sv である。

生－2　資源循環型社会の構築

1）ごみ排出量

平成 28 年度のごみ総排出量は 23,479ｔで、前年度より約 344ｔ減少（-1.4%）しました。このうち、可燃ごみについては、18,071ｔが排出されており、前年度より約 394ｔ減少（-2.1%）しました。

平成 28 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 790.5ｇであり、全国の 939ｇ（平成 27 年度）(＊1)よりは少ないものの、都内 30 市町村（多摩地域）のうち排出量の多い順から 6 番目（昨年度 5 番目）に位置し、多摩地域の平均排出量である 696.7ｇ（＊2)を 93.8ｇ程上回っています。

総ごみ排出量の約 8 割を占める可燃ごみが前年度より減少したことや、不燃ごみ、資源の収集量も減少傾向にあることから、平成 28 年度の総ごみ排出量及び一人当たりごみ排出量が減少しました。

今後も、ごみの減量に向け、簡易包装の商品を選ぶ、ものは長く大切に使う、生ごみは捨てる前に水分をひと搾りする、資源化できるものは資源として出すなど、生活の中で一人ひとりがごみを出さないようにすることが重要です。

＊1：資料「一般廃棄物処理事業実態調査　平成 27 年度（環境省）」

＊2：資料「多摩地域ごみ実態調査　平成 28 年度統計」（公益財団法人 東京市町村自治調査会）

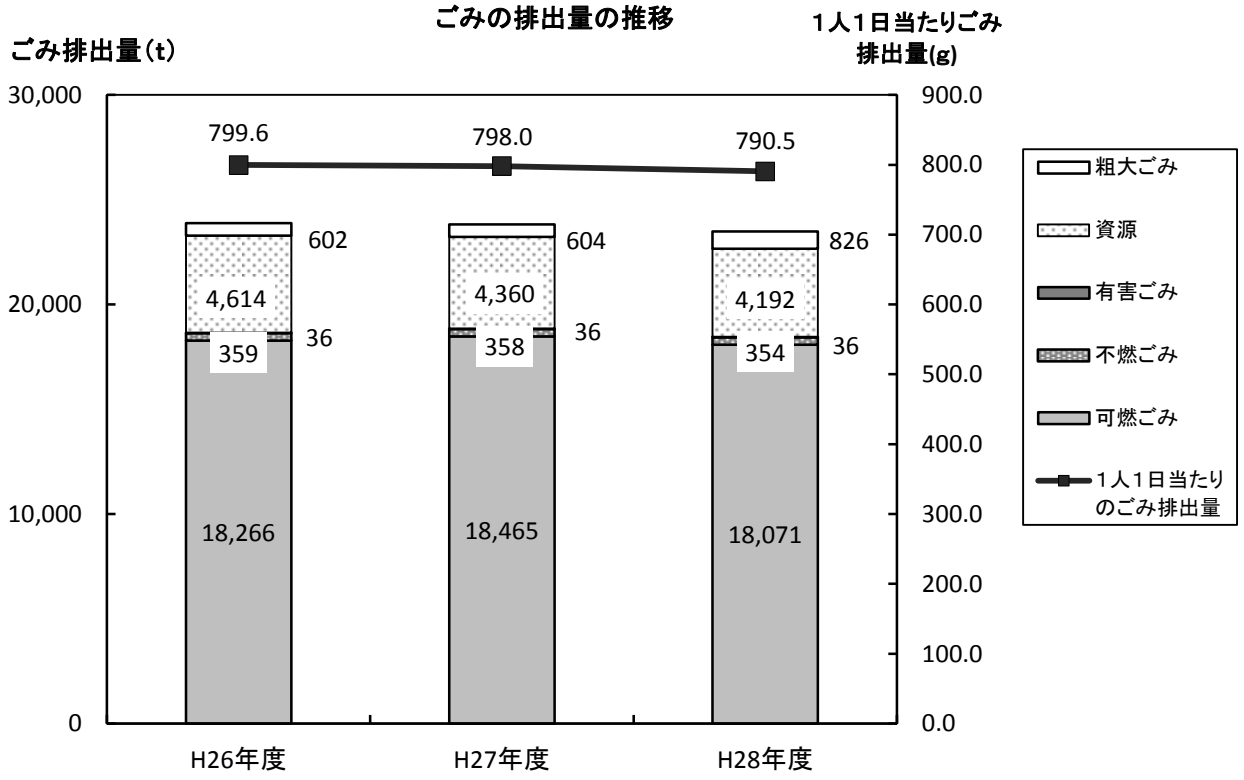

2）3Rの推進

市では、持続的発展が可能な社会を目指し、市民や事業者との協働のもと、ごみの減量化や資源化を進め、資源循環型社会の構築を目指しています。

そのために、「あきる野市廃棄物減量等推進員」（あきる野ごみ会議）の活動などを通じて、Reduce（リデュース、発生抑制）、Reuse（リユース、再使用）、Recycle（リサイクル、再生利用）の 3R の取組を推進しています。ごみ減量やリサイクル意識の啓発のため、ごみ会議の運営やごみ情報誌「へらすぞう」の発行、リサイクルフェアの開催などに取り組んでいます。

平成 28 年度においても、ごみ会議の運営や「へらすぞう」の発行を継続しました。また、リサイクルフェアを年 2 回開催し、入場者は延べ約 17,000 人に上りました。リサイクルフェアでは、廃食油石けんを配布したほか、グリーン購入等の周知を図りました。この他に、フリーマーケット、リサイクル品（家具等）再利用コーナーの運営、生ごみ堆肥化講習会なども実施しました。

さらに、生ごみ堆肥化の普及のため、生ごみ堆肥化容器購入費の補助、EM 菌生ごみ処理容器の貸与などに取り組みました。

＜生ごみ堆肥化講習会の様子＞

＜ごみ情報誌「へらすぞう」＞

3）資源循環型社会に向けたシステムづくり

ごみの分別の徹底や減量・資源化の推進、意識の向上を図るため、リサイクル意識の高揚と地域コミュニケーションの活性化、環境教育の一環として、資源集団回収を行っています。資源集団回収団体の数は年々増加しており、平成 28 年度の資源集団回収団体は 119 団体、集団回収実績は 879 回に上りました。資源集団回収団体の更なる増加を促進するため、市では奨励金を交付しています。

また、資源回収の充実を図るため、金属・ビン類、紙類、布類、ペットボトルに加え、新たに白色トレイの資源化に取り組んでいます。平成 28 年度の白色トレイの資源化・戸別回収量は、2 t となりました。さらに、ペットボトルの戸別回収量は 141 t となりました。

生－３　緑あふれる快適なまちづくりの推進

１）市街地における緑の保全・創出

本市には、山林や農地以外でも、公園や住宅地などの市街地に、多くの緑が存在しています。これらの緑は、生態系保全の役割を果たすとともに、人々の暮らしにも潤いをもたらしてくれます。このため、市街地における緑の保全や創出を継続しています。

リサイクルフェアにおいて、ゴーヤの苗の配布等を通じ、グリーンカーテンの普及拡大を図っているほか、農地・緑地の多面的機能について情報収集を行っています。

また、市では、「工場立地法」や「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」に基づき、大規模工場を設置する場合や、一定規模以上の事業区域において建築物等を建築する場合、宅地造成をする場合の緑化基準を定めており、工場を設置する事業者等に、緑化計画書の提出等を求めています。平成 28 年度は、大規模工場の設置等に伴い、29 件の届出がありました。

２）清潔で快適なまちづくり

誰もが愛着を持てる清潔なまちづくりに向け、市民との連携のもと、思わず歩きたくなるような魅力的な街並みの形成を進めています。

町内会・自治会、秋川漁業協同組合、PTA 等の協力のもと、市内各地の道路や河川等の一斉清掃を実施しています。平成 28 年度は 2 回実施し、参加者は延べ 30,821 人、ごみの総収集量は 50.63ｔとなりました。また、ボランティア袋を配布し、市民や事業者が自発的に行う市内の美化活動を支援しました。

市街地において、安全な歩行空間の確保や美観風致の維持を図るため、平成１７年２月から「違反広告物撤去協力員制度」を設け、市民の皆さんと市との協働のもと、道路、水路、公園などに違法に設置された立看板や広告物などの撤去を進めています。平成 29 年 3 月現在で、同協力員には 107 人が登録しており、平成 28 年度は違反広告物 690 枚を撤去しました。

農地、道路、山林などへのごみの不法投棄を未然に防ぐため、不法投棄のパトロールや取り締まり、防止看板の設置などを継続・強化しています。平成 28 年度では、週 2 回（年間 101 日間）2 人 1 組で市内をパトロールし、不法投棄ごみの回収作業を行った結果、回収件数は 992 件となり、13.01ｔのごみを回収・処理することができました。なお、このうち 34 件については、リサイクル処理を行いました。

＜不法投棄防止看板＞

3 エネルギー環境分野

エネ－1 省エネの推進

1）あきる野市の温室効果ガス排出量

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素（CO_2）などの熱を吸収する性質のある「温室効果ガス」が、人間の経済活動などに伴って増加し、地球全体の気温が上昇する現象のことです。地球温暖化の進行により、異常気象や生態系、農業への影響などが懸念されています。

あきる野市の温室効果ガス排出量は、環境基本計画策定時（平成 17 年度）の 33 万３千ｔCO_2（二酸化炭素換算(*1)）から平成 19 年度に一旦増加し、平成 20 年度、平成 21 年度と減少しました。その後、平成 22 年度から平成 25 年度までは増加傾向でしたが、平成 26 年度は 32 万９千ｔCO_2に減少しました。

また、温室効果ガス排出量の 94%を占める二酸化炭素については、平成 17 年度の約 32 万４千ｔ－CO_2から、平成 26 年度には約 31 万ｔCO_2へ減少しています。平成 26 年度の二酸化炭素の排出内訳は、運輸部門が 35.2%と最も多く、次いで民生家庭部門、民生業務部門となっています。

＊1 二酸化炭素換算： 国や地方公共団体、事業所などで温室効果ガス排出量の算定を行う場合、二酸化炭素以外の 5 つの温室効果ガスを二酸化炭素に換算することが多く、本市の温室効果ガス排出量も二酸化炭素に換算している。二酸化炭素以外の 5 つの温室効果ガスは、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄である。

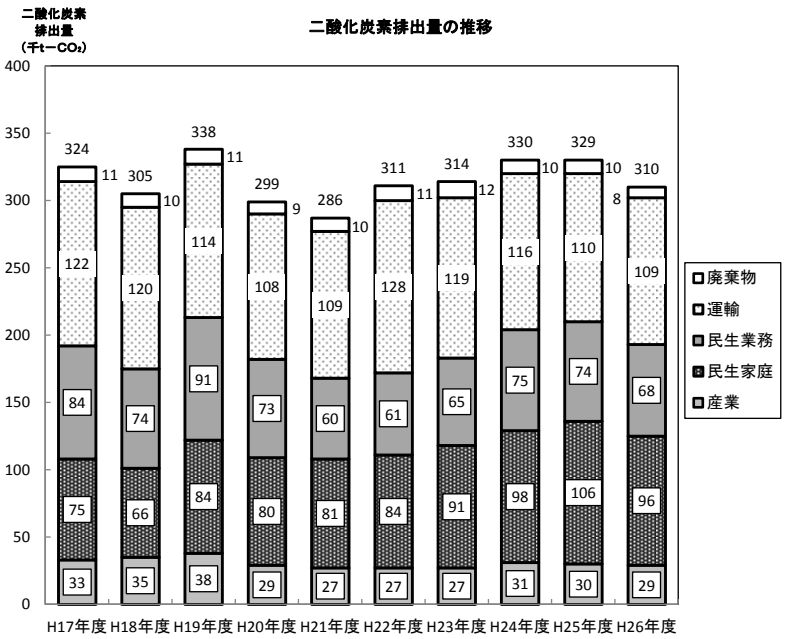

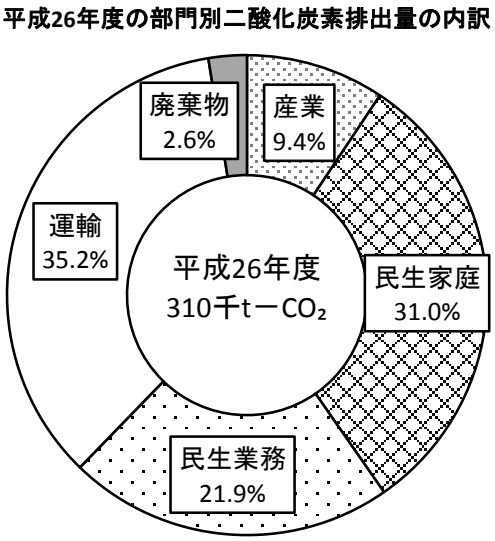

※資料：「多摩地域の温室効果ガス排出量(1990 年度～2014 年度)」
（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

2）市の事務事業における取組

平成 13 年度から「あきる野市地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、市の公共施設等を対象とする地球温暖化対策の取組を始めており、第一次計画、第二次計画を経て、平成 25 年度から第三次計画に取り組んでいます。

本計画では、第二次計画の期間中に指定管理者制度等に移行した施設（11 施設）を算定対象から除外するとともに、市が管理を行っている「ふるさと工房五日市」と節電対策の一つとして注目が集まっている「街路灯・防犯灯」を算定対象に加えています。

■ あきる野市第三次地球温暖化防止対策実行計画

計画期間：平成 25 年度～平成 32 年度（8 年間）

基準排出量：4,935ｔCO_2

※ 平成 24 年度の排出量（4,846ｔCO_2）に単純見通し（小中学校におけるガスヒートポンプの導入など（＋89ｔCO_2））を加えた値

計画目標：平成 32 年度における温室効果ガス排出量を 4,480ｔCO_2以下とする。

※ 東日本大震災以降、電力の排出係数の上昇により増加した分を削減し、震災前の水準以下とすることを目途に、平成 22 年度の温室効果ガス排出量を基準に算定した。

算定方法：当該年度の排出係数（変動値）を用いて算定する。

※ 取組の成果を把握するため、基準年度（平成 24 年度）と同様の排出係数を用いた算定も行う。

取組内容：本計画における重点的な取組

○ 街路灯・防犯灯における地球温暖化対策の推進
○ （公用車の）燃料使用量の削減による地球温暖化対策の推進
○ 緑の活用による地球温暖化対策の推進
○ 地球温暖化対策の発信と周知の推進

温室効果ガス排出量の推移

	年　度	H26	H27	H28	目標値（H32）
第三次計画	総排出量	3,702	3,421	4,019	4,480 以下
	（ｔCO_2）	3,755	3,663	3,877	

※排出量の上段は、当該年度の排出係数（変動値）を用いて算定した排出量であり、下段は、基準年度（平成 24 年度）と同様の排出係数を用いて算定した参考値である。
※平成 28 年度の値は、集計の速報値であるため、最終的な「温室効果ガス排出量等集計結果報告書」の値と異なる場合がある。

排出量の推移に示すとおり、平成 28 年度の温室効果ガス排出量は、目標値を大きく下回りました。主な要因としては、街路灯・防犯灯に引き続き、公園灯への LED 照明の導入も始めたことにより、電力使用量が大幅に削減されたことなどが推察されます。今後も、省エネルギーに配慮した取組を進め、更なる温室効果ガスの排出量の削減を目指していきます。また、市独自の環境マネジメントシステムである「あきる野エコ活動」により、職員の環境活動を推進しています。

３）市民･事業者における省エネ活動の促進

家庭や事業所における省エネを促進するため、省エネにつながる取組や取組による効果、省エネを進めるための支援制度などの情報収集や周知を図っています。

家庭における省エネの推進に向け、「省エネ型生活 10 か条」と各家庭で月々のエネルギー使用量からどの程度の温室効果ガス（二酸化炭素）が排出されているかを記録する「環境家計簿」の普及を図っています。「省エネ型生活 10 か条」と「環境家計簿」は、平成 27 年度に更新し、町内会・自治会のご協力のもと、各家庭に配布しました。平成 28 年度は、新エネルギー機器・省エネルギー機器設置費補助金の交付事業を通じて、新たに 35 人の方に環境家計簿を配布しました。

＜あきる野市環境家計簿＞

また、毎月のエネルギー使用量などを報告し、省エネ型生活に取り組む「省エネモニター」の募集を行っています。モニターから提出されたデータは、家庭ごとにグラフ化し、各モニターにフィードバックするとともに、CO_2排出量の平均値を市のホームページで紹介しています。平成 29 年３月 31 日現在の省エネモニター登録者数は、131 人となりました。

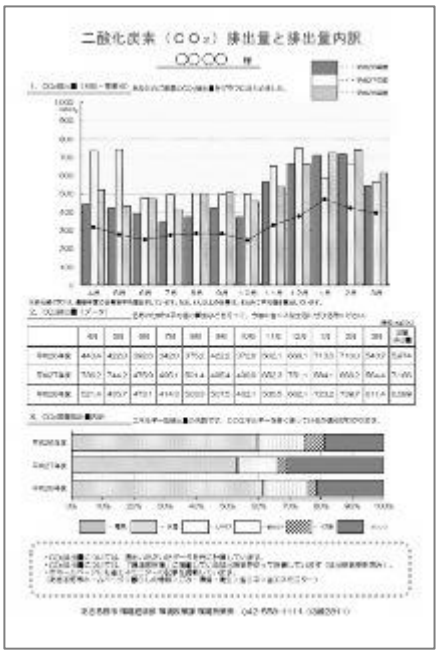

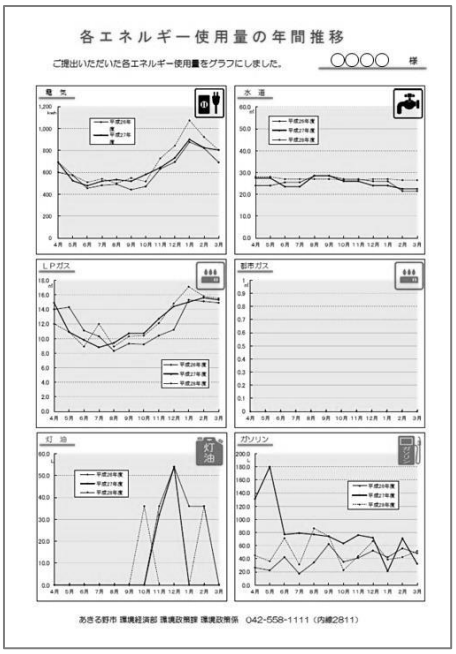

＜省エネモニターへのフィードバック（抜粋）＞

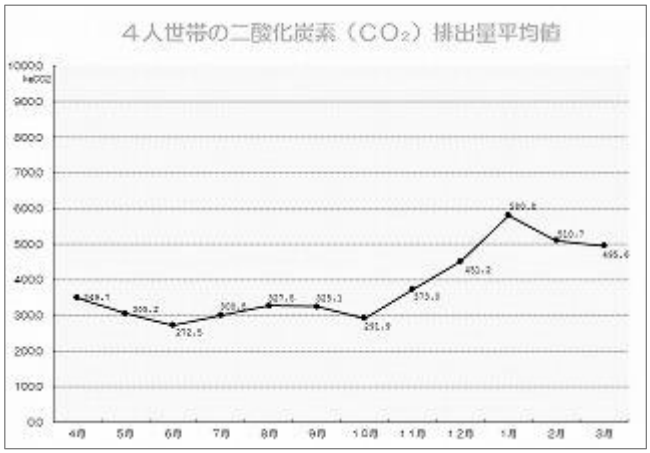

＜省エネモニター結果（抜粋）（市ホームページより）＞

４）再生可能エネルギー･省エネルギー設備等の導入

太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備・機器や高効率給湯器などの省エネルギー設備・機器の導入の促進のため、賃貸住宅を除く住宅に新エネルギー・省エネルギー機器を設置する場合に、「あきる野市新エネルギー・省エネルギー機器設置費補助金」を交付し、設置費の一部を補助しています。補助対象機器は、太陽光発電システム、太陽熱利用システム、エコキュート（CO_2 冷媒ヒートポンプ給湯器）、エコジョーズ（潜熱回収型給湯器）、エコウィル（ガス発電給湯器）、エネファーム（燃料電池）の６種類です。

平成 28 年度における補助件数は 33 件となり、補助金申込者に対して、東京都が実施する住宅の省エネ改修の補助制度等についての情報提供も行いました。

また、市においても新エネルギー・省エネルギー機器の導入を進めており、平成 28 年度は、新設する街路灯 52 基に LED 照明を採用し、LED 照明を用いた街路灯・防犯灯は合計 7,896 基になりました。その他にも、公立阿伎留医療センター敷地内における病児・病後児保育室や子育て支援拠点の整備工事に際し、太陽光発電設備や蓄電設備、高効率型の空調設備、ヒートポンプ式床暖房設備、LED 照明器具の導入を計画しました。

エネ－２　移動手段における地球温暖化対策の推進

１）エコドライブ等の推進

本市の温室効果ガス排出量の内訳を見ると、運輸部門からの排出量が最大となっています。この背景には、本市では自動車の利用頻度が高く、燃料使用量が多いことなどが推察されます。

燃料使用量の節減につながるエコドライブの推進のため、「わたしのエコドライブ宣言」をしていただいた方に、「エコドライブマグネットステッカー」を配布しています。平成 28 年度は、マグネットステッカーを新たに 14 枚配布し、配布したマグネットステッカー枚数は累計 464 枚となりました。

また、夏季の省エネ対策の一つとして、エコドライブの奨励を含めたチラシを作成し、町内会・自治会のご協力のもと、各家庭に回覧しました。

市においても、エコドライブを推進しています。平成 28 年度は、6 月の環境月間と 11 月のエコドライブ推進月間に、各部署にエコドライブの推進を呼びかけるとともに、エコドライブ推進マニュアルを配布し、エコドライブの効果等について周知を図りました。また、公用車への低公害車の導入など、燃料使用量の節減に向けた取組を進めています。

＜「森っこサンちゃん」エコドライブマグネットステッカー＞

エネー３　資源循環型社会の構築【再掲】

「生-2　資源循環型社会の構築」（15 頁）を参照してください。

エネー４　緑の活用

１）ゴーヤの苗等の市民配布

平成 28 年 5 月 14 日（土）に開催されたリサイクルフェアの会場内において、あきる野市環境委員会と共同で、グリーンカーテンの実施につながるゴーヤの苗・種、アサガオの種を配布しました。

- ゴーヤの苗　　900 ポット（1 人 3 ポット、300 人）
- ゴーヤの種　　100 袋　　（1 人 1 袋、1 袋 12 粒入）
- アサガオの種　260 袋　　（1 人 1 袋、約 15 粒入）

＜ゴーヤの苗配布の様子＞

＜ゴーヤの種配布の様子＞

２）グリーンカーテンコンテスト

ゴーヤやアサガオなどのつる性植物を育てて作る「グリーンカーテン」は、窓からの日射を防ぎ、室内の温度上昇を抑えることで、エアコンの使用抑制に貢献します。このため、植物の成長を楽しみながらできる夏の節電対策として、家庭や事業所、市の施設においても取組が進められています。市では、地球温暖化対策の推進と省エネルギーの意識啓発を図るため、グリーンカーテンのコンテストを実施し、優れた取組を広く周知しています。

優秀な取組については、平成 28 年 11 月 13 日（日）にあきる野市産業祭の会場で表彰を行いました。

■ 参加対象

その年の春以降、新たにつる性植物の種や苗を植え、住宅や施設などの建物にグリーンカーテンを設置した方（個人・団体）

■ 参加者

- 住宅部門（個人）　　９件
- 団体部門　　３件

■ 審査

あきる野市環境委員会から選出された審査員 6 人により、提出書類のほか、内容と現地の状況を確認し、景観や設置効果、独自の工夫、取組過程などについて採点を行い、その結果を参考に、環境委員会において審査を行いました。

・住宅部門（個人）

最優秀賞（1 件）

優秀賞（2 件）

新人賞（1 件）

特別賞（1 件）

・団体部門

最優秀賞（1 件）	
優秀賞（1 件）	特別賞（1 件）

3）グリーンカーテンの写真募集

グリーンカーテンの取組をより普及させるため、市内における「グリーンカーテン」と「グリーンカーテンに取り組む様子」の写真を募集し、市ホームページや産業祭などで紹介しました。

＜市民から寄せられたグリーンカーテンの取組の様子＞

＜市民から寄せられたグリーンカーテンの取組の様子＞

４ 人の活動分野

人－１ 情報の共有

１）一斉清掃

町内会・自治会、秋川漁業協同組合、ＰＴＡ等の協力により、春、秋の年２回、市内各地の道路や河川などの一斉清掃を実施しています。

あきる野市一斉清掃概要

	平成 28 年 春	平成 28 年 秋
参加人数（人）	16,232	14,589
回収量（t）	23.79	26.84

＜一斉清掃の様子＞

２）リサイクルフェア

資源循環型社会の構築に向け、ごみ減量化・資源化をはじめとする環境問題について、市民の皆さんの意識の啓発を図るため、春、秋の年２回、リサイクルフェアを実施しています。

あきる野市リサイクルフェア概要

	第 42 回	第 43 回
実施日	平成 28 年 5 月 14 日(土)	平成 28 年 11 月 12 日(土)
会 場	都立秋留台公園	都立秋留台公園
参加者数（人）	2,000（推定）	15,000（推定）

■ 主な催事

- フリーマーケット
- リサイクル品（家具等）再利用コーナー
- 修理屋さんコーナー（おもちゃ修理、包丁研ぎ）
- 資源集団回収団体表彰（優良３団体）
- ごみ会議コーナー
  （生ごみ堆肥化講習会、ごみ減量化の啓発）
- 環境問題啓発用絵画（図画）・ポスター展示コーナー
- 環境コーナー 廃食油石けんの無料配布 など

＜リサイクルフェアの様子＞

3）産業祭「エココーナー」

市民の皆さんの環境に対する関心を高めてもらうため、平成 28 年 11 月 12 日（土）、13 日（日）に開催された産業祭の会場内に「エココーナー」を設けました。

エココーナーでは、「環境展」としてグリーンカーテンコンテストの受賞者等の展示を行い、次年度に向けた取組の啓発を行うとともに、グリーンカーテンに一番多く使われていたゴーヤを使い、ゴーヤ入りドーナツの試食を提供しました。

また、市が取り組んでいる外来種対策を更に推進するため、外来種の分布状況を把握するためのアンケートの実施やはく製を展示したほか、森林レンジャーあきる野が調査を進めている市内の動植物や滝・沢、巨木などの地域資源の写真展示も行いました。

平成 28 年度の産業祭の来場者数は、2 日間で延べ約 54,000 人となりました。

＜産業祭「環境展」の様子＞

人－2　人材の育成

1）小さな子どものためのおさんぽ会

小さな子どもたちに、本市の恵まれた自然とじっくり向き合う機会を提供し、本市の自然環境の担い手となる人材を育成するため、環境委員会の下部組織である「森のようちえん部会」の主催により、未就学児とその保護者を対象とした「小さな子どものためのおさんぽ会」を実施しています。

＜おさんぽ会の様子＞

平成 28 年度は、横沢入、弁天山などを実施場所とし、8 回実施したほか、小峰ビジターセンターと連携し、これまでの参加者を対象とした「小さな子どものためのおさんぽ会」（特別企画）を 2 回実施しました。参加者数は計 229 人（通常回：182 人、特別企画：47 人）となりました。

2）小中学校における環境教育等の推進

市内小中学校では、環境月間（毎年 6 月）において、各学校の実態に応じた環境教育（エコキャップ運動、太陽光発電設備の教材化、地域の水田や畑を活用した体験学習）を実施しています。

また、食育の推進を図るため、平成 24 年度から食育授業を実施するとともに、各校の食育リーダーを集めた食育リーダー連絡会を年 3 回開催し、情報交換等を通じて、食に関する指導の充実を図りました。さらに、夏休み料理教室を秋川第一学校給食センター調理場で開催し、小学校 4～6 年生の児童、中学校の生徒、児童・生徒の保護者に参加していただきました。

平成 24 年 9 月 1 日に開校した「小宮ふるさと自然体験学校」では、子どもたちを中心に、自然とのふれあいや環境学習の場を提供することにより、心豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化を図るための自然体験活動の拠点として、市内外の学校や団体の自然体験事業などを実施しています。平成 28 年度は、全小学校において森林や環境について興味・関心を深める学習を実施しました。

小宮ふるさと自然体験学校利用状況（平成 28 年度）

利用形態	回数	利用人数
自然体験事業等	136 回	2,774 人
その他イベント等	183 回	2,624 人

＜体験活動の様子＞

３）森の子コレンジャー

次世代の森の守り人となる人材を育成するため、森林レンジャーあきる野と一緒に学び、森づくりを行う「森の子コレンジャー」を組織し、１ 年を通して活動しています。この活動では、「あきる野の自然と文化を守り引き継いでいく自然愛や郷土愛を持った人材が育つ」ことを目指しています。

平成 28 年度は、５月 15 日に始動式を行い、自然をより深く学ぶ活動として、子どもたちの研究心を要に、人と自然が共に暮らせることを目的とした活動を ８ 回実施しました。また、森の子コレンジャー有志やＯＢによる同窓会の活動も３回実施しました。

奥山の堅果類の実りが悪いと野生動物が人里まで降りてきてしまうことから、森の子コレンジャーの活動において、堅果類の豊凶調査を実施したほか、野生動物を誘引しないための注意喚起のポスターを作成し、小宮地区の各自治会の掲示板に掲示をしました。また、水生生物や小型野生動物が利用できるよう、ビオトープ作りにも取り組みました。

＜レンジャーから動物の説明を受けるコレンジャー＞

４）港区環境交流事業

あきる野市と港区は、互いに異なる環境を有していることから、地球温暖化対策の一環として、戸倉地区の刈寄地域に「みなと区民の森」を設けるなどの交流を図っています。その一環として、海に面した自然を有する港区と、山や川などの自然を有するあきる野市のそれぞれの特性を活かし、平成 18 年度から子どもたちの交流事業を実施しています。

平成 28 年度は、８月３日（水）に小学３・４年生 21 人（あきる野市 10 人・港区 11 人）が参加し、小宮ふるさと自然体験学校と周辺河川にて、「川遊びと夏野菜でカレー作り」を行いました。川遊びやあきる野市の地場産野菜を用いた調理体験を通じ、当市の豊かな自然環境について理解を深めることができました。

＜カレー作りの様子＞

＜川遊びの様子＞

5）市民参加と後継者等の育成

平成 21 年度から実施している自然環境調査の一環として、市民の方に、より自然を知ってもらい、より自然に親しんでもらうため、市民が参加できる体験型イベントを実施しています。

平成 28 年度は、「あきる野市自然環境調査部会動物班」の主催により、平井川の水生生物調査を行いました。この調査を通じ、参加者の皆さんに、本市の河川には様々な生物が生息していることや外来種が入り込んでいること等をお知らせすることができました。

また、「あきる野市環境委員会」と連携し、あきる野市産業祭に環境展を出展し、はく製（タヌキ、アライグマ、ハクビシン）を直接比べられるようにする、背景に生息・生育場所を展示するなど、展示の仕方を工夫することで、在来種と外来種の違い等を学んでいただきました。

人材育成の一環として、環境保全につながる取組を担う後継者等を育成するため、「森林サポートレンジャーあきる野」の取組を継続したほか、農業後継者の育成支援として新規就農希望者 2 人に研修を実施しました。また、市とともに有害鳥獣対策や外来種対策に取り組む「あきる野の農と生態系を守り隊」の隊員 45 人に対し、技能講習や免許更新等を支援する事業を継続しました。

自然環境調査におけるイベントの概要

	水生生物調査
実施日	平成 28 年 8 月 14 日（日）
参加人数	35 人
主　催	自然環境調査部会 動物班

＜水生生物調査の様子＞

＜採集した生き物の観察の様子＞

人－3　協働体制の構築

1）環境委員会

「あきる野市環境委員会」は、環境基本計画の望ましい環境像である「歩きたくなるまち　住みたくなるまち　あきる野」の達成を目指す、市民・事業者・市の協働組織であり、市民 14 人（公募 6 人、地区の代表 6 人、団体 2 人）、事業者 4 人、市職員 2 人の計 20 人で構成しています。

環境基本計画の施策の進捗状況の点検評価を行うとともに、市民・事業者・市の協働による取組を企画し、推進しています。

平成 28 年度は、計 6 回の会議を開催しました。また、環境に関する活動などを学ぶため、『「知る」活動』を行っています。啓発活動としては、グリーンカーテン普及のため、5 月に開催されたリサイクルフェアでのゴーヤの苗と種やアサガオの種の配布、グリーンカーテンコンテストの審査、産業祭での「環境展」出展などの啓発活動を行いました。

＜会議の様子＞

＜「知る」活動（地球温暖化に関する環境学習会）の様子＞

開　催　日		内　容	
第三期	平成 28 年　4 月 27 日	第 17 回会議	1　平成 27 年度実績及び平成 28 年度活動スケジュールについて 2　平成 28 年度施策進捗状況調査について 3　第 5 回グリーンカーテンコンテストについて 4　リサイクルフェアにおけるゴーヤの苗・種の配布について 5　今後の「知る」活動について
	5 月 14 日	啓発活動	リサイクルフェア（環境啓発コーナー）参加 1　グリーンカーテン用植物の苗・種の配布 2　グリーンカーテン啓発チラシ等の配布 3　緑の募金の呼びかけ
	6 月　1 日	「知る」活動	檜原地区における花粉対策事業の見学
	6 月 20 日	第 18 回会議	1　グリーンカーテンコンテスト及び写真募集について 2　環境基本計画施策進捗状況の点検について
	8 月　8 日 9 日	啓発活動	グリーンカーテン啓発事業の実施 グリーンカーテンコンテストの現地確認
	8 月 26 日	第 19 回会議	1　環境基本計画施策進捗状況の点検評価の確認について 2　環境基本計画等に対する環境委員会からの意見のとりまとめについて 3　環境白書第 2 章の構成について 4　グリーンカーテンコンテスト及び写真募集について
	9 月 16 日	啓発活動	グリーンカーテン啓発事業の実施 グリーンカーテンコンテスト審査会の開催
	9 月 27 日	第 20 回会議	1　グリーンカーテンコンテストの審査について 2　環境白書について 3　産業祭における「環境展」の出展内容について
第四期	10 月 19 日	第 1 回会議	1　委員長、副委員長、環境委員会からの代表委員の選出などについて 2　環境委員会の活動（「知る」活動）について 3　産業祭における「環境展」の出展内容について
	11 月 12 日 13 日	啓発活動	環境展（産業祭エココーナー）参加 1　グリーンカーテンコンテスト結果等の展示 2　「ゴーヤのれしぴ」の配布 3　ゴーヤ入り焼きドーナツの試食 4　生物多様性（外来種対策）の展示 5　外来種に関するアンケートの実施
	11 月 13 日	啓発活動	グリーンカーテンコンテスト入賞者表彰 （産業祭会場）
	12 月　6 日	「知る」活動	小宮ふるさと自然体験学校の見学等
	平成 29 年　1 月 31 日	「知る」活動	地球温暖化に関する環境学習会
	2 月 20 日	第 2 回会議	1　グリーンカーテン関連事業について 2　環境基本計画等の施策進捗状況調査について
	3 月 14 日	「知る」活動	めざせ健康あきる野 21「出前講座」の受講等

２）ホタルの里づくりと清流保全

地域における自然環境の保全と住みよいまちづくりを推進するため、町内会・自治会を中心に行うホタルの里づくり事業について、補助金の交付を行っています。平成 28 年度は、４団体に補助金を交付し、１団体にホタルの保全活動を委託しました。

また、市内の河川の浄化と河川環境の保全を図ることにより、良好な水質や水量が確保された流水と親しみある水辺環境とが織り成す清流を守り残すため、「清流保全協力員」により河川のパトロールや水質調査、ホタルの生息状況の調査などを実施しています。

３）生きもの会議

「あきる野市生きもの会議」は、生物多様性あきる野戦略の推進に向け、市内に生息し、又は生育する希少生物の保全方策等の検討を行う組織であり、平成 28 年３月 18 日（金）から活動を開始しました。識見を有する者５人、公募による市民４人、事業者４人、各種団体からの代表者６人、地方公共団体の職員１人の計 20 人で構成しています。

平成 28 年度は、計４回の会議を開催し、「あきる野市生物多様性保全条例」などについて議論を重ねました。

開　催　日	内　容	
平成 28 年　9 月　1 日	第 1 回 会議	1　生物多様性保全条例とは 2　（仮）生物多様性保全条例について
10 月 14 日	第 2 回 会議	1　（仮）生物多様性保全条例について
12 月 12 日	第 3 回 会議	1　（仮）生物多様性保全条例について 2　（仮）生物多様性保全条例施行規則について 3　（仮）生物多様性保全条例の制定に伴う支援制度の創設について
平成 29 年　2 月 27 日	第 4 回 会議	1　（仮）生物多様性保全条例及び同施行規則について 2　関係機関との調整結果について

第2章　施策の進捗状況

本章では、環境基本計画の概略、重点施策と一般施策に関する進捗状況について報告します。
また、環境基本計画の分野別計画である生物多様性あきる野戦略、地球温暖化対策地域推進計画の概略と施策の進捗状況も併せて報告します。

1　環境基本計画の施策の進捗状況

1―1　環境本計画とは

1）概　要

第二次あきる野市環境基本計画は、環境基本条例第8条に基づいて策定するものであり、持続的発展が可能な社会の実現に向けて、環境の保全、回復及び創造に関する基本的な施策の方向性等を示すことを目的としています。

また、環境基本計画は、「あきる野市総合計画」の環境分野を担う計画であり、本市の環境行政の根幹をなすものです。また、「あきる野戦略」などの環境分野における個別計画等（以下「分野別計画」という。）の最上位となるもので、これらを体系付ける役割を担っています。

推進に当たっては、「あきる野市都市計画マスタープラン」などの他の分野の個別計画と連携して、調整を図っていくこととなります。

2）望ましい環境像

環境基本計画では、あきる野市の環境の特性と課題を踏まえ、21 世紀半ばを見据えた望ましい環境像と、その実現に向けた４つの分野別の方針を設定しています。

【あきる野市の望ましい環境像】

歩きたくなるまち　住みたくなるまち　あきる野

《自然環境分野の方針》
豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ

《生活環境分野の方針》
快適で緑あふれる循環型のまちの創出

《エネルギー環境分野の方針》
市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進

《人の活動分野の方針》
将来に向かって市民・事業者・市が協働する

3）施策の体系

環境基本計画では、望ましい環境像の実現に向けた分野別の方針の実現に向けて、実施すべき施策を示しています。

分野別方針	施策の柱	施策	重点施策
《自然環境分野》 豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ	自－1 基礎情報の調査・収集	①生物多様性の把握・モニタリングの継続	【重点施策Ⅰ】自－1②保全・再生・活用すべき場所の抽出 ・市内各所の評価の実施 ・保全等すべき場所の抽出
		②保全・再生・活用すべき場所の抽出	
		③生物多様性に関する情報の共有化	
	自－2 生物多様性の保全	①生物多様性を保全する仕組みづくり	【重点施策Ⅱ】自－2①生物多様性を保全する仕組みづくり ・区域指定などの仕組みづくり ・区域の指定など ・基金の運用など
		②有害鳥獣対策及び外来種対策の推進	
		③生態系の保全に向けた取組の推進	
	自－3 生物多様性の創出	①恵み豊かな緑と水の創出	【重点施策Ⅲ】自－3①恵み豊かな緑と水の創出 ・森林に関する取組 ・魅力あふれる川づくりに関する取組
		②市街地における緑の保全・創出	
	自－4 生物多様性の活用	①地産地消の推進	【重点施策Ⅳ】自－4③生物多様性を活かした観光振興 ・秋川流域ジオパーク構想の推進 ・観光拠点の運営・整備 ・観光ルートの設定など ・渓流を活かした取組
		②生物多様性を活かした商品等の開発	
		③生物多様性を活かした観光振興	
《生活環境分野》 快適で緑あふれる循環型のまちの創出	生－1 公害対策の推進	①公害の防止	【重点施策Ⅴ】生－1②自動車による環境負荷の低減 ・自動車の燃料使用量の節減 ・公共交通機関の利用促進
		②自動車による環境負荷の低減	
	生－2 資源循環型社会の構築	①ごみの発生抑制に関する施策（3Rの推進）	【重点施策Ⅵ】生－2①ごみの発生抑制に関する施策（3Rの推進）
		②資源循環型社会に向けたシステムづくり	
		③環境に配慮した収集・処理の推進	
	生－3 緑あふれる快適なまちづくりの推進	①市街地における緑の保全・創出【再掲】	
		②清潔なまちづくり	
		③快適で魅力あふれるまちづくり	
《エネルギー環境分野》 市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進	エネ－1 省エネの推進	①家庭生活や事業活動における省エネの推進	【重点施策Ⅶ】エネ－1①家庭生活や事業活動における省エネの推進 ・省エネ型活動の推進 ・環境に配慮した消費行動の実践・奨励 ・市の事務事業における省エネの取組
		②建物・設備における省エネの推進	

分野別方針	施策の柱	施策	重点施策
《エネルギー環境分野》 市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進	エネー２ 移動手段における地球温暖化対策の推進	①自動車の燃料使用量の節減	【重点施策Ⅷ】エネ―2①自動車の燃料使用量の節減 ・エコドライブの推進 ・次世代自動車等の普及促進 ・公用車における燃料使用量の節減
		②移動手段の転換等	
	エネー３ 資源循環型社会の構築【再掲】	①ごみの発生抑制に関する施策（3Rの推進）【再掲】	
		②資源循環型社会に向けたシステムづくり【再掲】	
		③環境に配慮した収集・処理の推進【再掲】	
	エネー4 緑の活用	①森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加	【重点施策Ⅸ】エネ―4①森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加 ・森林の保全 ・森林の活用
		②市街地における緑を活かした地球温暖化対策の推進	
		③地球温暖化対策につながる地産地消の推進	
《人の活動分野》 将来に向かって市民・事業者・市が協働する	人ー１ 情報の共有	①環境に関する情報収集や情報提供	
		②情報等を共有する機会の創出	
	人ー2 人材の育成	①次世代を担う子ども達の育成	【重点施策Ⅹ】人ー2①次世代を担う子ども達の育成 ・小中学校における環境教育の継続 ・様々な場面や場所における環境教育の継続・充実
		②後継者等の育成	
		③普及啓発の実施（イベントなど）	
	人ー3 協働体制の構築	①協働体制の整備	【重点施策Ⅺ】人ー3①協働体制の整備 ・各種委員会等の運営 ・活動団体への支援
		②協働の機会の創出	

1―2 施策進捗状況評価

重点施策、一般施策・事業の進捗状況、評価結果を報告します。各担当課の実績等については、資料編をご覧ください。

＜凡例＞

【重点施策、一般施策・事業の評価基準について】

S	予定以上に実施した。
A	予定どおりに実施した。
B	実施しているが、予定どおりに実施できなかった。
C	実施していない。
F	事業が完了（終了）した。

【重点施策の展開スケジュールの実績について】

S	
A	
B	
C	
F	完了（終了）

※重点施策の展開スケジュールに対し、進捗状況の評価を左図のように示しています。

自然環境分野

自―1 基礎情報の調査・収集

【目標】

- 生物調査等が実施され、生物多様性の現状等が把握されている。
- 生物多様性の現状等から、保全・再生・活用すべき場所の抽出が進められている。
- 生物多様性の現状等の情報を推進主体間で共有するための手法が確立されている。

① 生物多様性の把握・モニタリングの継続

ⅰ）各種調査の継続・実施

ⅱ）調査結果の収集

ⅲ）情報の集約

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
ⅰ）	自然環境調査の継続	環境政策課	A
	森林レンジャーによる各種調査の継続	環境政策課	A
	河川の水質調査	生活環境課	A
	地下水汚染調査	生活環境課	A
	湧水調査	生活環境課	A
	専門機関等との連携による調査の検討	環境政策課	A
ⅱ）	市民などによる調査の結果の収集	環境政策課	A
ⅲ）	生物多様性に関する各種情報の整理・集約	環境政策課	A
	生物目録の作成・更新	環境政策課	B
	生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	環境政策課	A

②保全・再生・活用すべき場所の抽出【重点】

ⅰ）市内各所の評価の実施

ⅱ）保全等すべき場所の抽出

＜重点施策の展開スケジュール＞

		年　度					平成 28 年度評価
			H28	H29	H30	H31	H32	
ⅰ）市内各所の評価の実施								
・各種情報の地図情報化 〔環境政策課〕	予定	情報収集・手法検討				継続・着手		A
	実績							
・生物多様性に関する市内各所の評価 （森林の環境面からの機能評価など） 〔環境政策課〕	予定	調査・情報収集			情報整理・評価			A
	実績							

	年　度						平成 28 年度 評価
		H28	H29	H30	H31	H32	
ⅱ）保全等すべき場所の抽出							
・保全・再生・活用すべき場所の抽出〔環境政策課〕	予定	調査・検討		調査抽出	調査・検討		A
	実績						

③生物多様性に関する情報の共有化

ⅰ）様々な方策による情報発信

ⅱ）情報発信する内容の工夫

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
ⅰ）	各種リーフレットの作成・公開	環境政策課	A
	水と緑のマップの充実	環境政策課	B
	生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に対する意識啓発を目的とした講座の実施）	環境政策課	A
	生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	環境政策課	A
ⅱ）	森の魅力発信	環境政策課	A
	みどりの大切さの発信	環境政策課	B
	農地の環境面からの機能の発信	農林課	A
	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む）	環境政策課 生活環境課	A

自－2　生物多様性の保全

【目標】

- 「（仮称）生物多様性保全条例」の制定などにより、生物多様性を保全するための仕組みが構築されている。
- 有害鳥獣対策や外来種対策が継続・拡大している。
- 個々の生態系に即した保全の取組が進められている。

①生物多様性を保全する仕組みづくり【重点】

ⅰ）区域指定などの仕組みづくり

ⅱ）区域の指定など

ⅲ）基金の運用など

＜重点施策の展開スケジュール＞

		年　度					平成28年度評価
			H28	H29	H30	H31	H32	
ⅰ）区域指定などの仕組みづくり								
・（仮称）生物多様性保全条例の制定〔環境政策課〕	予定	制定	運用				認知度把握	B
	実績							
・市民・観光客向けカントリーコードの設定〔環境政策課〕	予定	検討	設定	周知				A
	実績							
・あきる野市版レッドリストの作成〔環境政策課〕	予定	検討・リスト作成						A
	実績							
ⅱ）区域の指定など								
・生物多様性保全区域の指定〔環境政策課〕	予定	検討	指定制度運用					A
	実績							
・重要地域の公有地化〔環境政策課〕	予定	公有地化の検討						A
	実績							
・保存緑地の指定〔環境政策課〕	予定	実施						A
	実績							
・文化財の指定・保護〔生涯学習スポーツ課〕	予定	実施						A
	実績							

	年　度						平成28年度評価
		H28	H29	H30	H31	H32	
ⅲ）基金の運用など							
・郷土の恵みの森づくり事業基金の運用〔環境政策課〕	予定	継続					A
	実績						
・生物多様性保全基金の創出の検討〔環境政策課〕	予定	検討		創出			A
	実績						
・地球温暖化対策とタイアップしたクレジット制度導入の検討〔環境政策課〕	予定	情報収集・検討					A
	実績						

②有害鳥獣対策及び外来種対策の推進

ⅰ）有害鳥獣対策及び外来種対策の効率化

ⅱ）有害鳥獣対策の継続・拡大

ⅲ）外来種対策の継続・拡大

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
ⅰ）	効率的かつ効果的な手法の検討・実施	環境政策課 農林課	A
ⅱ）	有害鳥獣対策の実施	農林課	A
ⅲ）	外来種対策（アライグマ・ハクビシン）の実施	環境政策課	A
	特定外来生物対策の実施	環境政策課	A
	外来種対策の拡大・強化の検討	環境政策課	A
	東京都、近隣市町村と連携した外来種対策の推進	環境政策課	A

③生態系の保全に向けた取組の推進

ⅰ）総合的な緑地の保全や緑化の推進に関する取組

ⅱ）森林に関する取組

ⅲ）里山に関する取組

ⅳ）農地に関する取組

ⅴ）河川に関する取組

ⅵ）地下水・湧水に関する取組

ⅶ）崖線緑地に関する取組

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
ⅰ）	あきる野市緑の基本計画の改定	都市計画課	B
ⅱ）	郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の保全）	環境政策課	A
	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の保全）	農林課	A
	森林保全・活用のための整備の推進（森林の保全）	環境政策課 農林課	A
ⅲ）	（里山における）モデル地区での保全管理活動の実践（菅生地区など）	環境政策課	A
	里山の保全策の検討	環境政策課	A
ⅳ）	農地の適正管理と活用（生産緑地制度の推進・管理・追加指定、市民農園制度の活用・取組方策の検討（遊休農地の活用ほか））	農林課 都市計画課	A
ⅴ）	河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全	生活環境課 建設課	A
	清流保全協力員活動の継続	生活環境課	A
	事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続	生活環境課	A
	生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	生活環境課 管理課	A
ⅵ）	地下水保全対策の継続（揚水規制）	生活環境課 農林課	A
	湧水保全対策（湧水調査、湧水のＰＲ、雨水地下浸透の促進）の継続	生活環境課 都市計画課	A
ⅶ）	崖線地区の保全	環境政策課 都市計画課	A

自－3　生物多様性の創出

【目標】

- 「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」に基づく森林保全・林業振興策等の推進により森林の生物多様性が向上している。
- 秋川の河川環境が向上し、「江戸前アユ」の復活やヤマメ等の魚類の生息数や生息環境の回復が図られている。
- 公共施設をはじめ、市街地や崖線の緑の充実・拡大が図られている。

①恵み豊かな緑と水の創出【重点】

ｉ）森林に関する取組

ⅱ）魅力あふれる川づくりに関する取組

＜重点施策の展開スケジュール＞

		年　度					平成28年度 評価
			H28	H29	H30	H31	H32	
ｉ）森林に関する取組								
・森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の創出）〔農林課〕	予定	計画改定	継続					A
	実績							
・郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）〔環境政策課〕	予定	継続・参加団体増加						A
	実績							
・アニマルサンクチュアリ活動の継続〔環境政策課〕	予定	継続						A
	実績							
・森林保全・活用のための整備の推進（森林の創出）〔環境政策課・農林課〕	予定	継続						A
	実績							
・市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信する〔農林課〕	予定	活用・拡大・魅力発信						A
	実績							

	年　度						平成28年度評価
		H28	H29	H30	H31	H32	
ⅱ）魅力あふれる川づくりに関する取組							
・河川環境の維持・向上〔環境政策課・管理課〕	予定	検討・実施・対応					A
	実績						
・魚道の整備〔農林課〕	予定	協議					A
	実績						
・魚類が産卵しやすい川づくり〔農林課〕	予定	維持管理の継続					A
	実績						
・稚魚の放流〔農林課〕	予定	実施支援					A
	実績						
・川魚（江戸前アユ）の復活などの魚類の保護の推進〔農林課〕	予定	準備	推進	周知	定着		A
	実績						
・河川環境の向上についての検討〔環境政策課〕	予定	検討					A
	実績						

②市街地における緑の保全・創出

ⅰ）公共施設などの緑の充実・拡大

ⅱ）市街地の緑化の推進

ⅲ）崖線の緑の回復・充実

関連する施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
ⅰ）	公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の緑の適正管理）	関係各課	B
	公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の緑の拡大）	関係各課	B
ⅱ）	緑化の推進（工場立地法、緑地保全条例、あきる野市宅地開発等指導要綱）	環境政策課 都市計画課	A
	住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）	環境政策課	A
	農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	B
ⅲ）	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	地域防災課 環境政策課	A

自－4　生物多様性の活用

【目標】

- 生物多様性の恵みである地域の農畜産物や地元産材の地産地消が定着している。
- 豊かな生物多様性に着目した商品開発や地域のブランド化が図られている。
- 豊かな生物多様性を地域資源として活用し、観光振興などにより地域活性化に貢献している。

①地産地消の推進

ｉ）農畜産物における取組

ⅱ）地元産材における取組

関連する施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
ｉ）	地産地消型農業の推進	農林課	A
	農畜産物などの地産地消の推進	農林課	A
ⅱ）	森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加、間伐材などの積極的活用）	農林課	A
	公共施設における地元産材の使用促進	施設営繕課	A

②生物多様性を活かした商品等の開発

ｉ）地域ブランドの普及拡大など

関連する施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
ｉ）	「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大	観光商工課	A
	「秋川渓谷」のブランド化の推進	観光まちづくり活動課	A
	「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	環境政策課 観光商工課 観光まちづくり活動課	A

③生物多様性を活かした観光振興【重点】

ⅰ）秋川流域ジオパーク構想の推進

ⅱ）観光拠点の運営・整備

ⅲ）観光ルートの設定など

ⅳ）渓流を活かした取組

		年　度					平成28年度評価
			H28	H29	H30	H31	H32	
ⅰ）秋川流域ジオパーク構想の推進								
・秋川流域ジオパーク構想の推進 〔観光まちづくり活動課〕	予定	継続			認定	定着・活用		A
	実績							
ⅱ）観光拠点の運営・整備								
・武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化 〔観光まちづくり活動課〕	予定	方向性の統一						A
	実績							
・秋川渓谷戸倉体験研修センターの運営 〔観光まちづくり活動課〕	予定	運営・意識啓発						A
	実績							
ⅲ）観光ルートの設定など								
・あきる野百景などの観光スポットの周知・活用 〔環境政策課・観光商工課〕	予定	公開・周知の継続						A
	実績							
・各種マップの作成 〔観光まちづくり活動課など〕	予定	見直し・更新						A
	実績							
・古道・散策コース（フットパス）及び景観の整備 〔環境政策課〕	予定	補修・整備の継続						A
	実績							
・観光ボランティアガイドの育成 〔観光まちづくり活動課など〕	予定	ボランティアガイドの育成						A
	実績							
・各種ルートの設定（散歩道・遊歩道） 〔観光まちづくり活動課など〕	予定	ルート設定の継続						A
	実績							
ⅳ）渓流を活かした取組								
・釣りなどのレジャーへの活用 〔観光商工課など〕	予定	釣り場観光拠点の整備						A
	実績							
・バーベキュー場の維持管理 〔観光商工課〕	予定	管理の継続						A
	実績							

生活環境分野

生－1　公害対策の推進

【目標】

- 大気や水質、騒音、振動などに関する環境調査の継続により、公害に関する現状把握や情報提供の仕組みが維持されている。
- 大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などの公害対策が継続され、良好な環境の維持・向上が図られている。
- エコドライブの実施や移動手段の転換により、自動車による環境負荷の低減が図られている。

①公害の防止

ⅰ）環境調査の継続と生活環境に関する情報の収集・公開
ⅱ）大気汚染対策・悪臭対策の充実
ⅲ）水質汚濁対策の充実
ⅳ）騒音防止対策の充実
ⅴ）有害化学物質対策の充実
ⅵ）その他の公害対策・生活環境保全策の充実

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
ⅰ）	環境調査の継続	生活環境課	A
	生活環境に関する情報の収集・公開	生活環境課	A
ⅱ）	粉じん防止対策の充実	生活環境課	A
	悪臭防止対策の充実	生活環境課	A
ⅲ）	【再】事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続	生活環境課	A
	【再】生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	生活環境課 管理課	A
	下水道の整備	管理課	B
	下水道事業認可区域外の地域における汚水処理施設設置検討	管理課	A
ⅳ）	工場・事業場からの騒音防止対策の充実	生活環境課	A
	道路交通騒音対策の実施（東京都等への要望）	建設課	A

関連する施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
iv）	近隣騒音防止対策の充実（啓発・指導）	生活環境課	A
	航空騒音対策の実施（関係機関への要請）	企画政策課	A
v）	有害化学物質に係る情報の充実（情報提供）	生活環境課	A
	有害化学物質の適正管理の促進（届出に係る指導）	生活環境課	A
vi）	振動防止対策の充実（苦情に伴う指導）	生活環境課	A
	土壌汚染対策の実施（調査や対策の指導等）	生活環境課	A
	家畜のふん尿等の衛生管理の推進（指導、巡回指導、排せつ物処理施設の整備）	農林課	A
	【再】地下水保全対策の継続（揚水規制）	生活環境課 農林課	A
	【再】湧水保全対策（湧水調査、湧水のＰＲ、雨水地下浸透の促進）の継続	生活環境課 都市計画課	A
	光害防止対策の研究	生活環境課	A

②自動車による環境負荷の低減【重点】

ⅰ）自動車の燃料使用量の節減

ⅱ）公共交通機関の利用促進

＜重点施策の展開スケジュール＞

	年　度						平成 28 年度評価
		H28	H29	H30	H31	H32	
ⅰ）自動車の燃料使用量の節減							
・エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る 〔環境政策課〕	予定	情報提供の継続					A
	実績						
・エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など） 〔環境政策課〕	予定	普及の推進					A
	実績						
・公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進する 〔環境政策課〕	予定	推進の継続					A
	実績						
・職員を対象としたエコドライブ講習会を実施する 〔総務課・環境政策課〕	予定	講習会の実施					A
	実績						
・次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る 〔環境政策課〕	予定	情報提供・普及啓発					A
	実績						
・次世代自動車の開発動向に対応した施策の実施（水素ステーションの設置研究など） 〔環境政策課〕	予定	情報収集・実施検討					A
	実績						
・公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入する 〔総務課・地域防災課〕	予定	導入の推進					A
	実績						

	年　度						平成 28 年度評価
		H28	H29	H30	H31	H32	
ⅱ）公共交通機関の利用促進							
・移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る 〔環境政策課〕	予定	情報提供の継続					B
	実績						
・徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続する（庁内） 〔総務課・環境政策課〕	予定	継続					A
	実績						

生ー2 資源循環型社会の構築

【目標】

- 資源と集団回収を除く一人一日当たりのごみ排出量について、平成２２年度（２０１０年度）に対し約９％（５６g／人・日）削減する。
- 平成２２年度（２０１０年度）に約２７％だったリサイクル率について、約３５％まで増加させる。
- ごみの減量化や資源化（リサイクル）、処理処分を行う施設の充実が図られている。

①ごみの発生抑制に関する施策（3R の推進）【重点】

＜重点施策の展開スケジュール＞

	年度						平成 28 年度
		H28	H29	H30	H31	H32	評価
・ごみ会議の運営・推進 〔生活環境課〕	予定	情報発信・活動推進					A
	実績						
・ごみ減量・リサイクル意識の啓発（「へらすぞう」の発行） 〔生活環境課〕	予定	発行・意識啓発					A
	実績						
・生ごみリサイクルの促進 〔生活環境課〕	予定	補助・貸与・普及の継続					A
	実績						
・落ち葉の堆肥化の推進 〔生活環境課〕	予定	適正管理の推進					A
	実績						
・水切りの徹底 〔生活環境課〕	予定	啓発の継続					A
	実績						
・リサイクルフェア等のイベントの実施 〔生活環境課〕	予定	継続・検討		新規イベントの実施			A
	実績						
・廃食油の有効利用の促進 〔生活環境課〕	予定	支援の継続					A
	実績						
・省資源化の推進 〔生活環境課〕	予定	マイバック推奨の継続					A
	実績						
・グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の推進 〔生活環境課〕	予定	継続					A
	実績						
・事業者へのごみ減量啓発 〔生活環境課〕	予定	減量の推進					A
	実績						

②資源循環型社会に向けたシステムづくり

＜施策・事業＞

関連する施策・事業	担当課	平成 28 年度評価
ごみの戸別収集・有料化の継続	生活環境課	A
資源集団回収の推進	生活環境課	A
資源回収の充実	生活環境課	A
新たなリサイクルシステムの検討	生活環境課	A
放置自転車リサイクルの実施	地域防災課	A
最終処分場掘り起こし再生	生活環境課	A

③環境に配慮した収集・処理の推進

＜施策・事業＞

関連する施策・事業	担当課	平成 28 年度評価
直接搬入ごみの受入れ	生活環境課	A
環境低負荷型の収集の実現	生活環境課	A
清掃工場の適正管理	生活環境課	A

生－３　緑あふれる快適なまちづくりの推進

【目標】

- 市街地に緑があふれ、誰もが身近にふれあえるまちになっている。
- ごみのない、清潔なまちづくりに向け、多様な主体が連携して取り組んでいる。
- 誰もが思わず歩きたくなるような魅力的な街並みが形成されている。

【再掲】①市街地における緑の保全・創出

【再掲】ⅰ）公共施設などの緑の充実・拡大

【再掲】ⅱ）市街地の緑化の推進

【再掲】ⅲ）崖線の緑の回復・充実

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
ⅰ）	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の緑の適正管理）	関係各課	B
	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の緑の拡大）	関係各課	B
ⅱ）	【再】緑化の推進（工場立地法、緑地保全条例、あきる野市宅地開発等指導要綱）	環境政策課 都市計画課	A
	【再】住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）	環境政策課	A
	【再】農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	B
ⅲ）	【再】住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	地域防災課 環境政策課	A
	【再】保存緑地の指定	環境政策課	A

②清潔なまちづくり

ⅰ）清潔な街並みの維持

ⅱ）ポイ捨ての防止等

ⅲ）空き地・空き家の適正管理

ⅳ）ペットの適正飼育

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
ⅰ）	不適正な屋外広告物（看板等）の指導、撤去	管理課	A
	電線地中化の促進など	管理課	A
	道路・公園・公共施設等の適正管理	生活環境課 管理課 建設課	A
ⅱ）	たばこ・ごみのポイ捨て防止（意識啓発）	環境政策課 生活環境課	A
	一斉清掃の実施	生活環境課	A
	ボランティア袋の配布や収集ごみの回収など	生活環境課	A
	ポイ捨て防止などの対策の研究	環境政策課 生活環境課	S
	不法投棄対策の充実	生活環境課	A
ⅲ）	空き地の適正管理	生活環境課	A
	空き家対策の検討	都市計画課	B
ⅳ）	ペットの飼い方等の意識啓発	健康課	A
	ペットの飼い方等に関する苦情対策	生活環境課 健康課	A

③快適で魅力あふれるまちづくり

＜施策・事業＞

関連する施策・事業	担当課	平成 28 年度評価
地区計画などを活かした良好な街並みづくり（土地区画整理事業区域・線引き変更箇所）	区画整理推進室	A
歩きやすいみちづくり（散策路、遊歩道の整備）	観光商工課 観光まちづくり活動課 環境政策課	A
市民参加型のまちづくりに向けた意識啓発	環境政策課 都市計画課 区画整理推進室	B

エネルギー環境分野

エネー1　省エネの推進

【目標】

- 家庭や事業所、公共施設における省エネが定着し、エネルギー使用量の削減が図られている。
- 市民等におけるマイバッグの持参やグリーン購入などの環境に配慮した消費行動が定着している。
- 家庭や事業所に再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器が積極的に導入されている。

① 家庭生活や事業活動における省エネの推進【重点】

ⅰ）省エネ型活動の推進

ⅱ）環境に配慮した消費行動の実践・奨励

ⅲ）市の事務事業における省エネの取組

＜重点施策の展開スケジュール＞

	年度						平成28年度評価
		H28	H29	H30	H31	H32	
ⅰ）省エネ型活動の推進							
・省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発〔環境政策課〕	予定	継続				実施率把握	A
	実績						
・環境家計簿などの普及拡大〔環境政策課〕	予定	継続				認知度把握	A
	実績						
・エネルギーマネジメントに関する情報収集や情報提供、普及啓発〔環境政策課〕	予定	継続					A
	実績						
ⅱ）環境に配慮した消費行動の実践・奨励							
・グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発〔環境政策課・生活環境課〕	予定	継続				実施率把握	A
	実績						
ⅲ）市の事務事業における省エネの取組							
・こまめな消灯などの省エネの推進（庁内）〔総務課〕	予定	継続					A
	実績						
・環境に配慮した消費行動の実践（庁内）〔総務課〕	予定	継続					A
	実績						
・公共施設におけるエネルギーマネジメントの実施〔関係各課〕	予定	エネルギー管理の継続・実施					A
	実績						

② 建物・設備における省エネの推進

ⅰ）再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入

ⅱ）建物自体の省エネ化の推進

ⅲ）公共施設等における取組

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
ⅰ）	再生可能エネルギー技術や省エネルギー技術などの情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課	A
	家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援	環境政策課	A
ⅱ）	スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課	A
ⅲ）	再生可能エネルギー設備・機器の導入	施設営繕課ほか	A
	省エネルギー設備・機器の導入（街路灯の LED 化など）	施設営繕課 建設課ほか	A
	ESCO 事業などによる省エネ改修の実施検討	施設営繕課ほか	A

エネ―2　移動手段における地球温暖化対策の推進

【目標】

- エコドライブの定着や次世代自動車の普及により、運輸部門における二酸化炭素排出量が削減されている。
- 公共交通機関、自転車などの積極的利用が図られている。

① 自動車の燃料使用量の節減【重点】

ⅰ）エコドライブの推進

ⅱ）次世代自動車等の普及促進

ⅲ）公用車における燃料使用量の節減

＜重点施策の展開スケジュール＞

	年　度						平成 28 年度 評価
		H28	H29	H30	H31	H32	
ⅰ）エコドライブの推進							
・【再】エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る〔環境政策課〕	予定	情報提供の継続				実施率把握	A
	実績						
・【再】エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）〔環境政策課〕	予定	普及の推進				実施率把握	A
	実績						
ⅱ）次世代自動車等の普及促進							
・【再】次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る〔環境政策課〕	予定	情報提供・普及啓発					A
	実績						
・【再】次世代自動車の開発動向に対応した施策の実施（水素ステーションの設置研究など）〔環境政策課〕	予定	情報収集・実施検討					A
	実績						
ⅲ）公用車における燃料使用量の節減							
・【再】公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進する〔環境政策課〕	予定	継続					A
	実績						
・【再】職員を対象としたエコドライブ講習会を実施する〔総務課・環境政策課〕	予定	講習会の実施					A
	実績						
・【再】公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入する〔総務課・地域防災課〕	予定	導入の推進					A
	実績						

② 移動手段の転換等

ⅰ）移動手段の転換に伴う効果の周知

ⅱ）公共交通機関の利便性向上

ⅲ）自転車の利用拡大

ⅳ）市の事務事業における移動手段の転換等

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
ⅰ）	【再】移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	B
ⅱ）	公共交通事業者と連携し、公共交通機関の利便性向上に向けた取組を継続する	企画政策課	A
ⅲ）	必要に応じて駐輪場を整備する	地域防災課	A
	自転車優遇策の研究及び検討	環境政策課	B
	自転車のさらなる有効活用方策の検討	環境政策課	A
ⅳ）	【再】徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続する（庁内）	総務課 環境政策課	A

【再掲】エネ―3　資源循環型社会の構築

【目標】

- 資源と集団回収を除く一人一日当たりのごみ排出量について、平成２２年度（２０１０年度）に対し約９％（５６g／人・日）削減する。
- 平成２２年度（２０１０年度）に約２７％だったリサイクル率について、約３５％まで増加させる。
- ごみの減量化や資源化（リサイクル）、処理処分を行う施設の充実が図られている。

【再掲】①ごみの発生抑制に関する施策（３Ｒの推進）【重点】

＜重点施策の展開スケジュール＞

	年　度						平成 28 年度 評価
		H28	H29	H30	H31	H32	
・【再】ごみ会議の運営・推進〔生活環境課〕	予定	情報発信・活動推進					A
	実績						
・【再】ごみ減量・リサイクル意識の啓発（「へらすぞう」の発行）〔生活環境課〕	予定	発行・意識啓発					A
	実績						
・【再】生ごみリサイクルの促進〔生活環境課〕	予定	補助・貸与・普及の継続					A
	実績						
・【再】落ち葉の堆肥化の推進〔生活環境課〕	予定	適正管理の推進					A
	実績						
・【再】水切りの徹底〔生活環境課〕	予定	啓発の継続					A
	実績						
・【再】リサイクルフェア等のイベントの実施〔生活環境課〕	予定	継続・検討		新規イベントの実施			A
	実績						
・【再】廃食油の有効利用の促進〔生活環境課〕	予定	支援の継続					A
	実績						
・【再】省資源化の推進〔生活環境課〕	予定	マイバック推奨の継続					A
	実績						
・【再】グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の推進〔生活環境課〕	予定	継続					A
	実績						
・【再】事業者へのごみ減量啓発〔生活環境課〕	予定	減量の推進					A
	実績						

【再掲】②資源循環型社会に向けたシステムづくり

＜施策・事業＞

関連する施策・事業	担当課	平成28年度評価
【再】ごみの戸別収集・有料化の継続	生活環境課	A
【再】資源集団回収の推進	生活環境課	A
【再】資源回収の充実	生活環境課	A
【再】新たなリサイクルシステムの検討	生活環境課	A
【再】放置自転車リサイクルの実施	地域防災課	A
【再】最終処分場掘り起こし再生	生活環境課	A

【再掲】③環境に配慮した収集・処理の推進

＜施策・事業＞

関連する施策・事業	担当課	平成28年度評価
【再】直接搬入ごみの受入れ	生活環境課	A
【再】環境低負荷型の収集の実現	生活環境課	A
【再】清掃工場の適正管理	生活環境課	A

エネー４ 緑の活用

【目標】

- 「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」に基づく森林保全・林業振興策等の推進により森林の健全性が向上している。
- 市街地に緑があふれ、誰もが身近にふれあえるまちになっている。
- 地域の農畜産物や地元産材の地産地消が定着している。

① 森林の保全と二酸化炭素の吸収量･固定量の増加【重点】

ｉ）森林の保全

ⅱ）森林の活用

＜重点施策の展開スケジュール＞

	年　度						平成 28 年度 評価
		H28	H29	H30	H31	H32	
ｉ）森林の保全							
・【再】郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の保全）〔環境政策課〕	予定	継続・参加団体の増加					A
	実績						
・【再】森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の保全）〔農林課〕	予定	改定	継続				A
	実績						
・【再】森林保全・活用のための整備の推進（森林の保全）〔環境政策課・農林課〕	予定	継続					A
	実績						
・【再】森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の創出）〔農林課〕	予定	改定	継続				A
	実績						
・【再】郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）〔環境政策課〕	予定	継続・参加団体の増加					A
	実績						
・【再】森林保全・活用のための整備の推進（森林の創出）〔環境政策課・農林課〕	予定	継続					A
	実績						
・【再】市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信する〔農林課〕	予定	活用・拡大・魅力発信					A
	実績						
・森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る〔環境政策課〕	予定	継続				認知度把握	C
	実績						

	年　度						平成 28 年度評価
		H28	H29	H30	H31	H32	
ⅱ）森林の活用							
・木質バイオマス利活用方法の研究等の推進〔環境政策課〕	予定	情報収集と研究の継続					A
	実績						
・カーボン・オフセットの仕組みづくりや活用方策について研究する〔環境政策課〕	予定	情報収集と研究の継続					B
	実績						

② 市街地における緑を活かした地球温暖化対策の推進

【再掲】ⅰ）公共施設などの緑の充実・拡大

【再掲】ⅱ）市街地の緑化の推進

【再掲】ⅲ）崖線の緑の回復・充実

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
ⅰ）	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の緑の適正管理）	関係各課	B
	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の緑の拡大）	関係各課	B
ⅱ）	【再】緑化の推進（工場立地法、緑地保全条例、あきる野市宅地開発等指導要綱）	環境政策課 都市計画課	A
	【再】住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）	環境政策課	A
	【再】農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	B
ⅲ）	【再】住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	地域防災課 環境政策課	A
	【再】保存緑地の指定	環境政策課	A

③ 地球温暖化対策につながる地産地消の推進

ⅰ）農畜産物に関するもの

ⅱ）地元産材に関するもの

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
ⅰ）	地産地消と地球温暖化対策の関連性について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	B
	【再】地産地消型農業の推進	農林課	A
	【再】農畜産物などの地産地消の推進	農林課	A
ⅱ）	【再】森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加、間伐材などの積極的活用）	農林課	A
	【再】公共施設における地元産材の使用促進	施設営繕課	A

人の活動分野

人ー1　情報の共有

【目標】

- ホームページなどを通じて環境に関する情報をみることができる。
- 環境施策に有効な情報が集約されている。
- 様々な方法で情報が発信され、市民・事業者・市による情報共有が図られている。

① 環境に関する情報収集や情報提供

ⅰ）情報収集や情報提供、普及啓発など

ⅱ）各種情報の収集・集約

ⅲ）情報の発信

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
ⅰ）	生活環境に関する情報の収集・提供	生活環境課	A
	【再】省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課	A
	【再】エネルギーマネジメントに関する情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課	A
	【再】グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課 生活環境課	A
	地球温暖化や対策に関する情報収集、情報提供	環境政策課	A
	【再】エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	A
	【再】移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	B
	【再】次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	A
	【再】スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課	A
	【再】森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	C
	打ち水や散水の効果に関する情報収集や情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	A
	クールシェア・ウォームシェアに関する情報収集や情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	A
	低炭素街区や低炭素地区の形成に関する情報収集や情報提供を行う	環境政策課	A
	エネルギーの面的利用（熱融通など）に関する情報の収集・提供	環境政策課	A

関連する施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
ｉ）	【再】森の魅力発信	環境政策課	A
	【再】みどりの大切さの発信	環境政策課	B
	【再】農地の環境面からの機能の発信	農林課	A
	【再】生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む）	環境政策課 生活環境課	A
	「屋根貸し制度」の情報の収集・提供	環境政策課	A
ⅱ）	【再】市民などによる調査の結果の収集	環境政策課	A
	【再】生物多様性に関する各種情報の整理・集約	環境政策課	A
	【再】生物目録の作成・更新	環境政策課	B
	【再】生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	環境政策課	A
ⅲ）	【再】各種リーフレットの作成・公開	環境政策課	A
	【再】水と緑のマップの充実	環境政策課	B
	【再】生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に対する意識啓発を目的とした講座の実施）	環境政策課	A
	環境白書の作成	環境政策課	A

② 情報等を共有する機会の創出

＜施策・事業＞

関連する施策・事業	担当課	平成 28 年度評価
人が集まり、情報の交換や発信を行う場の創出	環境政策課	A
市内活動団体の活動状況や実績の共有化の推進	環境政策課	A
【再】生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	環境政策課	A
図書館における環境情報コーナーの充実	図書館	A

人―2　人材の育成

【目標】

- 生物多様性に関する環境教育や体験学習が定着し、次世代の環境に関する取組を担うことのできる子ども達が育成されている。
- 農林業の後継者や環境に関するボランティアなどの取組の担い手が育成されている。
- 各種の取組に携わる機会となる普及啓発イベント等が実施されている。

① 次世代を担う子ども達の育成【重点】

ⅰ）小中学校における環境教育の継続

ⅱ）様々な場面や場所における環境教育の継続・充実

＜重点施策の展開スケジュール＞

		年　度					平成 28 年度 評価
			H28	H29	H30	H31	H32	
ⅰ）小中学校における環境教育の継続								
・小中学校における環境教育の継続〔指導室・環境政策課〕	予定	継続						A
	実績							
・小中学校における食育の推進〔指導室・学校給食課〕	予定	実施						A
	実績							
・小中学校で活用できる教材の作成〔環境政策課〕	予定	情報収集・作成						A
	実績							
ⅱ）様々な場面や場所における環境教育の継続・充実								
・小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続〔環境政策課〕	予定	継続						A
	実績							
・森の子コレンジャー活動の継続〔環境政策課〕	予定	継続						A
	実績							
・菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりを通じた環境教育の継続〔環境政策課〕	予定	継続						A
	実績							
・未就学児を対象とした環境教育の継続〔環境政策課〕	予定	継続						A
	実績							

	年　度						平成 28 年度 評価
		H28	H29	H30	H31	H32	
ⅱ）様々な場面や場所における環境教育の継続・充実							
・幼稚園や保育園を対象とした環境教育の普及啓発〔環境政策課・保育課〕	予定	普及啓発					A
	実績						
・小峰ビジターセンターや河川管理者などと連携した環境学習の推進〔環境政策課〕	予定	環境教育の実施					A
	実績						

② 後継者等の育成

ⅰ）担い手の育成や活用

ⅱ）後継者の育成

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
ⅰ）	担い手（ボランティアなど）を育成・活用する仕組みの充実	環境政策課	A
ⅱ）	農業後継者の育成支援	農林課	A
	有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援	農林課	A

③ 普及啓発の実施（イベントなど）

＜施策・事業＞

関連する施策・事業	担当課	平成 28 年度評価
リユースなどの普及啓発イベント（リサイクルフェアなど）を実施する	生活環境課	A
【再】エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）	環境政策課	A
参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなども含む）	環境政策課 生活環境課	A
生物多様性を体験できるイベントの実施	環境政策課	A
小峰ビジターセンターや河川管理者などとの連携によるイベントの実施	環境政策課	A
食育の推進	農林課 学校給食課	A

人ー3　協働体制の構築

【目標】

- 各推進主体や庁内関係部署が参画する環境施策に関連した組織が機能している。
- 様々な主体が参加できる機会の維持・創出が図られている。

① 協働体制の整備【重点】

ｉ）各種委員会等の運営

ⅱ）活動団体への支援

＜重点施策の展開スケジュール＞

	年　度						平成 28 年度 評価
		H28	H29	H30	H31	H32	
ｉ）各種委員会等の運営							
・環境委員会の運営〔環境政策課〕	予定	運営					A
	実績						
・あきる野市生きもの会議の運営〔環境政策課〕	予定	運営・部会設置検討					B
	実績						
・あきる野市地球温暖化対策地域協議会の運営〔環境政策課〕	予定	設置・運営					B
	実績						
・秋川流域ジオパーク推進会議の運営〔観光まちづくり活動課〕	予定	運営					A
	実績						
ⅱ）活動団体への支援							
・生物多様性保全等の活動を支援する仕組みの検討〔環境政策課〕	予定	支援措置の継続					A
	実績						

② 協働の機会の創出

＜施策・事業＞

関連する施策・事業	担当課	平成 28 年度評価
森林サポートレンジャーの継続	環境政策課	A
森づくりにおける町内会・自治会などの連携	環境政策課	A
市民参加の森づくり事業の推進（ボランティアの育成や活用の仕組みづくり）	環境政策課 農林課	A
菅生地区をモデルとした「産学公連携による森づくり事業」の推進	環境政策課	A
遊休農地の活用方法の検討・推進（市民、学校農園）	農林課	A
ふるさと農援隊の継続	高齢者支援課	S
あきる野の農と生態系を守り隊の継続	農林課	A
流域の一体的な保全（平井川流域連絡会への参画など河川管理者との連携による河川管理）	環境政策課	A
アダプト制度の運用	管理課	A
打ち水や散水を奨励する仕組みづくり	環境政策課	B
クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくり	環境政策課	B
ライトダウンキャンペーンへの参加呼びかけ	環境政策課	A

2　生物多様性あきる野戦略の施策の進捗状況

2－1　生物多様性あきる野戦略とは

1）概　要

市では、生物多様性基本法に基づき、平成 26 年９月に、生物多様性あきる野戦略を策定しました。

生物多様性あきる野戦略は、本市の生物多様性の現状等をまとめるとともに、生物多様性の保全と活用に向けて、望ましい姿や施策の基本的方針、施策を進めるための仕組みの構築、各種取組の位置付けを示しています。また、環境基本計画の自然環境分野を担うとともに、同計画の生活環境分野やエネルギー環境分野、人の活動分野にも横断的に関わるものです。

生物多様性の保全と活用は、市のまちづくりや農林業施策、観光施策、教育などの様々な分野別計画に関連するため、本戦略は、「郷土の恵みの森構造」、「郷土の恵みの森づくり基本計画」と同様に、様々な分野別計画に横断的に関わるものとしています。

2）望ましい姿

生物多様性あきる野戦略では、本戦略に示す施策や取組を推進し、生物多様性の保全や活用などが継続的に実施されている将来の状況を「望ましい姿」として示し、生物多様性に関わる主体が共有できるイメージとしています。

また、本戦略を意欲的に推進するため、対象期間（10 年間）における達成すべき目標を基本戦略として設定しています。

【望ましい姿】

美しい自然と生物多様性の恵みにあふれ、その恵みを大切にしながら、みんなで守り育て伝えていくまち

《基本戦略１》
生物多様性を保全する仕組みを構築します

《基本戦略２》
本市において保全が必要な種や場所の選定を進めます

《基本戦略３》
生物多様性を活用する際の配慮事項を定め、周知します

《基本戦略４》
生物多様性の課題を検討する仕組みを構築します

3）施策の体系

本戦略では、生物多様性の施策や取組を進めるに当たり、目指すべき方向性を基本方針として設定し、方針ごとに施策や取組をまとめています。また、施策の意義を分かりやすく示すため、キーワードとなる施策の柱を設定しています。

基本方針	施策の柱	施策（★は重点施策）
1　基礎情報の調査・収集	①知る・調べる	1　生物多様性の把握・モニタリングの継続
		2　保全・再生・活用すべき場所の抽出★
		3　生物多様性に関する情報の共有化
2　生物多様性に関する意識の醸成	②学ぶ・受け継ぐ	1　生物多様性の普及啓発
		2　次世代を担う子ども達の育成★
		3　後継者の育成
3　生物多様性の保全	③守る	1　生物多様性を保全する仕組みづくり★
		2　有害鳥獣対策及び外来種対策の推進
		3　生態系の保全に向けた取組の推進
	④創る	1　恵み豊かな緑と水の創出★
		2　市街地における緑の創出
4　生物多様性の持続的な活用	⑤活かす	1　地産地消の推進
		2　生物多様性を活かした商品等の開発
		3　生物多様性を活かした観光振興★
5　推進主体間の協働体制の構築	⑥つながる	1　推進主体などによる協働体制の構築★
		2　協働の機会の創出★

※重点施策とは、基本戦略を達成する上で中心となる施策や本市の生物多様性における特徴に対応する施策など、より積極的に推進していく施策です。

2―2　施策進捗状況評価

重点施策、一般施策・事業の進捗状況、評価結果を報告します。各担当課の実績等については、資料編をご覧ください。

＜凡例＞

【重点施策、一般施策・事業の評価基準について】

S	予定以上に実施した。
A	予定どおりに実施した。
B	実施しているが、予定どおりに実施できなかった。
C	実施していない。
F	事業が完了（終了）した。

基本方針１　基礎情報の調査・収集

①知る･調べる

①-1 生物多様性の把握・モニタリングの継続
①-2 保全・再生・活用すべき場所の抽出（重点施策１）
①-3 生物多様性に関する情報の共有化

（１）生物多様性の把握･モニタリングの継続　:生物多様性あきる野戦略①-1

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	平成 28 年度評価
各種調査の継続・実施に関するもの	自然環境調査の継続	環境政策課	A
	森林レンジャーあきる野による各種調査の継続	環境政策課	A
	河川の水質調査	生活環境課	A
	地下水汚染調査	生活環境課	A
	湧水調査	生活環境課	A
	専門機関等との連携による調査の検討	環境政策課	A
調査結果の収集に関するもの	市民などによる調査の結果の収集	環境政策課	A
情報の集約に関するもの	各種情報の整理・集約	環境政策課	A
	生物目録の作成・更新	環境政策課	B
	生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	環境政策課	A

（２）保全･再生･活用すべき場所の抽出（重点施策１）:生物多様性あきる野戦略①-2

＜ゴール（目標とする到達点）＞

１　生物多様性の調査結果等の情報が地図化され、生物多様性の成因や状況などを把握している。
２　保全すべき場所、再生が必要な場所、活用が見込める場所の抽出を行うとともに、さらなる抽出の必要性について検討している。
３　１及び２の内容が各種施策等に活かされている。

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	平成 28 年度評価
市内各所の評価に関するもの	各種情報の地図情報化	環境政策課	A
	生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価など）	環境政策課 農林課※	A
保全等すべき場所の抽出に関するもの	保全・再生・活用すべき場所の抽出	環境政策課	A

※　環境面からの機能評価は、環境政策の分野であるため、第二次環境基本計画の担当課から削除

＜重点施策 1 のスケジュール＞

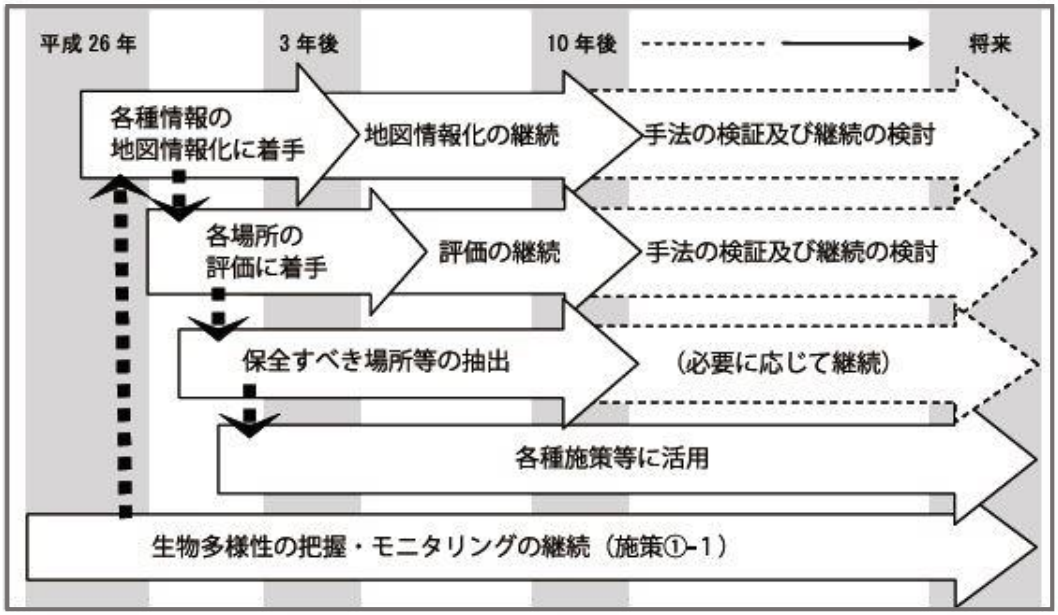

（3）生物多様性に関する情報の共有化　:生物多様性あきる野戦略①-3

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	平成 28 年度評価
情報発信の方策に関するもの	各種リーフレットなどの作成・公開	環境政策課	A
	水と緑のマップの充実	環境政策課	B
	生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に関する意識啓発を目的とした講座の実施）	環境政策課	A
	生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	環境政策課	A
情報発信の内容に関するもの	森の魅力発信	環境政策課	A
	みどりの大切さの発信	環境政策課	B
	農地の環境面からの機能の発信	農林課	A
	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む。）	環境政策課 生活環境課	A

基本方針２　生物多様性に関する意識の醸成

②学ぶ・受け継ぐ

②-1 生物多様性の普及啓発
②-2 次世代を担う子ども達の育成（重点施策２）
②-3 後継者の育成

（１）生物多様性の普及啓発　：生物多様性あきる野戦略②-1

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	平成 28 年度評価
イベントの実施に関するもの	参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなども含む。）	環境政策課 生活環境課	A
	生物多様性を体験できるイベントの実施	環境政策課	A
	小峰ビジターセンターや河川管理者などとの連携によるイベントの実施	環境政策課	A
食育の推進に関するもの	食育の推進	農林課 健康課※1 指導室※2 学校給食課	A

※1　健康課が実施する食育の目標と環境基本計画の取組目標に相違があるため、第二次環境基本計画の担当課から削除
※2　学習指導に伴う食育は、学校生活におけるものであり、家庭における食育への関与が困難であるため、第二次環境基本計画の担当課から削除

（２）次世代を担う子ども達の育成（重点施策２）：生物多様性あきる野戦略②-2

＜ゴール（目標とする到達点）＞

１　生物多様性に関する環境教育や体験学習が定着している。
２　本市の生物多様性を学ぶ教材を作成し、教育現場などで活用されている。
３　次世代を担う子ども達が育成されている。

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	平成 28 年度評価
小中学校に関するもの	小中学校における環境教育の継続	指導室	A
	食育の推進	指導室 学校給食課	A
	小中学校で活用できる教材の作成	環境政策課	A
その他の場所に関するもの	小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続	環境政策課	A
	森の子コレンジャー活動の継続	環境政策課	A

取組		市の所管課等	平成 28 年度評価
その他の場所に関するもの	菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりの継続	環境政策課	A
	子どもの水辺事業の推進	生涯学習スポーツ課	第二次環境基本計画から削除※
	未就学児を対象とした環境教育の継続	環境政策課	A
	幼稚園や保育園を対象とした環境教育の普及啓発	環境政策課 保育課	A
	小峰ビジターセンターや河川管理者などと連携した環境学習の推進	環境政策課	A

※　当該事業は市民団体が実施主体であり、市が主体となる施策ではないため、削除

＜重点施策２のスケジュール＞

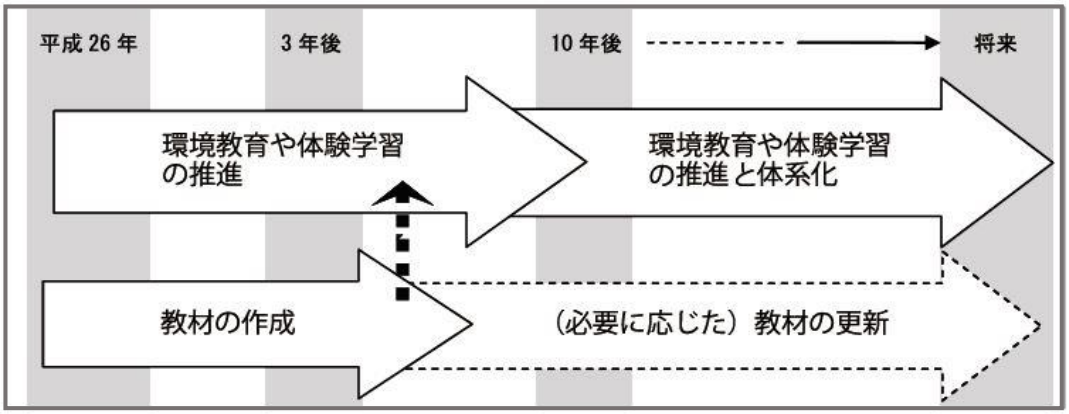

（３)後継者の育成　:生物多様性あきる野戦略②-3

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	平成 28 年度評価
担い手の育成・活用に関するもの	担い手（ボランティアなど）を育成・活用する仕組みの充実	環境政策課	A
後継者育成に関するもの	農業後継者の育成支援	農林課	A
	有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援	農林課	A

基本方針３　生物多様性の保全

③守る

③-1 生物多様性を保全する仕組みづくり（重点施策３）
③-2 有害鳥獣対策及び外来種対策の推進
③-3 生態系の保全に向けた取組の推進

（１）生物多様性を保全する仕組みづくり（重点施策３）：生物多様性あきる野戦略③-1

＜ゴール（目標とする到達点）＞

１　「（仮称）生物多様性保全条例」を制定し、市内外に周知・定着を図っている。
２　希少種が存在するなど、保全が必要な地区の保全区域化が進んでいる。
３　保全すべき種を選定し、定期的な見直しを行う仕組みを構築している。
４　カントリーコードを設定し、市内外に発信している。

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	平成 28 年度評価
規制の策定などに関するもの	（仮称）生物多様性保全条例の制定	環境政策課	B
	市民・観光客向けカントリーコードの設定	環境政策課	A
	あきる野市版レッドリストの作成	環境政策課	A
区域の指定などに関するもの	生物多様性保全区域の指定	環境政策課	A
	必要な都市計画の見直し	都市計画課	第二次環境基本計画から削除※
	重要地域の公有地化	環境政策課	A
	保存緑地の指定	環境政策課	A
	文化財の指定・保護	生涯学習スポーツ課	A
財源の確保に関するもの	郷土の恵みの森づくり事業基金の運用	環境政策課	A
	生物多様性保全基金の創出の検討	環境政策課	A
	地球温暖化対策とタイアップしたクレジット制度導入の検討	環境政策課	A

※　都市計画の見直しは、総合的な視点から行うべきものであり、自然環境のみに特化した見直しを行うものではないため、削除

＜重点施策３のスケジュール＞

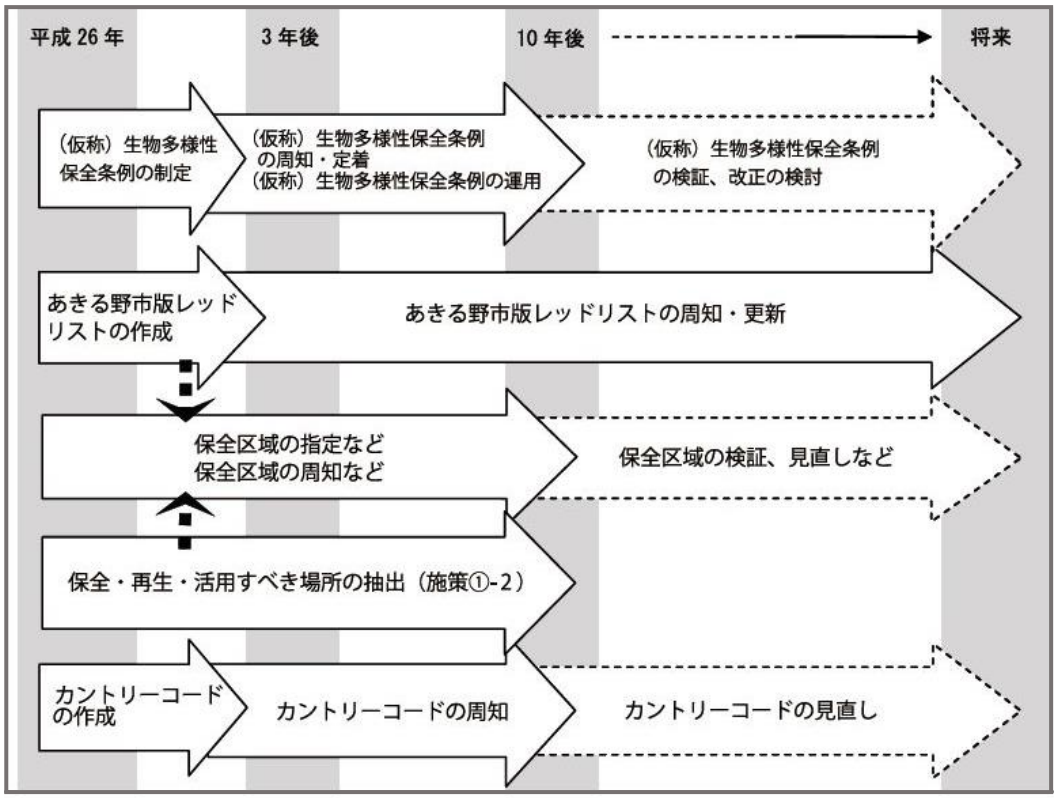

（２）有害鳥獣対策及び外来種対策の推進　：生物多様性あきる野戦略③-2

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	平成 28 年度評価
有害鳥獣対策及び外来種対策に関するもの	効率的かつ効果的な手法の検討・実施	環境政策課 農林課	A
有害鳥獣対策に関するもの	有害鳥獣対策の実施	農林課	A
外来種対策に関するもの	外来種対策（アライグマ・ハクビシン）の実施	環境政策課	A
	特定外来生物対策の実施	環境政策課	A
	外来種対策の拡大・強化の検討	環境政策課	A
	東京都、近隣市町村と連携した外来種対策の推進	環境政策課	A

（３）生態系の保全に向けた取組の推進　：生物多様性あきる野戦略③-３

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	平成 28 年度評価
総合的な緑地の保全や緑化の推進に関するもの	緑の基本計画の改定	都市計画課	B
森林に関するもの	郷土の恵みの森づくり事業の推進	環境政策課	A
	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	農林課	A
	森林保全・活用のための整備の推進	環境政策課 農林課	A
里山に関するもの	（里山における）モデル地区での保全管理活動の実践（横沢入里山保全地域など）	環境政策課	A
	里山の保全策の検討	環境政策課	A
農地に関するもの	農地の適正管理と活用（生産緑地制度の推進・管理・追加指定、市民農園制度の活用・取組方策の検討（遊休農地の活用ほか））	農林課 都市計画課	A
河川に関するもの	河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全	生活環境課 建設課	A
	清流保全協力員活動の継続	生活環境課	A
	事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続	生活環境課	A
	生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	生活環境課 管理課	A
地下水・湧き水に関するもの	地下水保全対策の継続（揚水規制）	生活環境課 農林課	A
	湧水保全対策（湧水調査、湧水のＰＲ、雨水浸透の促進）の継続	生活環境課 都市計画課	A
崖線に関するもの	崖線地区の保全	地域防災課※ 環境政策課 都市計画課	A

※　地域防災課における崖線地区の保全は、防災が主目的であり、生態系の保全に特化したものではないため、第二次環境基本計画の担当課から削除

④創る

④-1 恵み豊かな緑と水の創出（重点施策４）
④-2 市街地における緑の創出

（１）恵み豊かな緑と水の創出（重点施策４）：生物多様性あきる野戦略④-1

＜ゴール（目標とする到達点）＞

1　森林整備や「郷土の恵みの森づくり事業」により、森林の生物多様性が向上している。
2　秋川の河川環境が向上している。
3　「江戸前アユ」が復活するとともに、ヤマメ等の魚類が豊富に生息している。

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	平成 28 年度評価
森林に関するもの	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	農林課	A
	郷土の恵みの森づくり事業の推進	環境政策課	A
	アニマルサンクチュアリ活動	環境政策課	A
	森林保全・活用のための整備の推進	環境政策課 農林課	A
魅力あふれる川づくりに関するもの	河川環境の維持・向上	環境政策課 管理課	A
	魚道の整備	農林課	A
	魚類が産卵しやすい川づくり	農林課	A
	稚魚の放流	農林課	A
	川魚（江戸前アユ）の復活などの魚類の保護の推進	農林課	A
	河川環境の向上についての検討	環境政策課	A

＜重点施策４のスケジュール＞

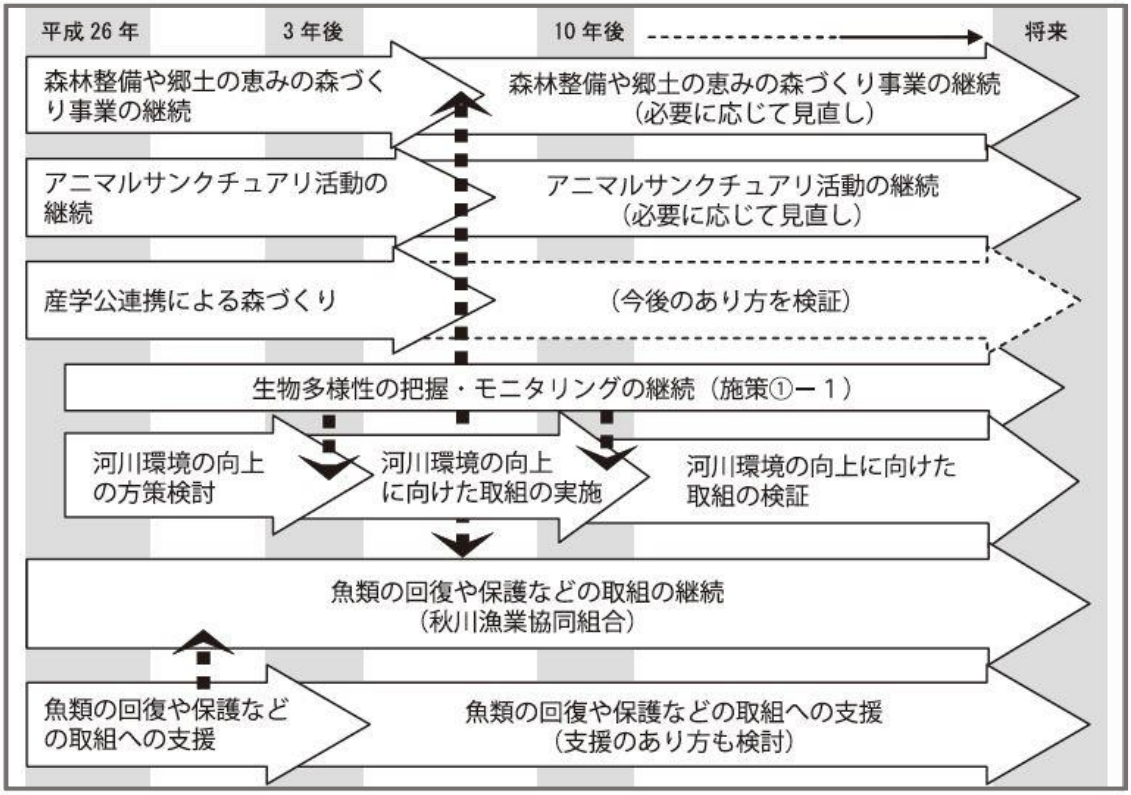

（２）市街地における緑の創出　：生物多様性あきる野戦略④-2

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	平成 28 年度評価
公共施設などの緑化に関するもの	公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の適正管理）	関係各課	B
	公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の拡大）	関係各課	B
市街地の緑化に関するもの	緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）	環境政策課 都市計画課	A
	住宅地等の緑化の推進	環境政策課	A
崖線の緑に関するもの	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	地域防災課 環境政策課	A

基本方針４　生物多様性の持続的な活用

⑤活かす

⑤-１地産地消の推進
⑤-２生物多様性を活かした商品等の開発
⑤-３生物多様性を活かした観光振興（重点施策５）

（１）地産地消の推進　：生物多様性あきる野戦略⑤-1

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	平成 28 年度評価
農畜産物に関するもの	地産地消型農業の推進	農林課	A
	農畜産物などの地産地消の推進	農林課	A
地元産材に関するもの	森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加・間伐材などの積極的活用）	農林課	A
	公共施設における地元産材の使用促進	施設営繕課	A

（２）生物多様性を活かした商品等の開発　：生物多様性あきる野戦略⑤-2

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	平成 28 年度評価
ブランド開発などに関するもの	「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大	観光商工課	A
	「秋川渓谷」のブランド化の推進	観光まちづくり活動課	A
	「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	環境政策課 観光商工課 観光まちづくり活動課	A

（３）生物多様性を活かした観光振興（重点施策５）：生物多様性あきる野戦略⑤-3

＜ゴール（目標とする到達点）＞

１　観光振興による地域活性化が進められている。
２　「東京のふるさと あきる野」のイメージが定着している。
３　観光客等のニーズに応じたコンテンツが体系化されている。
４　日本ジオパーク認定やジオパークの維持に関する取組が市全体で定着している。
５　日本ジオパークに認定されている。

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	平成 28 年度評価
ジオパークに関するもの	秋川流域ジオパーク構想の推進	観光まちづくり活動課※1	A
観光拠点等の整備に関するもの	武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化	観光まちづくり活動課	A
	旧戸倉小学校施設の体験型研修施設化	観光まちづくり活動課	A
観光ルートの設定に関するもの	あきる野百景などの観光スポットの周知・活用	環境政策課 観光商工課	A
	各種マップの作成	観光まちづくり活動課	A
	古道・散策コース（フットパス）及び景観の整備	環境政策課	A
	観光ボランティアガイドの育成	観光まちづくり活動課	A
	各種ルートの設定（散歩道・遊歩道）	観光まちづくり活動課	A
親水に関するもの	釣りなどのレジャーへの活用	観光商工課	A
	遊漁券の発行	（秋川漁業協同組合）	第二次環境基本計画から削除※2
	バーベキュー場の維持管理	観光商工課	A
農業体験に関するもの	農業体験の指導者の育成	農林課	第二次環境基本計画から削除※3

※1　平成 28 年度所管替えにより、環境政策課から観光まちづくり活動課へ変更
※2　事業として有効ではあるものの、市が行う事業ではないため、削除
※3　農業体験用の指導者を育成する事業がないため、削除

＜重点施策５のスケジュール＞

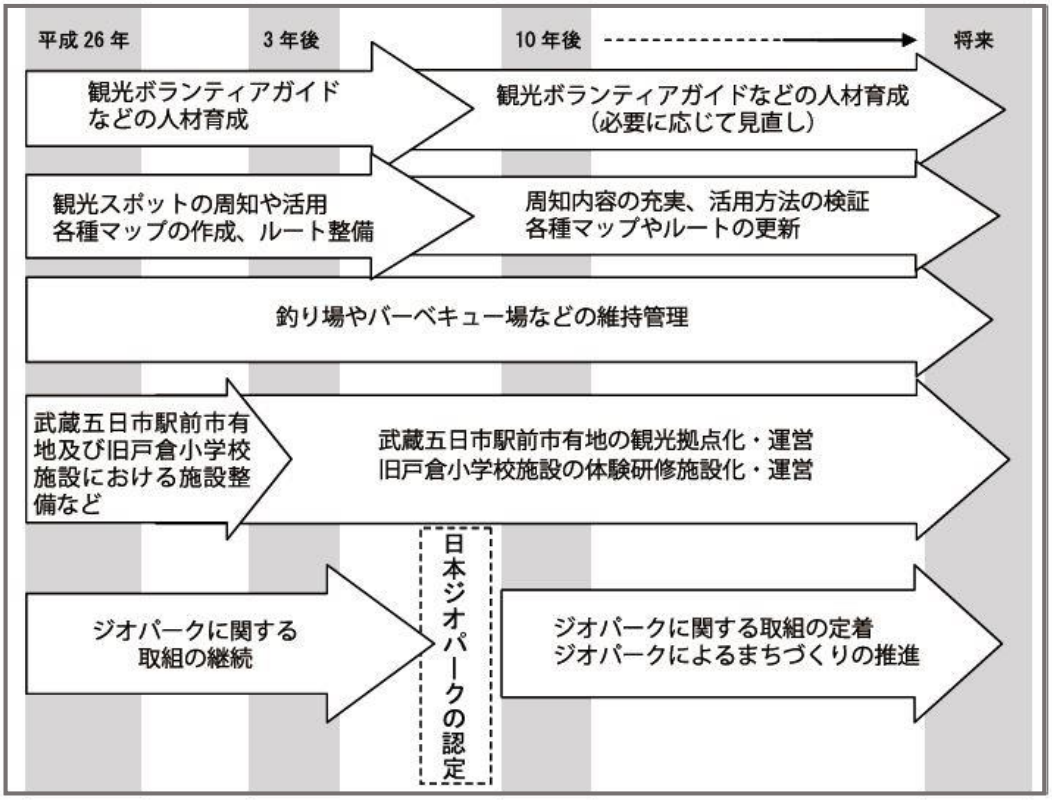

基本方針５　推進主体間の協働体制の構築

⑥つながる

⑥-1 推進主体などによる協働体制の構築（重点施策６）
⑥-2 協働の機会の創出（重点施策７）

（１)推進主体などによる協働体制の構築(重点施策６）：生物多様性あきる野戦略⑥-1

＜ゴール（目標とする到達点）＞

１　推進主体等による新たな組織「(仮称）あきる野生きもの会議」が機能している。
２　庁内横断組織が機能している。
３　市内活動団体のネットワークが構築され、情報共有の仕組みができている。

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	平成 28 年度評価
協働体制の整備に関するもの	市民・事業者・市などによる組織の設置	環境政策課	B
	庁内横断組織の設置	環境政策課	第二次環境基本計画から削除※
	人が集まり情報交換・発信するための場の創出	環境政策課	A
	活動団体の情報収集と共有化の推進	環境政策課	A
活動団体への支援に関するもの	生物多様性の活動を支援する仕組みの検討	環境政策課	A

※　第二次環境基本計画策定以前に、生物多様性推進委員会を設置し、取組が完了したため、削除

＜重点施策６のスケジュール＞

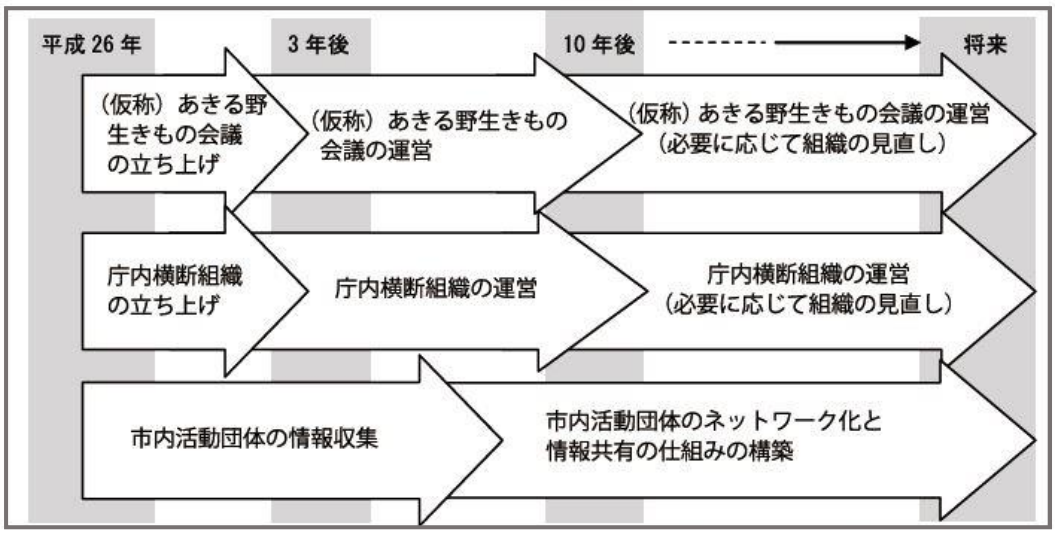

（２)協働の機会の創出（重点施策７）：生物多様性あきる野戦略⑥-２

＜ゴール（目標とする到達点）＞

１　協働の機会の紹介など、多様な主体の参画・参加を促す仕組みが構築されている。
２　参画・参加が可能な生物多様性の取組が認識されている。
３　多くの市民・事業者が生物多様性の保全等に関する取組に参画・参加している。

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	平成 28 年度評価
全般に関するもの	環境委員会の運営	環境政策課	A
	秋川流域ジオパーク推進会議の運営	環境政策課	A
森づくりに関するもの	森林サポートレンジャーあきる野の継続	環境政策課	A
	森づくりにおける町内会・自治会などの連携	環境政策課	A
	市民参加の森づくり事業の推進（ボランティアの育成・活用の仕組みづくり）	環境政策課 農林課	A
	菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりの推進	環境政策課	A
里山に関するもの	横沢入里山保全地域運営協議会への参画	環境政策課	第二次環境基本計画から削除※1
農地に関するもの	遊休農地の活用方法の検討・推進（市民、学校農園）	農林課 指導室※2	A
	ふるさと農援隊の継続	高齢者支援課	S
	農と生態系を守り隊の継続	農林課	A
河川に関するもの	流域の一体的な保全（平井川流域連絡会への参画などの河川管理者との連携による河川管理）	環境政策課	A
市街地の緑などに関するもの	アダプト制度の運用	管理課	A

※1　横沢入里山保全地域の保全等は、都からの受託事業であり、市が主体的に行うものではないため、削除。
※2　学校農園は遊休農地の活用の事例であり、指導室として遊休農地の活用方法の検討・推進を行うものではないため、第二次環境基本計画の担当課から削除

＜重点施策７のスケジュール＞

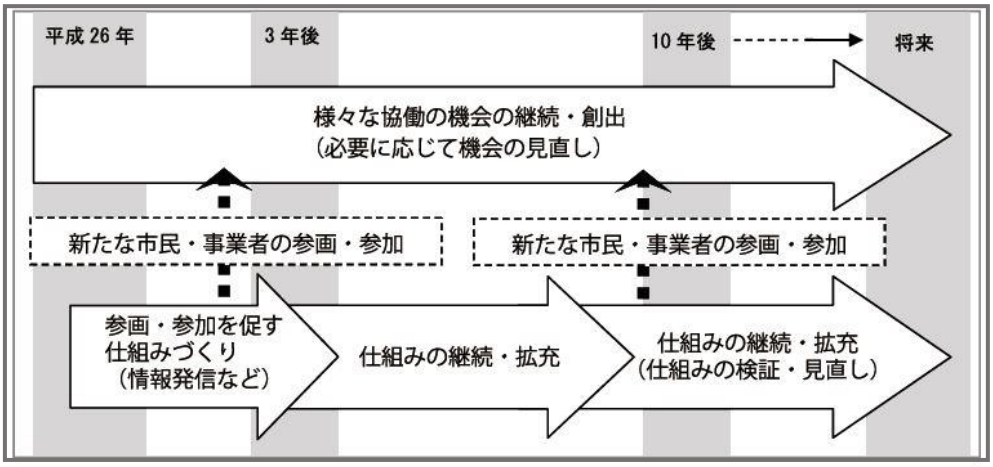

3　地球温暖化対策地域推進計画の施策の進捗状況

3－1　地球温暖化対策地域推進計画とは

1）概　要

市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成 26 年６月に、地球温暖化対策地域推進計画を策定しました。

地球温暖化対策地域推進計画は、本市の温室効果ガス排出量の現状や将来推計を示すとともに、本市全体で地球温暖化対策に取り組むため、推進主体（家庭（市民）・事業所（事業者）・市）ごとの省エネルギーの推進や新エネルギーの活用に関する考え方や取組をまとめています。また、環境基本計画のエネルギー環境分野を担うものです。

2）削減目標と基本方針

地球温暖化対策地域推進計画では、目標として本市の二酸化炭素排出量の削減量を示すとともに、目標達成のための４つの基本方針を設定しています。

【二酸化炭素排出量の削減目標】

2005（平成 17）年度を基準とし、**2020（平成 32）年度までに 3.8%以上削減**する。

※　2020（平成 32）年度における本市の二酸化炭素排出量を **312.0 千トン－CO_2 以下**とする。

～　地球温暖化対策地域推進計画の基本方針　～

1　地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出者である私たち一人ひとりが主役です

2　家庭・事業所・市の連携により目標達成を目指します

3　無理せず、楽しみながら地球温暖化対策に取り組みます

4　森林や農地を活かした地球温暖化対策に取り組みます

３）施策の体系

本計画では、削減目標の達成に向け、取組（事業）の内容に応じて７つのテーマを設定し、推進主体ごとに施策と事業をまとめています。

また、本市の特性などを考慮し、各推進主体の連携のもと、積極的に取組を進めることで大きな効果が得られるものを重点プログラムとして位置付けています。

＜重点プログラム＞

１　緑を増やして二酸化炭素を吸収・固定しましょう

２　再生可能エネルギーによる地球温暖化対策を進めましょう

３　エコドライブで燃料使用量を減らしましょう

４　楽しく省エネ型生活に取り組みましょう

テーマ	推進主体	施策	
１ 生活や事業活動における省エネの推進	家庭	ア	省エネ型活動の推進
		イ	環境に配慮した消費行動の実践
	事業所	ア	省エネ型活動の推進
		イ	環境に配慮した消費行動の実践
	市	ア	省エネ型活動の推進
		イ	環境に配慮した消費行動の実践
２ 資源循環型社会の構築に向けた取組の推進	家庭	ア	ごみの発生抑制（リデュース）
		イ	再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）の推進
	事業所	ア	ごみの発生抑制（リデュース）
		イ	再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）の推進
	市	ア	ごみの発生抑制（リデュース）
		イ	再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）の推進
		ウ	ごみ処理システムのさらなる改善
３ 移動手段における地球温暖化対策の推進	家庭 事業所	ア	自動車の燃料使用量の節減
		イ	移動手段の転換
	市	ア	自動車の燃料使用量の節減
		イ	移動手段の転換
４ 建物・設備における地球温暖化対策の推進	家庭 事業所	ア	再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入
		イ	建物自体の省エネ化の推進
	市	ア	再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入
		イ	建物自体の省エネ化の推進

テーマ	推進主体	施策	
５ 緑の活用と地産地消の推進	家庭 事業所	ア	森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加
		イ	身近な緑を活かした地球温暖化対策の推進
		ウ	地産地消の推進
	市	ア	森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加
		イ	身近な緑を活かした地球温暖化対策の推進
		ウ	地産地消の推進
６ 様々な主体の連携による地球温暖化対策の推進	家庭 事業所 市	ア	地域で取り組む地球温暖化対策の推進
	市	ア	低炭素型のまちづくりの情報収集など
７ 地球温暖化対策を進める仕組みの構築	市	ア	推進主体により構成される組織の設置
		イ	環境教育の充実
		ウ	情報交換や情報提供の充実

３－２　施策進捗状況評価

重点プログラム、施策・事業の進捗状況、評価結果を報告します。各担当課の実績等については、資料編をご覧ください。

＜凡例＞

【施策・事業の評価基準について】

S	予定以上に実施した。
A	予定どおりに実施した。
B	実施しているが、予定どおりに実施できなかった。
C	実施していない。
F	事業が完了（終了）した。

1）重点プログラム

＜施策・事業＞

重点プログラム	事業	担当課	平成 28 年度評価
1　緑を増やして二酸化炭素を吸収･固定しましょう	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう	環境政策課 農林課	A
	グリーンカーテンに取り組みましょう	環境政策課	A
	庭に樹木をもう１本植えてみましょう	環境政策課	A
2　再生可能エネルギーによる地球温暖化対策を進めましょう	太陽光で電気をつくりましょう	環境政策課 施設営繕課	A
	「屋根貸し制度」で太陽光発電を増やしましょう	環境政策課	A
3　エコドライブで燃料使用量を減らしましょう	エコドライブ技術を身につけましょう	環境政策課 総務課	A
	エコドライブにより、エコドライバーになりましょう	環境政策課	A
4　楽しく省エネ型生活に取り組みましょう	省エネ型生活に取り組みましょう	総務課 環境政策課 生活環境課	A
	楽しみながら省エネ型生活を送りましょう	環境政策課	A

2）テーマ毎の施策の進捗状況

（1）生活や事業活動における省エネの推進

＜施策・事業＞

推進主体	施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
家庭	ア	省エネ型生活 10 か条や環境家計簿、省エネモニター制度のさらなる充実と普及を図ります	環境政策課	A
		家庭での省エネに通じる情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	A
	イ	環境に配慮した消費行動の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課 生活環境課	A
事業所	ア	事業所での省エネに通じる情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	A
		エネルギーマネジメントの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	A
	イ	グリーン購入などの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課 生活環境課	A
市	ア	エコ活動を推進し、こまめな消灯やグリーン購入などの環境に配慮した行動に継続して取り組みます	総務課 生活環境課	A
	イ	第三次地球温暖化防止対策実行計画やエコ活動により、公共施設等のエネルギーマネジメントに取り組みます	関係各課	A

（２）資源循環型社会の構築に向けた取組の推進

＜施策・事業＞

推進主体	施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
家庭	ア	廃棄物減量等推進員の活動を通じて、ごみの減量等の意識啓発を図ります（ごみ情報誌「へらすぞう」の発刊等を含む）	生活環境課	A
		ごみの戸別収集・有料化を継続します	生活環境課	A
	イ	リユースなどの普及啓発イベント（リサイクルフェアなど）を実施します	生活環境課	A
		資源集団回収の支援を継続します	生活環境課	A
		生ごみや落ち葉のリサイクル（堆肥化）の促進に通じる支援を行います	生活環境課	A
事業所	ア	事業用大規模建築物の所有者に対する「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出を継続します	生活環境課	A
		中小規模の事業所へのごみ減量啓発の実施を検討します	生活環境課	A
		ごみの発生抑制に取り組む事業所を奨励する仕組みづくりを検討します	生活環境課	第二次環境基本計画から削除※1
	イ	再使用、再生利用に取り組む事業所を奨励する仕組みづくりを検討します	生活環境課	第二次環境基本計画から削除※2
市	ア イ	エコ活動を通じて、ごみの発生抑制や再使用、再生利用に取り組みます	総務課 生活環境課	A
		学校給食センターによる廃食油などの有効利用を検討します	生活環境課	A
	ウ	新たなごみ処理施設を整備します（新たな分別区分の設定、ごみ発電を行う熱回収施設などを含む）	生活環境課	第二次環境基本計画から削除※3
		ごみ処理に伴う環境負荷を低減します	生活環境課	第二次環境基本計画から削除※4
		リサイクルシステムの構築の充実を図ります	生活環境課	A
		環境低負荷型のごみ収集を実現します	生活環境課	A

※1　ごみ発生抑制の普及啓発は継続していくが、仕組みづくりは国などがより広域的に実施するべきであるため、削除
※2　再使用及び再利用の普及啓発は継続していくが、仕組みづくりは国などがより広域的に実施するべきであるため、削除
※3　第二次環境基本計画策定以前に新たなごみ処理施設が完成しており、施策として完了したため、削除
※4　第二次環境基本計画策定以前に新たなごみ処理施設が完成し、ごみ処理に伴う環境負荷の低減が図られたため、削除

（３）移動手段における地球温暖化対策の推進

＜施策・事業＞

推進主体	施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
家庭、事業所	ア	エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	A
		エコドライブの普及を推進します（イベントの実施など）	環境政策課	A
		次世代自動車や低燃費車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	A
	イ	移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	B
		必要に応じて駐輪場を整備します	地域防災課	A
		公共交通事業者と連携し、公共交通機関の利便性向上に向けた取組を継続します	企画政策課	A

推進主体	施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
市	ア	職員を対象としたエコドライブ講習会を実施します	総務課 環境政策課	A
		公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進します	環境政策課	A
		公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入します	総務課 地域防災課	A
	イ	エコ活動を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続します	総務課 環境政策課	A
		自転車の優遇方策を研究及び検討します	環境政策課	B
		自転車のさらなる有効活用方策を検討します	環境政策課	A

（４）建物・設備における地球温暖化対策の推進

＜施策・事業＞

推進主体	施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
家庭・事業所	ア	再生可能エネルギー技術や省エネルギー技術などの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	A
		家庭における再生可能エネルギー及び省エネルギーの設備・機器などの導入支援を行います	環境政策課	A
		事業所における再生可能エネルギー及び省エネルギーの設備・機器などの普及拡大を図ります	環境政策課	A
	イ	スマートハウスや省エネ型の建築物、省エネ改修、ＨＥＭＳやＢＥＭＳなどの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	A
市	ア	再生可能エネルギー設備・機器を導入します	施設営繕課	A
		省エネルギー設備・機器を導入します（街路灯のＬＥＤ化など）	施設営繕課 建設課	A
	イ	ＥＳＣＯ事業などによる省エネ改修の実施を検討します	施設営繕課	A

（５）緑の活用と地産地消の推進

＜施策・事業＞

推進主体	施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
家庭・事業所	ア	森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	C
		森林の適正管理に通じる支援策の情報を収集し、情報提供を行います	農林課	A
		地域が主体となる郷土の恵みの森づくり事業を支援します	環境政策課	A
		森林サポートレンジャー制度を充実します	環境政策課	A
	イ	農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	B

推進主体	施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
家庭・事業所	イ	保存緑地の管理を支援します	環境政策課	A
		家庭や事業所で植える樹木を供給するため、苗木配布事業を拡大します	環境政策課	A
		グリーンカーテンコンテストを継続します（グリーンカーテン用の苗などの配布を含む）	環境政策課	A
	ウ	地産地消と地球温暖化対策の関連性について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	B
		あきる野産の食材について情報提供を行います	農林課	A
		地元産材の使用を支援します	農林課	A
市	ア	郷土の恵みの森構想やバイオマスタウン構想、森林整備計画による森林保全や林業振興、木質バイオマスの利活用方法の研究等を推進します	環境政策課	A
		地域とともに郷土の恵みの森づくり事業を推進します	環境政策課	A
		市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信します	農林課	A
		地域の魅力を高める森づくり（モデルプラン）を推進し、森の魅力を発信します	環境政策課	A
		カーボンオフセットの仕組みづくりや活用方策について研究します	環境政策課	B
	イ	観光振興にもつながる緑を活かした景観づくりを進めます	環境政策課	A
		保存緑地の指定制度を継続します	環境政策課	A
		市が所有する保存緑地や街路樹、公共施設の樹木などを適正に管理します	関係各課	B
		街路樹や公共施設の樹木を増やします	関係各課	B
		公園の整備を推進します	管理課 建設課 区画整理推進室	第二次環境基本計画から削除※
		民間事業者等による開発時の緑化指導等を行います	環境政策課 都市計画課	A
	ウ	あきる野産の食材の利用拡大を検討します	農林課	A
		あきる野産の食材を活かした食に関する指導を推進します	農林課 指導室 学校給食課	A
		地元産材の使用拡大に向けた取組を進めます	農林課	A
		公共施設等における地元産材の積極的な使用を推進します	施設営繕課	A

※　公園の整備は、一定の基準により行われており、単独の施策として推進するものではないため、削除

（６）様々な主体の連携による地球温暖化対策の推進

＜施策・事業＞

推進主体	施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
家庭 事業所 市	ア	打ち水や散水に取り組みます	環境政策課	A
		クールシェアとウォームシェアに取り組みます	環境政策課	A
		ライトダウンキャンペーンに参加します	環境政策課	A
		打ち水や散水の効果について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	A
		打ち水や散水を奨励する仕組みづくりを行います	環境政策課	B
		クールシェアやウォームシェアについて情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	A
		クールシェアやウォームシェアを奨励する仕組みづくりを行います	環境政策課	B
		公共施設におけるクールシェアやウォームシェアの取組を進めます	環境政策課	A
		ライトダウンキャンペーンの情報提供をするとともに、参加を呼びかけます	環境政策課	A
市	ア	低炭素街区や低炭素地区の形成について情報収集などを行います	環境政策課	A
		エネルギーの面的利用（熱融通など）について情報収集などを行います	環境政策課	A

（７）地球温暖化対策を進める仕組みの構築

＜施策・事業＞

推進主体	施策・事業		担当課	平成 28 年度評価
市	ア	家庭（市民）、事業所（事業者）、市（行政）による地球温暖化対策の検討などを行う組織を設置します	環境政策課	B
	イ	地球温暖化に関する環境教育を継続します	環境政策課	A
		小宮ふるさと自然体験学校で森の機能や魅力を伝えます	環境政策課	A
	ウ	地球温暖化対策について、研究や活動実績を発表する場の設置について検討します	環境政策課	A
		地球温暖化やその対策に関する情報をとりまとめ、提供します	環境政策課	A

4　あきる野市環境委員会からの意見

環境委員会では、自然環境、生活環境、エネルギー環境の３分野のグループに分かれ、環境基本計画、生物多様性あきる野戦略、地球温暖化対策地域推進計画の施策の進捗状況について点検評価を行っています。ここに、環境委員会から提出された意見をとりまとめ、掲載します。

4－1 「第二次あきる野市環境基本計画」、「あきる野市地球温暖化対策地域推進計画」「生物多様性あきる野戦略」に期待すること

ここ数年、環境基本計画と、他の計画との間で整合性が取れていない、諸事情から未着手の施策が散見されるなどの指摘がされていたが、平成 27 年度に「第二次あきる野市環境基本計画」が策定され、望ましい環境像の実現の為の諸施策が、分野別の詳細な計画をベースに整理され、かなりの具体性をもって方向付けされたことは、大きな進展であると思う。今後、計画に従い、着実な推進をお願いしたい。
分野別諸施策の「生物多様性の保全」一つをとっても、庁内各部署を横断する推進体制をきちんと構築することが、益々重要になってきている。関係課長級で組織する「生物多様性推進会議」の施策の達成に向けての、活発な意見交換、利害調整、施策の強力な推進に大いに期待したい。
あきる野市の環境についての取組を、いろいろな形で発信しているものの十分に浸透していないと思われる。もう少し、市内外の人達が分かるように知ってもらいたい事項を公共施設、観光マップ付近に掲示する、または、環境専用掲示板の設置等で環境意識を高められたい。
多種多様な分野に取り組まれていることに頭が下がりますが、以下の点でもさらに継続、拡大をお願いしたい。 ・郷土の恵みの森づくり事業の予算の増額 ・鯉川（菅生地区）の水質調査 ・ファーマーズセンターの再整備
道路沿いにある崖線は開発がされやすく、突然造成されることも懸念されるので、希少植物が多く自生する特異な場所等については、市で買い取るか、それが難しければ公開緑地や保存緑地として指定するなどの対応で希少植物の保護をお願いしたい。また、希少植物を保護するため、関係機関との調整が必要な場合は、粘り強い働きかけをしていただきたい。 郷土の恵みの森づくり事業（景観整備、尾根道・昔道整備等）では、自然環境調査部会の調査結果等も参考に事前に現地の環境を調査したうえで整備計画を立て、希少植物等が整備によって除去されることなどがないよう地域と市で連携を図られたい。
ごみ削減について、ゴミの量（kg）の目標値は表示してあるが、その種類・内容について明記すれば内容がわかるので、減量の具体策も出やすいのではないか。
第二次環境基本計画について、少子高齢化の中でも恵まれた環境を活かしつつ「省エネ」「循環型」地域を形成して老若男女が生活に便利なまちづくりに徹し、住民が一生「住みたくなるまち」として全国に名を馳せるようなまちづくりを市民（事業者）と行政が協働して実現されたい。

地球温暖化対策地域推進計画について、「計画」の重点プログラムのテーマを市民一人一人に具体的にわかり易くテーマを示し、その取組による効果が簡単に理解できるようなＰＲを徹底して、全市民的規模での意識共有化を図るキメ細かな取組を要望する。
生物多様性あきる野戦略について、市民に生物多様性についての地域別課題と取組を理解していただくために、８地域別のより具体的な広報活動に推進されたい。

４－２　環境委員会として推進していく施策・事業、市民協働で担う役割

市民・事業者・市が協働で行動していく施策が、多岐にわたり、市民団体、各部会、専門機関、業界などとの情報交換、連携が、ますます重要になってきている。環境委員会として、現在実施中の「知る」活動をより活発化して、その実態を自ら把握し、知り得た事を PR して、諸施策がより実効性のあるものになるよう仲介的役割を果たしていきたい。
地球温暖化の影響による異常気象災害の増加については、短期間での対応は難しいものの、人命第一の対策や温暖化に対する適応について、市としてもう一度市民の認知度を向上させる必要があると思う。そのために、あきる野市環境基本計画・地球温暖化対策地域推進計画に定められている温暖化対策の重要性について再認識し、子どもから年配の方まで幅広い層の市民に防災の観点からも温暖化への適応の大切さを理解してもらうために、市や町内会・自治会、防災組織、教育委員会等とタイアップして啓発活動（年に数回の講習会、実地研修や小中学校への出前授業を実施し、災害に対しての備えを知ってもらう活動）を行いたい。
あきる野市という東京の田舎で「生きることの基本」を体験してもらうというテーマに絞り、小学生の興味ある中味を数点に絞り、小学校に働きかけ、体験学習の場を更に充実させたい。
「グリーンカ―テン」は市民に一定の認知度があったが、市民がもっと気軽に参加できる「省エネ」「温暖化対策」に役立つ施策の企画・立案を行う。
東京都と連携した電球の「ＬＥＤ」化の推進・ＰＲと市独自の追加策の企画・立案を行う。
市民からの様々な環境課題の提起に対する聞き取りや立会いを行い、市民目線での解決策を模索・検討し改善する施策の立案を行う。
国連は、2005 年から 2014 年に発生した温暖化による気候災害件数が、1985 年から 1994 年のほぼ倍になり、1995 年以降だけでも 60 万人以上の方が亡くなっていると報告しています。また、ある種の生物の絶滅、水・食料不足、農林漁業への影響も深刻です。シリア紛争、難民問題の背景にも温暖化による異常気象があると分析する研究者もいます。こうした状況のなか、2016 年 11 月、世界の温室効果ガス排出ゼロを目指す国際条約「パリ協定」が発効されたことは喜ばしいニュースではありました。 温室効果ガス削減を目指す取組としては、日本では、昨年４月に全面自由化された電力の小売りも後押しする形となり、市民、地域共同発電所がすでに全国に 1000 ヶ所ぐらいあると推定されます。再生可能エネルギー発電の資源は太陽・風力・水力・バイオマス・地熱などの地域資源であり、自治体が適切な普及政策を採用し、市民や事業者と連携して取り組めば温暖化対策だけでなく、エネルギー自給率アップにもつながります。そして、地域経済発展にも貢献することが期待できます。

また、あきる野市の農業に関して言えば、市内の休耕地を借りた、市民参加による体験農園の取組も始まっています。そして、JA あきがわと協力して地場産業を推進する新たな計画も立ち上がっています。これらは、都市農業を守り次世代につなげていく活動と言えます。

環境委員会としても、あきる野市の特産品（秋川トウモロコシ、のらぼう、秋川梨、秋川牛等）をもっとアピールし、輸送コストのかからない地産地消を意識した安心・安全な食材の購入を促すことができればと思います。そして、食卓からも地球温暖化対策を考えていくことができればと思います。さらに、東京都の食料自給率は、平成 26 年度ではカロリーベース 1%、生産額ベース 3%と他の道府県と比較して低い水準であるため、あきる野市の農差物が都の自給率の向上に貢献できれば素晴らしいことではないでしょうか。

資　料　編

1　施策の進捗状況調査結果

この調査票は、第二次環境基本計画とそれに対応する分野別計画（生物多様性あきる野戦略及びあきる野市地球温暖化対策地域推進計画）の実績及び評価を示しています。

※　第二次環境基本計画は、分野別計画を包含するつくりとなっているため、１つの調査票で調査をしています。

【評価の基準】
S：予定以上に実施した
A：予定どおりに実施した
B：実施しているが、予定どおりに実施できなかった
C：実施していない
F：完了

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
自然環境	自―1　基礎情報の調査・収集	一般	①　生物多様性の把握・モニタリングの継続	i）各種調査の継続・実施	自1	自然環境調査の継続	○自然環境調査を継続するとともに、自然環境調査部会委員の増員等により、体制の強化を検討・実施している。	戦略	自然環境調査の継続	○自然環境調査を継続する。 ○自然環境調査部会委員の新規追加などを行い、体制強化策を検討・実施する。	平成27年度と同様に、年間を通じて、「あきる野市自然環境調査部会」による自然環境調査を継続している。また、体制強化については、自然環境調査部会と3回（全体会議1回、班別会議各1回）に渡り検討を行い、取組の実現には至らなかったものの、先進事例の研究や関連業者へのヒアリング等を経て、新たな調査員の勧誘方法や調査方法の更なる効率化、調査内容の更なる充実について知見を蓄えることができた。	A	A	○自然環境調査を継続する。 ○自然環境調査部会委員の新規追加などを行い、体制強化策を検討・実施する。	環境政策課
					自2	森林レンジャーによる各種調査の継続	○森林レンジャーの体制を維持し、森林が存在する地域を中心とする生物調査等を継続している。	戦略	森林レンジャーあきる野による各種調査の継続	○森林が存在する地域を中心とする生物調査等を継続する。	森林レンジャーあきる野により、市内の森林において、植物、脊椎動物等の分布調査や生息調査を継続して行った。これにより、これまでに植物では34種、動物では合計63種（哺乳類3種類、鳥類35種類、爬虫類4種類、両生類5種類、魚類4種類、昆虫12種類）の絶滅危惧種（東京都の2010年レッドリストによる）を確認している。	A	A	○森林が存在する地域を中心とする生物調査等を継続する。	環境政策課
					自3	河川の水質調査	○河川の水質調査を継続している。	戦略	河川の水質調査	○河川の水質調査を継続する。	秋川・平井川河川水質調査、清流保全条例施行に伴う湧水及び合流点の水質調査などの河川の水質調査を実施した。 調査結果等は、市ホームページや環境白書に掲載した。	A	A	○河川の水質調査を継続する。	生活環境課
					自4	地下水汚染調査	○地下水汚染調査を継続している。	戦略	地下水汚染調査	○地下水汚染調査を継続する。	地下水汚染調査を実施した（年1回7箇所）。調査結果等は、市ホームページや環境白書に掲載した。	A	A	○地下水汚染調査を継続する。	生活環境課
					自5	湧水調査	○湧水調査を継続している。	戦略	湧水調査	○湧水調査を継続する。	清流保全条例施行に伴う湧水及び合流点の水質調査により、湧水調査を実施した（年1回12か所）。 調査結果等は、市ホームページや環境白書に掲載した。	A	A	○湧水調査を継続する。	生活環境課
					自6	専門機関等との連携による調査の検討	○大学などの専門機関との連携による調査の実施の可否などについて検討している。	戦略	専門機関等との連携による調査の検討	○本市の自然環境に関する調査を実施している専門機関を把握する。	サクラを加害することで注目を集め、市内の公共施設に寄生が確認されている外来種（クビアカツヤカミキリ）について、国の機関（（国研）森林総合研究所、横浜植物防疫所）や私立大学（日本大学）との連携のもと、調査等を進めることができた。 なお、クビアカツヤカミキリについては、平成29年度においても、（国研）森林総合研究所との連携のもと、対策を継続する予定である。	A	A	○本市の自然環境に関する調査を実施している専門機関を把握する。	環境政策課
				ii）調査結果の収集	自7	市民などによる調査の結果の収集	○市民などによる調査結果を収集している。	戦略	市民などによる調査の結果の収集	○市民などによる本市の自然環境等の調査情報を把握する。	市が設定する生物種の目撃情報（アライグマ・ハクビシン、オオキンケイギク、オオブタクサ、アレチウリ、クビアカツヤカミキリ等）を募り、市が実施する外来種対策の施策に活用した。 目撃情報件数 アライグマ：21件 ハクビシン：44件 オオキンケイギク：108件 オオブタクサ：202件 アレチウリ：142件 その他：22件	A	A	○市民などによる本市の自然環境等の調査情報を把握する。	環境政策課
				iii）情報の集約	自8	生物多様性に関する各種情報の整理・集約	○各種情報の整理と集約がなされている。	戦略	各種情報の整理・集約	○収集した情報の整理・集約を図る。	外来種であるアライグマ・ハクビシンの目撃情報や捕獲状況は、平成29年3月にアライグマ・ハクビシン対策の手引き（マニュアル）を作成したことに伴い、整理・集約を行い、人家と自然が接する場所での捕獲が多いなどの一定の傾向を見出すことができた。 また、外来植物であるオオキンケイギク・オオブタクサ・アレチウリの生育情報についても、整理・集約を行うことで、人家に多い、河川敷に多いなど、繁茂の傾向を見出すことができた。 これらの傾向は、今後の市の外来種対策等に生かしていく予定である。	A	A	○収集した情報の整理・集約を図る。	環境政策課
					自9	生物目録の作成・更新	○調査により生息・生育が確認された生物について、目録の作成及び更新を行う仕組みを構築している。	戦略	生物目録の作成・更新	○調査により生息・生育が確認された生物の情報を集約し、生物目録の作成と更新の仕組みを検討する。	「あきる野市生きもの会議」や「あきる野市生物多様性推進委員会」における「あきる野市生物多様性保全条例」の検討に伴い、本市の貴重な生物種の目録である「あきる野市版レッドリスト」の作成について、方向性や位置付けを明確化した。ただし、同条例の検討に時間を要したことに伴い、リストの作成は、平成29年度から着手することとなった。	B	B	○調査により生息・生育が確認された生物の情報を集約し、生物目録の作成と更新の仕組みを検討する。	環境政策課
					自10	生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	○調査研究を支援する仕組みづくりの可否について検討し、方向性を示している。	戦略	生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	○調査研究を支援する仕組みづくりについて、情報収集し、方策を検討する。	市単独で、生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みをつくることは困難であることから、民間団体が実施する自然環境保護の支援について情報収集を行うとともに、調査研究に役立つアプリケーション（生物種の目撃場所の記録等）の情報収集を行った。 ただし、市民等から、生物種の調査、研究に関し、知見の提供を求められた場合には、「あきる野市自然環境調査部会」や「森林レンジャーあきる野」などの専門的知識を有する方を紹介するなどの支援を行っている。	A	A	○調査研究を支援する仕組みづくりについて、情報収集し、方策を検討する。	環境政策課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
自然環境	自―1 基礎情報の調査・収集	重点	② 保全・再生・活用すべき場所の抽出	i）市内各所の評価の実施	自11	各種情報の地図情報化	○生息・生育の場所が把握できた生物について、地図情報化に着手している。	戦略	各種情報の地図情報化	○生息情報や生育情報などの収集を行う。 ○地図情報化の手法を検討する。	「あきる野市自然環境調査部会」による自然環境調査や「森林レンジャーあきる野」による調査を通じて、生物の生息・生育情報や位置情報の収集を継続した。また、これらを地図情報として整理するため、幅広い主体が共通で使用できるアプリケーション（生物種の目撃場所の記録等）の情報収集・研究を行った。	A	A	○生息情報や生育情報などの収集を行う。 ○地図情報化の手法を検討する。	環境政策課
					自12	生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価など）	○自然環境調査等に基づき、市内各所の生物多様性の把握と評価をしている。	戦略	生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価など）	○自然環境調査や森林レンジャーによる生物調査を継続し、生物の生息・生育に関する情報などを収集する。	「あきる野市自然環境調査部会」による自然環境調査や「森林レンジャーあきる野」による調査を通じて、生物の生息・生育情報や位置情報の収集を継続した。また、「あきる野市生物多様性保全条例」の検討に伴い、保護すべき希少種や保護すべき区域の指定方法について取りまとめを行っており、これらは市内各所の評価の材料になるものと認識している。	A	A	○自然環境調査や森林レンジャーによる生物調査を継続し、生物の生息・生育に関する情報などを収集する。	環境政策課
				ii）保全等すべき場所の抽出	自13	保全・再生・活用すべき場所の抽出	○No.12（自12）の評価に基づき、保全・再生・活用すべき場所の抽出を開始している。	戦略	保全・再生・活用すべき場所の抽出	○自然環境調査や森林レンジャーによる生物調査を継続し、生物の生息・生育に関する情報などを収集する。 ○保全等をすべき場所を検討する。	「あきる野市自然環境調査部会」による自然環境調査や「森林レンジャーあきる野」による調査を通じて、生物の生息・生育情報や位置情報の収集を継続した。また、「あきる野市生物多様性保全条例」の検討に伴い、保護すべき希少種や保護すべき区域の指定方法について取りまとめを行った。平成28年度において、保全等をすべき場所の抽出には至っていないが、これらを通じて、保全等をすべき場所の抽出への足掛かりを掴むことができた。	A	A	○自然環境調査や森林レンジャーによる生物調査を継続し、生物の生息・生育に関する情報などを収集する。 ○保全等をすべき場所を検討する。	環境政策課
		一般	③ 生物多様性に関する情報の共有化	i）様々な方策による情報発信	自14	各種リーフレットの作成・公開	○リーフレットを作成し、生物多様性に関する情報等を発信している。	戦略	各種リーフレットなどの作成・公開	○発信が必要となる情報の有無に応じて、リーフレットを作成・公開（配布）する。	外来植物（オオキンケイギク、オオブタクサ、アレチウリ）対策の実施に伴い、特徴や影響、除草の方法について、植物ごとにチラシを作成し、町内会・自治会を通じて配布することで、繁茂場所の情報提供や除草の呼びかけ、外来種対策の普及啓発を図ることができた。 チラシ配布枚数：各約21,000枚（町内会・自治会を通じて全戸配布） また、配布枚数は把握できていないが、自然環境調査の結果を取りまとめ、本市の自然環境の状況を分かりやすく伝える「知って守ろう　あきる野の自然」についても、イベント時等に随時配布を行った。	A	A	○発信が必要となる情報の有無に応じて、リーフレットを作成・公開（配布）する。	環境政策課
					自15	水と緑のマップの充実	○No.11（自11）の地図情報化した情報等を基に、周知用のマップを作成している。	戦略	水と緑のマップの充実	○各種情報の公開の可否も含めて周知用のマップの作成について検討し、作成する。	本市における希少野生動植物種の一覧である「あきる野市版レッドリスト」の作成に向けた検討や生物の生息・生育情報を地図情報化するための手法の研究などを進めてはいるものの、マップの作成には至っていない。	B	B	○各種情報の公開の可否も含めて周知用のマップの作成について検討し、作成する。	環境政策課
					自16	生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に対する意識啓発を目的とした講座の実施）	○生物多様性に関する講演会を実施している。	戦略	生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に関する意識啓発を目的とした講座の実施）	○必要に応じて講演会を実施する。	他に優先すべき施策があったことに伴い、生物多様性に関する講演会等は実施していない。 ただし、外来植物（オオキンケイギク、オオブタクサ、アレチウリ）対策やクビアカツヤカミキリ対策の実施に伴い、これらの生物の特徴や影響、植物の除草の方法について、チラシの配布や広報掲載、ホームページ掲載を通じて、情報提供や普及啓発を図った。	A	A	○必要に応じて講演会を実施する。	環境政策課
					自17	生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	○インターネットを通じて生物多様性に関する情報を発信している。	戦略	生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	○インターネットを通じて生物多様性に関する情報を発信する（生物多様性に関する情報発信ページの整備など）。	市のホームページの構造上、専用のウェブサイトを作成することは困難であるが、既存のホームページに、外来植物（オオキンケイギク、オオブタクサ、アレチウリ）対策やクビアカツヤカミキリの対策の実施に伴い、これらの生物の特徴や影響、植物の除草の方法などの必要な情報を掲載したページを追加した。	A	A	○インターネットを通じて生物多様性に関する情報を発信する（生物多様性に関する情報発信ページの整備など）。	環境政策課
				ii）情報発信する内容の工夫	自18	森の魅力発信	○森の魅力の発信を通じて、森が市民の共通の財産と認識され、森の多面的機能の認知度が70%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	戦略	森の魅力発信	○広報等を通じて森の魅力を発信する。	広報及び市ホームページにおいて、「森林レンジャーがゆく」を9回掲載、森林レンジャーあきる野新聞を12回発行し、森の状況、動植物の状況など森の魅力を発信した。また、あきる野市産業祭、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」エコプロダクツ2016及びGＴＦグリーンチャレンジデー2016ｉｎ新宿御苑に出展し、あきる野市の森の魅力を発信した。さらに、森林レンジャーあきる野ツアーとして、「古道（大野道）を歩く」ツアーを14人の参加を得て実施した。この古道は都道201号線に指定されているかっての御岳山への参道であることから地域の歴史や森の解説を行った。	A	A	○広報等を通じて森の魅力を発信する。	環境政策課
					自19	みどりの大切さの発信	○みどりの大切さの発信を通じて、みどりの大切さが認識され、森の多面的機能の認知度が70%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	戦略	みどりの大切さの発信	○広報等を通じてみどりの大切さを発信する。	みどりの大切さに特化した情報発信はできていないが、夏季の省エネ等に貢献するグリーンカーテンの普及拡大の取組を通じ、みどりの重要性について、普及啓発を図った。	B	B	○広報等を通じてみどりの大切さを発信する。	環境政策課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
自然環境	自―1 基礎情報の調査・収集	一般	③ 生物多様性に関する情報の共有化	ii）情報発信する内容の工夫	自20	農地の環境面からの機能の発信	○「あきる農を知り隊」等体験事業を継続している。	戦略	農地の環境面からの機能の発信	○農業体験を継続する。	秋川ファーマーズセンターを出発し、市内6農家を市民の親子に対象に「あきる農を知り隊」事業を実施し、農作物の収穫体験を実施した（平成28年11月26日　14人参加）。	A	A	○農業体験を継続する。	農林課
					自21	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む）	○生物多様性の概念や生態系サービスの重要性、湧き水の重要性を発信している。	戦略	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む。）	○広報等を通じて、生物多様性の概念や生態系サービスの重要性を発信する。	外来種対策（アライグマ、ハクビシン、クビアカツヤカミキリ、オオキンケイギク、オオブタクサ、アレチウリ）の実施に伴い、広報やホームページへの掲載、チラシ配布により、外来種が在来種に及ぼす影響等について情報発信を図ることで、生物多様性の概念等について、普及啓発を図った。 また、あきる野市産業祭に、「あきる野市環境委員会」との連携のもと、環境展を出展し、在来種と外来種の展示を通じて、生物多様性の概念について普及啓発を図った。	A	A	○広報等を通じて、生物多様性の概念や生態系サービスの重要性を発信する。	環境政策課
										○湧き水の重要性を発信する。	ホームページで湧き水の重要性を発信した。	A		○湧き水の重要性を発信する。	生活環境課
	自―2 生物多様性の保全	重点	① 生物多様性を保全する仕組みづくり	i）区域指定などの仕組みづくり	自22	（仮称）生物多様性保全条例の制定	○「（仮称）生物多様性保全条例」を制定し、運用している。また、条例の認知度が50％以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	戦略	（仮称）生物多様性保全条例の制定	○「（仮称）生物多様性保全条例」を制定する。	「あきる野市生物多様性保全条例」のように、市町村レベルにおける希少種保護の取組は、全国的にも例が少なく、制度の構築に時間を要したことから、平成28年度は同条例案の決定までに留まった。平成29年度では、同条例案のパブリックコメントの実施、「あきる野市環境審議会」での審議、「あきる野市議会」での議決を経て、条例を施行する予定である。	B	B	○「（仮称）生物多様性保全条例」を運用する。	環境政策課
					自23	市民・観光客向けカントリーコードの設定	○カントリーコードを設定し、市民等に存在を認知されている。	戦略	市民・観光客向けカントリーコードの設定	○カントリーコードを検討する。	「あきる野市生きもの会議」や「あきる野市生物多様性推進委員会」における「あきる野市生物多様性保全条例」の検討に伴い、カントリーコードの位置付け等について、議論を行い、条例による規制とは別に、マナーや約束事を定めるものであるとの結論に至った。 カントリーコードの具体的な内容については、「あきる野市生きもの会議」において、平成29年度以降に検討する予定である。	A	A	○カントリーコードを設定する。	環境政策課
					自24	あきる野市版レッドリストの作成	○「あきる野市版レッドリスト」を作成している。	戦略	あきる野市版レッドリストの作成	○「あきる野市生きもの会議」にて、「あきる野市版レッドリスト」のあり方や指定する種を検討し、作成する。	「あきる野市生きもの会議」や「あきる野市生物多様性推進委員会」における「あきる野市生物多様性保全条例」の検討に伴い、本市の貴重な生物種の目録である「あきる野市版レッドリスト」の作成について、方向性や位置付けを明確化した。ただし、同条例の検討に時間を要したことに伴い、リストの作成は、平成29年度から着手することとなった。	A	A	○「あきる野市生きもの会議」にて、「あきる野市版レッドリスト」のあり方や指定する種を検討し、作成する。	環境政策課
				ii）区域の指定など	自25	生物多様性保全区域の指定	○生物多様性保全区域を指定する仕組みを構築している。	戦略	生物多様性保全区域の指定	○「（仮称）生物多様性保全条例」の制定と合わせ、生物多様性保全区域の指定制度を検討する。	「あきる野市生きもの会議」や「あきる野市生物多様性推進委員会」における「あきる野市生物多様性保全条例」の検討に伴い、「保護区域」の考え方や指定の方法、保護の方法等の案を取りまとめた。 平成29年度において、同条例が施行される予定であることに伴い、保護区域の指定制度も構築される見込みである。	A	A	○指定制度を運用する。	環境政策課
					自26	重要地域の公有地化	○重要地域の公有地化を検討している。	戦略	重要地域の公有地化	○生物多様性の保全上、重要となる地域の保全に向け、公有地化を検討する。	生物多様性の保全上重要な区域の公有地化も視野に入れ、その財源となる基金の見直しを行い、環境保全基金を設置した。ただし、公有地化による保護の必要性が認められる地域の存在が認められないことから、現在のところ、公有地化した又はする予定の地域は存在していない。	A	A	○生物多様性の保全上、重要となる地域の保全に向け、公有地化を検討する。	環境政策課
					自27	保存緑地の指定	○保存緑地の指定制度を継続している。	戦略	保存緑地の指定	○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	申請等に基づき、保存緑地の指定を行った。また、保存緑地のうち、樹木については、現状を把握するため、現地確認等を行った。 指定件数：1件（樹木） ＜保存緑地指定件数等（平成29年3月31日現在）＞ 樹木：188本 樹林地：5か所（12,704.23㎡） 屋敷林：1か所 公開緑地：1か所（14,593㎡）	A	A	○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	環境政策課
								温暖化	保存緑地の管理を支援します			A			
								温暖化	保存緑地の指定制度を継続します			A			

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
自然環境	自―2 生物多様性の保全	重点	① 生物多様性を保全する仕組みづくり	ii）区域の指定など	自28	文化財の指定・保護	○文化財の指定や保護を進めている。	戦略	文化財の指定・保護	○文化財の指定や保護を進める。	平成28年度の文化財指定はなかった。保護事業としては、東京都指定天然記念物光厳寺のヤマザクラ4本の内2本が衰弱しているため、生育に影響を与えている周辺のマダケ等の伐採と有機質肥料の施肥を行いヤマザクラの保護を行った。	A	A	○文化財の指定や保護を進める。	生涯学習スポーツ課
				iii）基金の運用など	自29	郷土の恵みの森づくり事業基金の運用	○「郷土の恵みの森づくり事業」に必要な財源として、「郷土の恵みの森づくり事業基金」の運用を継続している。	戦略	郷土の恵みの森づくり事業基金の運用	○「郷土の恵みの森づくり事業基金」の運用を継続する。	郷土の恵みの森づくり事業に対しての寄付金について、ホームページ等で周知を行っている。また、サントリーフーズ㈱と新四季創造㈱とあきる野市の三者の契約に基づき、秋川渓谷瀬音の湯と戸倉しろやまテラスに設置した清涼飲料水の自動販売機の売上金の一部について、本事業へ指定寄付を受けている。また、日本山岳耐久レース参加者からも指定寄付が寄せられた。 積み立てられた基金については、森林レンジャーあきる野の報酬や森林保全に係る経費として活用した。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業基金」の運用を継続する。	環境政策課
					自30	生物多様性保全基金の創出の検討	○「生物多様性保全基金」の創出について検討し、一定の方向性を示している。	戦略	生物多様性保全基金の創出の検討	○「ふるさとの緑地保全基金」の取扱いも含め、「生物多様性保全基金」の創出を検討する。	基金のあり方等について検討を行い、基金全体の見直しを図った結果、より幅広い環境課題に対応するための「環境保全基金」の創出に至った。	A	A	○「ふるさとの緑地保全基金」の取扱いも含め、「生物多様性保全基金」の創出を検討する。	環境政策課
					自31	地球温暖化対策とタイアップしたクレジット制度導入の検討	○森林の持つ二酸化炭素の吸収・固定機能に着目し、地球温暖化対策につながるクレジット制度について検討し、一定の方向性を示している。	戦略	地球温暖化対策とタイアップしたクレジット制度導入の検討	○クレジット制度について、情報を収集し、実施の可否を含めた手法のあり方などを検討する。	国、都などからの情報提供に基づき、クレジット制度について情報収集を行ったが、本市の実情に即し、有効に活用できるものは無かった。	A	A	○クレジット制度について、情報を収集し、実施の可否を含めた手法のあり方などを検討する。	環境政策課
		一般	② 有害鳥獣対策及び外来種対策の推進	i）有害鳥獣対策及び外来種対策の効率化	自32	効率的かつ効果的な手法の検討・実施	○有害鳥獣対策等を効率的かつ効果的に実施するため、方策や実施体制について検討し、実施している。	戦略	効率的かつ効果的な手法の検討・実施	○有害鳥獣対策等の方策や実施体制について、効率的な手法等を検討し、実施する。	イノシシの目撃情報の増加や同種による生活環境被害の発生など、より幅広い野生鳥獣への対応が求められていることから、これらの状況に対応できる体制の検討等を開始した。	A	A	○有害鳥獣対策等の方策や実施体制について、効率的な手法等を検討し、実施する。	環境政策課
							○有害鳥獣対策等に必要となる技術講習・研修を実施している。			○「あきる野の農と生態系を守り隊」において研修を実施する。	「あきる野の農と生態系を守り隊」にて、全体研修会は実施できなかったが、個別で電気柵の設置方法や箱わなの設置について研修を実施した。	A		○「あきる野の農と生態系を守り隊」において研修を実施する。	農林課
				ii）有害鳥獣対策の継続・拡大	自33	有害鳥獣対策の実施	○農作物に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲を継続している。	戦略	有害鳥獣対策の実施	○（公社）東京都猟友会への委託を継続し、有害鳥獣対策を実施する。	有害鳥獣対策のため、五日市猟友会に継続して委託を行った。また、地域の農業者による協議会にヒアリングを実施し、電気柵更新計画を策定した。なお、平成29年度より5か年で設置を行う。	A	A	○（公社）東京都猟友会への委託を継続し、有害鳥獣対策を実施する。	農林課

第二次環境基本計画							対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業			内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
自然環境	自―2 生物多様性の保全	一般	② 有害鳥獣対策及び外来種対策の推進	ⅲ）外来種対策の継続・拡大	自34	外来種対策（アライグマ・ハクビシン）の実施	戦略	外来種対策（アライグマ・ハクビシン）の実施	○アライグマ・ハクビシンを対象とする外来種対策を継続する。	市民からの目撃情報等を活かし、アライグマ・ハクビシンの対策を継続した。 捕獲頭数　アライグマ23頭、ハクビシン4頭	A	A	○アライグマ・ハクビシンを対象とする外来種対策を継続する。	環境政策課
					自35	特定外来生物対策の実施	戦略	特定外来生物対策の実施	○特定外来生物について、生息場所等の情報収集を行う。 ○状況に応じて、駆除などの対策を実施する。	外来種対策を更に推進するため、これまで対策を実施してきたアライグマ、オオキンケイギクに加え、特定外来生物であるアレチウリの対策を実施した。これらの種の対策の概要としては、市民から目撃情報を寄せてもらい、これに基づき、箱わなによる捕獲や除草の呼びかけなどを行うものである。 アライグマの捕獲頭数：23頭 オオキンケイギクの対応件数（除草、除草依頼等）：93件 アレチウリの対応件数（除草、除草依頼等）：115件	A	A	○特定外来生物について、生息場所等の情報収集を行う。 ○状況に応じて、駆除などの対策を実施する。	環境政策課
					自36	外来種対策の拡大・強化の検討	戦略	外来種対策の拡大・強化の検討	○外来種について、生息場所等の情報収集を行い、対策の拡大・強化について検討する。 ○状況に応じて、駆除などの対策を実施する。	これまで対策を実施してきたハクビシンに加え、本市において、河川敷等に繁茂が著しい外来植物オオブタクサについて、市民からの生育情報の収集や駆除の呼びかけなどの対策に着手した。また、市有施設のサクラにおいて、サクラを加害する外来種クビアカツヤカミキリの大規模な寄生が確認されたことに伴い、生息情報の収集等の対策に着手した。 ハクビシンの捕獲頭数：4頭 オオブタクサの対応件数（除草、除草依頼等）：171件 クビアカツヤカミキリ対応箇所数：2か所	A	A	○外来種について、生息場所等の情報収集を行い、対策の拡大・強化について検討する。 ○状況に応じて、駆除などの対策を実施する。	環境政策課
					自37	東京都、近隣市町村と連携した外来種対策の推進	戦略	東京都、近隣市町村と連携した外来種対策の推進	○広域的な外来種対策を検討する会議等に参画し、東京都や近隣市町村と連携した外来種対策を継続する。	アライグマ・ハクビシンの対策については、先進自治体として、本市の担当課長が東京都外来鳥獣（アライグマ・ハクビシン）防除対策検討委員会に委員として参画し、東京都におけるアライグマ・ハクビシン対策の推進に関して検討を行った。また、担当職員についても、東京都が主催する外来種対策情報連絡会及び外来種（アライグマ・ハクビシン）対策担当者意見交換会に参加し、他自治体に有効となる知見等について、提案を行った。 さらに、新たにアライグマ・ハクビシン対策を実施するに当たり、本市の事例を参考にしたいという問合せが寄せられることから、これにも対応した。 東京都外来鳥獣（アライグマ・ハクビシン）防除対策検討委員会参画回数：3回 外来種対策情報連絡会参加回数：2回 外来種（アライグマ・ハクビシン）対策担当者意見交換会参加回数：1回 他自治体の対応件数：2件	A	A	○広域的な外来種対策を検討する会議等に参画し、東京都や近隣市町村と連携した外来種対策を継続する。	環境政策課
		一般	③ 生態系の保全に向けた取組の推進	ⅰ）総合的な緑地の保全や緑化の推進に関する取組	自38	あきる野市緑の基本計画の改定	戦略	緑の基本計画の改定	○東京都の動向や「あきる野戦略」との連携を考慮しながら、「あきる野市緑の基本計画」のあり方や改定の方向性について検討する。	「あきる野市緑の基本計画」の改定について、関係機関と協議し、改訂作業について検討を行った。	B	B	○東京都の動向や「あきる野戦略」との連携を考慮しながら、「あきる野市緑の基本計画」のあり方や改定の方向性について検討する。	都市計画課
				ⅱ）森林に関する取組	自39	郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の保全）	戦略	郷土の恵みの森づくり事業の推進	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	平成28年度においては新たに1事業が増え、16の町内会・自治会等により昔道・尾根道の整備が10事業、景観整備が14事業行われている。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、平成28年度からは、新たにオオムラサキが舞う森づくりの取組も始められた。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課
							温暖化	地域が主体となる郷土の恵みの森づくり事業を支援します			A			
							温暖化	地域とともに郷土の恵みの森づくり事業を推進します			A			
							温暖化	地域の魅力を高める森づくり（モデルプラン）を推進し、森の魅力を発信します			A			
							温暖化	観光振興にもつながる緑を活かした景観づくりを進めます			A			
							温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう			A			

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
自然環境	自―2 生物多様性の保全	一般	③ 生態系の保全に向けた取組の推進	ii）森林に関する取組	自40	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の保全）	○「森林整備計画」等に基づき、森林の保全に向け、林業振興・森林保全策を継続している。	戦略	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	○「森林整備計画」を改定し、林業振興・森林保全策を継続する。	「森林整備計画」を改定し、森林再生事業や森林循環促進事業を実施する等、林業振興・森林保全策を継続した。	A	A	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	農林課
								温暖化	森林の適正管理に通じる支援策の情報を収集し、情報提供を行います			A			
								温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう			A			
					自41	森林保全・活用のための整備の推進（森林の保全）	○豊かな森林の保全に向け、「郷土の恵みの森づくり事業」を通じて、森林保全・活用のための整備を継続している。	戦略	森林保全・活用のための整備の推進	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	平成28年度においては新たに1事業が増え、16の町内会・自治会等により昔道・尾根道の整備が10事業、景観整備が14事業行われている。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、平成28年度からは、新たにオオムラサキが舞う森づくりの取組も始められた。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	環境政策課
								温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう			A			
							○豊かな森林の保全に向け、森林保全・活用のための整備を継続している。	戦略	森林保全・活用のための整備の推進	○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続した（間伐42.72ha、枝打ち18.07ha、伐採10.55ha）。	A	A	○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	農林課
								温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう			A			
				iii）里山に関する取組	自42	（里山における）モデル地区での保全管理活動の実践（菅生地区など）	○菅生地区の産学公連携による森づくり・地域づくり事業を継続している。	戦略	（里山における）モデル地区での保全管理活動の実践（横沢入里山保全地域など）	○菅生地区における森づくり・地域づくり事業を継続する。	産学公が連携して菅生地区をモデルとした森づくりを進めている。この取組を具体的に進めるため、NECフィールディング㈱、明星大学、菅生町内会、あきる野青年会議所、西多摩マウンテンバイク友の会、NPO法人ふるさとの森づくりセンター、あきる野市の7者で組織するあきる野菅生の森づくり協議会において、大沢地区では豊かな里山へ再生することを最終目的として、ワークショップ方式で多様な生物が生息する里地里山の再生と保全に向けた森づくり、上地区においては、オオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。また、菅生地区の気候風土に合う農産物の特産化にも取り組んでおり、地域の活性化を図っている。	A	A	○菅生地区における森づくり・地域づくり事業を継続する。	環境政策課
					自43	里山の保全策の検討	○菅生地区の産学公連携による森づくり・地域づくり事業などの成果を参考に、里山保全策を検討している。	戦略	里山の保全策の検討	○菅生地区における森づくり・地域づくり事業を継続し、里山保全策を検討する。	産学公が連携して菅生地区をモデルとした森づくりを進めている。この取組を具体的に進めるため、NECフィールディング㈱、明星大学、菅生町内会、あきる野青年会議所、西多摩マウンテンバイク友の会、NPO法人ふるさとの森づくりセンター、あきる野市の7者で組織するあきる野菅生の森づくり協議会において、大沢地区では豊かな里山へ再生することを最終目的として、ワークショップ方式で多様な生物が生息する里地里山の再生と保全に向けた森づくり、上地区においては、オオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。また、菅生地区の気候風土に合う農産物の特産化にも取り組んでおり、地域の活性化を図っている。	A	A	○菅生地区における森づくり・地域づくり事業を継続し、里山保全策を検討する。	環境政策課
				iv）農地に関する取組	自44	農地の適正管理と活用（生産緑地制度の推進・管理・追加指定、市民農園制度の活用・取組方策の検討（遊休農地の活用ほか））	○生産コスト削減・効率化のために、農地集積の推進を継続している。	戦略	農地の適正管理と活用（生産緑地制度の推進・管理・追加指定、市民農園制度の活用・取組方策の検討（遊休農地の活用ほか））	○農地集積の推進を継続する。	遊休農地について、新規就農者や認定農業者に対し、農地利用集積を実施した。（16件、2.47ha）	A	A	○農地集積の推進を継続する。	農林課
							○適正な生産緑地制度の運用を継続している。			○生産緑地制度の推進・管理・追加指定を行う。	生産緑地パトロールを実施し不適切な管理者には指導するなど、適正な生産緑地制度の運用を行い、良好な都市環境の形成に努めた。 （平成28年度末　生産緑地数：395件、68.53ha）	A		○生産緑地制度の推進・管理・追加指定を行う。	都市計画課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
自然環境	自―2 生物多様性の保全	一般	③ 生態系の保全に向けた取組の推進	v）河川に関する取組	自45	河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全	○良好な河川環境の保全に向け、河川の水質調査等を継続する。	戦略	河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全	○良好な河川環境の保全に向け、河川の水質調査等を継続する。	秋川・平井川河川水質調査、清流保全条例施行に伴う湧水及び合流点の水質調査などの河川の水質調査を実施した。 調査結果等は、市ホームページや環境白書に掲載した。	A	A	○良好な河川環境の保全に向け、河川の水質調査等を継続する。	生活環境課
							○生物多様性に配慮した工法の選択や、河川環境の保全について、関係機関と調整を図り、必要に応じて対応する。			○関係機関との調整の上、必要に応じて対応する。	平井川を自然を生かした地域に息づく親しめる川にするために、情報交換等を行う「平井川流域連絡会」に参画している。（会議4回）	A		○関係機関との調整の上、必要に応じて対応する。	建設課
					自46	清流保全協力員活動の継続	○清流保全協力員活動を継続している。	戦略	清流保全協力員活動の継続	○清流保全協力員活動を実施する。	平成28年度清流保全協力員人数：20人 清流保全協力員活動(水質調査、河川パトロール等）を実施した。 活動内容の報告の場として、清流保全協力員会議（年1回）を開催した（会議参加人数：11人）	A	A	○清流保全協力員活動を実施する。	生活環境課
					自47	事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続	○事業所排水対策が継続されている。	戦略	事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続	○事業所排水対策を継続する。	水質汚濁防止法の特定施設に該当する事業所に対し、排水の水質調査を実施した。その結果、環境基準を超過した事業所はなかったため、個別の指導は行わなかった。	A	A	○事業所排水対策を継続する。	生活環境課
					自48	生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	○合併処理浄化槽の設置補助を継続している。	戦略	生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	○合併処理浄化槽の設置補助を継続する。	生活排水対策の一環として、国、都、市で下水道設置認可区域外における合併処理浄化槽設置に補助金（9件）を交付した。	A	A	○合併処理浄化槽の設置補助を継続する。	生活環境課
							○下水道への接続啓発・普及などを継続している。			○下水道への接続啓発・普及などを継続する。	広報掲載、接続依頼通知の発送及び個別訪問を行った。	A		○下水道への接続啓発・普及などを継続する。	管理課
				vi）地下水・湧水に関する取組	自49	地下水保全対策の継続（揚水規制）	○「東京都環境確保条例」に基づく揚水施設の設置規制など、地下水保全対策を継続している。	戦略	地下水保全対策の継続（揚水規制）	○地下水保全対策を継続する。 ○事業所に揚水機出力に応じた年間揚水量を報告させ、規制値の遵守を促す。	新規に揚水施設を設置する際には、基準を遵守するように指導した。 既に設置している事業所等からは揚水量の報告を提出させ、確認を行った。	A	A	○地下水保全対策を継続する。 ○事業所に揚水機出力に応じた年間揚水量を報告させ、規制値の遵守を促す。	生活環境課
							○生活環境課と農林課の連携により、「東京都環境確保条例」による規制が遵守されている。			○事業所に揚水機出力に応じた年間揚水量を報告させ、規制値の遵守を促す。	かん水組合より年間揚水量を報告させた。	A		○事業所に揚水機出力に応じた年間揚水量を報告させ、規制値の遵守を促す。	農林課
					自50	湧水保全対策（湧水調査、湧水のＰＲ、雨水地下浸透の促進）の継続	○生活排水の適正処理などの湧水保全対策を継続している。	戦略	湧水保全対策（湧水調査、湧水のＰＲ、雨水浸透の促進）の継続	○湧水保全対策を実施する。	湧水等の水質調査を実施した。調査結果等は、市ホームページや環境白書に掲載した。 ホームページにて湧水の保全について周知を行った。	A	A	○湧水保全対策を実施する。	生活環境課
							○雨水浸透ますの設置指導の継続により、雨水地下浸透の促進が図られている。			○「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、雨水浸透ますの設置指導を継続する。	「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、雨水浸透ますの設置を指導した。	A		○「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、雨水浸透ますの設置指導を継続する。	都市計画課
				vii）崖線緑地に関する取組	自51	崖線地区の保全	○可能な範囲において、保存緑地の指定制度等により、崖線地区の保全が図られている。	戦略	崖線地区の保全	○可能な範囲において崖線地区の保存緑地指定を継続する。また、崖線地区における新たな保存緑地の指定を検討する。	崖線緑地の保存緑地指定を継続している。また、崖線の保存緑地に地続きの崖線について、保存緑地として指定できる可能性があることから、調整を行っている。 崖線緑地における保存緑地指定箇所数：3か所	A	A	○可能な範囲において崖線地区の保存緑地指定を継続する。また、崖線地区における新たな保存緑地の指定を検討する。	環境政策課
							○崖線地区における開発抑制を継続している。			○崖線地区における開発抑制の指導を継続する。	崖線地区における開発抑制を継続している。 （今年度は相談実績なし）	A		○崖線地区における開発抑制の指導を継続する。	都市計画課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
自然環境	自―3　生物多様性の創出	重点	①　恵み豊かな緑と水の創出	―）森林に関する取組	自52	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の創出）	○「森林整備計画」等に基づき、豊かな森林の創出に向け、林業振興・森林保全策の推進を継続している。	戦略	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	○「森林整備計画」を改定し、林業振興・森林保全策を継続する。	「森林整備計画」を改定し、森林再生事業や森林循環促進事業を実施する等、林業振興・森林保全策を継続した。	A	A	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	農林課
								温暖化	森林の適正管理に通じる支援策の情報を収集し、情報提供を行います			A			
								温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう			A			
					自53	郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）	○地域との協働による昔道及び尾根道の補修など、森林の創出に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	戦略	郷土の恵みの森づくり事業の推進	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	平成28年度においては新たに１事業が増え、16の町内会・自治会等により昔道・尾根道の整備が10事業、景観整備が14事業行われている。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、平成28年度からは、新たにオオムラサキが舞う森づくりの取組も始められた。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課
								温暖化	地域が主体となる郷土の恵みの森づくり事業を支援します			A			
								温暖化	地域とともに郷土の恵みの森づくり事業を推進します			A			
								温暖化	地域の魅力を高める森づくり（モデルプラン）を推進し、森の魅力を発信します			A			
								温暖化	観光振興にもつながる緑を活かした景観づくりを進めます			A			
								温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう			A			
					自54	アニマルサンクチュアリ活動の継続	○人と野生動物との共存を目指す「アニマルサンクチュアリ活動」を継続している。	戦略	アニマルサンクチュアリ活動	○「アニマルサンクチュアリ活動」を継続する。	奥山に多くの野生動物が利用する堅果類の実りが悪いと野生動物が人里まで降りてきてしまうことから、森の子コレンジャーの活動において堅果類の豊凶調査の実施や野生動物を誘引しないための注意喚起のポスターを作成し、小宮地区の各自治会の掲示板に掲示をしている。また、水生生物や小型野生動物が利用できるよう、ビオトープ作りにも取り組んだ。	A	A	○「アニマルサンクチュアリ活動」を継続する。	環境政策課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
自然環境	自―3 生物多様性の創出	重点	① 恵み豊かな緑と水の創出	i）森林に関する取組	自55	森林保全・活用のための整備の推進（森林の創出）	○豊かな森林の創出に向け、「郷土の恵みの森づくり事業」を通じて、森林保全・活用のための整備を継続している。	戦略	森林保全・活用のための整備の推進	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	平成28年度においては新たに1事業が増え、16の町内会・自治会等により昔道・尾根道の整備が10事業、景観整備が14事業行われている。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は、ハイキング等で等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、平成28年度からは、新たにオオムラサキが舞う森づくりの取組も始められた。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	環境政策課
								温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう			A			
							○豊かな森林の創出に向け、森林保全・活用のための整備を継続している。	戦略	森林保全・活用のための整備の推進	○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続した（間伐42.72ha、枝打ち18.07ha、伐採10.55ha）。	A		○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	農林課
								温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう			A			
					自56	市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信する	○広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信している。	温暖化	市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信します	○森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信する。	森林循環促進事業等を活用し、市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信した（伐採10.55ha）。	A	A	○森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信する。	農林課
				ii）魅力あふれる川づくりに関する取組	自57	河川環境の維持・向上	○東京都との連携のもと、河川環境の維持・向上につながる取組を実施している（外来植物対策等）。	戦略	河川環境の維持・向上	○東京都との連携のもと、河川環境の維持・向上に向け、外来植物対策等の方策を検討・実施する。	外来植物（オオキンケイギク、オオブタクサ、アレチウリ）対策を通じて、河川区域における外来植物の繁茂について、河川管理者（都、市）と情報共有を図った。都では、河川管理の作業に合わせ、駆除作業を実施している。 また、都が主催し、市も参画している平井川流域連絡会では、平井川流域において、オオブタクサの除去作業（年２回）を実施している。	A	A	○東京都との連携のもと、河川環境の維持・向上に向け、外来植物対策等の方策を検討・実施する。	環境政策課
							○東京都との連携のもと、必要に応じて河川環境の維持等に貢献する対応を行っている。			○東京都との連携のもと、必要な対応を行う。	遊歩道の整備や草刈等を実施した。	A		○東京都との連携のもと、必要な対応を行う。	管理課
					自58	魚道の整備	○魚道の整備について、魚道の状況に応じて東京都と協議している。	戦略	魚道の整備	○魚道の状況に応じて、東京都と協議を行う。	魚道の整備の一環として、東京都と合同で維持管理の協議や点検を行った。	A	A	○魚道の状況に応じて、東京都と協議を行う。	農林課
					自59	魚類が産卵しやすい川づくり	○魚道の管理を継続している。	戦略	魚類が産卵しやすい川づくり	○東京都、秋川漁業協同組合と協力し、魚道の維持管理を継続する。	東京都と秋川にある5つの堰について、水量、砂利、流木等などの点検を実施した。（2回）	A	A	○東京都、秋川漁業協同組合と協力し、魚道の維持管理を継続する。	農林課
					自60	稚魚の放流	○東京都や秋川漁業協同組合の支援を行っている。	戦略	稚魚の放流	○東京都や秋川漁業協同組合が放流を実施する際、必要に応じて、周知などのソフト面での支援を行う。	秋川漁業協同組合と連携して、多摩川で採取したアユの稚魚を秋川に放流した。	A	A	○東京都や秋川漁業協同組合が放流を実施する際、必要に応じて、周知などのソフト面での支援を行う。	農林課
					自61	川魚（江戸前アユ）の復活などの魚類の保護の推進	○魚道の管理を継続している。	戦略	川魚（江戸前アユ）の復活などの魚類の保護の推進	○東京都、秋川漁業協同組合と協力し、魚道の維持管理を継続する。	東京都と秋川にある5つの堰について、水量、砂利、流木等などの点検を実施した。（2回）	A	A	○東京都、秋川漁業協同組合と協力し、魚道の維持管理を継続する。	農林課
							○秋川漁業協同組合主体のもと、秋川に棲む「江戸前アユ」（秋川アユ）のブランド化を進めている。			○「秋川アユ」のブランド化に向けた準備を行う。	秋川漁業協同組合と協力して、秋川アユの認証申請手続きに向けた準備を実施した。	A		○「秋川アユ」のブランド化を推進する。	農林課
					自62	河川環境の向上についての検討	○東京都と連携のもと、河川環境の向上に向けた方策について検討している。	戦略	河川環境の向上についての検討	○東京都と連携のもと、河川環境の向上に向けた方策について検討する。	河川環境の向上の検討は行っていないが、橋脚の工事や河川区域の工事等を通じて、実施主体である東京都と工事区域における希少種の生息・生育情報を共有し、これらの対策を講じることで、間接的な河川環境を向上を図った。	A	A	○東京都と連携のもと、河川環境の向上に向けた方策について検討する。	環境政策課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
自然環境	自―3 生物多様性の創出	一般	② 市街地における緑の保全・創出	i）公共施設などの緑の充実・拡大	自63	公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の緑の適正管理）	○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の管理を実施している。	戦略	公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の適正管理）	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の管理について、施設管理者等に呼びかける。	「生物多様性あきる野戦略」を推進するため、関係課長級で組織する「生物多様性推進委員会」において、平成28年度の議題として、公共施設における緑の管理や拡大について検討を行う予定であったが、「生物多様性保全条例」の検討や公共施設の緑（サクラ）を加害するクビアカツヤカミキリの対策等を優先したことに伴い、緑のあり方の検討や管理の呼びかけには至らなかった。	B	B	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の管理について、施設管理者等に呼びかける。	関係各課（回答：環境政策課）
								温暖化	市が所有する保存緑地や街路樹、公共施設の樹木などを適正に管理します			B			
					自64	公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の緑の拡大）	○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の拡大を図っている。	戦略	公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の拡大）	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	「生物多様性あきる野戦略」を推進するため、関係課長級で組織する「生物多様性推進委員会」において、平成28年度の議題として、公共施設における緑の管理や拡大について検討を行う予定であったが、「生物多様性保全条例」の検討や公共施設の緑（サクラ）を加害するクビアカツヤカミキリの対策等を優先したことに伴い、緑のあり方の検討や管理の呼びかけには至らなかった。	B	B	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	関係各課（回答：環境政策課）
								温暖化	街路樹や公共施設の樹木を増やします			B			
				ii）市街地の緑化の推進	自65	緑化の推進（工場立地法、緑地保全条例、あきる野市宅地開発等指導要綱）	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」などに基づく指導を継続し、緑化の推進が図られている。	戦略	緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	「工場立地法」、「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」に基づき、大規模工場や中高層建築物、宅地造成等に伴う緑化を指導した。 緑化指導件数：29件 内訳　「工場立地法」：3件 （新設の届出：1件、変更の届出：1件、その他の届出：1件） 「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」：26件 （緑化計画書の届出：10件、宅地造成等に関する届出：16件）	A	A	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	環境政策課
								温暖化	民間事業者等による開発時の緑化指導等を行います			A			
								戦略	緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）		「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導した。	A			都市計画課
								温暖化	民間事業者等による開発時の緑化指導等を行います			A			
					自66	住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）	○住宅地等の緑化を推進する取組を継続している。	戦略	住宅地等の緑化の推進	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業を実施した。 また、グリーンカーテンの普及拡大を図るため、「あきる野市環境委員会」との連携のもと、春のリサイクルフェアにおいて、グリーンカーテン用のゴーヤの苗とゴーヤ・アサガオの種を配布するとともに、グリーンカーテンコンテストを実施した。 春のリサイクルフェアにおけるゴーヤの苗配布件数：300件（1人3ポット） ゴーヤの種配布数：約590袋 アサガオの種配布数：約300袋 グリーンカーテンコンテスト参加者数：個人9人、団体3組 グリーンカーテン写真募集：参加件数：3件	A	A	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	環境政策課
								温暖化	家庭や事業所で植える樹木を供給するため、苗木配布事業を拡大します			A			
								温暖化	グリーンカーテンコンテストを継続します（グリーンカーテン用の苗などの配布を含む）			A			
								温暖化	グリーンカーテンに取り組みましょう			A			
								温暖化	庭に樹木をもう１本植えてみましょう			A			

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
自然環境	自―3 生物多様性の創出	一般	②市街地における緑の保全・創出	ⅱ）市街地の緑化の推進	自67	農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集や普及啓発を継続し、認知度が30%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	温暖化	農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集・普及啓発を図る。	農地や緑地の多面的機能を対象とした情報発信は行っていないが、夏季の省エネ等に貢献するグリーンカーテンの普及拡大の取組を通じ、緑の機能について、普及啓発を図った。	B	B	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集・普及啓発を図る。	環境政策課
				ⅲ）崖線の緑の回復・充実	自68	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知、啓発を継続している。	戦略	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知を継続する。	ハザードマップを全戸配布、公共施設への掲示、ホームページ等で掲載することで、土砂災害警戒区域等危険箇所の周知、啓発を継続している。	A	A	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知を継続する。	地域防災課
							○市が所有する崖線の保存緑地について、適正な管理を継続している。			○周辺の生活環境の保全を考慮した崖線緑地の適正な管理を継続する。	保存緑地の指定制度等を活用し、崖線緑地の保護と適切な管理を図っている。また、崖線緑地において、崩落防止工事等が行われる場合、希少種の生息・生育状況等を調査するとともに、これらの結果に基づき、可能な限りの緑地の保存を要望している。	A		○周辺の生活環境の保全を考慮した崖線緑地の適正な管理を継続する。	環境政策課
	自―4 生物多様性の活用	一般	①地産地消の推進	ⅰ）農畜産物における取組	自69	地産地消型農業の推進	○地産地消型農業の推進を後押しする地元農産物の直売所を拡充している。	戦略	地産地消型農業の推進	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	関係部署と再整備に向けた検討を２回行い、ＪＡあきがわとプロジェクトチームを立ち上げる検討会議（1回）を実施した。	A	A	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	農林課
					自70	農畜産物などの地産地消の推進	○地産地消型農業の推進を後押しする地元農産物の直売所を拡充している。	戦略	農畜産物などの地産地消の推進	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	関係部署と再整備に向けた検討を行い、ＪＡあきがわとプロジェクトチームを立ち上げる検討会議を実施した。	A	A	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	農林課
								温暖化	あきる野産の食材について情報提供を行います			A			
								温暖化	あきる野産の食材の利用拡大を検討します			A			
				ⅱ）地元産材における取組	自71	森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加、間伐材などの積極的活用）	○森林資源の需要が喚起されている。	戦略	森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加・間伐材などの積極的活用）	○「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起する。	「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起した。 平成28年度の市公共工事における使用量（使用量が判明しているもの）及び件数：6.8㎥、12件	A	A	○「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起する。	農林課
								温暖化	地元産材の使用を支援します			A			
								温暖化	地元産材の使用拡大に向けた取組を進めます			A			
					自72	公共施設における地元産材の使用促進	○使用可能な箇所について地元産材を使用するよう努めている。	戦略	公共施設における地元産材の使用促進	○可能な範囲での地元産材の使用を継続する。	○病児・病後児保育室整備工事設計業務委託 構造材に地元産材の使用を計画した。 ○子育て支援拠点整備工事 内装材の一部に地元産材を使用した。 ○秋川ふれあいセンター授乳室設置工事 内装材の一部に地元産材を使用した。	A	A	○可能な範囲での地元産材の使用を継続する。	施設営繕課
								温暖化	公共施設等における地元産材の積極的な使用を推進します			A			

第二次環境基本計画							対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
自然環境	自―4 生物多様性の活用	一般	② 生物多様性を活かした商品等の開発	i） 地域ブランドの普及拡大など	自73	「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大	○あきる野商工会と連携し、「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大を継続している。	戦略	「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大	○「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大を継続する。	㈱セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携協定により、市内に11あるセブン-イレブンの店舗において、「秋川渓谷物語」ブランドの認証を受けた商品（くんせいチーズ、さしみこんにゃく）の販売を開始し、土産物需要の拡充を図った。 また、11月に「秋川渓谷物語」認証審査会が開催され、新たに６品が認定された。	A	A	○「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大を継続する。	観光商工課
					自74	「秋川渓谷」のブランド化の推進	○「あきる野市観光推進プラン」との整合を図りながら、「秋川渓谷」のブランド化の推進を継続している。	戦略	「秋川渓谷」のブランド化の推進	○「あきる野市観光推進プラン」の改定を受け今後の目標設定をする。	観光協会や商工会、秋川渓谷瀬音の湯などと連携し「秋川渓谷」ロゴを活用した商品開発を行った。 また、プロモーションイベント等にて「秋川渓谷」ロゴを活用したエコバックの配布や檜原街道沿いの街頭にタペストリーを設置するなど、ブランドの推進に取り組んだ。	A	A	○目標達成に向け、取組を実施する。	観光まちづくり活動課
					自75	「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	○「森っこサンちゃん」のイラストの提供等を継続している。	戦略	「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	○「森っこサンちゃん」のイラスト提供等を継続する。	「森っこサンちゃん」のイラストについては、事業者が各種商品に活用できるよう、「森っこサンちゃん」使用に関する要領を定めており、各種商品等に活用されている。平成28年度末現在、21個が商品化されている。 また、市が発行する各種刊行物や各種の団体によるポスターやパンフレット等にも活用されている。	A	A	○「森っこサンちゃん」のイラスト提供等を継続する。	環境政策課
							○あきる野商工会と連携し引き続き普及拡大を推進している。			○あきる野商工会と連携し、普及拡大を推進する。	あきる野商工会との調整において、秋川渓谷ブランドの開発等に注力している段階であり市内各事業者が「森っこサンちゃん」を活用し様々な商品を販売している。開発については、あきる野市とあきる野商工会が秋川渓谷物語ブランドの開発等と併せて研究を行っている段階である。	A		○あきる野商工会と連携し、普及拡大を推進する。	観光商工課
							○「秋川渓谷」のブランド化に向けた取組や観光プロモーションの一環として「森っこサンちゃん」を活用している。			○「森っこサンちゃん」のLINEスタンプなどを活かした観光プロモーションの展開を踏まえ、新たな「あきる野市観光推進プラン」と整合させながら、今後の取組を検討する。	森っこサンちゃんのLINEスタンプのデザインでステッカーを作成。市内外のイベントにて配布。 また、秋川渓谷観光プロモーションイベントを都内外3箇所で実施。 第１回：平成28年6月11日・12日　横浜赤レンガ倉庫イベント広場（神奈川県） 第２回：平成28年10月15日　イオンレイクタウンＫＡＺＥ（埼玉県） 第３回：平成29年3年13日　ＪＲ中野駅（東京都）	A		○「森っこサンちゃん」のLINEスタンプなどを活かした観光プロモーションの展開を踏まえ、新たな「あきる野市観光推進プラン」と整合させながら、今後の取組を検討する。	観光まちづくり活動課
		重点	③ 生物多様性を活かした観光振興	i） 秋川流域ジオパーク構想の推進	自76	秋川流域ジオパーク構想の推進	○「秋川流域ジオパーク構想」の推進により、日本ジオパークの認定を受け、取組が定着している。	戦略	秋川流域ジオパーク構想の推進	○日本ジオパークの認定に向け、各種の取組を継続する。	戸倉しろやまテラス3階に秋川流域ジオ情報室を開室し、広く一般の方に向けて秋川流域のジオ資源の魅力を発信した。 関係者との話し合いにより、平成30年度の日本ジオパーク認定については見直すこととした。	A	A	○日本ジオパークの認定に向け、各種の取組を継続する。	観光まちづくり活動課
				ii） 観光拠点の運営・整備	自77	武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化	○武蔵五日市駅前市有地等の活用について、関係団体や地域との調整の中で方向性が見出されている。	戦略	武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化	○関係団体や地域との調整を継続し、活用の方向性をまとめる。	関係団体や地域との調整や活用の方向性についての検討を継続して行った。	A	A	○関係団体や地域との調整を継続し、活用の方向性をまとめる。	観光まちづくり活動課
					自78	秋川渓谷戸倉体験研修センターの運営	○生物多様性を活用した体験研修等をメニューとし、観光拠点である秋川渓谷戸倉体験研修センターの運営を継続している。	戦略	旧戸倉小学校施設の体験型研修施設化	○戸倉地域周辺で自然観察や農業体験などを行い、施設を運営することで、生物多様性の保全と活用の意識啓発を市内外に向けて行う。	農業体験：9団体、計188名（じゃがいも、サツマイモ、のらぼう菜収穫） 自然体験：3団体、計44名（城山登山、金剛の滝ハイキング）	A	A	○戸倉地域周辺で自然観察や農業体験などを行い、施設を運営することで、生物多様性の保全と活用の意識啓発を市内外に向けて行う。	観光まちづくり活動課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
自然環境	自―4 生物多様性の活用	重点	③ 生物多様性を活かした観光振興	ⅲ）観光ルートの設定など	自79	あきる野百景などの観光スポットの周知・活用	○必要に応じて「あきる野百景」の更新を図るとともに、公開を継続している。	戦略	あきる野百景などの観光スポットの周知・活用	○必要に応じて「あきる野百景」の更新を図るとともに、公開を継続する。	平成22年度に選定した「あきる野百景」については、現在に至るまでの間、工作物の設置や樹木の枯死による伐採などにより状況の変化が生じていることから、写真の差し替えや解説文の変更などを行い、「あきる野百景」の見直しを行った。	A	A	○必要に応じて「あきる野百景」の更新を図るとともに、公開を継続する。	環境政策課
							○既存のマップ、パンフレットを活かし、周知を図っている。			○既存のマップやパンフレットによる周知を継続する。	市ホームページに掲載するとともに、公共施設や観光施設にパンフレットを設置している。また、必要に応じて情報・画像提供を行った。	A		○既存のマップやパンフレットによる周知を継続する。	観光商工課
					自80	各種マップの作成	○配布状況に応じて、概ね2年ごとに秋川渓谷総合マップの見直し・更新を図っている。	戦略	各種マップの作成	○配布状況に応じて、概ね2年ごとに秋川渓谷総合マップの見直し・更新を図る。	秋川渓谷総合マップ：内容を見直し、修正をした上で更新。50,000部を発行。 秋川渓谷四季リーフレット：春夏版・秋冬版の2種類を作成。各30,000部、計60,000部を発行。	A	A	○配布状況に応じて、概ね2年ごとに秋川渓谷総合マップの見直し・更新を図る。	観光まちづくり活動課など（回答：観光まちづくり活動課）
					自81	古道・散策コース（フットパス）及び景観の整備	○「郷土の恵みの森づくり事業」の一環として、昔道及び尾根道の補修や景観の整備を継続している。	戦略	古道・散策コース（フットパス）及び景観の整備	○「郷土の恵みの森づくり事業」により、昔道及び尾根道の補修や景観の整備が継続されている。	16の町内会・自治会等により昔道・尾根道の整備が10事業、景観整備が14事業行われた。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」により、昔道及び尾根道の補修や景観の整備が継続されている。	環境政策課
					自82	観光ボランティアガイドの育成	○必要に応じた研修会の開催などにより観光ボランティアガイドの育成を継続している。	戦略	観光ボランティアガイドの育成	○研修会を通じて観光ボランティアガイドを育成する。	観光ボランティアガイドの休止期間に研修会を3回実施。各回の内容は以下の通り。 観光ボランティアガイド登録者数：12名 第1回：小峰ビジターセンターガイドによるガイド講習（参加ガイド10名） 第2回：近藤醸造株式会社での工場見学、特産品の講習（参加ガイド10名） 中央図書館でのレファレンス講習 第3回：立川防災館での防災体験（参加ガイド10名） 昭和記念公園での現地ガイドによる講。	A	A	○研修会を通じて観光ボランティアガイドを育成する。	観光まちづくり活動課など（回答：観光まちづくり活動課）
					自83	各種ルートの設定（散歩道・遊歩道）	○必要に応じたルート設定を継続している。	戦略	各種ルートの設定（散歩道・遊歩道）	○必要に応じたルート設定を継続する。	ＪＲ武蔵五日市駅を中心とし、重点的にプロモーション及び整備を実施していく観光ルートを以下の通り設定した。 ①増戸ルート、②五日市ルート、③金比羅山ルート、④深沢ルート、⑤戸倉・乙津ルート、⑥養沢ルート	A	A	○必要に応じたルート設定を継続する。	観光まちづくり活動課など（回答：観光まちづくり活動課）
				ⅳ）渓流を活かした取組	自84	釣りなどのレジャーへの活用	○秋川漁業協同組合と連携し、釣り人をターゲットにした新しい観光スタイルを提示している。	戦略	釣りなどのレジャーへの活用	○新しい観光スタイルの提示につながる釣り場観光拠点を整備する。	東京都と連携して、秋川国際マス釣場への観光トイレ整備計画を進めた。（施設の設計を行った。）	A	A	○新しい観光スタイルの提示につながる釣り場観光拠点を整備する。	観光商工課など（回答：観光商工課）
					自85	バーベキュー場の維持管理	○指定管理者制度により、市内3か所のバーベキュー場の管理が継続されている。	戦略	バーベキュー場の維持管理	○指定管理者による管理を継続する。	3施設（秋川ふれあいランド、リバーサイドパーク―の谷、秋川橋河川公園）について、適切に管理を継続するとともに、平成29年度～31年度の指定管理者の選定を行った。	A	A	○指定管理者による管理を継続する。	観光商工課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
生活環境	生―1　公害対策の推進	一般	①　公害の防止	i）環境調査の継続と生活環境に関する情報の収集・公開	生1	環境調査の継続	○河川の水質調査などの環境調査を継続している。	戦略	河川の水質調査	○環境調査を継続する。	秋川・平井川河川水質調査、清流保全条例施行に伴う湧水及び合流点の水質調査などの河川の水質調査を実施した。 調査結果等は、市ホームページや環境白書に掲載した。	A	A	○環境調査を継続する。	生活環境課
					生2	生活環境に関する情報の収集・公開	○生活環境に関する情報の収集・公開を行っている。	―	―	○生活環境に関する情報の収集・公開を継続する。	年6回開催される、公害環境担当課長会に参加し、国、都、他市からの情報収集（土壌汚染対策法改正、環境確保条例改正）を実施した。 生活環境に関する情報として、空き地の適正管理、野焼きの禁止、薪ストーブの適正使用についての情報をホームページ及び回覧で公開した。	A	A	○生活環境に関する情報の収集・公開を継続する。	生活環境課
				ii）大気汚染対策・悪臭対策の充実	生3	粉じん防止対策の充実	○粉じん防止対策が充実している。	―	―	○粉じん防止対策を継続する。	粉じん苦情件数：3件 都条例である「環境確保条例」等に基づき、工場等に対して粉じん発生防止を指導するとともに、苦情が発生した際には、苦情原因者に対して必要な指導を実施し、改善を求めている。	A	A	○粉じん防止対策を継続する。	生活環境課
					生4	悪臭防止対策の充実	○悪臭防止対策が充実している。	―	―	○悪臭防止対策を継続する。	悪臭苦情件数：7件 都条例である「環境確保条例」等に基づき、工場等に対して悪臭発生防止を指導するとともに、苦情が発生した際には、苦情原因者に対して必要な指導を実施し、改善を求めている。	A	A	○悪臭防止対策を継続する。	生活環境課
				iii）水質汚濁対策の充実	生5	【再】事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続	○事業所排水対策が継続されている。	戦略	事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続	○事業所排水対策を継続する。	水質汚濁防止法の特定施設に該当する事業所に対し、排水の水質調査を実施した。その結果、環境基準を超過した事業所はなかったため、個別の指導は行わなかった。	A	A	○事業所排水対策を継続する。	生活環境課
					生6	【再】生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	○合併処理浄化槽の設置補助を継続している。	戦略	生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	○合併処理浄化槽の設置補助を継続する。	生活排水対策の一環として、国、都、市で下水道設置認可区域外における合併処理浄化槽設置に補助金（9件）を交付した。	A	A	○合併処理浄化槽の設置補助を継続する。	生活環境課
							○下水道への接続啓発・普及などを継続している。			○下水道への接続啓発・普及などを継続する。	広報掲載、接続依頼通知の発送及び個別訪問を行った。	A		○下水道への接続啓発・普及などを継続する。	管理課
					生7	下水道の整備	○年間5haの下水道整備を継続している。	―	―	○年間5haの下水道整備を実施する。	平成28年度実績は、菅生の一部地区、平沢の一部地区、面積1.67haの整備を行った。	B	B	○年間5haの下水道整備を実施する。	管理課
					生8	下水道事業認可区域外の地域における汚水処理施設設置検討	○汚水処理施設設置計画を検討している。	―	―	○汚水処理施設設置計画を検討する。	汚水整備計画（案）作成のための委託業務を行った。	A	A	○汚水処理施設設置計画を検討する。	管理課
				iv）騒音防止対策の充実	生9	工場・事業場からの騒音防止対策の充実	○工場・事業場における騒音の防止対策が充実している。	―	―	○工場・事業場からの騒音について、防止対策を継続する。	工場・事業所に関する騒音苦情件数：10件 都条例である「環境確保条例」等に基づき、工場等に対して騒音発生防止を指導するとともに、苦情が発生した際には、苦情原因者に対して必要な指導を実施し、改善を求めている。	A	A	○工場・事業場からの騒音について、防止対策を継続する。	生活環境課
					生10	道路交通騒音対策の実施（東京都等への要望）	○関係機関と調整を図り、道路交通騒音の状況等に応じて、要請等の対応を実施している。	―	―	○道路交通騒音の状況等に応じて対応する。	特に案件がなかったため、実施しなかった。	A	A	○道路交通騒音の状況等に応じて対応する。	建設課
					生11	近隣騒音防止対策の充実（啓発・指導）	○近隣騒音防止対策が充実している。	―	―	○近隣騒音防止対策を継続する。	近接騒音苦情件数：5件 苦情が発生した際に、現地を確認のうえ、必要な指導等を行っている。	A	A	○近隣騒音防止対策を継続する。	生活環境課
					生12	航空騒音対策の実施（関係機関への要請）	○防衛施設周辺整備全国協議会に書面による要請を継続している。 ○市民からの騒音苦情について、防衛省横田防衛事務所に口頭要請を継続している。	―	―	○継続的に書面による要請及び口頭要請を行うとともに、必要に応じて、外務大臣、防衛大臣及び北関東防衛局長に対しても書面による要請を行う。	苦情件数：32件 苦情が寄せられた際に騒音発生の時間帯等を把握し、横田防衛事務所に確認するとともに、配慮を要望した。 未然防止措置としては、市の行事等を事前に横田防衛事務所に伝え、訓練計画策定の際に配慮を要請した。また、国に対し、防衛施設周辺整備全国協議会を通じて騒音や訓練等の対策に関する要望をしている。	A	A	○継続的に書面による要請及び口頭要請を行うとともに、必要に応じて、外務大臣、防衛大臣及び北関東防衛局長に対しても書面による要請を行う。	企画政策課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
生活環境	生―1 公害対策の推進	一般	① 公害の防止	v）有害化学物質対策の充実	生13	有害化学物質に係る情報の充実（情報提供）	○有害化学物質に係る情報が充実し、必要に応じて情報提供を行っている。	―	―	○有害化学物質に係る情報の充実に努め、必要に応じて情報提供を行う。	年6回開催される、公害環境担当課長会に参加し、国、都からの情報収集に努めたが、提供する情報は無かった。	A	A	○有害化学物質に係る情報の充実に努め、必要に応じて情報提供を行う。	生活環境課
					生14	有害化学物質の適正管理の促進（届出に係る指導）	○各事業所において、有害化学物質が適正に管理されている（使用量等）。	―	―	○有害化学物質の使用量報告書の提出指導を継続する。	有害化学物質使用届出件数：14件 有害化学物質を使用している事業者に対し、毎年、使用量報告を提出してもらい、使用の適正化を推進している。	A	A	○有害化学物質の使用量報告書の提出指導を継続する。	生活環境課
				vi）その他の公害対策・生活環境保全策の充実	生15	振動防止対策の充実（苦情に伴う指導）	○工場・事業場における振動防止対策が充実している。	―	―	○工場・事業場からの振動の防止対策を継続する。	振動苦情件数：0件 都条例である「環境確保条例」等に基づき、工場等に対して振動発生防止を指導するとともに、苦情が発生した際には、苦情原因者に対して必要な指導を実施し、改善を求めている。	A	A	○工場・事業場からの振動の防止対策を継続する。	生活環境課
					生16	土壌汚染対策の実施（調査や対策の指導等）	○土壌汚染対策を継続している。	―	―	○土壌汚染対策を継続する。	土壌汚染調査結果報告書提出件数：3件 都条例である「環境確保条例」等に基づき、有害化学物質を取り扱っていた工場等を撤去する際に、土壌汚染調査の実施及び報告の提出等を指導している。	A	A	○土壌汚染対策を継続する。	生活環境課
				vi）その他の公害対策・生活環境保全策の充実	生17	家畜のふん尿等の衛生管理の推進（指導、巡回指導、排せつ物処理施設の整備）	○巡回指導を継続している。	―	―	○家畜伝染病防止に配慮しながら畜産農家の巡回指導を継続する（年間1～2農家）。	農業振興会畜産部と共に薬剤の配布及び巡回指導を実施した。（市内の畜産農家を2グループに分け、隔年で巡回指導等を実施（2年間で全畜産農家の巡回指導等を実施））。	A	A	○家畜伝染病防止に配慮しながら畜産農家の巡回指導を継続する（年間1～2農家）。	農林課
					生18	【再】地下水保全対策の継続（揚水規制）	○「東京都環境確保条例」に基づく揚水施設の設置規制など、地下水保全対策を継続している。	戦略	地下水保全対策の継続（揚水規制）	○地下水保全対策を継続する。 ○事業所に揚水機出力に応じた年間揚水量を報告させ、規制値の遵守を促す。	新規に揚水施設を設置する際には、基準を遵守するように指導した。 既に設置している事業所等からは揚水量の報告を提出させ、確認を行った。	A	A	○地下水保全対策を継続する。 ○事業所に揚水機出力に応じた年間揚水量を報告させ、規制値の遵守を促す。	生活環境課
							○生活環境課と農林課の連携により、「東京都環境確保条例」による規制が遵守されている。			○事業所に揚水機出力に応じた年間揚水量を報告させ、規制値の遵守を促す。	かん水組合より年間揚水量を報告させた。	A		○事業所に揚水機出力に応じた年間揚水量を報告させ、規制値の遵守を促す。	農林課
					生19	【再】湧水保全対策（湧水調査、湧水のＰＲ、雨水地下浸透の促進）の継続	○生活排水の適正処理などの湧水保全対策を継続している。	戦略	湧水保全対策（湧水調査、湧水のＰＲ、雨水浸透の促進）の継続	○湧水保全対策を実施する。	湧水等の水質調査を実施した。調査結果等は、市ホームページや環境白書に掲載した。 ホームページにて湧水の保全について周知を行った。	A	A	○湧水保全対策を実施する。	生活環境課
							○雨水浸透ますの設置指導の継続により、雨水地下浸透の促進が図られている。			○「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、雨水浸透ますの設置指導を継続する。	「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、雨水浸透ますの設置を指導した。	A		○「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、雨水浸透ますの設置指導を継続する。	都市計画課
					生20	光害防止対策の研究	○光害防止対策を研究している。	―	―	○光害防止対策の情報を収集し、研究に努める。	光害に対する苦情件数：0件 現在のところ、光害に対する苦情は寄せられていないが、国のガイドラインの内容の把握など、研究に努めている。	A	A	○光害防止対策の情報を収集し、研究に努める。	生活環境課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
生活環境	生―1　公害対策の推進	重点	②　自動車による環境負荷の低減	―）自動車の燃料使用量の節減	生21	エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○エコドライブの情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○エコドライブの情報提供を継続する。	エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。 　エコドライブマグネットステッカー配布枚数：14枚（累計：464枚）	A	A	○エコドライブの情報提供を継続する。	環境政策課
								温暖化	エコドライブ技術を身につけましょう			A			
					生22	エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）	○エコドライブの普及を推進し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	エコドライブの普及を推進します（イベントの実施など）	○エコドライブマグネットステッカーの配布など、エコドライブの普及を推進する。	エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を継続し、エコドライブの普及を推進した。また、夏季の省エネ対策の一つとして、エコドライブの奨励を含めたチラシを作成し、町内会・自治会を通じて回覧を行った。 　エコドライブマグネットステッカー配布枚数：14枚（累計：464枚） 　回覧対象件数：約21,000世帯	A	A	○エコドライブマグネットステッカーの配布など、エコドライブの普及を推進する。	環境政策課
								温暖化	エコドライブにより、エコドライバーになりましょう			A			
					生23	公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進する	○エコドライブの推進により、公用車の燃料使用量を平成24年度比で5%以上削減している（削減率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握）。	温暖化	公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進します	○「第三次地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、エコドライブの推進を継続する。	6月の環境月間、11月のエコドライブ推進月間において、庁内の各部署に、エコドライブの推進等について呼びかけを行った。	A	A	○「第三次地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、エコドライブの推進を継続する。	環境政策課
								温暖化	エコドライブにより、エコドライバーになりましょう			A			
					生24	職員を対象としたエコドライブ講習会を実施する	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施している。	温暖化	職員を対象としたエコドライブ講習会を実施します	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	職員におけるエコドライブの実践は既に定着しており、平成28年度においては、エコドライブ講習会を実施していない。今後については、新規職員が多数入庁していることも考慮し、エコドライブ講習会の実施の必要性について検討する。	A	A	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	総務課
								温暖化	エコドライブ技術を身につけましょう			A			
								温暖化	職員を対象としたエコドライブ講習会を実施します		エコドライブ講習会の実施は行っていないが、6月の環境月間、11月のエコドライブ推進月間において、各部署にエコドライブの推進を呼びかけるとともに、エコドライブ推進マニュアルを配布し、エコドライブの効果等について情報提供を行った。	A			環境政策課
								温暖化	エコドライブ技術を身につけましょう			A			
					生25	次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○次世代自動車や低公害車の情報提供、普及啓発を継続している。	温暖化	次世代自動車や低燃費車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○次世代自動車や低公害車、支援制度などの情報を収集し、必要に応じて情報提供、普及啓発を図る。	国、都、企業などから寄せられる次世代自動車や、次世代自動車導入に伴う支援制度の情報を収集した。これらの情報のうち、本市の特性を踏まえて有効と思われるものについては、関係部署や「あきる野商工会」に情報提供を行った。 　あきる野商工会への情報提供件数（自動車関係）：1件	A	A	○次世代自動車や低公害車、支援制度などの情報を収集し、必要に応じて情報提供、普及啓発を図る。	環境政策課
					生26	次世代自動車の開発動向に対応した施策の実施（水素ステーションの設置研究など）	○次世代自動車の開発動向に応じた導入支援や施設整備を実施している。	―	―	○次世代自動車の開発動向について情報収集し、各種施策の実施の可否を検討する。	国、都、企業などから寄せられる次世代自動車の情報を収集した。燃料電池車やプラグインハイブリッド車の情報などがあったが、支援制度の状況も含め、本市で活用できるものはなかった。	A	A	○次世代自動車の開発動向について情報収集し、各種施策の実施の可否を検討する。	環境政策課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
生活環境	生―1 公害対策の推進	重点	② 自動車による環境負荷の低減	ⅰ）自動車の燃料使用量の節減	生27	公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入する	○公用車の購入時に次世代自動車や低燃費車を導入し、導入率を45%以上とする（導入率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握）。	温暖化	公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入します	○継続して、公用車への次世代自動車や低燃費車の導入を推進する。	低公害車を1台導入した。導入率は、7.2%（5台/69台）（※低公害車の該当要件が変更となっており、変更前の要件に適用すると23.2%（16台/69台）である。）	A	A	○継続して、公用車への次世代自動車や低燃費車の導入を推進する。	総務課
											消防車両について、低公害車両を2台購入した。	A			地域防災課
				ⅱ）公共交通機関の利用促進	生28	移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果の情報提供を通じて、移動手段の転換が地球温暖化対策の一つとなることについて普及啓発を図り、市民の公共交通機関の優先的利用率を20%以上とする（利用率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果について、情報提供を継続する。	エネルギー使用量が増加する夏季に、町内会・自治会の回覧を通じて、グリーンカーテンコンテストの参加募集と合わせて、節電の呼びかけを行ったが、公共交通機関の利用促進については、グリーンカーテンの効果（エアコンの使用抑制）との組み合わせを考慮した結果、記載しなかった。 　記載した取組：エアコンの設定温度の調整、扇風機の活用、不要な照明の消灯、すだれ等の活用、クールシェア、エコドライブの実践、打ち水の実施 　　回覧対象件数：約21,000世帯	B	B	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果について、情報提供を継続する。	環境政策課
					生29	徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続する（庁内）	○徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続し、公用車の燃料使用量を平成２４年度比で５%以上削減する（削減率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握）。	温暖化	エコ活動を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続します	○エコ活動等を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的利用の奨励を継続する。	エコ活動を推進し、燃料の抑制を掲げる中で、公共交通機関の利用、自転車の活用及び経済速度での運転等を行い、このことについて各職員が毎月セルフチェックを行った。平成28年度の燃料使用量について27,558リットルで平成24年度比で5,183ℓ（12.6%）削減した。	A	A	○エコ活動等を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的利用の奨励を継続する。	総務課
											環境政策課では、本件について「あきる野市第三次地球温暖化防止対策実行計画」に記載しているものの、特に公共交通機関の利用等を呼びかけてはいない。ただし、部署間の役割分担の中で、総務課が所管するエコ活動において、公共交通機関の積極的利用がチェック項目の一つとなっており、取組が進められている。	A			環境政策課
	生―2 資源循環型社会の構築	重点	① ごみの発生抑制に関する施策（３Ｒの推進）	―	生30	ごみ会議の運営・推進	○ごみ会議の活動を継続している。	温暖化	廃棄物減量等推進員の活動を通じて、ごみの減量等の意識啓発を図ります（ごみ情報誌「へらすぞう」の発刊等を含む）	○ごみ減量化に向けての情報発信や活動を推進する。	廃棄物減量等推進員の活動を通じて、ごみ減量化の情報発信や活動を行った。 ・全体会議開催　6回 ・情報誌「へらすぞう」編集会議開催　4回 ・情報誌「へらすぞう」の発行　1回 ・生ごみ堆肥化講習会開催　2回　36人参加 ・リサイクルフェアへの参加	A	A	○ごみ減量化に向けての情報発信や活動を推進する。	生活環境課
				―	生31	ごみ減量・リサイクル意識の啓発（「へらすぞう」の発行）	○「へらすぞう」の発行を継続している。	温暖化	廃棄物減量等推進員の活動を通じて、ごみの減量等の意識啓発を図ります（ごみ情報誌「へらすぞう」の発刊等を含む）	○年１回以上「へらすぞう」を発行することにより、ごみ減量・リサイクル意識の啓発を行う。	平成29年2月に「へらすぞう」を発行した。	A	A	○年１回以上「へらすぞう」を発行することにより、ごみ減量・リサイクル意識の啓発を行う。	生活環境課
				―	生32	生ごみリサイクルの促進	○生ごみ堆肥化容器購入費補助等の継続とダンボストの普及を継続している。	温暖化	生ごみや落ち葉のリサイクル（堆肥化）の促進に通じる支援を行います	○生ごみ堆肥化容器購入費補助、ＥＭ菌生ごみ処理容器貸与及びダンボストの普及を継続する。	生ごみ堆肥化の普及のための支援を行った。 ・生ごみ堆肥化容器購入費補助　17基　41,400円 ・ＥＭ菌生ごみ処理容器貸与　70世帯　137個 ・ダンボストの普及　講習会（2回）36人	A	A	○生ごみ堆肥化容器購入費補助、ＥＭ菌生ごみ処理容器貸与及びダンボストの普及を継続する。	生活環境課
				―	生33	落ち葉の堆肥化の推進	○落ち葉の堆肥化枠の設置を継続し、落ち葉の堆肥化の効果を検証している。	温暖化	生ごみや落ち葉のリサイクル（堆肥化）の促進に通じる支援を行います	○落ち葉の堆肥化枠の適正管理を推進する。	資源循環型のモデル事業として、落葉を有効利用するため、落葉の堆肥化枠を市有地の竹で作成し、継続使用している。 6基設置（前田公園1基、雨間グリーン公園1基、高尾公園1基、草花公園1基　横沢入2基） 平成28年度は新設なし	A	A	○落ち葉の堆肥化枠の適正管理を推進する。	生活環境課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
生活環境	生―2　資源循環型社会の構築	重点	①ごみの発生抑制に関する施策（３Ｒの推進）	―	生34	水切りの徹底	○生ごみの減量化等に効果のある水切りの推奨を継続している。	―	―	○生ごみの水切りの啓発を継続する。	リサイクルフェアにおけるパネル展示等やごみ情報誌「へらすぞう」等で水切りの啓発活動を行った。	A	A	○生ごみの水切りの啓発を継続する。	生活環境課
				―	生35	リサイクルフェア等のイベントの実施	○リサイクルフェア等のイベントを継続している。	―	―	○リサイクルフェアを継続する。 ○環境展とリサイクルフェアの合同による新たなイベントの実施を検討する。	あきる野市リサイクルフェアの実施した。 フリーマーケット、リサイクル品（家具等）再利用コーナー、生ごみ堆肥化講習会などを実施 ・開催日　平成28年5月14日　午前10時～午後3時 ・入場数　2,000人（推定） ・開催日　平成28年11月12日　午前10時～午後3時 ・入場数　15,000人（推定） ・会場　　都立秋留台公園	A	A	○リサイクルフェアを継続する。 ○環境展とリサイクルフェアの合同による新たなイベントの実施を検討する。	生活環境課
				―	生36	廃食油の有効利用の促進	○廃食油石けんの利用推奨を継続している。	温暖化	学校給食センターによる廃食油などの有効利用を検討します	○廃食油石けんを作る団体への支援を継続する。	廃食油を利用した石けんづくりは、2団体（年間13回）が実施しており、原材料（苛性ソーダ等）の提供、活動場所の提供等の支援を行っている。 なお、作成された廃食油石けんは、秋のリサイクルフェアで来場者に配布し、普及を図っている。	A	A	○廃食油石けんを作る団体への支援を継続する。	生活環境課
				―	生37	省資源化の推進	○買物の際のマイバッグの利用や詰め替え商品の購入などの地球温暖化対策に配慮した消費行動を啓発し、省資源化の推奨を継続している。	―	―	○マイバッグの利用等の推奨を継続する。	リサイクルフェアにおけるパネル展示等やごみ情報誌「へらすぞう」等でマイバックの啓発活動を行った。	A	A	○マイバッグの利用等の推奨を継続する。	生活環境課
				―	生38	グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の推進	○環境負荷の少ない商品を積極的に購入するなど、グリーン購入の推進を継続している。	温暖化	エコ活動を推進し、こまめな消灯やグリーン購入などの環境に配慮した行動に継続して取り組みます	○環境に配慮した製品の購入など、グリーン購入の推進を継続する。	リサイクルフェアにおけるパネル展示等で、グリーン購入等の周知を図った。	A	A	○環境に配慮した製品の購入など、グリーン購入の推進を継続する。	生活環境課
				―				温暖化	エコ活動を通じて、ごみの発生抑制や再使用、再生利用に取り組みます			A			
				―				温暖化	省エネ型生活に取り組みましょう			A			
				―	生39	事業者へのごみ減量啓発	○事業者へのごみ減量啓発を継続している。	温暖化	事業用大規模建築物の所有者に対する「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出を継続します	○事業者へのごみの自己処理原則の啓発を継続することにより、事業所ごみの減量を推進する。	「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の対象事業所に対し、ごみの減量の指導を行った。	A	A	○事業者へのごみの自己処理原則の啓発を継続することにより、事業所ごみの減量を推進する。	生活環境課
				―				温暖化	中小規模の事業所へのごみ減量啓発の実施を検討します			A			

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
生活環境	生―2　資源循環型社会の構築	一般	②　資源循環型社会に向けたシステムづくり	―	生40	ごみの戸別収集・有料化の継続	○ごみの戸別収集・有料化が継続されている。	温暖化	ごみの戸別収集・有料化を継続します	○ごみの戸別収集・有料化を継続する。	ごみの戸別収集・有料化を継続した。	A	A	○ごみの戸別収集・有料化を継続する。	生活環境課
				―	生41	資源集団回収の推進	○資源集団回収団体が増加している。	温暖化	資源集団回収の支援を継続します	○資源集団回収団体に対して、奨励金の交付や優良団体の表彰を継続し、団体数の増加を図る。	資源集団回収団体の奨励金交付 ・登録団体　119団体 ・実施回数　879回 ・売上額　2,775,610円 ・奨励金　19,086,119円 優良団体表彰を実施 ・菅生一座 ・大塚地区親睦会 ・西ヶ谷戸町内会	A	A	○資源集団回収団体に対して、奨励金の交付や優良団体の表彰を継続し、団体数の増加を図る。	生活環境課
				―	生42	資源回収の充実	○白色トレイの戸別回収・資源化のほか、現在拠点回収としているペットボトルの戸別回収を実施している。	―	―	○白色トレイの戸別回収・資源化を行う。 ○ペットボトルの戸別回収を行う。	白色トレイの資源化・戸別回収 ・回収量　2ｔ ペットボトルの戸別回収 ・回収量　141ｔ	A	A	○白色トレイの戸別回収・資源化を行う。 ○ペットボトルの戸別回収を行う。 ○資源回収物の種類を増やすことを検討する。	生活環境課
				―	生43	新たなリサイクルシステムの検討	○新たなリサイクルシステムを検討している。	温暖化	リサイクルシステムの構築の充実を図ります	○熱回収施設を活かしたリサイクルシステムの検討を継続する。	ごみ処理する過程で発生する熱エネルギーにより発電を行い、施設の電力をまかなうとともに、余熱利用システムにより、一部、場内への給湯を行い、効率的なエネルギーの有効利用をしている。	A	A	○熱回収施設を活かしたリサイクルシステムの検討を継続する。	生活環境課
				―	生44	放置自転車リサイクルの実施	○放置自転車のリサイクル事業を継続している。	―	―	○放置自転車のリサイクル事業を継続する。	市が管理する自転車等駐車場に放置された自転車のリサイクルに向け撤去、保管を実施。（平成29年度売却予定） ■平成28年度　撤去自転車　台数156台 撤去原付自転車　台数　6台 再利用自転車　台数　33台 再利用自転車　台数　42台（平成27年度撤去分）	A	A	○放置自転車のリサイクル事業を継続する。	地域防災課
				―	生45	最終処分場掘り起こし再生	○最終処分場の掘り起こし再生が継続されている。	―	―	○最終処分場の掘り起こし再生を継続し、最終処分場の延命化を図る。	最終処分場の掘り起こし再生を継続し、最終処分場の延命化を図った。	A	A	○最終処分場の掘り起こし再生を継続し、最終処分場の延命化を図る。	生活環境課
		一般	③　環境に配慮した収集・処理の推進	―	生46	直接搬入ごみの受入れ	○直接搬入ごみの受入れを実施している。	―	―	○直接搬入ごみの受入れを開始する。単価は周辺市町村を参考に設定する。	平成28年4月1日より西秋川衛生組合への持ち込みごみを開始した。 ○持ち込みごみ搬入量 ・可燃ごみ　52ｔ（一般家庭22ｔ、許可業者30ｔ） ・不燃ごみ　5ｔ（一般家庭のみ） ・粗大ごみ　287ｔ（一般家庭のみ） ○持ち込みごみ手数料 ・一般家庭：10㎏あたり300円 ・許可業者：10㎏あたり400円	A	A	○直接搬入ごみの受入れを開始する。単価は周辺市町村を参考に設定する。	生活環境課
				―	生47	環境低負荷型の収集の実現	○ごみ収集業者に対して、収集車の低公害車への転換を推奨している。	温暖化	環境低負荷型のごみ収集を実現します	○ごみ収集業者に対して、収集車の低公害車への転換を推奨する。	ごみ収集車両については、NOｘ・PM低減装置適合車両を使用している。	A	A	○ごみ収集業者に対して、収集車の低公害車への転換を推奨する。	生活環境課
				―	生48	清掃工場の適正管理	○清掃工場が適正に管理され、安定したごみ処理が継続されている。	―	―	○定期点検の継続により清掃工場を適正管理し、長期使用を図る。	西秋川衛生組合において、環境基準に対応するよう定期的に施設の点検・整備を行った。	A	A	○定期点検の継続により清掃工場を適正管理し、長期使用を図る。	生活環境課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
生活環境	生―3 緑あふれる快適なまちづくりの推進	一般	【再掲】① 市街地における緑の保全・創出	【再掲】ⅰ）公共施設などの緑の充実・拡大	生49	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の適正管理）	○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の管理を実施している。	戦略	公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の適正管理）	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の管理について、施設管理者等に呼びかける。	「生物多様性あきる野戦略」を推進するため、関係課長級で組織する「生物多様性推進委員会」において、平成28年度の議題として、公共施設における緑の管理や拡大について検討を行う予定であったが、「生物多様性保全条例」の検討や公共施設の緑（サクラ）を加害するクビアカツヤカミキリの対策等を優先したことに伴い、緑のあり方の検討や管理の呼びかけには至らなかった。	B	B	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の管理について、施設管理者等に呼びかける。	関係各課（回答：環境政策課）
								温暖化	市が所有する保存緑地や街路樹、公共施設の樹木などを適正に管理します			B			
					生50	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の緑の拡大）	○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の拡大を図っている。	戦略	公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の拡大）	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	「生物多様性あきる野戦略」を推進するため、関係課長級で組織する「生物多様性推進委員会」において、平成28年度の議題として、公共施設における緑の管理や拡大について検討を行う予定であったが、「生物多様性保全条例」の検討や公共施設の緑（サクラ）を加害するクビアカツヤカミキリの対策等を優先したことに伴い、緑のあり方の検討や管理の呼びかけには至らなかった。	B	B	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	関係各課（回答：環境政策課）
								温暖化	街路樹や公共施設の樹木を増やします			B			
				【再掲】ⅱ）市街地の緑化の推進	生51	【再】緑化の推進（工場立地法、緑地保全条例、あきる野市宅地開発等指導要綱）	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」などに基づく指導を継続し、緑化の推進が図られている。	戦略	緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	「工場立地法」、「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」に基づき、大規模工場や中高層建築物、宅地造成等に伴う緑化を指導した。 緑化指導件数：29件 内訳　「工場立地法」：3件 （新設の届出：1件、変更の届出：1件、その他の届出：1件） 「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」：26件 （緑化計画書の届出：10件、宅地造成等に関する届出：16件）	A	A	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	環境政策課
								温暖化	民間事業者等による開発時の緑化指導等を行います			A			
								戦略	緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）		「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導した。	A			都市計画課
								温暖化	民間事業者等による開発時の緑化指導等を行います			A			
					生52	【再】住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）	○住宅地等の緑化を推進する取組を継続している。	戦略	住宅地等の緑化の推進	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業を実施した。 また、グリーンカーテンの普及拡大を図るため、「あきる野市環境委員会」との連携のもと、春のリサイクルフェアにおいて、グリーンカーテン用のゴーヤの苗とゴーヤ・アサガオの種を配布するとともに、グリーンカーテンコンテストを実施した。 春のリサイクルフェアにおけるゴーヤの苗配布件数：300件（1人3ポット） ゴーヤの種配布数：約590袋 アサガオの種配布数：約300袋 グリーンカーテンコンテスト参加者数：個人9人、団体3組 グリーンカーテン写真募集：参加件数：3件	A	A	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	環境政策課
								温暖化	家庭や事業所で植える樹木を供給するため、苗木配布事業を拡大します			A			
								温暖化	グリーンカーテンコンテストを継続します（グリーンカーテン用の苗などの配布を含む）			A			
								温暖化	グリーンカーテンに取り組みましょう			A			
								温暖化	庭に樹木をもう１本植えてみましょう			A			

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
生活環境	生―3 緑あふれる快適なまちづくりの推進	一般	【再掲】① 市街地における緑の保全・創出	【再掲】ii）市街地の緑化の推進	生53	【再】農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集や普及啓発を継続し、認知度が30%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	温暖化	農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集・普及啓発を図る。	農地や緑地の多面的機能を対象とした情報発信は行っていないが、夏季の省エネ等に貢献するグリーンカーテンの普及拡大の取組を通じ、緑の機能について、普及啓発を図った。	B	B	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集・普及啓発を図る。	環境政策課
				【再掲】iii）崖線の緑の回復・充実	生54	【再】住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知、啓発を継続している。	戦略	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知を継続する。	ハザードマップを全戸配布、公共施設への掲示、ホームページ等で掲載することで、土砂災害警戒区域等危険箇所の周知、啓発を継続している。	A	A	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知を継続する。	地域防災課
							○市が所有する崖線の保存緑地について、適正な管理を継続している。			○周辺の生活環境の保全を考慮した崖線緑地の適正な管理を継続する。	保存緑地の指定制度等を活用し、崖線緑地の保護と適切な管理を図っている。また、崖線緑地において、崩落防止工事等が行われる場合、希少種の生息・生育状況等を調査するとともに、これらの結果に基づき、可能な限りの緑地の保存を要望している。	A		○周辺の生活環境の保全を考慮した崖線緑地の適正な管理を継続する。	環境政策課
					生55	【再】保存緑地の指定	○保存緑地の指定制度を継続している。	戦略	保存緑地の指定	○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	申請等に基づき、保存緑地の指定を行った。また、保存緑地のうち、樹木については、現状を把握するため、現地確認等を行った。 指定件数：1件（樹木） ＜保存緑地指定件数等（平成29年3月31日現在）＞ 樹木：188本 樹林地：5か所（12,704.23㎡） 屋敷林：1か所 公開緑地：1か所（14,593㎡）	A	A	○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	環境政策課
								温暖化	保存緑地の管理を支援します			A			
								温暖化	保存緑地の指定制度を継続します			A			
		一般	② 清潔なまちづくり	i）清潔な街並みの維持	生56	不適正な屋外広告物（看板等）の指導、撤去	○不適正な屋外広告物の指導・撤去を継続している。	―	―	○違反広告物撤去協力員制度などにより、不適正な屋外広告物の指導・撤去を継続する。	違反広告物690枚を撤去した。（違反広告物撤去協力員（平成29年3月31日現在）　一般57人・職員50人）	A	A	○違反広告物撤去協力員制度などにより、不適正な屋外広告物の指導・撤去を継続する。	管理課
					生57	電線地中化の促進など	○都道の整備などに伴い、必要に応じて東京都への要望を継続している。	―	―	○必要に応じて東京都に要望する。	要望する案件がなかったため、実施していない。	A	A	○必要に応じて東京都に要望する。	管理課
					生58	道路・公園・公共施設等の適正管理	○不法投棄等の防止を図るとともに、市が管理する道路や公園等の適正管理を継続している。	―	―	○関係課の連携のもと、不法投棄等を防止するとともに、適正管理を継続する。	関係課の連携を図り、不法投棄がされやすい場所に不法投棄防止の看板を設置し、不法投棄防止対策を行った。 ・看板作成　150枚 ・市民　40枚設置 ・パトロール　100枚設置	A	A	○関係課の連携のもと、不法投棄等を防止するとともに、適正管理を継続する。	生活環境課
											シルバー人材センター等に委託し、定期的な清掃や剪定を実施した。	A			管理課
											道路穴埋め、側溝補修等を行った。	A			建設課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
生活環境	生ー3 緑あふれる快適なまちづくりの推進	一般	② 清潔なまちづくり	ii）ポイ捨ての防止等	生59	たばこ・ごみのポイ捨て防止（意識啓発）	○たばこ・ごみのポイ捨て防止について意識啓発を継続し、清潔なまちの満足度が２０％以上となる（満足度はアンケート調査にて把握）。	―	―	○喫煙マナーアップキャンペーンなどを通じ、たばこ・ごみのポイ捨て防止の意識啓発を継続する。 ○一斉清掃やボランティア袋の配布を通じ、ごみのポイ捨て防止の意識啓発を継続する。	「あきる野市たばこ税増収対策協議会」との連携のもと、「あきる野市産業祭」にて、喫煙マナーアップキャンペーンを実施した。また、たばこのポイ捨て等の情報が寄せられた武蔵引田駅には、喫煙マナー向上のためののぼり旗を設置した。	A	A	○喫煙マナーアップキャンペーンなどを通じ、たばこ・ごみのポイ捨て防止の意識啓発を継続する。 ○一斉清掃やボランティア袋の配布を通じ、ごみのポイ捨て防止の意識啓発を継続する。	環境政策課
											一斉清掃の実施や、ボランティアとして清掃する方にボランティア袋の配布を行い、ごみ捨て防止の啓発活動を行った。	A			生活環境課
					生60	一斉清掃の実施	○年２回（春と秋）の一斉清掃を継続している。	―	―	○一斉清掃を継続し、環境美化意識の啓発を図る。	あきる野市一斉清掃を実施 町内会・自治会、漁協（五日市地区）、PTA等の協力により、市内各地の道路や河川等の清掃を実施 ○実施日　平成28年5月29日 ・参加人員 16,232人 ・ごみ収集量　23.79ｔ ○実施日　平成28年11月27日 ・参加人員　14,589人 ・ごみ収集量　26.84ｔ	A	A	○一斉清掃を継続し、環境美化意識の啓発を図る。	生活環境課
					生61	ボランティア袋の配布や収集ごみの回収など	○ボランティア袋の配布等を継続している。	―	―	○ボランティア袋の配布等を継続し、市内の美化を促進する。	ボランティア袋の配布等を継続し、市内の美化を促進した。 可燃（大）1,168組 可燃（小）　187組 不燃（大）　95組 不燃（小）　58組 合計　1,508組	A	A	○ボランティア袋の配布等を継続し、市内の美化を促進する。	生活環境課
					生62	ポイ捨て防止などの対策の研究	○ポイ捨て防止対策などの研究を継続している。	―	―	○他市の事例等を収集し、ポイ捨て防止対策などの研究を継続する。	他の地方公共団体からの情報提供や調査、マスコミによる報道を通じて、ポイ捨て防止対策の情報収集や研究を継続した。	A	S	○他市の事例等を収集し、ポイ捨て防止対策などの研究を継続する。	環境政策課
											市民からの通報や不法投棄パトロールにより、ポイ捨てがされやすい箇所の情報を収集・分析し、看板設置などによりごみのポイ捨ての防止対策を行った。	S			生活環境課
					生63	不法投棄対策の充実	○不法投棄対策を継続している。	―	―	○警察等関係機関と連携を図り、不法投棄の防止対策を継続する。	シルバー人材センターに委託し、不法投棄防止パトロールの実施及び不法投棄がされやすい場所に不法投棄防止の看板を設置し、不法投棄防止対策を行った。	A	A	○警察等関係機関と連携を図り、不法投棄の防止対策を継続する。	生活環境課
				iii）空き地・空き家の適正管理	生64	空き地の適正管理	○空き地の適正管理に関する指導等を継続し、空き地が適正に管理されている。	―	―	○空き地の適正管理に向け、指導等を継続する。	あき地の適正管理に対する苦情件数：25件 あき地の管理適正化に関する条例に基づき、管理のされていないあき地の所有者に対し、草刈り等を実施するよう指導している。	A	A	○空き地の適正管理に向け、指導等を継続する。	生活環境課
					生65	空き家対策の検討	（空き家対策の方向性を検討後に設定する。）	―	―	○空き家管理の課題を客観的に把握し、対策の方向性を検討する。	空き家管理における課題の把握に努め、「空家等対策に関する特別措置法」に基づき、対策の方向性を検討した。	B	B	○空き家管理の課題を客観的に把握し、対策の方向性を検討する。	都市計画課
				iv）ペットの適正飼育	生66	ペットの飼い方等の意識啓発	○狂犬病予防事務を継続している。 ○その他のペットの飼い方に関する課題について、関係機関と調整を図り、必要に応じた対応を継続している。	―	―	○狂犬病予防事務を継続し、その他の課題については必要に応じ対応する。	狂犬病予防注射（集団）を5日間実施し、838頭に接種をして注射済票の交付及びペットの飼い方等の啓発チラシの配布を行った。	A	A	○狂犬病予防事務を継続し、その他の課題については必要に応じ対応する。	健康課
					生67	ペットの飼い方等に関する苦情対策	○ペットの飼い方に関する課題について、関係機関と調整を図り、必要に応じた対応を継続している。	―	―	○必要に応じて対応する。	ペットに関する苦情件数：5件 ペットに関する苦情については、東京都や健康課と連携し、対応しているところであり、環境衛生の観点から、可能な範囲で、飼い主に対して適正な飼育の依頼をしている。	A	A	○必要に応じて対応する。	生活環境課
											ふん害及び鳴き声などの苦情に対し必要に応じて生活環境課と現地調査を行い、マナーについてのチラシの配布等を行った。 啓発用注意看板の配布（185枚）や年2回広報紙でマナーを守るよう啓発活動を行った。	A			健康課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
生活環境	生―3 緑あふれる快適なまちづくりの推進	一般	③ 快適で魅力あふれるまちづくり	―	生68	地区計画などを活かした良好な街並みづくり（土地区画整理事業区域・線引き変更箇所）	○土地区画整理事業が実施される区域などにおいて、良好な街並み整備を進めている。	―	―	○土地区画整理事業や地区計画による良好な街並み整備を実施する。	武蔵引田駅北口土地区画整理事業について、審議会の設置と評価員の任命を行い、換地設計に関する作業を進め、良好な街並み整備に向けて、土地区画整理事業の推進を図った。	A	A	○土地区画整理事業や地区計画による良好な街並み整備を実施する。	区画整理推進室
				―	生69	歩きやすいみちづくり（散策路、遊歩道の整備）	○必要に応じて、安全かつ分かりやすい観光ルートを整備している。	―	―	○必要に応じた観光ルートの整備を実施する。	観光ルート上にあるバーベキュー場や観光トイレ、看板等の適切な維持管理を継続するとともに、マップやパンフレットにより、観光ルートの周知を行った。 また、紹介する観光ルートの検討を行うとともに、東京都へ散策ルートの適切な管理を依頼した。	A	A	○必要に応じた観光ルートの整備を実施する。	観光商工課
											観光ルート上の誘導標識を計画的に整備するため「秋川渓谷観光用誘導標識整備計画」を策定するとともに老朽化した標識の改修及び英語標記を追記するなどの盤面更新を以下の通り行った。 武蔵五日市駅周辺：4基、深沢地区：2基、戸倉地区：3基、乙津地区：1基	A			観光まちづくり活動課
							○「郷土の恵みの森づくり事業」の一環として、昔道、尾根道等の整備を継続している。			○「郷土の恵みの森づくり事業」の一環として、昔道、尾根道等の整備を継続する。	7つの町内会・自治会等により昔道・尾根道の整備が10事業行われた。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」の一環として、昔道、尾根道等の整備を継続する。	環境政策課
				―	生70	市民参加型のまちづくりに向けた意識啓発	○まちづくりに市民が参加できる仕組み（パブリックコメントなど）を周知し、市民参加を促進している。	―	―	○まちづくりに市民が参加できる仕組みを広く周知する。	市民がまちづくりに参加する仕組み（パブリックコメント等）は確立されているが、環境政策課において、その仕組みについて周知は行っていない。	C	B	○まちづくりに市民が参加できる仕組みを広く周知する。	環境政策課
											平成28年度はパブリックコメントを実施する必要がある案件がなかった。	A			都市計画課
											二宮地区まちづくり協議会を開催し、二宮地区のまちづくりの事業計画について協議を行った。（計1回開催） 武蔵引田駅北口土地区画整理事業について、審議会を開催し、事業に関して意見を聴いたり、同意を得ながら、まちづくり手法の一つである土地区画整理事業の推進を図った。（計3回開催）	A			区画整理推進室

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
エネルギー環境	エネ―1　省エネの推進	重点	①　家庭生活や事業活動における省エネの推進	i）省エネ型活動の推進	エネ1	省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民における省エネに関する行動の実施率が75%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	家庭での省エネに通じる情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、省エネに関する情報収集を継続した。これらの情報のうち、本市の特性を踏まえ、有効と思われるものについては、関係部署、市民、事業者（あきる野商工会）に情報提供を行った。 特に、市民については、エネルギー使用量が増加する夏季に、町内会・自治会の回覧を通じて、グリーンカーテンコンテストの参加募集と合わせて、節電の呼びかけを行った。また、「あきる野市新エネルギー・省エネルギー機器設置費補助金」の交付事業を実施するに当たり、補助金の申込者に対し、国等の補助制度について情報提供を実施した。 あきる野商工会への情報提供：18件 回覧に記載した取組：エアコンの設定温度の調整、扇風機の活用、不要な照明の消灯、すだれ等の活用、クールシェア、エコドライブの実践、打ち水の実施 回覧対象件数：約21,000世帯 新エネルギー・省エネルギー機器設置費補助金申込者：58人	A	A	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課
								温暖化	事業所での省エネに通じる情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります			A			
								温暖化	省エネ型生活に取り組みましょう			A			
								温暖化	楽しみながら省エネ型生活を送りましょう			A			
					エネ2	環境家計簿などの普及拡大	○環境家計簿の普及拡大を継続し、市民における環境家計簿の認知度が20%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	温暖化	省エネ型生活10か条や環境家計簿、省エネモニター制度のさらなる充実と普及を図ります	○環境家計簿の普及拡大を継続する。	「あきる野市新エネルギー・省エネルギー機器設置補助金」の交付事業を進めるに当たり、同補助金の承認者（補助金を受領する権利を持つ方）に対し、省エネモニター制度や環境家計簿利用の案内を行っている。 平成28年度環境家計簿送付者数：35人 省エネモニター登録者数：131人（H29.3.31現在）	A	A	○環境家計簿の普及拡大を継続する。	環境政策課
								温暖化	楽しみながら省エネ型生活を送りましょう			A			
					エネ3	エネルギーマネジメントに関する情報収集や情報提供、普及啓発	○エネルギーマネジメントの情報収集や情報提供、普及啓発を継続している。	温暖化	エネルギーマネジメントの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○エネルギーマネジメントの情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、エネルギーマネジメントに関する情報収集を継続した。このうち、本市の特性に応じて有効と思われるものについては、あきる野商工会を通じて、事業者に情報提供を行った。 あきる野商工会への情報提供（エネルギーマネジメントに関するもの）：1件	A	A	○エネルギーマネジメントの情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課
				ii）環境に配慮した消費行動の実践・奨励	エネ4	グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発	○グリーン購入の推進を継続し、市民における環境に配慮した消費行動の実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	環境に配慮した消費行動の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、グリーン購入等に関する情報収集を継続した。このうち、本市の特性に応じて有効と思われるものについて、情報提供等を行う予定であったが、特に有効と認められるものがなかった。	B	A	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課
								温暖化	グリーン購入などの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります			B			
								温暖化	環境に配慮した消費行動の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります		リサイクルフェアにおけるパネル展示等やごみ情報誌「へらすぞう」等でグリーン購入等の啓発活動を行った。	A			生活環境課
								温暖化	グリーン購入などの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります			A			

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
エネルギー 環境	エネ―1 省エネの推進	重点	① 家庭生活や事業活動における省エネの推進	iii）市の事務事業における省エネの取組	エネ5	こまめな消灯などの省エネの推進（庁内）	○クールビズ等の周知と合わせ省エネの啓発を継続している。	温暖化	エコ活動を推進し、こまめな消灯やグリーン購入などの環境に配慮した行動に継続して取り組みます	○省エネの推進を継続する。	エコ活動を推進し、節電・節水・紙の抑制・燃料の抑制・グリーン購入・ごみの減量を掲げる中で、各項目について毎月セルフチェックを行い、継続して環境に配慮した活動に取り組んだ。	A	A	○省エネの推進を継続する。	総務課
								温暖化	省エネ型生活に取り組みましょう			A			
					エネ6	環境に配慮した消費行動の実践（庁内）	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動を継続している。	温暖化	エコ活動を推進し、こまめな消灯やグリーン購入などの環境に配慮した行動に継続して取り組みます	○情報の収集や提供、普及啓発を行い、環境に配慮した消費行動の推進を継続する。	エコ活動を推進し、節電・節水・紙の抑制・燃料の抑制・グリーン購入・ごみの減量を掲げる中で、各項目について毎月セルフチェックを行い、継続して環境に配慮した活動に取り組んだ。	A	A	○情報の収集や提供、普及啓発を行い、環境に配慮した消費行動の推進を継続する。	総務課
								温暖化	エコ活動を通じて、ごみの発生抑制や再使用、再生利用に取り組みます			A			
								温暖化	省エネ型生活に取り組みましょう			A			
					エネ7	公共施設におけるエネルギーマネジメントの実施	○可能な範囲で各施設におけるエネルギーマネジメントを継続・実施している。	温暖化	第三次地球温暖化防止対策実行計画やエコ活動により、公共施設等のエネルギーマネジメントに取り組みます	○「第三次地球温暖化防止対策実行計画」などを通じ、公共施設におけるエネルギー管理を継続・実施する。	「あきる野市エコ活動」や「第三次地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、公共施設におけるエネルギーの管理を継続している。なお、エコ活動は、職員が常駐する施設を対象に四半期に1度、電力使用量の報告を行い、実行計画は、全市有施設を対象に、年に1度、電気、ガス、重油等の使用量の報告を行っている。報告結果は、取りまとめの上、市内部において情報共有を図るとともに、公表されている。	A	A	○「第三次地球温暖化防止対策実行計画」などを通じ、公共施設におけるエネルギー管理を継続・実施する。	関係各課（回答：環境政策課）
		一般	② 建物・設備における省エネの推進	i）再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入	エネ8	再生可能エネルギー技術や省エネルギー技術などの情報収集や情報提供、普及啓発	○再生可能エネルギー技術等について、情報収集や情報提供、普及啓発を継続している。	温暖化	再生可能エネルギー技術や省エネルギー技術などの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○再生可能エネルギー技術等について、情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、再生可能エネルギー関する情報収集を継続した。これらの情報のうち、本市の特性を踏まえ、有効と思われるものについては、関係部署、市民、事業者（あきる野商工会）に情報提供を行った。 再生可能エネルギーのうち、太陽光・太陽熱については、「あきる野市新エネルギー・省エネルギー機器設置費補助金」の交付事業を通じ、普及啓発や普及拡大を図った。 太陽光・太陽熱利用機器の補助台数：22件	A	A	○再生可能エネルギー技術等について、情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課
								温暖化	事業所における再生可能エネルギー及び省エネルギーの設備・機器などの普及拡大を図ります			A			
								温暖化	太陽光で電気をつくりましょう			A			
					エネ9	家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援	○家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援を継続している。	温暖化	家庭における再生可能エネルギー及び省エネルギーの設備・機器などの導入支援を行います	○家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援を継続する。 ○支援制度のあり方について、研究する。	「あきる野市新エネルギー・省エネルギー機器設置費補助金」の交付事業を継続した。賃貸住宅を除く住宅に新エネルギー・省エネルギー機器を設置する場合に、設置費の一部を補助し、新エネルギー機器・省エネルギー機器の普及拡大と意識啓発を図った。 補助台数　　太陽光発電システム：22件、エコキュート：9件、エコジョーズ：1件、エネファーム：1件	A	A	○家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援を継続する。 ○支援制度のあり方について、研究する。	環境政策課
								温暖化	太陽光で電気をつくりましょう			A			
				ii）建物自体の省エネ化の推進	エネ10	スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発	○スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発を継続している。	温暖化	スマートハウスや省エネ型の建築物、省エネ改修、HEMSやBEMSなどの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、スマートハウスや省エネ改修に関する情報収集を継続した。このうち、東京都が実施する住宅の省エネ改修の補助制度については、「あきる野市新エネルギー・省エネルギー機器設置費補助金」の申込者に周知を図った。 新エネルギー・省エネルギー機器設置費補助金申込者：58人	A	A	○スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地域温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
エネルギー・環境	エネ―1　省エネの推進	一般	②　建物・設備における省エネの推進	ⅲ）公共施設等における取組	エネ11	再生可能エネルギー設備・機器の導入	○再生可能エネルギー設備・機器の導入資金について情報を収集し、導入可能性の検討を継続している。	温暖化	再生可能エネルギー設備・機器を導入します	○導入に向け、情報収集等を継続する。	［病児・病後児保育室整備工事設計業務委託］ 太陽光発電及び蓄電システムの導入を計画した。	A	A	○導入に向け、情報収集等を継続する。	施設営繕課ほか（回答：施設営繕課）
								温暖化	太陽光で電気をつくりましょう			A			
					エネ12	省エネルギー設備・機器の導入（街路灯のLED化など）	○省エネルギー設備・機器の導入資金について情報を収集し、導入可能性の検討を継続している。 ○大型街路灯、装飾灯のLED化を検討している。	温暖化	省エネルギー設備・機器を導入します（街路灯のLED化など）	○導入に向け、情報収集等を継続する。	○病児・病後児保育室整備工事設計業務委託 高効率型の空調設備、ヒートポンプ式床暖房設備、LED照明器具の導入を計画した。 ○子育て支援拠点整備工事 LED照明器具を導入した。	A	A	○導入に向け、情報収集等を継続する。	施設営繕課、建設課ほか（回答：施設営繕課）
										○大型街路灯などのLED化を検討する。	街路灯の新設について、LED灯を設置した。 平成28年度設置数52基。合計7,896基。（平成29年3月末まで）	A		○大型街路灯などのLED化を検討する。	施設営繕課、建設課ほか（回答：建設課）
					エネ13	ESCO事業などによる省エネ改修の実施検討	○関係各課と連携し、施設改修等の情報を収集するとともに、ESCO事業の実現可能性について検討している。	温暖化	ESCO事業などによる省エネ改修の実施を検討します	○公共施設における光熱水費を把握し、ESCO事業の実施可能性を検討する。	学校施設の照明設備について、改修等の情報を収集するとともに、ESCO事業の実現可能性について検討した。	A	A	○公共施設における光熱水費を把握し、ESCO事業の実施可能性を検討する。	施設営繕課ほか（回答：施設営繕課）
	エネ―2　移動手段における地球温暖化対策の推進	重点	①　自動車の燃料使用量の節減	ⅰ）エコドライブの推進	エネ14	【再】エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○エコドライブの情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○エコドライブの情報提供を継続する。	エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。 エコドライブマグネットステッカー配布枚数：14枚（累計：464枚）	A	A	○エコドライブの情報提供を継続する。	環境政策課
								温暖化	エコドライブ技術を身につけましょう			A			
					エネ15	【再】エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）	○エコドライブの普及を推進し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	エコドライブの普及を推進します（イベントの実施など）	○エコドライブマグネットステッカーの配布など、エコドライブの普及を推進する。	エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を継続し、エコドライブの普及を推進した。また、夏季の省エネ対策の一つとして、エコドライブの奨励を含めたチラシを作成し、町内会・自治会を通じて回覧を行った。 エコドライブマグネットステッカー配布枚数：14枚（累計：464枚） 回覧対象件数：約21,000世帯	A	A	○エコドライブマグネットステッカーの配布など、エコドライブの普及を推進する。	環境政策課
								温暖化	エコドライブにより、エコドライバーになりましょう			A			
				ⅱ）次世代自動車等の普及促進	エネ16	【再】次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○次世代自動車や低公害車の情報提供、普及啓発を継続している。	温暖化	次世代自動車や低燃費車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○次世代自動車や低公害車、支援制度などの情報を収集し、必要に応じて情報提供、普及啓発を図る。	国、都、企業などから寄せられる次世代自動車や、次世代自動車導入に伴う支援制度の情報を収集した。これらの情報のうち、本市の特性を踏まえて有効と思われるものについては、関係部署や「あきる野商工会」に情報提供を行った。 あきる野商工会への情報提供件数（自動車関係）：1件	A	A	○次世代自動車や低公害車、支援制度などの情報を収集し、必要に応じて情報提供、普及啓発を図る。	環境政策課
					エネ17	【再】次世代自動車の開発動向に対応した施策の実施（水素ステーションの設置研究など）	○次世代自動車の開発動向に応じた導入支援や施設整備を実施している。	―	―	○次世代自動車の開発動向について情報収集し、各種施策の実施の可否を検討する。	国、都、企業などから寄せられる次世代自動車の情報を収集した。燃料電池車やプラグインハイブリッド車の情報などがあったが、支援制度の状況も含め、本市で活用できるものはなかった。	A	A	○次世代自動車の開発動向について情報収集し、各種施策の実施の可否を検討する。	環境政策課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
エネルギー環境	エネ―2 移動手段における地球温暖化対策の推進	重点	① 自動車の燃料使用量の節減	ⅲ）公用車における燃料使用量の節減	エネ18	【再】公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進する	○エコドライブの推進により、公用車の燃料使用量を平成24年度比で5%以上削減している（削減率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握）。	温暖化	公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進します	○「第三次地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、エコドライブの推進を継続する。	6月の環境月間、11月のエコドライブ推進月間において、庁内の各部署に、エコドライブの推進等について呼びかけを行った。	A	A	○「第三次地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、エコドライブの推進を継続する。	環境政策課
								温暖化	エコドライブにより、エコドライバーになりましょう			A			
					エネ19	【再】職員を対象としたエコドライブ講習会を実施する	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施している。	温暖化	職員を対象としたエコドライブ講習会を実施します	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	職員におけるエコドライブの実践は既に定着しており、平成28年度においては、エコドライブ講習会を実施していない。今後については、新規職員が多数入庁していることも考慮し、エコドライブ講習会の実施の必要性について検討する。	A	A	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	総務課
								温暖化	エコドライブ技術を身につけましょう			A			
								温暖化	職員を対象としたエコドライブ講習会を実施します		エコドライブ講習会の実施は行っていないが、6月の環境月間、11月のエコドライブ推進月間において、各部署にエコドライブの推進を呼びかけるとともに、エコドライブ推進マニュアルを配布し、エコドライブの効果等について情報提供を行った。	A			環境政策課
								温暖化	エコドライブ技術を身につけましょう			A			
					エネ20	【再】公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入する	○公用車の購入時に次世代自動車や低燃費車を導入し、導入率を45%以上とする（導入率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握）。	温暖化	公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入します	○継続して、公用車への次世代自動車や低燃費車の導入を推進する。	低公害車を1台導入した。導入率は、7.2%（5台/69台）（※低公害車の該当要件が変更となっており、変更前の要件に適用すると23.2%（16台/69台）である。）	A	A	○継続して、公用車への次世代自動車や低燃費車の導入を推進する。	総務課
											消防車両について、低公害車両を2台購入した。	A			地域防災課
		一般	② 移動手段の転換等	ⅰ）移動手段の転換に伴う効果の周知	エネ21	【再】移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果の情報提供を通じて、移動手段の転換が地球温暖化対策の一つとなることについて普及啓発を図り、市民の公共交通機関の優先的利用率を20%以上とする（利用率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果について、情報提供を継続する。	エネルギー使用量が増加する夏季に、町内会・自治会の回覧を通じて、グリーンカーテンコンテストの参加募集と合わせて、節電の呼びかけを行ったが、公共交通機関の利用促進については、グリーンカーテンの効果（エアコンの使用抑制）との組み合わせを考慮した結果、記載しなかった。 記載した取組：エアコンの設定温度の調整、扇風機の活用、不要な照明の消灯、すだれ等の活用、クールシェア、エコドライブの実践、打ち水の実施 回覧対象件数：約21,000世帯	B	B	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果について、情報提供を継続する。	環境政策課
				ⅱ）公共交通機関の利便性向上	エネ22	公共交通事業者と連携し、公共交通機関の利便性向上に向けた取組を継続する	○徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用が継続されている。	温暖化	公共交通事業者と連携し、公共交通機関の利便性向上に向けた取組を継続します	○交通事業者との情報共有を図るとともに、市民ニーズを把握するためのアンケート調査を実施し、公共交通機関の利便性向上について検討する。	学識経験者や交通事業者、道路管理者等が参画する「あきる野市公共交通のあり方検討会議」を設置し、全4回の検討会議を開催した（アンケート調査については、平成27年度に実施済み）。 検討会議では、交通事業者との情報共有を図るとともに、利用促進方策や新たな公共交通ネットワークのあり方などについて検討を行い、その成果を「あきる野市公共交通のあり方に関する提言書」として取りまとめた。	A	A	○交通事業者との情報共有を図るとともに、市民ニーズを把握するためのアンケート調査を実施し、公共交通機関の利便性向上について検討する。	企画政策課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
エネルギー・環境	エネ―2 移動手段における地球温暖化対策の推進	一般	② 移動手段の転換等	ⅲ）自転車の利用拡大	エネ23	必要に応じて駐輪場を整備する	○駐輪場の利用状況等に基づき、駐輪場の整備を実施している。	温暖化	必要に応じて駐輪場を整備します	○駐輪場の利用状況等に基づき、駐輪場の整備を実施する。	新たな整備は行っていないが、平成27年度に整備した駐輪場（東秋留駅南口第２：664㎡、収容能力467台）の利用状況が整備当初より増加していることから、自転車利用は拡大されている。	A	A	○駐輪場の利用状況等に基づき、駐輪場の整備を実施する。	地域防災課
					エネ24	自転車優遇策の研究及び検討	○自転車の優遇策について、研究や検討を継続している。	温暖化	自転車の優遇方策を研究及び検討します	○自転車の優遇策について、研究や検討を継続する。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、自転車の優遇方策について情報収集を継続したが、本市の特性を踏まえ、活用できるような方策が見出せなかったため、特に検討には至らなかった。	B	B	○自転車の優遇策について、研究や検討を継続する。	環境政策課
					エネ25	自転車のさらなる有効活用方策の検討	○自転車のさらなる有効活用方策について、検討している。	温暖化	自転車のさらなる有効活用方策を検討します	○自転車のさらなる有効活用方策について、情報収集と検討を行う。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、自転車のさらなる有効活用の方策について情報収集を継続したが、本市の特性を踏まえ、活用できるような方策が見出せなかったため、特に検討には至らなかった。	A	A	○自転車のさらなる有効活用方策について、情報収集と検討を行う。	環境政策課
				ⅳ）市の事務事業における移動手段の転換等	エネ26	【再】徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続する（庁内）	○徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続し、公用車の燃料使用量を平成24年度比で５%以上削減する（削減率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握）。	温暖化	エコ活動を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続します	○エコ活動等を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的利用の奨励を継続する。	エコ活動を推進し、燃料の抑制を掲げる中で、公共交通機関の利用、自転車の活用及び経済速度での運転等を行い、このことについて各職員が毎月セルフチェックを行った。平成28年度の燃料使用量について27,558リットルで平成24年度比で5,183ℓ（12.6%）削減した。	A	A	○エコ活動等を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的利用の奨励を継続する。	総務課
											環境政策課では、本件について「あきる野市第三次地球温暖化防止対策実行計画」に記載しているものの、特に公共交通機関の利用等を呼びかけてはいない。ただし、部署間の役割分担の中で、総務課が所管するエコ活動において、公共交通機関の積極的利用がチェック項目の一つとなっており、取組が進められている。	A			環境政策課
	【再掲】エネ―3 資源循環型社会の構築	重点	【再掲】① ごみの発生抑制に関する施策（３Rの推進）	―	エネ27	【再】ごみ会議の運営・推進	○ごみ会議の活動を継続している。	温暖化	廃棄物減量等推進員の活動を通じて、ごみの減量等の意識啓発を図ります（ごみ情報誌「へらすぞう」の発刊等を含む）	○ごみ減量化に向けての情報発信や活動を推進する。	廃棄物減量等推進員の活動を通じて、ごみ減量化の情報発信や活動を行った。 ・全体会議開催　6回 ・情報誌「へらすぞう」編集会議開催　4回 ・情報誌「へらすぞう」の発行　1回 ・生ごみ堆肥化講習会開催　2回　36人参加 ・リサイクルフェアへの参加	A	A	○ごみ減量化に向けての情報発信や活動を推進する。	生活環境課
				―	エネ28	【再】ごみ減量・リサイクル意識の啓発（「へらすぞう」の発行）	○「へらすぞう」の発行を継続している。	温暖化	廃棄物減量等推進員の活動を通じて、ごみの減量等の意識啓発を図ります（ごみ情報誌「へらすぞう」の発刊等を含む）	○年１回以上「へらすぞう」を発行することにより、ごみ減量・リサイクル意識の啓発を行う。	平成29年2月に「へらすぞう」を発行した。	A	A	○年１回以上「へらすぞう」を発行することにより、ごみ減量・リサイクル意識の啓発を行う。	生活環境課
				―	エネ29	【再】生ごみリサイクルの促進	○生ごみ堆肥化容器購入費補助等の継続とダンボストの普及を継続している。	温暖化	生ごみや落ち葉のリサイクル（堆肥化）の促進に通じる支援を行います	○生ごみ堆肥化容器購入費補助、ＥＭ菌生ごみ処理容器貸与及びダンボストの普及を継続する。	生ごみ堆肥化の普及のための支援を行った。 ・生ごみ堆肥化容器購入費補助　17基　41,400円 ・ＥＭ菌生ごみ処理容器貸与　70世帯　137個 ・ダンボストの普及　講習会（2回）36人	A	A	○生ごみ堆肥化容器購入費補助、ＥＭ菌生ごみ処理容器貸与及びダンボストの普及を継続する。	生活環境課
				―	エネ30	【再】落ち葉の堆肥化の推進	○落ち葉の堆肥化枠の設置を継続し、落ち葉の堆肥化の効果を検証している。	温暖化	生ごみや落ち葉のリサイクル（堆肥化）の促進に通じる支援を行います	○落ち葉の堆肥化枠の適正管理を推進する。	資源循環型のモデル事業として、落葉を有効利用するため、落葉の堆肥化枠を市有地の竹で作成し、継続使用している。 6基設置（前田公園1基、雨間グリーン公園1基、高尾公園1基、草花公園1基　横沢入2基） 平成28年度は新設なし	A	A	○落ち葉の堆肥化枠の適正管理を推進する。	生活環境課
				―	エネ31	【再】水切りの徹底	○生ごみの減量化等に効果のある水切りの推奨を継続している。	―	―	○生ごみの水切りの啓発を継続する。	リサイクルフェアにおけるパネル展示等やごみ情報誌「へらすぞう」等で水切りの啓発活動を行った。	A	A	○生ごみの水切りの啓発を継続する。	生活環境課
				―	エネ32	【再】リサイクルフェア等のイベントの実施	○リサイクルフェア等のイベントを継続している。	―	―	○リサイクルフェアを継続する。 ○環境展とリサイクルフェアの合同による新たなイベントの実施を検討する。	あきる野市リサイクルフェアの実施した。 フリーマーケット、リサイクル品（家具等）再利用コーナー、生ごみ堆肥化講習会などを実施 ・開催日　平成28年5月14日　午前10時～午後3時 ・入場数　2,000人（推定） ・開催日　平成28年11月12日　午前10時～午後3時 ・入場数　15,000人（推定） ・会場　　都立秋留台公園	A	A	○リサイクルフェアを継続する。 ○環境展とリサイクルフェアの合同による新たなイベントの実施を検討する。	生活環境課
				―	エネ33	【再】廃食油の有効利用の促進	○廃食油石けんの利用推奨を継続している。	温暖化	学校給食センターによる廃食油などの有効利用を検討します	○廃食油石けんを作る団体への支援を継続する。	廃食油を利用した石けんづくりは、2団体（年間13回）が実施しており、原材料（苛性ソーダ等）の提供、活動場所の提供等の支援を行っている。 なお、作成された廃食油石けんは、秋のリサイクルフェアで来場者に配布し、普及を図っている。	A	A	○廃食油石けんを作る団体への支援を継続する。	生活環境課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
エネルギー・環境	【再掲】エネ―3 資源循環型社会の構築	重点	【再掲】① ごみの発生抑制に関する施策（3Rの推進）	—	エネ34	【再】省資源化の推進	○買物の際のマイバッグの利用や詰め替え商品の購入などの地球温暖化対策に配慮した消費行動を啓発し、省資源化の推奨を継続している。	—	—	○マイバッグの利用等の推奨を継続する。	リサイクルフェアにおけるパネル展示等やごみ情報誌「へらすぞう」等でマイバックの啓発活動を行った。	A	A	○マイバッグの利用等の推奨を継続する。	生活環境課
				—	エネ35	【再】グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の推進	○環境負荷の少ない商品を積極的に購入するなど、グリーン購入の推進を継続している。	温暖化	エコ活動を推進し、こまめな消灯やグリーン購入などの環境に配慮した行動に継続して取り組みます	○環境に配慮した製品の購入など、グリーン購入の推進を継続する。	リサイクルフェアにおけるパネル展示等で、グリーン購入等の周知を図った。	A	A	○環境に配慮した製品の購入など、グリーン購入の推進を継続する。	生活環境課
								温暖化	エコ活動を通じて、ごみの発生抑制や再使用、再生利用に取り組みます			A			
								温暖化	省エネ型生活に取り組みましょう			A			
				—	エネ36	【再】事業者へのごみ減量啓発	○事業者へのごみ減量啓発を継続している。	温暖化	事業用大規模建築物の所有者に対する「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出を継続します	○事業者へのごみの自己処理原則の啓発を継続することにより、事業所ごみの減量を推進する。	「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の対象事業所に対し、ごみの減量の指導を行った。	A	A	○事業者へのごみの自己処理原則の啓発を継続することにより、事業所ごみの減量を推進する。	生活環境課
								温暖化	中小規模の事業所へのごみ減量啓発の実施を検討します			A			
		一般	【再掲】② 資源循環型社会に向けたシステムづくり	—	エネ37	【再】ごみの戸別収集・有料化の継続	○ごみの戸別収集・有料化が継続されている。	温暖化	ごみの戸別収集・有料化を継続します	○ごみの戸別収集・有料化を継続する。	ごみの戸別収集・有料化を継続した。	A	A	○ごみの戸別収集・有料化を継続する。	生活環境課
				—	エネ38	【再】資源集団回収の推進	○資源集団回収団体が増加している。	温暖化	資源集団回収の支援を継続します	○資源集団回収団体に対して、奨励金の交付や優良団体の表彰を継続し、団体数の増加を図る。	資源集団回収団体の奨励金交付 ・登録団体　119団体 ・実施回数　879回 ・売上額　2,775,610円 ・奨励金　19,086,119円 優良団体表彰を実施 ・菅生一座 ・大塚地区親睦会 ・西ヶ谷戸町内会	A	A	○資源集団回収団体に対して、奨励金の交付や優良団体の表彰を継続し、団体数の増加を図る。	生活環境課
				—	エネ39	【再】資源回収の充実	○白色トレイの戸別回収・資源化のほか、現在拠点回収としているペットボトルの戸別回収を実施している。	—	—	○白色トレイの戸別回収・資源化を行う。 ○ペットボトルの戸別回収を行う。	白色トレイの資源化・戸別回収 ・回収量　2ｔ ペットボトルの戸別回収 ・回収量　141ｔ	A	A	○白色トレイの戸別回収・資源化を行う。 ○ペットボトルの戸別回収を行う。 ○資源回収物の種類を増やすことを検討する。	生活環境課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
エネルギー環境	【再掲】エネ―3　資源循環型社会の構築	一般	【再掲】②　資源循環型社会に向けたシステムづくり	―	エネ40	【再】新たなリサイクルシステムの検討	○新たなリサイクルシステムを検討している。	温暖化	リサイクルシステムの構築の充実を図ります	○熱回収施設を活かしたリサイクルシステムの検討を継続する。	ごみ処理する過程で発生する熱エネルギーにより発電を行い、施設の電力をまかなうとともに、余熱利用システムにより、一部、場内への給湯を行い、効率的なエネルギーの有効利用をしている。	A	A	○熱回収施設を活かしたリサイクルシステムの検討を継続する。	生活環境課
				―	エネ41	【再】放置自転車リサイクルの実施	○放置自転車のリサイクル事業を継続している。	―	―	○放置自転車のリサイクル事業を継続する。	市が管理する自転車等駐車場に放置された自転車のリサイクルに向け撤去、保管を実施。（平成29年度売却予定） ■平成28年度　撤去自転車　台数156台 撤去原付自転車　台数　6台 再利用自転車　台数　33台 再利用自転車　台数　42台（平成27年度撤去分）	A	A	○放置自転車のリサイクル事業を継続する。	地域防災課
				―	エネ42	【再】最終処分場掘り起こし再生	○最終処分場の掘り起こし再生が継続されている。	―	―	○最終処分場の掘り起こし再生を継続し、最終処分場の延命化を図る。	最終処分場の掘り起こし再生を継続し、最終処分場の延命化を図った。	A	A	○最終処分場の掘り起こし再生を継続し、最終処分場の延命化を図る。	生活環境課
		一般	【再掲】③　環境に配慮した収集・処理の推進	―	エネ43	【再】直接搬入ごみの受入れ	○直接搬入ごみの受入れを実施している。	―	―	○直接搬入ごみの受入れを開始する。単価は周辺市町村を参考に設定する。	平成28年4月1日より西秋川衛生組合への持ち込みごみを開始した。 ○持ち込みごみ搬入量 ・可燃ごみ　52ｔ（一般家庭22ｔ、許可業者30ｔ） ・不燃ごみ　5ｔ（一般家庭のみ） ・粗大ごみ　287ｔ（一般家庭のみ） ○持ち込みごみ手数料 ・一般家庭：10kgあたり300円 ・許可業者：10kgあたり400円	A	A	○直接搬入ごみの受入れを開始する。単価は周辺市町村を参考に設定する。	生活環境課
				―	エネ44	【再】環境低負荷型の収集の実現	○ごみ収集業者に対して、収集車の低公害車への転換を推奨している。	温暖化	環境低負荷型のごみ収集を実現します	○ごみ収集業者に対して、収集車の低公害車への転換を推奨する。	ごみ収集車両については、NOｘ・PM低減装置適合車両を使用している。	A	A	○ごみ収集業者に対して、収集車の低公害車への転換を推奨する。	生活環境課
				―	エネ45	【再】清掃工場の適正管理	○清掃工場が適正に管理され、安定したごみ処理が継続されている。	―	―	○定期点検の継続により清掃工場を適正管理し、長期使用を図る。	西秋川衛生組合において、環境基準に対応するよう定期的に施設の点検・整備を行った。	A	A	○定期点検の継続により清掃工場を適正管理し、長期使用を図る。	生活環境課
	エネ―4　緑の活用	重点	①　森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加	i）森林の保全	エネ46	【再】郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の保全）	○地域との協働による昔道及び尾根道の補修など、森林の保全に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	戦略	郷土の恵みの森づくり事業の推進	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	平成28年度においては新たに1事業が増え、16の町内会・自治会等により昔道・尾根道の整備が10事業、景観整備が14事業行われている。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、平成28年度からは、新たにオオムラサキが舞う森づくりの取組も始められた。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課
								温暖化	地域が主体となる郷土の恵みの森づくり事業を支援します			A			
								温暖化	地域とともに郷土の恵みの森づくり事業を推進します			A			
								温暖化	地域の魅力を高める森づくり（モデルプラン）を推進し、森の魅力を発信します			A			
								温暖化	観光振興にもつながる緑を活かした景観づくりを進めます			A			
								温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう			A			

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
エネルギー・環境	エネ－4 緑の活用	重点	①森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加	i）森林の保全	エネ47	【再】森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の保全）	○「森林整備計画」等に基づき、森林の保全に向け、林業振興・森林保全策を継続している。	戦略	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	○「森林整備計画」を改定し、林業振興・森林保全策を継続する。	「森林整備計画」を改定し、森林再生事業や森林循環促進事業を実施する等、林業振興・森林保全策を継続した。	A	A	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	農林課
								温暖化	森林の適正管理による支援策の情報を収集し、情報提供を行います			A			
								温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう			A			
					エネ48	【再】森林保全・活用のための整備の推進（森林の保全）	○豊かな森林の保全に向け、「郷土の恵みの森づくり事業」を通じて、森林保全・活用のための整備を継続している。	戦略	森林保全・活用のための整備の推進	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	平成28年度においては新たに1事業が増え、16の町内会・自治会等により昔道・尾根道の整備が10事業、景観整備が14事業行われている。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、平成28年度からは、新たにオオムラサキが舞う森づくりの取組も始められた。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	環境政策課
								温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう			A			
							○豊かな森林の保全に向け、森林保全・活用のための整備を継続している。	戦略	森林保全・活用のための整備の推進	○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続した（間伐42.72ha、枝打ち18.07ha、伐採10.55ha）。	A		○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	農林課
								温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう			A			
					エネ49	【再】森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の創出）	○「森林整備計画」等に基づき、豊かな森林の創出に向け、林業振興・森林保全策の推進を継続している。	戦略	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	○「森林整備計画」を改定し、林業振興・森林保全策を継続する。	「森林整備計画」を改定し、森林再生事業や森林循環促進事業を実施する等、林業振興・森林保全策を継続した。	A	A	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	農林課
								温暖化	森林の適正管理に通じる支援策の情報を収集し、情報提供を行います			A			
								温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう			A			
					エネ50	【再】郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）	○地域との協働による昔道及び尾根道の補修など、森林の創出に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	戦略	郷土の恵みの森づくり事業の推進	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	平成28年度においては新たに１事業が増え、16の町内会・自治会等により昔道・尾根道の整備が10事業、景観整備が14事業行われている。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、平成28年度からは、新たにオオムラサキが舞う森づくりの取組も始められた。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課
								温暖化	地域が主体となる郷土の恵みの森づくり事業を支援します			A			
								温暖化	地域とともに郷土の恵みの森づくり事業を推進します			A			
								温暖化	地域の魅力を高める森づくり（モデルプラン）を推進し、森の魅力を発信します			A			
								温暖化	観光振興にもつながる縁を活かした景観づくりを進めます			A			
								温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう			A			

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
エネルギー環境	エネ－4 緑の活用	重点	①森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加	i）森林の保全	エネ51	【再】森林保全・活用のための整備の推進（森林の創出）	○豊かな森林の創出に向け、「郷土の恵みの森づくり事業」を通じて、森林保全・活用のための整備を継続している。	戦略	森林保全・活用のための整備の推進	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	平成28年度においては新たに１事業が増え、16の町内会・自治会等により昔道・尾根道の整備が10事業、景観整備が14事業行われている。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、平成28年度からは、新たにオオムラサキが舞う森づくりの取組も始められた。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	環境政策課
								温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう			A			
							○豊かな森林の創出に向け、森林保全・活用のための整備を継続している。	戦略	森林保全・活用のための整備の推進	○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続した（間伐42.72ha、枝打ち18.07ha、伐採10.55ha）。	A		○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	農林課
								温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう			A			
					エネ52	【再】市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信する	○広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信している。	温暖化	市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信します	○森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信する。	森林循環促進事業等を活用し、市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信した（伐採10.55ha）。	A	A	○森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信する。	農林課
					エネ53	森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○森林の多面的機能の情報提供や普及啓発を継続し、森林の多面的機能の認知度が70％以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	温暖化	森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○広報等を通じて森林の多面的機能の発信を継続する。	グリーンカーテンの普及拡大を通じて、緑の多面的機能の発信は行ったものの、森林の多面的機能の発信には至らなかった。	C	C	○広報等を通じて森林の多面的機能の発信を継続する。	環境政策課
				ii）森林の活用	エネ54	木質バイオマス利活用方法の研究等の推進	○木質バイオマスの利活用方法の情報収集と研究を継続している。	温暖化	郷土の恵みの森構想やバイオマスタウン構想、森林整備計画による森林保全や林業振興、木質バイオマスの利活用方法の研究等を推進します	○木質バイオマスの利活用方法について、情報収集と研究を継続する。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、木質バイオマスの更なる利活用方法について情報収集と研究を継続したが、木質バイオマス利活用の最大の課題となっている採算性の確保が見込める制度等がなく、利活用に向けた検討には至らなかった。	A	A	○木質バイオマスの利活用方法について、情報収集と研究を継続する。	環境政策課
					エネ55	カーボン・オフセットの仕組みづくりや活用方策について研究する	○カーボン・オフセットの仕組みづくりや情報収集や研究を継続している。	温暖化	カーボンオフセットの仕組みづくりや活用方策について研究します	○カーボン・オフセットの仕組みづくりについて、情報収集と研究を継続する。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、カーボン・オフセットの仕組みづくりについて情報収集と研究を継続したが、本市の特性を踏まえ、活用できるような方策が見出せなかったため、特に研究には至らなかった。	B	B	○カーボン・オフセットの仕組みづくりについて、情報収集と研究を継続する。	環境政策課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
エネルギー・環境	エネ―4　緑の活用	一般	②　市街地における緑を活かした地球温暖化対策の推進	【再掲】ⅰ）公共施設などの緑の充実・拡大	エネ56	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の緑の適正管理）	○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の管理を実施している。	戦略	公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の適正管理）	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の管理について、施設管理者等に呼びかける。	「生物多様性あきる野戦略」を推進するため、関係課長級で組織する「生物多様性推進委員会」において、平成28年度の議題として、公共施設における緑の管理や拡大について検討を行う予定であったが、「生物多様性保全条例」の検討や公共施設の緑（サクラ）を加害するクビアカツヤカミキリの対策等を優先したことに伴い、緑のあり方の検討や管理の呼びかけには至らなかった。	B	B	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の管理について、施設管理者等に呼びかける。	関係各課（回答：環境政策課）
								温暖化	市が所有する保存緑地や街路樹、公共施設の樹木などを適正に管理します			B			
					エネ57	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の緑の拡大）	○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の拡大を図っている。	戦略	公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の拡大）	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	「生物多様性あきる野戦略」を推進するため、関係課長級で組織する「生物多様性推進委員会」において、平成28年度の議題として、公共施設における緑の管理や拡大について検討を行う予定であったが、「生物多様性保全条例」の検討や公共施設の緑（サクラ）を加害するクビアカツヤカミキリの対策等を優先したことに伴い、緑のあり方の検討や管理の呼びかけには至らなかった。	B	B	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	関係各課（回答：環境政策課）
								温暖化	街路樹や公共施設の樹木を増やします			B			
				【再掲】ⅱ）市街地の緑化の推進	エネ58	【再】緑化の推進（工場立地法、緑地保全条例、あきる野市宅地開発等指導要綱）	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」などに基づく指導を継続し、緑化の推進が図られている。	戦略	緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	「工場立地法」、「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」に基づき、大規模工場や中高層建築物、宅地造成等に伴う緑化を指導した。 緑化指導件数：29件 内訳　「工場立地法」：3件 （新設の届出：1件、変更の届出：1件、その他の届出：1件） 「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」：26件 （緑化計画書の届出：10件、宅地造成等に関する届出：16件）	A	A	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	環境政策課
								温暖化	民間事業者等による開発時の緑化指導等を行います			A			
								戦略	緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）		「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導した。	A			都市計画課
								温暖化	民間事業者等による開発時の緑化指導等を行います			A			

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
エネルギー環境	エネ―4　緑の活用	一般	②　市街地における緑を活かした地球温暖化対策の推進	【再掲】ⅱ）市街地の緑化の推進	エネ59	【再】住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）	○住宅地等の緑化を推進する取組を継続している。	戦略	住宅地等の緑化の推進	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業を実施した。 また、グリーンカーテンの普及拡大を図るため、「あきる野市環境委員会」との連携のもと、春のリサイクルフェアにおいて、グリーンカーテン用のゴーヤの苗とゴーヤ・アサガオの種を配布するとともに、グリーンカーテンコンテストを実施した。 春のリサイクルフェアにおけるゴーヤの苗配布件数：300件（1人3ポット） ゴーヤの種配布数：約590袋 アサガオの種配布数：約300袋 グリーンカーテンコンテスト参加者数：個人9人、団体3組 グリーンカーテン写真募集：参加件数：3件	A	A	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	環境政策課
								温暖化	家庭や事業所で植える樹木を供給するため、苗木配布事業を拡大します			A			
								温暖化	グリーンカーテンコンテストを継続します（グリーンカーテン用の苗などの配布を含む）			A			
								温暖化	グリーンカーテンに取り組みましょう			A			
								温暖化	庭に樹木をもう１本植えてみましょう			A			
					エネ60	【再】農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集や普及啓発を継続し、認知度が30%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	温暖化	農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集・普及啓発を図る。	農地や緑地の多面的機能を対象とした情報発信は行っていないが、夏季の省エネ等に貢献するグリーンカーテンの普及拡大の取組を通じ、緑の機能について、普及啓発を図った。	B	B	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集・普及啓発を図る。	環境政策課
				【再掲】ⅲ）崖線の緑の回復・充実	エネ61	【再】住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知、啓発を継続している。	戦略	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知を継続する。	ハザードマップを全戸配布、公共施設への掲示、ホームページ等で掲載することで、土砂災害警戒区域等危険箇所の周知、啓発を継続している。	A	A	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知を継続する。	地域防災課
							○市が所有する崖線の保存緑地について、適正な管理を継続している。			○周辺の生活環境の保全を考慮した崖線緑地の適正な管理を継続する。	保存緑地の指定制度等を活用し、崖線緑地の保護と適切な管理を図っている。また、崖線緑地において、崩落防止工事等が行われる場合、希少種の生息・生育状況等を調査するとともに、これらの結果に基づき、可能な限りの緑地の保存を要望している。	A		○周辺の生活環境の保全を考慮した崖線緑地の適正な管理を継続する。	環境政策課
					エネ62	【再】保存緑地の指定	○保存緑地の指定制度を継続している。	戦略	保存緑地の指定	○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	申請等に基づき、保存緑地の指定を行った。また、保存緑地のうち、樹木については、現状を把握するため、現地確認等を行った。 指定件数：1件（樹木） ＜保存緑地指定件数等（平成29年3月31日現在）＞ 樹木：188本 樹林地：5か所（12,704.23㎡） 屋敷林：1か所 公開緑地：1か所（14,593㎡）	A	A	○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	環境政策課
								温暖化	保存緑地の管理を支援します			A			
								温暖化	保存緑地の指定制度を継続します			A			

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
エネルギー環境	エネ―４　緑の活用	一般	③　地球温暖化対策につながる地産地消の推進	i）農畜産物に関するもの	エネ63	地産地消と地球温暖化対策の関連性について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	地産地消の効果について、情報提供や普及啓発を継続し、認知度が50%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	温暖化	地産地消と地球温暖化対策の関連性について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○地球温暖化対策における地産地消の効果について情報を収集し、情報発信、普及啓発を継続する。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、地産地消と地球温暖化の関係性について、情報収集を継続した。このうち、本市の特性に応じて有効と思われるものについて、情報提供等を行う予定であったが、特に有効と認められるものがなかった。 「あきる野市環境委員会」の「知る」活動では、「めざせ健康あきる野２１」の食育推進班による出前講座の受講を通じ、地産地消と地球温暖化の関係性等について考えた。	B	B	○地球温暖化対策における地産地消の効果について情報を収集し、情報発信、普及啓発を継続する。	環境政策課
					エネ64	【再】地産地消型農業の推進	○地産地消型農業の推進を後押しする地元農産物の直売所を拡充している。	戦略	地産地消型農業の推進	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	関係部署と再整備に向けた検討を２回行い、ＪＡあきがわとプロジェクトチームを立ち上げる検討会議（1回）を実施した。	A	A	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	農林課
					エネ65	【再】農畜産物などの地産地消の推進	○地産地消型農業の推進を後押しする地元農産物の直売所を拡充している。	戦略	農畜産物などの地産地消の推進	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	関係部署と再整備に向けた検討を２回行い、ＪＡあきがわとプロジェクトチームを立ち上げる検討会議（1回）を実施した。	A	A	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	農林課
								温暖化	あきる野産の食材について情報提供を行います			A			
								温暖化	あきる野産の食材の利用拡大を検討します			A			
				ii）地元産材に関するもの	エネ66	【再】森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加、間伐材などの積極的活用）	○森林資源の需要が喚起されている。	戦略	森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加・間伐材などの積極的活用）	○「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起する。	「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起した。 平成28年度の市公共工事における使用量（使用量が判明しているもの）及び件数：6.8㎥、12件	A	A	○「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起する。	農林課
								温暖化	地元産材の使用を支援します			A			
								温暖化	地元産材の使用拡大に向けた取組を進めます			A			
					エネ67	【再】公共施設における地元産材の使用促進	○使用可能な箇所について地元産材を使用するよう努めている。	戦略	公共施設における地元産材の使用促進	○可能な範囲での地元産材の使用を継続する。	○病児・病後児保育室整備工事設計業務委託 構造材に地元産材の使用を計画した。 ○子育て支援拠点整備工事 内装材の一部に地元産材を使用した。 ○秋川ふれあいセンター授乳室設置工事 内装材の一部に地元産材を使用した。	A	A	○可能な範囲での地元産材の使用を継続する。	施設営繕課
								温暖化	公共施設等における地元産材の積極的な使用を推進します			A			

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
人の活動	人―1 情報の共有	一般	① 環境に関する情報収集や情報提供	i）情報収集や情報提供、普及啓発など	人1	生活環境に関する情報の収集・提供	○新たな環境問題など生活環境に関する情報収集を継続し、必要に応じて情報提供を行っている。	―	―	○生活環境に関する情報収集等を実施し、必要に応じて情報提供を行う。	年6回開催される、公害環境担当課長会に参加し、国、都、他市からの情報収集に努めたが、提供する情報は無かった。	A	A	○生活環境に関する情報収集等を実施し、必要に応じて情報提供を行う。	生活環境課
					人2	【再】省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民における省エネに関する行動の実施率が75%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	家庭での省エネに通じる情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、省エネに関する情報収集を継続した。これらの情報のうち、本市の特性を踏まえ、有効と思われるものについては、関係部署、市民、事業者（あきる野商工会）に情報提供を行った。 特に、市民については、エネルギー使用量が増加する夏季に、町内会・自治会の回覧を通じて、グリーンカーテンコンテストの参加募集と合わせて、節電の呼びかけを行った。また、「あきる野市新エネルギー・省エネルギー機器設置費補助金」の交付事業を実施するに当たり、補助金の申込者に対し、国等の補助制度について情報提供を実施した。 あきる野商工会への情報提供：18件 回覧に記載した取組：エアコンの設定温度の調整、扇風機の活用、不要な照明の消灯、すだれ等の活用、クールシェア、エコドライブの実践、打ち水の実施 回覧対象件数：約21,000世帯 新エネルギー・省エネルギー機器設置費補助金申込者：58人	A	A	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課
								温暖化	事業所での省エネに通じる情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります			A			
								温暖化	省エネ型生活に取り組みましょう			A			
								温暖化	楽しみながら省エネ型生活を送りましょう			A			
					人3	【再】エネルギーマネジメントに関する情報収集や情報提供、普及啓発	○エネルギーマネジメントの情報収集や情報提供、普及啓発を継続している。	温暖化	エネルギーマネジメントの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○エネルギーマネジメントの情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、エネルギーマネジメントに関する情報収集を継続した。このうち、本市の特性に応じて有効と思われるものについては、あきる野商工会を通じて、事業者に情報提供を行った。 あきる野商工会への情報提供（エネルギーマネジメントに関するもの）：1件	A	A	○エネルギーマネジメントの情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課
					人4	【再】グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発	○グリーン購入の推進を継続し、市民における環境に配慮した消費行動の実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	環境に配慮した消費行動の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、グリーン購入等に関する情報収集を継続した。このうち、本市の特性に応じて有効と思われるものについて、情報提供等を行う予定であったが、特に有効と認められるものがなかった。	B	A	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課
								温暖化	グリーン購入などの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります			B			
								温暖化	環境に配慮した消費行動の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります		リサイクルフェアにおけるパネル展示等やごみ情報誌「へらすぞう」等でグリーン購入等の啓発活動を行った。	A			生活環境課
								温暖化	グリーン購入などの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります			A			
					人5	地球温暖化や対策に関する情報収集、情報提供	○地球温暖化やその対策に関する情報提供を継続している。	温暖化	地球温暖化やその対策に関する情報をとりまとめ、提供します	○地球温暖化やその対策に関する情報提供を継続する。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、地球温暖化やその対策に関する情報収集を継続した。これらの情報のうち、本市の特性を踏まえ、有効と思われるものについては、関係部署、市民、事業者（あきる野商工会）に情報提供を行った。 特に、市民については、エネルギー使用量が増加する夏季に、町内会・自治会の回覧を通じて、グリーンカーテンコンテストの参加募集と合わせて、地球温暖化対策の需要な取組である節電の呼びかけを行った。 あきる野商工会への情報提供：18件 回覧に記載した取組：エアコンの設定温度の調整、扇風機の活用、不要な照明の消灯、すだれ等の活用、クールシェア、エコドライブの実践、打ち水の実施 回覧対象件数：約21,000世帯	A	A	○地球温暖化やその対策に関する情報提供を継続する。	環境政策課
					人6	【再】エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○エコドライブの情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○エコドライブの情報提供を継続する。	エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。 エコドライブマグネットステッカー配布枚数：14枚（累計：464枚）	A	A	○エコドライブの情報提供を継続する。	環境政策課
								温暖化	エコドライブ技術を身につけましょう			A			

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
人の活動	人―1 情報の共有	一般	① 環境に関する情報収集や情報提供	i）情報収集や情報提供、普及啓発など	人7	【再】移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果の情報提供を通じて、移動手段の転換が地球温暖化対策の一つとなることについて普及啓発を図り、市民の公共交通機関の優先的利用率を20%以上とする（利用率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果について、情報提供を継続する。	エネルギー使用量が増加する夏季に、町内会・自治会の回覧を通じて、グリーンカーテンコンテストの参加募集と合わせて、節電の呼びかけを行ったが、公共交通機関の利用促進については、グリーンカーテンの効果（エアコンの使用抑制）との組み合わせを考慮した結果、記載しなかった。 記載した取組：エアコンの設定温度の調整、扇風機の活用、不要な照明の消灯、すだれ等の活用、クールシェア、エコドライブの実践、打ち水の実施 回覧対象件数：約21,000世帯	B	B	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果について、情報提供を継続する。	環境政策課
					人8	【再】次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○次世代自動車や低公害車の情報提供、普及啓発を継続している。	温暖化	次世代自動車や低燃費車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○次世代自動車や低公害車、支援制度などの情報を収集し、必要に応じて情報提供、普及啓発を図る。	国、都、企業などから寄せられる次世代自動車や、次世代自動車導入に伴う支援制度の情報を収集した。これらの情報のうち、本市の特性を踏まえて有効と思われるものについては、関係部署や「あきる野商工会」に情報提供を行った。 あきる野商工会への情報提供件数（自動車関係）：1件	A	A	○次世代自動車や低公害車、支援制度などの情報を収集し、必要に応じて情報提供、普及啓発を図る。	環境政策課
					人9	【再】スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発	○スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発を継続している。	温暖化	スマートハウスや省エネ型の建築物、省エネ改修、HEMSやBEMSなどの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、スマートハウスや省エネ改修に関する情報収集を継続した。このうち、東京都が実施する住宅の省エネ改修の補助制度については、「あきる野市新エネルギー・省エネルギー機器設置費補助金」の申込者に周知を図った。 新エネルギー・省エネルギー機器設置費補助金申込者：58人	A	A	○スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課
					人10	【再】森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○森林の多面的機能の情報提供や普及啓発を継続し、森林の多面的機能の認知度が70%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	温暖化	森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○広報等を通じて森林の多面的機能の発信を継続する。	グリーンカーテンの普及拡大を通じて、緑の多面的機能の発信は行ったものの、森林の多面的機能の発信には至らなかった。	C	C	○広報等を通じて森林の多面的機能の発信を継続する。	環境政策課
					人11	打ち水や散水の効果に関する情報収集や情報提供、普及啓発を図る	○打ち水や散水の効果について、情報提供・普及啓発を行っている。	温暖化 温暖化	打ち水や散水に取り組みます 打ち水や散水の効果について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○打ち水や散水の効果の情報提供・普及啓発を検討・実施する。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、打ち水や散水の効果について、情報収集を継続した。これらの情報のうち、本市の特性を踏まえ、有効と思われるものについては、情報提供を行う予定であったが、特に有効なものは見出せなかった。 一方、市民については、エネルギー使用量が増加する夏季に、町内会・自治会の回覧を通じて、グリーンカーテンコンテストの参加募集と合わせて、節電や打ち水の実施について、呼びかけを行った。 回覧に記載した取組：エアコンの設定温度の調整、扇風機の活用、不要な照明の消灯、すだれ等の活用、クールシェア、エコドライブの実践、打ち水の実施 回覧対象件数：約21,000世帯	A A	A	○打ち水や散水の効果の情報提供・普及啓発を検討・実施する。	環境政策課
					人12	クールシェア・ウォームシェアに関する情報収集や情報提供、普及啓発を図る	○クールシェア・ウォームシェアについて、情報提供・普及啓発を行っている。	温暖化 温暖化 温暖化	クールシェアとウォームシェアに取り組みます クールシェアやウォームシェアについて情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります 公共施設におけるクールシェアやウォームシェアの取組を進めます	○クールシェアやウォームシェアの情報提供・普及啓発を検討・実施する。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、クールシェアやウォームシェアの効果について、情報収集を継続した。これらの情報のうち、本市の特性を踏まえ、有効と思われるものについては、情報提供を行う予定であったが、特に有効なものは見出せなかった。 一方、市民については、エネルギー使用量が増加する夏季に、町内会・自治会の回覧を通じて、グリーンカーテンコンテストの参加募集と合わせて、節電の実施やクールシェアについて、呼びかけを行った。 回覧に記載した取組：エアコンの設定温度の調整、扇風機の活用、不要な照明の消灯、すだれ等の活用、クールシェア、エコドライブの実践、打ち水の実施 回覧対象件数：約21,000世帯	A A A	A	○クールシェアやウォームシェアの情報提供・普及啓発を検討・実施する。	環境政策課
					人13	低炭素街区や低炭素地区の形成に関する情報収集や情報提供を行う	○低炭素街区や低炭素地区の形成について情報収集を図るとともに、必要に応じて情報提供を行っている。	温暖化	低炭素街区や低炭素地区の形成について情報収集などを行います	○低炭素街区や低炭素地区の形成について情報収集を図るとともに、必要に応じて情報提供を行う。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、低炭素地区や低炭素街区について、情報収集を継続した。これらの情報のうち、本市の特性を踏まえ、有効と思われるものについては、情報提供を行う予定であったが、低炭素地区等の整備は、まちづくりと大きく関わるものであることから、実現可能な方策を見出すことはできなかった。	A	A	○低炭素街区や低炭素地区の形成について情報収集を図るとともに、必要に応じて情報提供を行う。	環境政策課
					人14	エネルギーの面的利用（熱融通など）に関する情報の収集・提供	○熱融通などについて、情報収集と必要に応じた情報提供を行っている。	温暖化	エネルギーの面的利用（熱融通など）について情報収集などを行います	○熱融通などについて、情報収集と必要に応じた情報提供を行う。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、熱融通について、情報収集を継続した。これらの情報のうち、本市の特性を踏まえ、有効と思われるものについては、情報提供を行う予定であったが、現在のところ、熱融通の実施は一定規模の建築物間の連結等、大規模な工事が必要であるため、実現可能な方策を見出すことはできなかった。	A	A	○熱融通などについて、情報収集と必要に応じた情報提供を行う。	環境政策課
					人15	【再】森の魅力発信	○森の魅力の発信を通じて、森が市民の共通の財産と認識され、森の多面的機能の認知度が70%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	戦略	森の魅力発信	○広報等を通じて森の魅力を発信する。	広報及び市ホームページにおいて、「森林レンジャーがゆく」を9回掲載、森林レンジャーあきる野新聞を12回発行し、森の状況、動植物の状況など森の魅力を発信した。また、あきる野市産業祭、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」エコプロダクツ2016及びＧＴＦグリーンチャレンジデー2016ｉｎ新宿御苑に出展し、あきる野市の森の魅力を発信した。さらに、森林レンジャーあきる野ツアーとして、「古道（大野道）を歩く」ツアーを14人の参加を得て実施した。この古道は都道201号線に指定されているかつての御岳山への参道であることから地域の歴史や森の解説を行った。	A	A	○広報等を通じて森の魅力を発信する。	環境政策課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
人の活動	人―1　情報の共有	一般	①　環境に関する情報収集や情報提供	i）情報収集や情報提供、普及啓発など	人16	【再】みどりの大切さの発信	○みどりの大切さの発信を通じて、みどりの大切さが認識され、森の多面的機能の認知度が70%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	戦略	みどりの大切さの発信	○広報等を通じてみどりの大切さを発信する。	みどりの大切さに特化した情報発信はできていないが、夏季の省エネ等に貢献するグリーンカーテンの普及拡大の取組を通じ、みどりの重要性について、普及啓発を図った。	B	B	○広報等を通じてみどりの大切さを発信する。	環境政策課
					人17	【再】農地の環境面からの機能の発信	○「あきる農を知り隊」等体験事業を継続している。	戦略	農地の環境面からの機能の発信	○農業体験を継続する。	秋川ファーマーズセンターを出発し、市内6農家を市民の親子を対象に「あきる農を知り隊」事業を実施し、農作物の収穫体験を実施した（平成28年11月26日　14人参加）。	A	A	○農業体験を継続する。	農林課
					人18	【再】生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む）	○生物多様性の概念や生態系サービスの重要性、湧き水の重要性を発信している。	戦略	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む。）	○広報等を通じて、生物多様性の概念や生態系サービスの重要性を発信する。	外来種対策（アライグマ、ハクビシン、クビアカツヤカミキリ、オオキンケイギク、オオブタクサ、アレチウリ）の実施に伴い、広報やホームページへの掲載、チラシ配布により、外来種が在来種に及ぼす影響等について情報発信を図ることで、生物多様性の概念等について、普及啓発を図った。 また、あきる野市産業祭に、「あきる野市環境委員会」との連携のもと、環境展を出展し、在来種と外来種の展示を通じて、生物多様性の概念について普及啓発を図った。	A	A	○広報等を通じて、生物多様性の概念や生態系サービスの重要性を発信する。	環境政策課
										○湧き水の重要性を発信する。	ホームページで湧き水の重要性を発信した。	A		○湧き水の重要性を発信する。	生活環境課
					人19	「屋根貸し制度」の情報の収集・提供	○「屋根貸し制度」について、情報収集や情報提供を継続している。	温暖化	「屋根貸し制度」で太陽光発電を増やしましょう	○「屋根貸し制度」について、情報収集と情報提供を継続する。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、屋根貸し制度について、情報収集を継続した。これらの情報のうち、本市の特性を踏まえ、有効と思われるものについては、情報提供を行う予定であったが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の価格見直し等の要因から、屋根貸し制度が一段落したこともあり、特に有効な方策は見出せなかった。 ただし、屋根貸し制度の一助となる「東京都ソーラー屋根台帳」については、「あきる野市新エネルギー・省エネルギー機器設置費補助金」の交付事業等を通じ、紹介を継続している。	A	A	○「屋根貸し制度」について、情報収集と情報提供を継続する。	環境政策課
				ii）各種情報の収集・集約	人20	【再】市民などによる調査の結果の収集	○市民などによる調査結果を収集している。	戦略	市民などによる調査の結果の収集	○市民などによる本市の自然環境等の調査情報を把握する。	市が設定する生物種の目撃情報（アライグマ・ハクビシン、オオキンケイギク、オオブタクサ、アレチウリ、クビアカツヤカミキリ等）を募り、市が実施する外来種対策の施策に活用した。 目撃情報件数 アライグマ：21件 ハクビシン：44件 オオキンケイギク：108件 オオブタクサ：202件 アレチウリ：142件 その他：22件	A	A	○市民などによる本市の自然環境等の調査情報を把握する。	環境政策課
					人21	【再】生物多様性に関する各種情報の整理・集約	○各種情報の整理と集約がなされている。	戦略	各種情報の整理・集約	○収集した情報の整理・集約を図る。	外来種であるアライグマ・ハクビシンの目撃情報や捕獲状況は、平成29年3月にアライグマ・ハクビシン対策の手引き（マニュアル）を作成したことに伴い、整理・集約を行い、人家と自然が接する場所での捕獲が多いなどの一定の傾向を見出すことができた。 また、外来植物であるオオキンケイギク・オオブタクサ・アレチウリの生育情報についても、整理・集約を行うことで、人家に多い、河川敷に多いなど、繁茂の傾向を見出すことができた。 これらの傾向は、今後の市の外来種対策等に生かしていく予定である。	A	A	○収集した情報の整理・集約を図る。	環境政策課
					人22	【再】生物目録の作成・更新	○調査により生息・生育が確認された生物について、目録の作成及び更新を行う仕組みを構築している。	戦略	生物目録の作成・更新	○調査により生息・生育が確認された生物の情報を集約し、生物目録の作成と更新の仕組みを検討する。	「あきる野市生きもの会議」や「あきる野市生物多様性推進委員会」における「あきる野市生物多様性保全条例」の検討に伴い、本市の貴重な生物種の目録である「あきる野市版レッドリスト」の作成について、方向性や位置付けを明確化した。ただし、同条例の検討に時間を要したことに伴い、リストの作成は、平成29年度から着手することとなった。	B	B	○調査により生息・生育が確認された生物の情報を集約し、生物目録の作成と更新の仕組みを検討する。	環境政策課
					人23	【再】生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	○調査研究を支援する仕組みづくりの可否について検討し、方向性を示している。	戦略	生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	○調査研究を支援する仕組みづくりについて、情報収集し、方策を検討する。	市単独で、生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みをつくることは困難であることから、民間団体が実施する自然環境保護の支援について情報収集を行うとともに、調査研究に役立つアプリケーション（生物種の目撃場所の記録等）の情報収集を行った。 ただし、市民等から、生物種の調査、研究に関し、知見の提供を求められた場合には、「あきる野市自然環境調査部会」や「森林レンジャーあきる野」などの専門的知識を有する方を紹介するなどの支援を行っている。	A	A	○調査研究を支援する仕組みづくりについて、情報収集し、方策を検討する。	環境政策課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
人の活動	人―1 情報の共有	一般	① 環境に関する情報収集や情報提供	ⅲ）情報の発信	人24	【再】各種リーフレットの作成・公開	○リーフレットを作成し、生物多様性に関する情報等を発信している。	戦略	各種リーフレットなどの作成・公開	○発信が必要となる情報の有無に応じて、リーフレットを作成・公開（配布）する。	外来植物（オオキンケイギク、オオブタクサ、アレチウリ）対策の実施に伴い、特徴や影響、除草の方法について、植物ごとにチラシを作成し、町内会・自治会を通じて配布することで、繁茂場所の情報提供や除草の呼びかけ、外来種対策の普及啓発を図ることができた。 チラシ配布枚数：各約21,000枚（町内会・自治会を通じて全戸配布） また、配布枚数は把握できていないが、自然環境調査の結果を取りまとめ、本市の自然環境の状況を分かりやすく伝える「知って守ろう　あきる野の自然」についても、イベント時等に随時配布を行った。	A	A	○発信が必要となる情報の有無に応じて、リーフレットを作成・公開（配布）する。	環境政策課
					人25	【再】水と緑のマップの充実	○No.11（自11）の地図情報化した情報等を基に、周知用のマップを作成している。	戦略	水と緑のマップの充実	○各種情報の公開の可否も含めて周知用のマップの作成について検討し、作成する。	本市における希少野生動植物種の一覧である「あきる野市版レッドリスト」の作成に向けた検討や生物の生息・生育情報を地図情報化するための手法の研究などを進めてはいるものの、マップの作成には至っていない。	B	B	○各種情報の公開の可否も含めて周知用のマップの作成について検討し、作成する。	環境政策課
					人26	【再】生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に対する意識啓発を目的とした講座の実施）	○生物多様性に関する講演会を実施している。	戦略	生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に関する意識啓発を目的とした講座の実施）	○必要に応じて講演会を実施する。	他に優先すべき施策があったことに伴い、生物多様性に関する講演会等は実施していない。 ただし、外来植物（オオキンケイギク、オオブタクサ、アレチウリ）対策やクビアカツヤカミキリ対策の実施に伴い、これらの生物の特徴や影響、植物の除草の方法について、チラシの配布や広報掲載、ホームページ掲載を通じて、情報提供や普及啓発を図った。	A	A	○必要に応じて講演会を実施する。	環境政策課
					人27	環境白書の作成	○環境白書の作成を継続している。	―	―	○環境白書の作成を継続する	平成28年度においても、平成27年度の環境関連の取組の成果等を示す環境白書を作成した。 なお、平成27年度環境白書では、各種環境施策の進捗状況の対象に、「生物多様性あきる野戦略」と「あきる野市地球温暖化対策地域推進計画」に基づく取組を追加している。	A	A	○環境白書の作成を継続する	環境政策課
		一般	② 情報等を共有する機会の創出	―	人28	人が集まり、情報の交換や発信を行う場の創出	○講演会などを通じて、市内活動団体の情報交換や情報発信が行われている。	戦略	人が集まり情報交換・発信するための場の創出	○講演会など市内の活動団体が情報交換や情報発信を行う場の創出を図る。	市内の団体同士の交流ではないが、平成28年7月に、「あきる野市自然環境調査部会動物班」と「森林レンジャーあきる野」の情報交換会を実施し、互いの調査結果について情報交換を行うとともに、シカの分布拡大等について、意見交換を行った。 また、地球温暖化対策の分野においては、「あきる野市環境委員会」の『「知る」活動』の一つとして、環境委員であり、地球温暖化防止コミュニケーターである狩野委員を講師に迎え、同委員会委員を対象とした講演会（ワークショップ）を実施した。	A	A	○講演会など市内の活動団体が情報交換や情報発信を行う場の創出を図る。	環境政策課
								温暖化	地球温暖化対策について、研究や活動実績を発表する場の設置について検討します			A			
				―	人29	市内活動団体の活動状況や実績の共有化の推進	○市内活動団体の活動状況や実績について、情報収集などを行う方策を確立している。	戦略	活動団体の情報収集と共有化の推進	○市内活動団体の活動状況などについて、情報収集の方策を検討する。	様々な機会を通じて、市内で環境保全の活動等を行っている団体の情報を蓄積している。	A	A	○市内活動団体の活動状況などについて、情報収集の方策を検討する。	環境政策課
				―	人30	【再】生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	○インターネットを通じて生物多様性に関する情報を発信している。	戦略	生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	○インターネットを通じて生物多様性に関する情報を発信する（生物多様性に関する情報発信ページの整備など）。	市のホームページの構造上、専用のウェブサイトを作成することは困難であるが、既存のホームページに、外来植物（オオキンケイギク、オオブタクサ、アレチウリ）対策やクビアカツヤカミキリの対策の実施に伴い、これらの生物の特徴や影響、植物の除草の方法などの必要な情報を掲載したページを追加した。	A	A	○インターネットを通じて生物多様性に関する情報を発信する（生物多様性に関する情報発信ページの整備など）。	環境政策課
				―	人31	図書館における環境情報コーナーの充実	○資料の収集や展示など、環境に対する市民の関心を高める活動を継続している。	―	―	○資料の収集や展示など、環境に対する市民の関心を高める活動を継続する。	各図書館で次のとおり実施した。 【中央図書館】 ○資料の展示（6月・109タイトル） 対象：一般／テーマ：環境 ○資料の収集 環境関連資料の受入　合計50冊 ○リユース本の提供（7,108冊） 対象：利用者／目的：図書館資料の再活用 【東部図書館エル】 ○資料の展示（6月・63タイトル） 対象：一般／テーマ：環境 ○資料の収集 環境関連資料の受入　合計9冊 ○リユース本の提供（1,688冊） 対象：利用者／目的：図書館資料の再活用 ○ごみ情報誌「へらすぞう」の掲示 【五日市図書館】 ○資料の展示（4月・59タイトル、7月・50タイトル） 4月　対象：小学生～一般／テーマ：みどりの日 7月　対象：小学生～一般／テーマ：梅雨の日 雨の日 ○資料の収集 環境関連資料の受入　合計22冊 ○リユース本の提供（1,402冊） 対象：利用者／目的：図書館資料の再活用	A	A	○資料の収集や展示など、環境に対する市民の関心を高める活動を継続する。	図書館

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
人の活動	人―2　人材の育成	重点	①　次世代を担う子ども達の育成	ｉ）小中学校における環境教育の継続	人32	小中学校における環境教育の継続	○家庭や地域等と連携し、豊かな自然環境を活かす環境教育を継続している。	戦略	小中学校における環境教育の継続	○全小学校において小宮ふるさと自然体験学校を活用した教育活動を継続する。 ○環境月間（毎年６月）において各学校の実態に応じた取組を継続する。	○全小学校が、小宮ふるさと自然体験学校での自然体験学習を通して森林や環境について興味・関心を深める学習を実施した。 ○環境月間（毎年6月）において、各学校の実態に応じた取組を継続して実施した。 　例　エコキャップ運動、太陽光発電の設備を教材化、地域の水田や畑を活用した体験学習	A	A	○全小学校において小宮ふるさと自然体験学校を活用した教育活動を継続する。 ○環境月間（毎年6月）において各学校の実態に応じた取組を継続する。	指導室
								温暖化	地球温暖化に関する環境教育を継続します		本市では、互いに異なる環境を有する港区と交流事業を実施しており、本市と港区の小学生が、毎年互いの地方公共団体を訪問し、体験学習等を行っている。平成28年度では、港区の子ども達を本市に招き、小宮ふるさと自然体験学校において、「川あそびと夏野菜でカレー作り」を行い、本市の豊かな自然環境を体験してもらった。 　地球温暖化対策に直接関わる内容ではなかったが、子ども達の育成には有効な取組であった。	A			環境政策課
					人33	小中学校における食育の推進	○家庭と連携して食に関する指導の充実を図っている。	戦略	食育の推進	○各学校において体育科・保健体育科、家庭科、技術・家庭科等を中心に食に関する指導を計画的に実施する。	各校の食育リーダーを集め食育リーダー連絡会（年3回）を開催し、各学校の取組について情報交換を行わせるとともに、その情報を踏まえ、各学校において体育科・保健体育科、家庭科、技術・家庭科等を中心に食に関する指導を計画的に実施させた。	A	A	○各学校において体育科・保健体育科、家庭科、技術・家庭科等を中心に食に関する指導を計画的に実施する。	指導室
								温暖化	あきる野産の食材を活かした食に関する指導を推進します			A			
							○児童・生徒の食育に関する知識及び理解度の向上を図っている。	戦略	食育の推進	○食育リーダー連絡会を定期的に開催し、各学校の取組について情報交換することで、食に関する指導の充実を図る。 ○栄養教諭及び栄養職員が、児童・生徒の実態に即した食育の授業を実施し、行動の変容を促すための工夫を継続する。	○食育リーダー連絡会を3回開催した。 　各小中学の取組などについて同メンバーが情報交換を行い、食に関する指導の充実を図ることができた。 【食育リーダー連絡会】 　メンバー：　各小中学校長、副校長、食育リーダーの教職員、栄養教諭及び栄養職員 　目　的：小中学校における食育に関する情報交換、協議及び研修を通して、児童生徒及び教職員の心身の健康づくり及び健全育成の充実を図ることを目的としている。 　内　容：食育の課題等の解決に向け、講師を招くなどにより研修を実施している。また、教育委員会指導室からの情報等による課題を踏まえた情報交換、協議等を行っている。	A	A	○食育リーダー連絡会を定期的に開催し、各学校の取組について情報交換することで、食に関する指導の充実を図る。 ○栄養教諭及び栄養職員が、児童・生徒の実態に即した食育の授業を実施し、行動の変容を促すための工夫を継続する。	学校給食課
								温暖化	あきる野産の食材を活かした食に関する指導を推進します		○食に関する指導・授業の実施 　平成24年度から市内全小中学校で栄養教諭による食育授業を実施している。今後は学校が主体となって同授業を実施できるようなことも視野に入れ展開していく。 【目標・内容】 ・食事の重要性（食事の重要性や喜び、楽しさを理解する。） ・心身の健康（心身の成長や健康保持増進の上で、望ましい栄養や食事のとり方を理解し自ら管理していく能力を身につける。） ・食品選択能力（正しい知識や情報に基づき食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身につける。） ・感謝の心（食物を大切にするとともに、生産等に係わる人々へ感謝する心をもつ。） ・社会性（食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につける。） ・食文化（各地域の産物、食文化や食に係わる歴史等を理解し、尊敬するこころをもつ。）	A			
					人34	小中学校で活用できる教材の作成	○小中学校で活用できる生物多様性に関する教材が完成している。	戦略	小中学校で活用できる教材の作成	○掲載内容などの情報収集を行い、適切な時期を捉えて教材を作成する。	現在のところ、生物の生息・生育情報の収集などを行っている段階であり、教材の作成を行う段階には至っていない。 　ただし、子どもを含めた市民全体を対象としたチラシ（外来植物対策等）の作成は毎年度何等かの形で実施している。	A	A	○掲載内容などの情報収集を行い、適切な時期を捉えて教材を作成する。	環境政策課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
人の活動	人―2 人材の育成	重点	① 次世代を担う子ども達の育成	ii）様々な場面や場所における環境教育の継続・充実	人35	小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続	○小宮ふるさと自然体験学校における体験学習を継続している。	戦略 温暖化	小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続 小宮ふるさと自然体験学校で森の機能や魅力を伝えます	○小宮ふるさと自然体験学校における体験学習を継続する。	小宮ふるさと自然体験学校は、子供たちを中心に自然とのふれあいや環境学習の場を提供することにより、心豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化を図るための拠点施設とするため、平成24年9月1日に開校した。 本施設を拠点として、主に幼児や小学生を対象とした各種の自然体験事業等を実施している。 平成28年度においては、136回の自然体験事業を実施した。	A A	A	○小宮ふるさと自然体験学校における体験学習を継続する。	環境政策課
					人36	森の子コレンジャー活動の継続	○「森の子コレンジャー活動」を継続している。	戦略	森の子コレンジャー活動の継続	○「森の子コレンジャー活動」を継続する。	森の子コレンジャーは、「自然が好きで、自然のことをもっと知りたい、自然のために行動したい」という想いをもった、公募による市内の小学4年生から6年生までの20人で組織している。 平成28年度は、5月15日に始動式を行い、自然をより深く学ぶ活動として、子どもたちの研究心を要に、人と自然が共に暮らせることを目的とした活動を8回実施した。また、森の子コレンジャー有志やOBによる同窓会の活動を3回実施した。	A	A	○「森の子コレンジャー活動」を継続する。	環境政策課
					人37	菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりを通じた環境教育の継続	○菅生地区における産学公連携の森づくりを通じた環境教育を継続している。	戦略	菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりの継続	○菅生地区における産学公連携の森づくりを通じた環境教育（「菅生子どもの森広場」など）を継続する。	産学公連携による森づくりを通じた環境教育では、菅生の子どもの森広場活動として、身近な里山体験を通じて、自然の多様な面を感じるとともにその大切さを実感してもらう活動を5回実施（雨天のため1回中止）した。 また、親子で体験「椎茸のほだ木づくりと駒打ち体験」を1回実施した。	A	A	○菅生地区における産学公連携の森づくりを通じた環境教育（「菅生子どもの森広場」など）を継続する。	環境政策課
					人38	未就学児を対象とした環境教育の継続	○おさんぽ会など、未就学児を対象とした環境教育を継続している。	戦略	未就学児を対象とした環境教育の継続	○おさんぽ会など、未就学児を対象とした環境教育を継続する。	「あきる野市環境委員会」の下部組織である「森のようちえん部会」の活動として、「小さな子どものためのおさんぽ会」を実施し、未就学児における環境教育を継続している。 平成28年度におけるおさんぽ会の実施回数：10回（通常回：8回、臨時の特別企画：2回） 参加者数：229人（通常回：182人、臨時の特別企画：47人）	A	A	○おさんぽ会など、未就学児を対象とした環境教育を継続する。	環境政策課
					人39	幼稚園や保育園を対象とした環境教育の普及啓発	○未就学児を対象とした環境教育の普及啓発が図られている。 ○継続的に環境について学ぶ機会を設けている。	戦略	幼稚園や保育園を対象とした環境教育の普及啓発	○おさんぽ会の実施状況などを発信し、未就学児を対象とした環境教育の普及啓発を図る。	「小さな子どものためのおさんぽ会」のチラシを保育園内にある子育てひろばに設置した。また、実施状況を報告書として取りまとめ、市ホームページに掲載するとともに、ファイリングして、おさんぽ会参加者が閲覧できるようにした。 保育園を含む公共施設へグリーンカーテンの設置を呼びかけ、希望する場合に植物の種を提供した。 保育園：１件	A	A	○おさんぽ会の実施状況などを発信し、未就学児を対象とした環境教育の普及啓発を図る。	環境政策課
										○子ども達に、園外活動（散歩・遠足等）を通じて身近な自然に触れ合ったり、自然体験施設の利用などを通じて自然の大切さを学んでもらう。	市立保育園3園について、年間を通じ、 ・週1回以上の散歩 ・年4回の園外保育(遠足等）を実施し、身近な自然にふれ、自然の大切さを学ぶ機会を提供した。	A		○子ども達に、園外活動（散歩・遠足等）を通じて身近な自然に触れ合ったり、自然体験施設の利用などを通じて自然の大切さを学んでもらう。	保育課
					人40	小峰ビジターセンターや河川管理者などと連携した環境学習の推進	○小峰ビジターセンターなどと連携した環境教育が実施されている。	戦略	小峰ビジターセンターや河川管理者などと連携した環境学習の推進	○各種環境教育を実施する場所として、小峰公園や河川などを検討し、環境学習を実施する。	小峰公園を所管する小峰ビジターセンターと連携し、小峰公園の自然環境等を活かした「小さな子どものためのおさんぽ会（特別企画）」を実施した。初回に当たる夏季の回が好評であったため、冬季にも実施した。 小さな子どものためのおさんぽ会（特別企画）参加者数：47人　回数：2回	A	A	○各種環境教育を実施する場所として、小峰公園や河川などを検討し、環境学習を実施する。	環境政策課
		一般	② 後継者等の育成	i）担い手の育成や活用	人41	担い手（ボランティアなど）を育成・活用する仕組みの充実	○森林サポートレンジャーなどのボランティア組織が活動している。	戦略 温暖化	担い手（ボランティアなど）を育成・活用する仕組みの充実 森林サポートレンジャー制度を充実します	○森林サポートレンジャーなどのボランティア組織の運営を通じ、担い手の育成を継続する。	町内会・自治会との協働により、郷土の恵みの森づくりを推進するため、市内外の森づくりに関心のあるボランティアで組織する「森林サポートレンジャーあきる野」が、町内会・自治会が行う昔道や尾根道の補修、景観整備に支援を行った。この「森林サポートレンジャーあきる野」は、市職員のほかに森づくりに関心のある市内外の個人・企業・団体で構成（平成28年3月末現在108人）されており、8回の活動に61人が参加した。	A A	A	○森林サポートレンジャーなどのボランティア組織の運営を通じ、担い手の育成を継続する。	環境政策課
				ii）後継者の育成	人42	農業後継者の育成支援	○新規就農者（後継者、定年等による就農者を含む）の支援を継続している。	戦略	農業後継者の育成支援	○年間1人以上の新規就農者を確保する。	新規就農希望者2名を市内認定農業者の作業を手伝い、研修を実施した。	A	A	○年間1人以上の新規就農者を確保する。	農林課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
人の活動	人―2 人材の育成	一般	②後継者等の育成	ⅱ）後継者の育成	人43	有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援	○「あきる野の農と生態系を守り隊」事業を継続している。	戦略	有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援	○「あきる野の農と生態系を守り隊」事業を継続する。	「あきる野の農と生態系を守り隊」の45人に対し、事業を継続して実施した。 ・技能講習・・・5人 ・免許更新・・・8人 ・ハンター保険・・・24人 ・初心者講習・・・2人 ・教習射撃・・・1人 ・狩猟免許取得補助・・・2人	A	A	○「あきる野の農と生態系を守り隊」事業を継続する。	農林課
		一般	③普及啓発の実施（イベントなど）	―	人44	リユースなどの普及啓発イベント（リサイクルフェアなど）を実施する	○リユースの推奨を継続している。	温暖化	リユースなどの普及啓発イベント（リサイクルフェアなど）を実施します	○各種イベントで、リユース食器等の使用推奨を継続する。	あきる野市リサイクルフェアの実施（フリーマーケット、リサイクル品（家具等）再利用コーナーなどを実施） ※飲食店の出店がないため、リユース食器の使用なし	A	A	○各種イベントで、リユース食器等の使用推奨を継続する。	生活環境課
				―	人45	【再】エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）	○エコドライブの普及を推進し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化 温暖化	エコドライブの普及を推進します（イベントの実施など） エコドライブにより、エコドライバーになりましょう	○エコドライブマグネットステッカーの配布など、エコドライブの普及を推進する。	エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を継続し、エコドライブの普及を推進した。また、夏季の省エネ対策の一つとして、エコドライブの奨励を含めたチラシを作成し、町内会・自治会を通じて回覧を行った。 エコドライブマグネットステッカー配布枚数：14枚（累計：464枚） 回覧対象件数：約21,000世帯	A A	A	○エコドライブマグネットステッカーの配布など、エコドライブの普及を推進する。	環境政策課
				―	人46	参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなども含む）	○参加型イベントを実施している。	戦略	参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなども含む。）	○参加型イベントを検討・実施する。	参加型イベントとしては、「あきる野市自然環境調査部会動物班」の主催により、河川の生物調査を行う「ガサガサ調査」と、「あきる野市環境委員会」の下部組織である「森のようちえん部会」の主催により、未就学児の自然体験活動を行う「小さな子どものためのおさんぽ会」、本市と港区の主催により、小学生を対象とした港区との交流事業「あきる野市・港区環境交流事業」を実施した。 さらに、一堂に会するイベント型の事業ではないが、夏季の省エネに効果が見込めるグリーンカーテンの取組の普及拡大に向け、グリーンカーテンコンテストとグリーンカーテン写真募集を実施した。 ガサガサ調査参加者数：35人 小さな子どものためのおさんぽ会：参加者数182人 あきる野市・港区環境交流事業参加者数：21人（うち、あきる野市の児童10人） グリーンカーテンコンテスト参加者数：個人9人、団体3組 グリーンカーテン写真募集：参加件数：3件	A	A	○参加型イベントを検討・実施する。	環境政策課
											市民参加型のイベントを実施した。 ■あきる野市一斉清掃 町内会・自治会、漁協（五日市地区）、PTA等の協力により、市内各地の道路や河川等の清掃 ○実施日　平成28年5月29日 参加人員 16,232人 ○実施日　平成28年11月27日 参加人員 14,589人 ■ダンボスト講習会 開催日　平成28年5月14日・11月12日 会場　　都立秋留台公園 参加人員　36人（2回）	A			生活環境課
				―	人47	生物多様性を体験できるイベントの実施	○生物多様性を体験できるイベントを実施している。	戦略	生物多様性を体験できるイベントの実施	○生物多様性を体験できるイベントを実施する。	「あきる野市自然環境調査部会動物班」の主催により、河川の生物調査を行う「ガサガサ調査」を実施した。この調査を通じ、本市の河川には様々な生物が生息していること、外来種が入り込んでいること等の普及啓発を図ることができた。 また、あきる野市産業祭に、「あきる野市環境委員会」との連携のもと、環境展を出展し、はく製（タヌキ、アライグマ、ハクビシン）を直接見比べられるようにすることや、展示方法を工夫することで、在来種と外来種の違い等を学んでもらった。 ガサガサ調査参加者数：35人	A	A	○生物多様性を体験できるイベントを実施する。	環境政策課
				―	人48	小峰ビジターセンターや河川管理者などとの連携によるイベントの実施	○小峰ビジターセンターなどと連携したイベントが実施されている。	戦略	小峰ビジターセンターや河川管理者などとの連携によるイベントの実施	○各種イベントを実施する場所として、小峰公園や河川などを検討し、イベントを実施する。	小峰公園を所管する小峰ビジターセンターと連携し、小峰公園の自然環境等を活かした「小さな子どものためのおさんぽ会（特別企画）」を実施した。初回に当たる夏季の回が好評であったため、冬季にも実施した。 小さな子どものためのおさんぽ会（特別企画）参加者数：47人　回数：2回	A	A	○各種イベントを実施する場所として、小峰公園や河川などを検討し、イベントを実施する。	環境政策課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
人の活動	人―2　人材の育成	一般	③　普及啓発の実施（イベントなど）	一	人49	食育の推進	○学校給食への地場産農産物供給を継続している。	戦略	食育の推進	○学校給食課に地場産農産物供給を継続する。	秋川ファーマーズセンターと協力して学校給食に地場産農産物を継続して供給した。（人参、たまねぎ、長ネギ、なす、かぼちゃ、さつまいも、白菜、大根、こぼう、のらぼう菜、とうもろこし等）	A	A	○学校給食課に地場産農産物供給を継続する。	農林課
								温暖化	あきる野産の食材を活かした食に関する指導を推進します			A			
							○家庭と連携して食に関する指導の充実を図っている。	戦略	食育の推進	○食育リーダー連絡会を定期的に開催し、各学校の取組について情報交換することで、食に関する指導の充実を図る。 ○給食試食会や夏休み料理教室など食育推進の啓発活動、地場産食材の有効活用を継続する。	○食育リーダー連絡会を３回開催した。 各小中学の取組などについて同メンバーが情報交換を行い、食に関する指導の充実を図ることができた。 【食育リーダー連絡会】 メンバー：各小中学校長、副校長、食育リーダーの教職員、栄養教諭及び栄養職員 目　的：小中学校における食育に関する情報交換、協議及び研修を通して、児童生徒及び教職員の心身の健康づくり及び健全育成の充実を図ることを目的としている。 内　容：食育の課題等の解決に向け、講師を招くなどにより研修を実施している。また、教育委員会指導室からの情報等による課題を踏まえた情報交換、協議等を行っている。 ○給食試食会を11校で実施した。（東秋留小、多西小、西秋留小、屋城小、南秋留小、草花小、一の谷小、前田小、増戸小、五日市小及び秋多中） 主催者：各小中学校PTA 内　容：学校給食の目的から給食が出来るまでの体制・工程、アレルギー・放射性物質対応、郷土・世界の料理、食育による朝食の大切さ、地場産食材の利用による地産地消への理解などの説明を行うとともに、その日の実際の給食を試食している。 ○夏休み料理教室を秋川第一学校給食センター調理場で開催した。 対象者：小学校4～6年生の児童、中学生1～3年生の生徒及び保護者 目　的：食事づくりを体験しその楽しさ、食べ物への興味関心を持たせ、また、地場産の旬の食材を使用し、地産地消への理解を深めるなどを目的とした。 ○地場産食材の活用による学校給食への提供 農林課、JA、ファーマーズセンター等と連携し、地場産農産物の供給を図るとともに、地場産食材による学校給食への有効活用（地産地消）を継続実施した。 ・秋川地区：82回／7048kg ・五日市地区：107回／3675kg	A		○食育リーダー連絡会を定期的に開催し、各学校の取組について情報交換することで、食に関する指導の充実を図る。 ○給食試食会や夏休み料理教室など食育推進の啓発活動、地場産食材の有効活用を継続する。	学校給食課
								温暖化	あきる野産の食材を活かした食に関する指導を推進します			A			
	人―3　協働体制の構築	重点	①　協働体制の整備	i）各種委員会等の運営	人50	環境委員会の運営	○環境委員会の運営を継続している。	戦略	環境委員会の運営	○環境委員会を運営する。	市民、事業者、市の協働組織である「あきる野市環境委員会」の運営を継続した。 活動回数：13回（会議回6回、活動7回）	A	A	○環境委員会を運営する。	環境政策課
					人51	あきる野市生きもの会議の運営	○「あきる野市生きもの会議」の運営を継続している。	戦略	市民・事業者・市などによる組織の設置	○「あきる野市生きもの会議」を運営し、下部組織である部会設置の必要性について検討する。	識見を有する者、市民、事業者、各種団体の代表、地方公共団体職員により組織する「あきる野市生きもの会議」の運営を継続した。下部組織については、現在のところ、「あきる野市自然環境調査部会」が位置付けられているが、新たな部会の設置については、緊急性がないことから、検討には至らなかった。 活動回数：4回	B	B	○「あきる野市生きもの会議」を運営し、下部組織である部会設置の必要性について検討する。	環境政策課
					人52	あきる野市地球温暖化対策地域協議会の運営	○「あきる野市地球温暖化対策地域協議会」を運営している。	温暖化	家庭（市民）、事業所（事業者）、市（行政）による地球温暖化対策の検討などを行う組織を設置します	○国や東京都の地球温暖化対策の動向を考慮しながら、「あきる野市地球温暖化対策地域協議会」を設置し、運営する。	現在のところ、地球温暖化対策に特化した組織を設置する緊急性がないことから、組織の設置には至っていない。ただし、「あきる野市環境委員会」の活動を通じて、地球温暖化対策に関わる取組（グリーンカーテンコンテスト、『「知る」活動』における学習会）に取り組んだ。	B	B	○国や東京都の地球温暖化対策の動向を考慮しながら、「あきる野市地球温暖化対策地域協議会」を設置し、運営する。	環境政策課
					人53	秋川流域ジオパーク推進会議の運営	○秋川流域ジオパーク推進会議の運営を継続している。	戦略	秋川流域ジオパーク推進会議の運営	○秋川流域ジオパーク推進会議を運営する。	あきる野市、日の出町、檜原村の3自治体が連携し、秋川流域ジオパーク推進会議を設置し、継続して事業の推進を図った。 具体的には2つの部会を立上げ、一般向けツアーや勉強会、モニターツアー等を実施した。 ・市民向けジオツアー　5回開催（9月、10月、11月、12月）　参加者合計68名 ・あきりゅうジオの会会員および市民向け学習会、ワークショップ等8回開催 ・国立公園とジオパーク連携事業（環境省委託事業）モニターツアー　参加者18名 ・江戸伝来！五日市の木・炭文化体験モニターツアー（地域資源発掘型実証プログラム事業）　参加者25名	A	A	○秋川流域ジオパーク推進会議を運営する。	観光まちづくり活動課
				ii）活動団体への支援	人54	生物多様性保全等の活動を支援する仕組みの検討	○「郷土の恵みの森づくり事業交付金」の交付など、生物多様性の維持・向上につながる支援措置を継続している。	戦略	生物多様性の活動を支援する仕組みの検討	○「郷土の恵みの森づくり事業交付金」の交付など、生物多様性の維持・向上につながる支援措置を継続する。	郷土の恵みの森づくり事業交付金については、昔道・尾根道補修等事業の10事業、景観整備維持管理事業の14事業に交付金を交付した。また、ホタルの里づくりの会への補助金を4団体、ホタルの保全活動として1団体へ委託をするなど支援を行った。また、森の健全性を調査することを目的に、源流部の水質調査を委託して行った。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業交付金」の交付など、生物多様性の維持・向上につながる支援措置を継続する。	環境政策課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
人の活動	人―3　協働体制の構築	一般	②　協働の機会の創出	―	人55	森林サポートレンジャーの継続	○森林サポートレンジャーの活動を継続している。	戦略	森林サポートレンジャーあきる野の継続	○森林サポートレンジャーの活動を継続するとともに、登録人数の増加に取り組む。	町内会・自治会との協働により、郷土の恵みの森づくりを推進するため、市内外の森づくりに関心のあるボランティアで組織する「森林サポートレンジャーあきる野」が、町内会・自治会が行う昔道や尾根道の補修、景観整備に支援を行った。この「森林サポートレンジャーあきる野」は、市職員のほかに森づくりに関心のある市内外の個人・企業・団体で構成（平成28年3月末現在108人）されており、8回の活動に61人が参加した。また、ホームページにおいて随時新規加入者の募集を行っている。	A	A	○森林サポートレンジャーの活動を継続するとともに、登録人数の増加に取り組む。	環境政策課
								温暖化	森林サポートレンジャー制度を充実します			A			
				―	人56	森づくりにおける町内会・自治会などの連携	○地域との協働による昔道及び尾根道の補修などの「地域との協働による森づくり事業」を継続している。	戦略	森づくりにおける町内会・自治会などの連携	○「地域との協働による森づくり事業」を継続する。	地域との協働による森づくりは、平成28年度において新たに1事業が増え、16の町内会・自治会等により昔道・尾根道の整備が10事業、景観整備維持管理事業が14事業行われている。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は、ハイキング等で等で訪れる観光客の目を楽しませている。	A	A	○「地域との協働による森づくり事業」を継続する。	環境政策課
								温暖化	地域が主体となる郷土の恵みの森づくり事業を支援します			A			
								温暖化	地域とともに郷土の恵みの森づくり事業を推進します			A			
								温暖化	観光振興にもつながる緑を活かした景観づくりを進めます			A			
								温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう			A			
				―	人57	市民参加の森づくり事業の推進（ボランティアの育成や活用の仕組みづくり）	○森林サポートレンジャーの活動の場である「郷土の恵みの森づくり事業」を継続している。	戦略	市民参加の森づくり事業の推進（ボランティアの育成・活用の仕組みづくり）	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	町内会・自治会との協働による森づくり事業を推進するため、市内外の森づくりに関心のあるボランティアで組織する「森林サポートレンジャーあきる野」が、町内会・自治会が行う昔道や尾根道の補修、景観整備維持管理事業に支援を行った。この「森林サポートレンジャーあきる野」は、市職員のほかに森づくりに関心のある市内外の個人・企業・団体で構成（平成28年3月末現在108人）されており、8回の活動に61人が参加した。また、ホームページにおいて随時新規加入者の募集を行っている。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	環境政策課
								温暖化	森林サポートレンジャー制度を充実します			A			
							○東京都による森づくりを支援する「森づくり支援倶楽部」をＰＲするなど、市民参加の森づくり事業を継続している（ボランティアの育成や活用の仕組みづくり）。	戦略	市民参加の森づくり事業の推進（ボランティアの育成・活用の仕組みづくり）	○「森づくり支援倶楽部」のＰＲ、イベント等により、市民参加の森づくり事業を推進する。	「森づくり支援倶楽部」の会報誌配付やとうきょう林業サポート隊のポスター掲出等、市民参加の森づくり事業を推進した。	A		○「森づくり支援倶楽部」のＰＲ、イベント等により、市民参加の森づくり事業を推進する。	農林課

第二次環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：地球温暖化対策地域推進計画		平成28年度				平成29年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
人の活動	人―3 協働体制の構築	一般	② 協働の機会の創出	―	人58	菅生地区をモデルとした「産学公連携による森づくり事業」の推進	○菅生地区における「産学公連携による森づくり事業」が継続され、様々な主体が協働している。	戦略	菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりの推進	○多様な主体の連携のもと、菅生地区における「産学公連携による森づくり事業」を継続する。	産学公が連携して菅生地区をモデルとした森づくりを進めている。この取組を具体的に進めるため、NECフィールディング㈱、明星大学、菅生町内会、あきる野青年会議所、西多摩マウンテンバイク友の会、NPO法人ふるさとの森づくりセンター、あきる野市の7者で組織するあきる野菅生の森づくり協議会において、大沢地区では豊かな里山へ再生することを最終目的として、ワークショップ方式で多様な生物が生息する里地里山の再生と保全に向けた森づくり、上地区においては、オオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。また、菅生地区の気候風土に合う農産物の特産化にも取り組んでおり、地域の活性化を図っている。	A	A	○多様な主体の連携のもと、菅生地区における「産学公連携による森づくり事業」を継続する。	環境政策課
				―	人59	遊休農地の活用方法の検討・推進（市民、学校農園）	○生産コスト削減・効率化のために、農地集積の推進を継続している。	戦略	遊休農地の活用方法の検討・推進（市民、学校農園）	○農地集積を推進する。	遊休農地を認定農業者となった法人に利用集積し、体験農園を開設した。	A	A	○農地集積を推進する。	農林課
				―	人60	ふるさと農援隊の継続	○「ふるさと農援隊」を継続している。	戦略	ふるさと農援隊の継続	○農業を通じて体を動かし、生きがいを感じられる場を提供することにより、市民の健康増進と介護予防を推進する。	○農業を通じて体を動かし、生きがいを感じられる場を提供することにより、市民の健康増進と介護予防を推進するため、農地の貸与等を行った。また、ふるさと農援隊会員向けに、介護予防講座を実施した。 ・平成29年3月31日現在　農地貸与数 　渕上農地　40区画 　五日市農地　14区画 　引田農地　8区画 　合計　62区画 　なお、引田農地は、平成29年3月15日から新たに貸与した。 ・介護予防講座（ロコモチャレンジ～運動機能と健康寿命の関係～）平成28年12月19日実施（20人参加）	S	S	○農業を通じて体を動かし、生きがいを感じられる場を提供することにより、市民の健康増進と介護予防を推進する。	高齢者支援課
				―	人61	あきる野の農と生態系を守り隊の継続	○「あきる野の農と生態系を守り隊」事業を継続している。	戦略	農と生態系を守り隊の継続	○「あきる野の農と生態系を守り隊」事業を継続する。	「あきる野の農と生態系を守り隊」45人にて、野生鳥獣からの農産物被害を守るため、箱わなや電気柵による対策を行った。	A	A	○「あきる野の農と生態系を守り隊」事業を継続する。	農林課
				―	人62	流域の一体的な保全（平井川流域連絡会への参画など河川管理者との連携による河川管理）	○平井川流域連絡会への参画などを継続している。	戦略	流域の一体的な保全（平井川流域連絡会への参画などの河川管理者との連携による河川管理）	○平井川流域連絡会への参画などを継続する。	平井川流域連絡会への参画を継続した（参画回数（会議回数）：4回）。	A	A	○平井川流域連絡会への参画などを継続する。	環境政策課
				―	人63	アダプト制度の運用	○アダプト制度の継続・周知に向け、広報掲載等を継続している。	戦略	アダプト制度の運用	○アダプト制度に関する広報掲載等を継続する。	アダプト制度に関する広報掲載を実施した。（広報掲載回数：１回、登録団体：８団体）	A	A	○アダプト制度に関する広報掲載等を継続する。	管理課
				―	人64	打ち水や散水を奨励する仕組みづくり	○打ち水や散水を奨励する仕組みづくりを検討している。	温暖化	打ち水や散水を奨励する仕組みづくりを行います	○打ち水や散水を奨励する仕組みづくりについて検討する。	打ち水や散水を奨励する仕組みづくりの検討には至らなかったが、エネルギー使用量が増加する夏季に、市民を対象に、町内会・自治会の回覧を通じて、グリーンカーテンコンテストの参加募集と合わせて、節電や打ち水の実施について、呼びかけを行った。 　回覧に記載した取組：エアコンの設定温度の調整、扇風機の活用、不要な照明の消灯、すだれ等の活用、クールシェア、エコドライブの実践、打ち水の実施 　回覧対象件数：約21,000世帯	B	B	○打ち水や散水を奨励する仕組みづくりについて検討する。	環境政策課
				―	人65	クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくり	○クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくりを検討している。	温暖化	クールシェアやウォームシェアを奨励する仕組みづくりを行います	○クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくりについて検討する。	クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくりの検討には至らなかったが、エネルギー使用量が増加する夏季に、市民を対象に、町内会・自治会の回覧を通じて、グリーンカーテンコンテストの参加募集と合わせて、節電の実施やクールシェアについて、呼びかけを行った。 　回覧に記載した取組：エアコンの設定温度の調整、扇風機の活用、不要な照明の消灯、すだれ等の活用、クールシェア、エコドライブの実践、打ち水の実施 　回覧対象件数：約21,000世帯	B	B	○クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくりについて検討する。	環境政策課
				―	人66	ライトダウンキャンペーンへの参加呼びかけ	○ライトダウンキャンペーンについて、参加の呼びかけを行っている。	温暖化	ライトダウンキャンペーンに参加します	○ライトダウンキャンペーンへの参加の呼びかけを行う。	国、東京都からの依頼に基づき、市有施設においてライトダウンキャンペーンに取り組み、施設利用者や市職員に、自発的なライトダウンを呼びかけた。 　ライトダウン実施施設数：5施設（本庁舎、秋川体育館、五日市ファインプラザ、市民プール、中央図書館） 　ライトダウン実施日：6/21～7/7（施設により、実施日は様々である。） 　ライトダウンによる二酸化炭素削減効果：5.8kg－CO2	A	A	○ライトダウンキャンペーンへの参加の呼びかけを行う。	環境政策課
								温暖化	ライトダウンキャンペーンの情報提供をするとともに、参加を呼びかけます			A			

2 「関連指標」の評価一覧

【評価基準】
A：目標値を達成している
B：現在の取り組みを継続、拡大すれば目標値を達成できる
C：現在のままでは目標値の達成が困難と考えられるため、改善措置を講じる必要がある
Z：今年度は評価ができない

分野	NO	指標	目標	現状値（H26年度）	H27年度	記入欄 H28年度		所管課
					実績	実績	評価	
自然環境	1	郷土の恵みの森づくり事業（昔道・尾根道整備、景観整備）の参加団体	延べ20団体	延べ17団体	延べ17団体 ・昔道・尾根道整備：7町内会・自治会等 ・景観整備：10自治会等	延べ17団体 ・昔道・尾根道整備：7町内会・自治会等 ・景観整備：11自治会等	B	環境政策課 （環境の森推進係）
	2	生物多様性という言葉の認知度（内容も分かる）	70%	30.2%		把握していない。	Z	環境政策課 （環境政策係）
	3	外来種という言葉の認知度（内容も分かる）	80%	67.6%		把握していない。	Z	環境政策課 （環境政策係）
	4	地産地消の実施率（常時取り組んでいる）	50%	39.8%		把握していない。	Z	環境政策課 （環境政策係）
生活環境	1	環境基準の達成率（大気、水質など）	98%	97.5%	97.5%	97.5%	B	生活環境課 （生活環境係）
	2	市民一人一日当たりのごみ排出量	574g	799.6g	798.0ｇ	790.4ｇ	C	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
	3	リサイクル率	約35%	29.4%	31.3%	32.4%	B	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
	4	生活排水処理率	95%	94%	94%	94%	B	管理課 （下水道係）
	5	下水道接続率	97%	96%	97%	97%	A	管理課 （下水道係）
	6	一斉清掃の実施回数（年）	2回	2回	2回	2回	A	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
	7	一斉清掃の参加率（延べ参加者数／本市の人口） ※人口は当該年度の4月1日現在のものを使用	40%	38.1%	38.4%	37.8%	B	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
エネルギー環境	1	あきる野市全体の二酸化炭素排出量	312千t-CO2	330千t-CO2 （平成24年度）	329千t-CO2 （平成25年度）	310千t-CO2 （平成26年度）	A	環境政策課 （環境政策係）
	2	あきる野市役所の二酸化炭素排出量	4,480t-CO2	3,702t-CO2	3,663t-CO2	4,074t-CO2 （平成28年度）	A	環境政策課 （環境政策係）
	3	グリーンカーテンの実施率（いつも実施と時々実施の合計）	50%	40%		把握していない。	Z	環境政策課 （環境政策係）
人の活動	1	森林サポートレンジャーの登録人数	120人	106人	101人	108人	B	環境政策課 （環境の森推進係）
	2	小宮ふるさと自然体験学校等の環境教育・体験学習施設の利用者数	9,000人	5,375人	6,452人	5,398人	B	環境政策課 （環境の森推進係）

3　環境調査結果

＜平成28年度　秋川・平井川河川水質調査結果＞　　採取日　平成28年5月13日

種別	検査項目	気温	水温	外観	臭気	透視度	水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素（DO）	大腸菌群数 MPN/100ml	全窒素	全りん	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	陰イオン界面活性剤（MBAS）	アンモニア性窒素
	測定地点	環境基準					AA6.5-8.5 A 6.5-8.5 河川基準値	AA1mg/l以下 A 2mg/l以下 河川基準値	一般的に3mg/以下	AA25mg/l以下 A 25mg/l以下 河川基準値	AA・A7.5mg/l以上 河川基準値	AA 50以下 A 1000以下 河川基準値	基準なし	基準なし	0.003mg/l以下	検出されないこと	0.01mg/l以下	0.05mg/l以下	0.01mg/l以下	0.0005mg/l以下	検出されないこと	検出されないこと	0.2mg/l以下(水道水質基準)	一般的に0.1mg/l以下
秋川	西青木平橋	22.2℃	18.0℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	7.4	<0.5	1.0	<1	9.2	790	0.92	0.015	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	<0.01
	落合橋	18.5℃	18.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.6	<0.5	-	<1	9.1	-	0.94	0.015	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<0.01
	沢戸橋	20.5℃	20.2℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	7.9	<0.5	-	<1	9.4	-	0.89	0.017	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02
	秋川橋	25.0℃	22.8℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	8.1	<0.5	1.2	<1	9.3	790	1.00	0.019	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	<0.01
	清水荘前	18.5℃	21.6℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	8.5	<0.5	-	<1	9.8	-	0.97	0.019	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03
	引田堰	24.0℃	21.8℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	8.5	<0.5	1.3	<1	8.9	1100	0.89	0.017	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.04
	秋留橋	23.0℃	21.2℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	8.6	<0.5	-	<1	11.3	-	0.85	0.019	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.04
	東秋川橋	24.0℃	21.6℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	8.8	<0.5	1.6	<1	11.6	2200	0.92	0.015	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.03
平井川	観音橋	23.0℃	18.8℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	7.9	<0.5	2.0	<1	11.6	2200	0.90	0.021	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.02
	小宮久保橋	20.0℃	19.0℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	8.2	0.5	-	<1	11.9	-	0.93	0.019	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.04
	新開橋	19.0℃	18.8℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	7.8	0.8	-	1	10.5	-	1.40	0.022	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.01
	多西橋	20.0℃	20.2℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	8.6	0.5	1.7	<1	11.3	2800	1.50	0.021	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.04
養沢川	高橋上流	19.0℃	16.2℃	無色	無臭	50cm以上	7.7	0.6	1.1	<1	9.5	330	0.85	0.017	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
	五日市解体下	18.0℃	16.4℃	無色	無臭	50cm以上	7.6	0.7	1.2	<1	9.6	330	1.20	0.017	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
	旧小宮小前	23.0℃	18.8℃	無色	無臭	50cm以上	7.5	0.5	-	<1	9.5	-	1.10	0.019	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03
秋川支流	天王沢　秋川合流点前	22.5℃	17.6℃	無色	無臭	50cm以上	7.6	0.5	-	<1	9.3	-	1.50	0.040	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<0.01
	三内川　秋川合流点前	21.0℃	18.0℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	7.9	0.5	-	<1	9.3	-	1.60	0.560	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03
	舞知川　秋川合流点前	19.0℃	21.5℃	無色	無臭	50cm以上	8.6	<0.5	-	<1	10.0	-	6.70	0.028	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.04
平井川支流	鯉川　鯉川橋	19.0℃	18.0℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	7.5	0.6	-	<1	8.6	-	2.50	0.040	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.04
	氷沢川　ヒル橋	21.0℃	18.5℃	淡：灰黄色	弱：川藻臭	50cm以上	7.8	0.6	-	1	10.7	-	0.96	0.017	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02
定量下限値		0.1℃	0.1℃	-	-	0.5cm	-	0.5mg/l	0.5mg/l	1.0mg/l	0.5mg/l	10MPN/100ml	0.05mg/l	0.003mg/l	0.0003mg/l	0.01mg/l	0.002mg/l	0.02mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.02mg/l	0.01mg/l

（水域類型）　秋川：AA類型　　平井川・養沢川：A類型　　※下線は環境基準超過

＜平成28年度　秋川・平井川河川水質調査結果＞

採取日　平成28年8月8日

種別	検査項目	気温	水温	外観	臭気	透視度	水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素（DO）	大腸菌群数 MPN/100ml	全窒素	全りん	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	陰イオン界面活性剤（MBAS）	アンモニア性窒素
	測定地点	環境基準					AA6.5-8.5 A 6.5-8.5 河川基準値	AA1mg/l以下 A 2mg/l以下 河川基準値	一般的に3mg/l以下	AA25mg/l以下 A 25mg/l以下 河川基準値	AA・A7.5mg/l以上 河川基準値	AA 50以下 A 1000以下 河川基準値	基準なし	基準なし	0.003mg/l以下	検出されないこと	0.01mg/l以下	0.05mg/l以下	0.01mg/l以下	0.0005mg/l以下	検出されないこと	検出されないこと	0.2mg/l以下(水道水質基準)	一般的に0.1mg/l以下
秋川	西青木平橋	27.6℃	22.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.8	<0.5	1.5	<1	8.6	1100	0.94	0.009	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.09
	落合橋	29.8℃	23.8℃	無色	無臭	50cm以上	7.8	<0.5	-	<1	8.7	-	0.81	0.016	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02
	沢戸橋	31.0℃	24.0℃	無色	無臭	50cm以上	8.0	<0.5	-	<1	8.9	-	0.81	0.026	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.06
	秋川橋	32.4℃	26.3℃	無色	無臭	50cm以上	8.5	<0.5	1.3	<1	9.0	1400	0.80	0.024	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.05
	清水荘前	30.2℃	25.4℃	無色	無臭	50cm以上	8.5	<0.5	-	<1	9.2	-	0.76	0.014	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.01
	引田堰	30.4℃	25.4℃	無色	無臭	50cm以上	8.2	<0.5	1.3	<1	9.0	2200	0.99	0.015	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.04
	秋留橋	29.8℃	25.2℃	無色	無臭	50cm以上	7.8	<0.5	-	<1	8.5	-	0.81	0.015	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02
	東秋川橋	32.0℃	25.8℃	無色	無臭	50cm以上	7.8	<0.5	1.3	<1	8.5	3300	0.88	0.017	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.03
平井川	観音橋	28.4℃	23.6℃	無色	無臭	50cm以上	8.2	<0.5	1.5	1	10.0	4900	1.10	0.011	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.03
	小宮久保橋	28.2℃	24.5℃	無色	無臭	50cm以上	8.0	<0.5	-	<1	9.5	-	1.10	0.020	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03
	新開橋	28.5℃	24.6℃	淡：黄緑色	弱：川藻臭	50cm以上	7.7	<0.5	-	<1	8.6	-	1.50	0.022	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02
	多西橋	28.2℃	25.0℃	淡：黄緑色	弱：川藻臭	50cm以上	8.1	<0.5	1.5	<1	9.4	4900	1.60	0.018	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.04
養沢川	高橋上流	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	五日市解体下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧小宮小前	30.4℃	23.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.5	<0.5	-	<1	9.0	-	0.97	0.025	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.06
秋川支流	天王沢　秋川合流点前	29.2℃	23.6℃	無色	無臭	50cm以上	7.7	<0.5	-	<1	8.3	-	1.60	0.026	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.01
	三内川　秋川合流点前	28.6℃	24.0℃	淡：灰緑色	弱：川藻臭	50cm以上	8.1	<0.5	-	<1	8.3	-	1.40	0.038	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03
	舞知川　秋川合流点前	29.8℃	22.5℃	淡：灰緑色	弱：川藻臭	50cm以上	8.1	0.5	-	2	9.7	-	6.80	0.032	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.06
平井川支流	鯉川　鯉川橋	30.0℃	24.9℃	淡：灰茶色	弱：土臭	50cm以上	7.8	<0.5	-	1	8.1	-	1.90	0.040	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03
	氷沢川　ヒル橋	27.6℃	25.2℃	淡：黄緑色	弱：川藻臭	50cm以上	8.0	0.9	-	1	10.3	-	1.20	0.025	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.01
定量下限値		0.1℃	0.1℃	-	-	0.5cm	-	0.5mg/l	0.5mg/l	1.0mg/l	0.5mg/l	10MPN/100ml	0.05mg/l	0.003mg/l	0.0003mg/l	0.01mg/l	0.002mg/l	0.02mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.02mg/l	0.01mg/l

（水域類型）　秋川：AA類型　　平井川・養沢川：A類型　　※下線は環境基準超過

＜平成28年度　秋川・平井川河川水質調査結果＞

採取日　平成28年10月27日

種別	検査項目	気温	水温	外観	臭気	透視度	水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素（DO）	大腸菌群数 MPN/100ml	全窒素	全りん	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	陰イオン界面活性剤（MBAS）	アンモニア性窒素
	測定地点	環境基準					AA6.5-8.5 A 6.5-8.5 河川基準値	AA1mg/l以下 A 2mg/l以下 河川基準値	一般的に3mg/l以下	AA25mg/l以下 A 25mg/l以下 河川基準値	AA・A7.5mg/l以上 河川基準値	AA 50以下 A 1000以下 河川基準値	基準なし	基準なし	0.003mg/l以下	検出されないこと	0.01mg/l以下	0.05mg/l以下	0.01mg/l以下	0.0005mg/l以下	検出されないこと	検出されないこと	0.2mg/l以下(水道水質基準)	一般的に0.1mg/l以下
秋川	西青木平橋	18.0℃	14.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.4	<0.5	1.0	<1	9.9	790	1.20	0.026	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
	落合橋	19.0℃	15.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.5	<0.5	-	<1	10.6	-	1.20	0.030	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02	0.02
	沢戸橋	19.5℃	16.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.7	<0.5	-	<1	10.2	-	0.87	0.028	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<0.01
	秋川橋	23.0℃	17.5℃	無色	無臭	50cm以上	8.0	<0.5	0.7	1	10.9	1400	1.10	0.031	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.02
	清水荘前	23.0℃	17.5℃	無色	無臭	50cm以上	8.1	<0.5	-	<1	11.4	-	1.00	0.026	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.04
	引田堰	22.5℃	17.0℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	7.7	<0.5	1.1	1	8.2	1400	0.99	0.031	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.02
	秋留橋	22.0℃	18.0℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	7.6	<0.5	-	1	10.9	-	1.00	0.024	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02
	東秋川橋	19.0℃	17.5℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	7.0	<0.5	0.9	1	9.6	2800	1.10	0.019	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	<0.01
平井川	観音橋	20.5℃	18.0℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	8.1	<0.5	1.0	1	11.8	2800	2.10	0.026	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.02
	小宮久保橋	20.0℃	18.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.7	0.6	-	<1	10.4	-	1.80	0.047	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02
	新開橋	19.0℃	18.0℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	7.1	0.5	-	<1	9.7	-	1.70	0.037	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.04
	多西橋	18.5℃	18.0℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	7.5	0.5	1.0	<1	10.2	3300	2.80	0.030	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	<0.01
養沢川	高橋上流	18.5℃	16.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.4	0.5	0.7	<1	10.1	330	1.20	0.042	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
	五日市解体下	17.0℃	15.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.3	0.5	0.8	<1	10.0	490	1.20	0.026	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
	旧小宮小前	19.0℃	15.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.5	0.5	-	<1	10.1	-	1.20	0.040	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<0.01
秋川支流	天王沢　秋川合流点前	19.0℃	15.5℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	7.5	0.6	-	<1	9.6	-	2.20	0.055	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02
	三内川　秋川合流点前	18.5℃	17.5℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	7.5	0.5	-	<1	9.4	-	1.90	0.063	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03
	舞知川　秋川合流点前	17.5℃	18.0℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	7.1	0.5	-	<1	9.5	-	7.70	0.035	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03
平井川支流	鯉川　鯉川橋	21.5℃	19.0℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	7.5	0.5	-	<1	9.3	-	2.10	0.078	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.01
	氷沢川　ヒル橋	19.5℃	17.0℃	淡：灰黄色	弱：川藻臭	50cm以上	7.2	0.9	-	1	8.2	-	1.70	0.065	-	-	-	-	-	-	-	-	0.11	0.04
定量下限値		0.1℃	0.1℃	-	-	0.5cm	-	0.5mg/l	0.5mg/l	1.0mg/l	0.5mg/l	10MPN/100ml	0.05mg/l	0.003mg/l	0.0003mg/l	0.01mg/l	0.002mg/l	0.02mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.02mg/l	0.01mg/l

（水域類型）　秋川：AA類型　　平井川・養沢川：A類型　　※下線は環境基準超過

＜平成28年度　秋川・平井川河川水質調査結果＞

採取日　平成29年2月16日

種別	検査項目	気温	水温	外観	臭気	透視度	水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素（DO）	大腸菌群数 MPN/100ml	全窒素	全りん	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	陰イオン界面活性剤（MBAS）	アンモニア性窒素
	測定地点	環境基準					AA6.5-8.5 A 6.5-8.5 河川基準値	AA1mg/l以下 A 2mg/l以下 河川基準値	一般的に3mg/l以下	AA25mg/l以下 A 25mg/l以下 河川基準値	AA・A7.5mg/l以上 河川基準値	AA 50以下 A 1000以下 河川基準値	基準なし	基準なし	0.003mg/l以下	検出されないこと	0.01mg/l以下	0.05mg/l以下	0.01mg/l以下	0.0005mg/l以下	検出されないこと	検出されないこと	0.2mg/l以下(水道水質基準)	一般的に0.1mg/l以下
秋川	西青木平橋	12.2℃	4.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.4	<0.5	0.7	<1	13.6	490	1.40	0.010	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
	落合橋	10.2℃	4.6℃	無色	無臭	50cm以上	7.7	<0.5	-	<1	13.4	-	1.40	0.028	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<0.01
	沢戸橋	15.0℃	5.4℃	無色	無臭	50cm以上	7.6	<0.5	-	<1	13.1	-	0.86	<0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.01
	秋川橋	11.8℃	7.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.3	<0.5	1.0	<1	12.8	1100	1.00	0.012	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	<0.01
	清水荘前	11.0℃	4.2℃	無色	無臭	50cm以上	7.4	<0.5	-	<1	13.4	-	0.99	0.012	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<0.01
	引田堰	12.0℃	8.0℃	淡：黄色	弱：川藻臭	50cm以上	7.7	<0.5	0.9	<1	13.0	1100	0.93	0.008	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	<0.01
	秋留橋	12.0℃	6.2℃	淡：黄色	弱：川藻臭	50cm以上	7.7	<0.5	-	<1	13.1	-	0.94	0.007	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<0.01
	東秋川橋	2.0℃	4.6℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	7.8	<0.5	1.2	<1	13.1	1700	0.96	0.010	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.02
平井川	観音橋	9.4℃	8.4℃	淡：黄色	弱：川藻臭	50cm以上	7.5	0.6	1.6	<1	13.0	2200	1.50	0.025	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
	小宮久保橋	13.0℃	8.0℃	淡：灰黄色	弱：川藻臭	28cm	6.8	0.7	-	2	12.0	-	1.50	0.025	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<0.01
	新開橋	6.8℃	6.2℃	淡：黄色	弱：川藻臭	50cm以上	7.2	0.6	-	<1	12.6	-	1.50	0.038	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.01
	多西橋	5.0℃	6.8℃	淡：黄色	弱：川藻臭	50cm以上	7.4	0.5	1.4	<1	12.8	2200	1.90	0.019	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	<0.01
養沢川	高橋上流	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	五日市解体下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	旧小宮小前	10.2℃	4.4℃	無色	無臭	50cm以上	7.3	<0.5	-	<1	12.8	-	0.99	0.021	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<0.01
秋川支流	天王沢　秋川合流点前	8.0℃	4.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.3	<0.5	-	<1	13.2	-	1.40	0.054	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.01
	三内川　秋川合流点前	10.0℃	8.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.6	<0.5	-	<1	12.2	-	1.30	0.012	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<0.01
	舞知川　秋川合流点前	5.0℃	10.2℃	無色	弱：川藻臭	50cm以上	7.4	<0.5	-	<1	10.9	-	7.70	0.017	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<0.01
平井川支流	鯉川　鯉川橋	11.0℃	6.0℃	淡：黄色	弱：川藻臭	50cm以上	7.2	<0.5	-	<1	13.3	-	2.90	0.095	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<0.01
	氷沢川　ヒル橋	8.0℃	5.8℃	淡：黄色	弱：川藻臭	50cm以上	7.0	1.5	-	1	11.5	-	1.60	0.019	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02	<0.01
定量下限値		0.1℃	0.1℃	-	-	0.5cm	-	0.5mg/l	0.5mg/l	1.0mg/l	0.5mg/l	10MPN/100ml	0.05mg/l	0.003mg/l	0.0003mg/l	0.01mg/l	0.002mg/l	0.02mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.02mg/l	0.01mg/l

（水域類型）　秋川：AA類型　　平井川・養沢川：A類型　　※下線は環境基準超過

＜平成28年度　清流保全条例施行に伴う湧水及び合流点の水質分析調査＞

採取日　平成29年2月22日・24日

種別		検査項目	気温	水温	外観	臭気	透視度	流量	水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素（DO）	大腸菌群数 MPN/100ml	全窒素	全りん	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	陰イオン界面活性剤（MBAS）	アンモニア性窒素	類型
		測定地点	環境基準						AA6.5-8.5 A 6.5-8.5 河川基準値	AA1mg/l以下 A 2mg/l以下 河川基準値	一般的に3mg/l以下	AA25mg/l以下 A 25mg/l以下 河川基準値	AA・A7.5 mg/l以上 河川基準値	AA 50以下 A 1000以下 河川基準値	基準なし	基準なし	0.003mg/l以下	検出されないこと	0.01mg/l以下	0.05mg/l以下	0.01mg/l以下	0.0005mg/l以下	検出されないこと	検出されないこと	0.2mg/l以下（水道水質基準）	一般的に0.1mg/l以下	
①湧水関係	秋留台地の湧水	山田八幡神社裏	5.5℃	13.0℃	無色	無臭	50cm以上	0.005m³/m	6.9	<0.5	<0.5	<1	9.9	49	5.08	0.025	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	AA
		真城寺	8.0℃	9.0℃	無色	無臭	50cm以上	0.014m³/m	6.8	<0.5	<0.5	<1	9.7	33	5.40	0.040	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.01	AA
		白滝神社	5.5℃	15.0℃	無色	微川藻臭	50cm以上	0.080m³/m	6.7	<0.5	<0.5	<1	9.3	70	4.60	0.030	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA
		民家（生沼287）	11.5℃	14.0℃	無色	無臭	50cm以上	-	6.7	<0.5	<0.5	<1	10.1	70	4.48	0.041	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.01	AA
		民家（雨間698）	12.0℃	15.0℃	無色	微川藻臭	50cm以上	0.038m³/m	6.2	<0.5	<0.5	<1	9.3	79	3.38	0.014	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.06	AA
		秋川グリーンスポーツ公園前	6.5℃	12.0℃	無色	微川藻臭	50cm以上	-	6.1	0.5	0.6	<1	9.3	49	3.30	0.070	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA
		民家（小川820）	13.5℃	12.0℃	無色	微川藻臭	50cm以上	0.042m³/m	6.0	<0.5	0.5	<1	9.1	79	6.92	0.034	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.01	AA
		民家（平沢617）	8.0℃	9.0℃	淡灰黄色	微川藻臭	50cm以上	欠測	6.5	<0.5	<0.5	<1	12.0	140	6.62	0.072	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	A
		広済寺付近	6.0℃	10.0℃	淡灰黄色	微川藻臭	50cm以上	0.103m³/m	6.2	<0.5	0.5	<1	10.5	140	6.83	0.028	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.01	A
		二宮お滝	9.0℃	16.0℃	無色	微川藻臭	50cm以上	0.066m³/m	6.0	<0.5	0.5	<1	8.7	110	6.98	0.072	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	A
		二宮神社お池	8.5℃	14.0℃	淡灰黄色	微川藻臭	50cm以上	0.264m³/m	6.1	<0.5	<0.5	<1	9.3	79	8.73	0.031	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	A
		八雲神社	8.5℃	14.5℃	淡灰黄色	微川藻臭	50cm以上	0.320m³/m	6.0	<0.5	<0.5	<1	10.3	170	7.51	0.030	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.04	AA
	草花丘陵の湧水	草花公園	12.0℃	9.5℃	淡灰黄色	微川藻臭	50cm以上	0.038m³/m	6.5	<0.5	<0.5	<1	11.1	79	2.25	0.013	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.01	A
		民家（草花127）	6.0℃	15.0℃	無色	微川藻臭	50cm以上	0.051m³/m	6.1	<0.5	0.5	<1	8.5	70	4.02	0.014	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	A
		草花小学校西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A
		菅生夫婦橋下	8.5℃	12.0℃	無色	無臭	50cm以上	-	6.2	0.6	1.2	<1	9.4	79	5.82	0.046	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.01	A
		折立坂	6.0℃	9.5℃	淡黄色	微川藻臭	50cm以上	0.001m³/m	6.1	0.5	1.5	<1	10.9	33	3.55	0.079	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	A
②多摩川、秋川、平井川に接続する水路等		南秋留小横　※	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	AA
		ミユキ組宿舎（西）	4.0℃	4.0℃	無色	微川藻臭	50cm以上		7.3	<0.5	1.0	<1	13.3	49	3.25	0.012	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.01	AA
		舞知川	5.0℃	7.0℃	無色	微川藻臭	50cm以上		7.6	0.7	3.4	<1	11.9	70	1.24	0.051	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.05	AA
		広済寺下	4.2℃	10.0℃	無色	微川藻臭	50cm以上		7.3	0.6	1.0	<1	11.4	140	6.80	0.010	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.01	A
		玉見ヶ崎公園隣	4.5℃	7.5℃	無色	無臭	50cm以上		7.6	0.5	1.1	<1	11.9	79	6.92	0.030	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.01	A
		養沢川	7.0℃	4.5℃	無色	無臭	50cm以上		7.3	0.7	1.0	<1	12.8	79	0.91	0.010	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA
		盆堀川	8.0℃	5.0℃	無色	微川藻臭	50cm以上		7.3	<0.5	0.8	<1	12.8	140	0.85	0.011	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.01	AA
		入野沢	8.5℃	7.0℃	無色	無臭	50cm以上		7.4	<0.5	2.0	<1	11.9	110	1.71	0.076	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA
		北裏水路	8.5℃	8.0℃	無色	無臭	50cm以上		7.1	0.7	2.2	<1	11.1	140	1.78	0.076	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	AA
		樽沢	8.0℃	6.0℃	無色	微川藻臭	50cm以上		7.5	<0.5	2.0	<1	11.9	79	3.04	0.235	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA
		宮の入沢	7.2℃	4.5℃	無色	無臭	50cm以上		7.3	0.7	2.4	1	12.5	140	1.38	0.031	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA
		横沢	8.0℃	7.5℃	淡灰緑色	微川藻臭	50cm以上		6.8	0.6	2.8	1	11.7	79	1.98	0.031	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	AA
		引谷川	6.2℃	3.0℃	無色	無臭	50cm以上		7.5	<0.5	1.9	<1	11.9	70	1.65	0.042	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA
		溝ッ堀	6.0℃	7.0℃	淡灰色	微土臭	50cm以上		6.8	0.8	3.0	2	10.1	130	2.55	0.054	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.06	AA
		北川原	6.8℃	7.8℃	淡灰緑色	微土臭	50cm以上		7.6	0.9	2.3	<1	11.9	110	3.75	0.083	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.06	AA
		ふれあい橋　※	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A
		鯉川合流	6.0℃	6.0℃	無色	微川藻臭	50cm以上		7.3	0.5	1.6	<1	11.8	110	4.74	0.198	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	A
		氷沢川	4.5℃	5.2℃	淡灰黄色	微川藻臭	50cm以上		7.4	1.8	2.8	<1	11.1	110	2.79	0.024	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	A
		新開橋下	5.8℃	5.3℃	無色	微川藻臭	50cm以上		7.1	1.0	2.9	<1	12.1	79	6.98	0.166	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.05	A
定量下限値			0.1℃	0.1℃	-	-	0.5cm	0.001m³/m	-	0.5mg/l	0.5mg/l	1.0mg/l	0.5mg/l	10MPN/100ml	0.05mg/l	0.003mg/l	0.005mg/l	0.01mg/l	0.002mg/l	<0.02mg/l	<0.0005mg/l	<0.0005mg/l	<0.0005mg/l	<0.0005mg/l	<0.02mg/l	0.01mg/l	

※草花小学校西、南秋留小横及びふれあい橋については、湧水が確認できなかったため、平成２８年度は欠測としている。

※下線は環境基準超過

＜平成28年度　地下水汚染調査結果＞

調査日　平成28年4月12日

調査項目＼調査場所	草花1	草花２	野　辺	雨　間	渕　上	伊　奈	留　原	環境基準
トリクロロエチレン（mg/l）	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン（mg/l）	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン（mg/l）	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1以下

＜平成28年度　秋川・平井川ふん便性大腸菌群数調査結果＞

採取日　平成28年6月6日

No	河川名	調査地点	ふん便性大腸菌群数（個/100ml）	水浴判定	採取時間
1	秋川	西青木平橋	47	適（A）	11:55
2		落合橋	77	適（A）	12:00
3		沢戸橋	39	適（A）	11:35
4		秋川橋	52	適（A）	11:05
5		小和田橋	72	適（A）	11:20
6		清水荘前	94	適（A）	10:45
7		引田堰	26	適（A）	10:25
8		秋留橋	58	適（A）	10:10
9		東秋川橋	42	適（A）	9:50
10	平井川	多西橋	99	適（A）	9:35
11		観音橋	110	可（B）	9:15

水浴場水質判定基準（環境省）

		ふん便性大腸菌群数	油膜の有・無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出（検出限界２個/100ml）	油膜が認められない。	2mg/l 以下（湖沼は 3mg/l 以下）	全透（水深 1m 以上）
	水質 A	100 個/100ml 以下	油膜が認められない。	2mg/l 以下（湖沼は 3mg/l 以下）	全透（水深 1m 以上）
可	水質 B	400 個/100m l 以下	常時油膜が認められない。	5mg/l　以下	水深 1m 未満～50 ㎝以上
	水質 C	1,000 個/100m l 以下	常時油膜が認められない。	8mg/l　以下	水深 1m 未満～50 ㎝以上
不　適		1,000 個/100m l 以上	常時、油膜が認められる。	8mg/l　超	50 ㎝未満

＜平成28年度　二酸化窒素調査結果＞

（単位　ppm）

調査地点＼調査日程	5／23～24	9／5～6	11／16～17	2／6～7
野辺交差点	0.021	0.011	0.020	0.010
小川交差点	0.022	0.013	0.022	0.010
二宮本宿交差点	0.021	0.011	0.019	0.009
氷沢橋交差点	0.018	0.008	0.019	0.010
菅生交差点	0.021	0.010	0.020	0.013
上菅生バス停	0.007	0.006	0.010	0.004
瀬戸岡交差点	0.026	0.012	0.026	0.012
秋川交差点	0.015	0.009	0.018	0.010
秋川駅西踏切	0.032	0.023	0.022	0.013
油平交差点	0.023	0.012	0.022	0.016
秋留橋	0.023	0.014	0.017	0.017
渕上交差点	0.023	0.007	0.022	0.009
山田交差点	0.012	0.007	0.013	0.007
留原交差点	0.007	0.004	0.010	0.005
小中野交差点	0.011	0.006	0.011	0.006
十里木交差点	0.005	0.006	0.011	0.007
青木平橋入口	0.009	0.007	0.009	0.007
小宮ふるさと自然体験学校(旧小宮小)入口	0.002	0.001	0.006	0.004
五日市出張所	0.005	0.003	0.008	0.003
東町交差点	0.012	0.008	0.014	0.007
武蔵五日市駅前	0.014	0.008	0.014	0.008
小机バス停	0.016	0.012	0.017	0.013

＜平成28年度　一般大気調査結果＞

測定日　平成29年1月26～27日

調査地点	調査結果（mg/m^3）
屋城小学校	0.0239
農業会館	0.0406
一の谷児童館	0.0379
いきいきセンター	0.0323
阿伎留医療センター	0.0270
秋川給食センター	0.0300
旧秋川衛生組合	0.0378
野辺地内	0.0435
草花地内	0.0535
あきる野市役所	0.0271
五日市センター	0.0162
留原自治会館	0.0185
五日市出張所	0.0228
横沢クラブ	0.0182
ファインプラザ	0.0271
参考基準値	0.1000

4　放射線・放射性物質測定結果

（1）定点6か所の空間放射線量測定結果

測定は、測定施設の雨どい下や側溝、植え込み、砂場などで実施。

測定機器：シンチレーション式サーベイメータ
「日立アロカメディカル TCS－172B」

測定方法：機器使用マニュアルに基づき使用。１地点につき５回測定し、その平均値を当該地点の測定値とする。

①屋城保育園

単位：μSv／時間

測定地点		中心点	① 避難用滑り台横	② 植込（東）	測定地点		中心点	① 避難用滑り台横	② 植込（東）
高さ		5cm			高さ		5cm		
測定値	4月25日	0.06	0.07	0.05	測定値	10月24日	0.06	0.07	0.06
	5月25日	0.06	0.06	0.06		11月28日	0.06	0.06	0.05
	6月24日	0.06	0.06	0.06		12月26日	0.06	0.06	0.06
	7月25日	0.06	0.06	0.06		1月25日	0.06	0.06	0.06
	8月24日	0.06	0.06	0.05		2月27日	0.06	0.06	0.06
	9月26日	0.06	0.06	0.05		3月27、28日	0.06	0.07	0.05

②市民運動広場（中央公民館北側）

単位：μSv／時間

測定地点		中心点	① 枝葉置場	測定地点		中心点	① 枝葉置場
高さ		5cm		高さ		5cm	
測定値	4月25日	0.06	0.07	測定値	10月24日	0.06	0.08
	5月25日	0.06	0.09		11月28日	0.06	0.08
	6月24日	0.06	0.08		12月26日	0.06	0.08
	7月25日	0.06	0.07		1月25日	0.07	0.07
	8月24日	0.06	0.09		2月27日	0.06	0.07
	9月26日	0.06	0.08		3月27、28日	0.06	0.07

③市役所

単位：μSv／時間

測定地点		中心点	① 雨水集水ます（南東）	測定地点		中心点	① 雨水集水ます（南東）
高さ		5cm		高さ		5cm	
測定値	4月25日	0.15	0.06	測定値	10月24日	0.15	0.06
	5月25日	0.15	0.06		11月28日	0.15	0.07
	6月24日	0.15	0.05		12月26日	0.16	0.06
	7月25日	0.13	0.05		1月25日	0.15	0.06
	8月24日	0.16	0.06		2月27日	0.15	0.06
	9月26日	0.14	0.06		3月27、28日	0.14	0.06

④楓ケ原公園

単位：μSv／時間

測定地点		中心点	① ブランコ裏	測定地点		中心点	① ブランコ裏
高さ		5cm		高さ		5cm	
測定値	4月25日	0.08	0.07	測定値	10月24日	0.08	0.08
	5月25日	0.08	0.08		11月28日	0.08	0.08
	6月24日	0.07	0.08		12月26日	0.08	0.08
	7月25日	0.07	0.07		1月25日	0.07	0.07
	8月24日	0.08	0.08		2月27日	0.07	0.08
	9月26日	0.08	0.08		3月27、28日	0.08	0.08

⑤五日市ひろば

単位：μSv／時間

測定地点		中心点	① ベンチ前（南）	測定地点		中心点	① ベンチ前（南）
高さ		5cm		高さ		5cm	
測定値	4月25日	0.10	0.11	測定値	10月24日	0.10	0.10
	5月25日	0.10	0.11		11月28日	0.10	0.11
	6月24日	0.09	0.10		12月26日	0.10	0.11
	7月25日	0.09	0.10		1月25日	0.09	0.10
	8月24日	0.09	0.10		2月27日	0.10	0.10
	9月26日	0.09	0.10		3月27、28日	0.09	0.10

⑥すぎの子保育園

単位：μSv／時間

測定地点		中心点	① 樹木下（西）	② 雨どい東（玄関横）	測定地点		中心点	① 樹木下（西）	② 雨どい東（玄関横）
高さ		5cm			高さ		5cm		
測定値	4月25日	0.07	0.08	0.08	測定値	10月24日	0.07	0.07	0.07
	5月25日	0.06	0.07	0.09		11月28日	0.06	0.07	0.08
	6月24日	0.06	0.07	0.08		12月26日	0.07	0.08	0.08
	7月25日	0.06	0.07	0.07		1月25日	0.07	0.07	0.08
	8月24日	0.06	0.07	0.07		2月27日	0.06	0.08	0.08
	9月26日	0.06	0.08	0.07		3月27、28日	0.06	0.07	0.07

（3）山間部8か所の空間放射線量測定結果

測定機器：シンチレーション式サーベイメータ
「日立アロカメディカル TCS－172B」
測定方法：機器使用マニュアルに基づき使用。１地点につき５回測定し、その平均値を当該地点の測定値とする。

単位：μSv／時間

測定日	施設名	測定地点	測定値 地上 5cm	備考
平成 28 年 4 月 25 日	横沢入管理棟	管理棟裏	0.08	
	深沢会館	駐車場	0.09	
	小峰台公園	歩道	0.10	アスファルト上
	戸倉会館	駐車場	0.09	アスファルト上
	盆堀自治会館	駐車場	0.10	
	西青木平橋	橋上	0.09	アスファルト上
	小宮会館	駐車場	0.08	アスファルト上
	上養沢自治会館	境内	0.11	砕石敷き上
5 月 25 日	横沢入管理棟	管理棟裏	0.07	
	深沢会館	駐車場	0.09	
	小峰台公園	歩道	0.10	アスファルト上
	戸倉会館	駐車場	0.08	アスファルト上
	盆堀自治会館	駐車場	0.10	
	西青木平橋	橋上	0.08	アスファルト上
	小宮会館	駐車場	0.09	アスファルト上
	上養沢自治会館	境内	0.11	砕石敷き上
6 月 24 日	横沢入管理棟	管理棟裏	0.07	
	深沢会館	駐車場	0.08	
	小峰台公園	歩道	0.10	アスファルト上
	戸倉会館	駐車場	0.08	アスファルト上
	盆堀自治会館	駐車場	0.09	
	西青木平橋	橋上	0.08	アスファルト上
	小宮会館	駐車場	0.08	アスファルト上
	上養沢自治会館	境内	0.12	砕石敷き上
7 月 25 日	横沢入管理棟	管理棟裏	0.07	
	深沢会館	駐車場	0.10	
	小峰台公園	歩道	0.09	アスファルト上
	戸倉会館	駐車場	0.09	アスファルト上
	盆堀自治会館	駐車場	0.10	
	西青木平橋	橋上	0.08	アスファルト上
	小宮会館	駐車場	0.08	アスファルト上
	上養沢自治会館	境内	0.12	砕石敷き上
8 月 24 日	横沢入管理棟	管理棟裏	0.07	
	深沢会館	駐車場	0.08	
	小峰台公園	歩道	0.10	アスファルト上
	戸倉会館	駐車場	0.08	アスファルト上
	盆堀自治会館	駐車場	0.09	
	西青木平橋	橋上	0.08	アスファルト上
	小宮会館	駐車場	0.09	アスファルト上
	上養沢自治会館	境内	0.12	砕石敷き上

単位：μSv／時間

測定日	施設名	測定地点	測定値 地上 5cm	備考
9 月 26 日	横沢入管理棟	管理棟裏	0.07	
	深沢会館	駐車場	0.09	
	小峰台公園	歩道	0.10	アスファルト上
	戸倉会館	駐車場	0.08	アスファルト上
	盆堀自治会館	駐車場	0.09	
	西青木平橋	橋上	0.08	アスファルト上
	小宮会館	駐車場	0.09	アスファルト上
	上養沢自治会館	境内	0.11	砕石敷き上
10 月 24 日	横沢入管理棟	管理棟裏	0.08	
	深沢会館	駐車場	0.10	
	小峰台公園	歩道	0.10	アスファルト上
	戸倉会館	駐車場	0.08	アスファルト上
	盆堀自治会館	駐車場	0.10	
	西青木平橋	橋上	0.09	アスファルト上
	小宮会館	駐車場	0.08	アスファルト上
	上養沢自治会館	境内	0.12	砕石敷き上
11 月 28 日	横沢入管理棟	管理棟裏	0.08	
	深沢会館	駐車場	0.09	
	小峰台公園	歩道	0.10	アスファルト上
	戸倉会館	駐車場	0.09	アスファルト上
	盆堀自治会館	駐車場	0.09	
	西青木平橋	橋上	0.09	アスファルト上
	小宮会館	駐車場	0.09	アスファルト上
	上養沢自治会館	境内	0.11	砕石敷き上
12 月 26 日	横沢入管理棟	管理棟裏	0.07	
	深沢会館	駐車場	0.10	
	小峰台公園	歩道	0.10	アスファルト上
	戸倉会館	駐車場	0.09	アスファルト上
	盆堀自治会館	駐車場	0.10	
	西青木平橋	橋上	0.08	アスファルト上
	小宮会館	駐車場	0.08	アスファルト上
	上養沢自治会館	境内	0.11	砕石敷き上
平成 29 年 1 月 25 日	横沢入管理棟	管理棟裏	0.06	
	深沢会館	駐車場	0.10	
	小峰台公園	歩道	0.09	アスファルト上
	戸倉会館	駐車場	0.08	アスファルト上
	盆堀自治会館	駐車場	0.09	
	西青木平橋	橋上	0.08	アスファルト上
	小宮会館	駐車場	0.10	アスファルト上
	上養沢自治会館	境内	0.12	砕石敷き上

単位：μSv／時間

測定日	施設名	測定地点	測定値 地上 5cm	備考
２月 27 日	横沢入管理棟	管理棟裏	0.06	
	深沢会館	駐車場	0.09	
	小峰台公園	歩道	0.09	アスファルト上
	戸倉会館	駐車場	0.08	アスファルト上
	盆堀自治会館	駐車場	0.09	
	西青木平橋	橋上	0.08	アスファルト上
	小宮会館	駐車場	0.09	アスファルト上
	上養沢自治会館	境内	0.11	砕石敷き上
３月 27 日 ・28 日	横沢入管理棟	管理棟裏	0.06	
	深沢会館	駐車場	0.09	
	小峰台公園	歩道	0.10	アスファルト上
	戸倉会館	駐車場	0.09	アスファルト上
	盆堀自治会館	駐車場	0.09	
	西青木平橋	橋上	0.08	アスファルト上
	小宮会館	駐車場	0.09	アスファルト上
	上養沢自治会館	境内	0.10	砕石敷き上

（4）市内公共施設等の空間放射線量測定結果

平成 23 年度の測定で、毎時 0.23 マイクロシーベルト（年間 1 ミリシーベルト相当）を超えた施設につき、経過観察を行った。

測定は、測定施設の雨どい下や側溝、植え込み、砂場などで実施。

測定値については、毎時 0.23 マイクロシーベルト（年間 1 ミリシーベルト相当）を超えた地点については測定地点を個別に記載。毎時 0.23 マイクロシーベルトを超えなかった測定地点は、施設ごとにまとめてその最大値を記載。

測定機器：シンチレーション式サーベイメータ
「HORIBA PA－1000」及び「日立アロカメディカル TCS－172B」
測定方法：機器使用マニュアルに基づき使用。１地点につき５回測定し、その平均値を当該地点の測定値とする。

※地上５センチメートルの高さで毎時 0.23 マイクロシーベルト（年間 1 ミリシーベルト相当）を超えている地点については、除染（表土除去など）を実施することとしているが、基準値を超える地点はなかった。

①学校等の空間放射線量測定結果（９施設）

単位：μＳｖ／時間

施設名称	測定地点	測定日	測定値 地上5cm（除染後値）	備考
西秋留小学校	雨どい下（体育館東側）	平成28年12月13日	0.09	
増戸小学校	雨どい下（給食配膳室北側）	平成28年12月13日	0.11	
五日市小学校	雨どい下（体育館渡り廊下）	平成28年12月13日	0.11	
戸倉しろやまテラス（旧戸倉小学校）	雨どい下（体育館渡り廊下）	平成28年11月18日	0.16	
小宮ふるさと自然体験学校（旧小宮小学校）	雨どい下（体育館南側）	平成28年12月6日	0.13	
西中学校	雨どい下（プレハブ倉庫）	平成28年12月13日	0.12	
御堂中学校	雨どい下（武道場西側）	平成28年12月13日	0.09	

施設名称	測定地点	測定日	測定値 地上5cm（除染後値）	備考
五日市中学校	落ち葉だまり（体育館入口）	平成28年12月13日	0.10	
五日市学校給食センター	雨どい下（玄関横）	平成28年11月30日	0.11	

②保育園・児童館の空間放射線量測定結果（1 施設）

単位：μＳｖ／時間

施設名称	測定地点	測定日	測定値 地上5cm（除染後値）	備考
草花児童センター	雨どい下（建物南）	平成28年12月13日	0.10	

③公園の空間放射線量測定結果（1 施設）

単位：μＳｖ／時間

施設名称	測定地点	測定日	測定値 地上5cm（除染後値）	備考
草花公園	雨どい下（クラブハウス）	平成28年11月28日	0.10	

④体育施設の空間放射線量測定結果（2 施設）

単位：μＳｖ／時間

施設名称	測定地点	測定日	測定値 地上5cm（除染後値）	備考
総合グラウンド	雨どい下（倉庫入口左側）	平成28年12月26日	0.09	
	雨どい下（倉庫北側）	平成28年12月26日	0.09	
秋川体育館	西側植栽付近３地点の最大値	平成28年12月26日	0.14	

⑤社会教育施設等の空間放射線量測定結果（4 施設）

単位：μＳｖ／時間

施設名称	測定地点	測定日	測定値 地上5cm（除染後値）	備考
五日市郷土館	雨どい下（南東）	平成28年12月9日	0.17	
	雨どい下（東）	平成28年12月9日	0.10	
二宮考古館	雨どい下（入口）	平成28年12月9日	0.10	
菅生第二文化財倉庫	雨どい下（南西）	平成28年12月9日	0.09	
アートスタジオ五日市	入口側溝	平成28年12月9日	0.08	

⑥福祉関係施設の空間放射線量測定結果（3 施設）

単位：μＳｖ／時間

施設名称	測定地点	測定日	測定値 地上5cm（除染後値）	備考
五日市保健センター （五日市学童クラブ）	雨どい下４地点の最大値	平成28年12月12日	0.10	
五日市希望の家	雨どい下（B 棟南東角）	平成28年12月7日	0.09	
	雨どい下 （西側カーポート南側）	平成28年12月7日	0.08	
	雨どい下 （西側カーポート北側）	平成28年12月7日	0.10	
あきる野保健相談所	雨どい下（北西倉庫）	平成28年11月17日	0.10	

⑦地区会館・市営住宅等の空間放射線量測定結果（4 施設）

単位：μＳｖ／時間

施設名称	測定地点	測定日	測定値 地上5cm（除染後値）	備考
北伊奈会館	雨どい下（東側）	平成28年11月25日	0.09	
引田区画整理相談事務所	雨どい下２地点の最大値	平成28年12月21日	0.15	
中村住宅	雨どい下4地点の最大値	施設撤去の為、測定なし		
小中野住宅	雨どい下			

⑧農林・観光関係施設の空間放射線量測定結果（1 施設）

単位：μＳｖ／時間

施設名称	測定地点	測定日	測定値 地上5cm（除染後値）	備考
秋川橋河川公園	雨どい下３地点の最大値	平成28年11月18日	0.13	

（5）食品の放射性物質検査結果

【検査対象】

①小・中学校や幼稚園・保育園等で使用される食材
②秋川と五日市のファーマーズセンターで販売される農産物
③瀬音の湯の直売所で販売される農産物

【検査項目】

「セシウム134」及び「セシウム137」

※　放射性ヨウ素については半減期が8日と短く、すでに検出が認められておらず、規制の対象となっていないため記載はしていない。

【放射性物質検査の基準値】

放射性セシウムの基準値（平成24年4月～）

食品群	基準値（ベクレル/kg）
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

※ベクレル/kg･･･１kg当たりの放射性物質の濃度
※検査の結果、放射性セシウムが基準値の半分より上回ったものは、登録検査機関で確定検査を行う。

【結果の見方】

検 査 日	対象施設	試　料　名	産　　地	測定結果（ベクレル/kg）			
				セシウム１３４		セシウム１３７	
				検出結果	検出限界値	検出結果	検出限界値
○月○日	学校給食センター	人参	茨城県	不検出	10	不検出	10
		キャベツ	神奈川県	11	10	13	10

- 検査日･････････検査を行った日
- 対象施設･･････試料を持ち込んだ施設（試料を使う施設）
- 試料名･････････検査に用いた試料
- 産地･･････････試料の産地
- 検出結果･･････試料中の放射性物質の濃度
  検出限界値未満の場合には不検出、検出限界値以上の場合には数値を記載。
- 検出限界値････各測定における検出可能な最小数値のこと（測定条件によって変化する。）

【検査結果】

検 査 日	対象施設	試　料　名	産　　地	測定結果（ベクレル/kg）			
				セシウム１３４		セシウム１３７	
				検出結果	検出限界値	検出結果	検出限界値
４月５日	屋城保育園	キュウリ	群馬県	不検出	12	不検出	10
		玉ネギ	北海道	不検出	12	不検出	11
		人参	徳島県	不検出	12	不検出	11
		大根	千葉県	不検出	12	不検出	11
４月６日	秋川ファーマーズセンター	タケノコ	あきる野市草花	不検出	12	不検出	11
		葉玉ネギ	あきる野市小川	不検出	12	不検出	11
	五日市ファーマーズセンター	のらぼう菜	あきる野市網代	不検出	12	不検出	11
		のらぼう菜	あきる野市留原	不検出	12	不検出	11
４月８日	学校給食センター	豚ひき肉	栃木県	不検出	11	不検出	10
		イカ	ペルー	不検出	11	不検出	10
		ニラ	千葉県	不検出	11	不検出	10

検 査 日	対象施設	試　料　名	産　　地	測定結果（ベクレル/kg）			
				セシウム１３４		セシウム１３７	
				検出結果	検出限界値	検出結果	検出限界値
４月８日	学校給食センター	ジャガイモ	鹿児島県	不検出	12	不検出	10
		玉ネギ	熊本県	不検出	12	不検出	10
４月12日	神明保育園	鶏肉	埼玉県	不検出	11	不検出	10
		キャベツ	神奈川県	不検出	11	不検出	10
		キュウリ	千葉県	不検出	10	不検出	10
		人参	徳島県	不検出	12	不検出	10
		牛乳	北海道・関東近郊	不検出	12	不検出	10
４月13日	すぎの子保育園	玉ネギ	北海道	不検出	12	不検出	11
		人参	静岡県	不検出	12	不検出	11
		ブロッコリー	愛知県	不検出	13	不検出	11
		豚ひき肉	群馬県	不検出	12	不検出	11
４月15日	ほうりんじ幼稚園	のらぼう菜	あきる野市	不検出	12	不検出	11
	瀬音の湯　農産物直売所	玉ネギ	あきる野市戸倉	不検出	12	不検出	11
		タケノコ	あきる野市乙津	不検出	11	不検出	10
		フキ	あきる野市乙津	不検出	12	不検出	11
４月19日	学校給食センター	アスパラガス	長野県	不検出	11	不検出	10
		キャベツ	神奈川県	不検出	10	不検出	10
		サバ	ノルウェー	不検出	11	不検出	10
		鶏肉	山梨県	不検出	11	不検出	10
		牛乳	栃木県・東京都	不検出	11	不検出	10
４月20日	東秋留保育園	ジャガイモ	鹿児島県	不検出	11	不検出	10
		キャベツ	神奈川県	不検出	11	不検出	10
		モヤシ	栃木県	不検出	11	不検出	10
		長ネギ	千葉県	不検出	11	不検出	10
		豚肉	青森県	不検出	11	不検出	10
４月21日	秋川文化幼稚園	ゴボウ	青森県	不検出	12	不検出	11
		サツマイモ	千葉県	不検出	11	不検出	10
		人参	静岡県	不検出	11	不検出	10
４月27日	秋川ファーマーズセンター	大根	あきる野市引田	不検出	11	不検出	10
		キャベツ	あきる野市菅生	不検出	11	不検出	10
	五日市ファーマーズセンター	コカブ	あきる野市伊奈	不検出	11	不検出	10
		レタス	あきる野市小和田	不検出	11	不検出	10
４月28日	すもも木幼稚園	玉ネギ	北海道	不検出	11	不検出	10
		ジャガイモ	北海道	不検出	11	不検出	10
		大根	千葉県	不検出	10	不検出	10
		キャベツ	愛知県	不検出	11	不検出	10
		ごはん	北海道	不検出	12	不検出	11
５月６日	学校給食センター	長ネギ	埼玉県	不検出	12	不検出	10
		セロリ	茨城県	不検出	12	不検出	10
		ホウレンソウ	東京都	不検出	12	不検出	10
		サワラ	韓国	不検出	11	不検出	10
		豚こま肉	山梨県	不検出	12	不検出	10
５月12日	神明保育園	牛乳	北海道・関東近郊	不検出	11	不検出	10

検 査 日	対象施設	試 料 名	産 地	測定結果（ベクレル/kg）			
				セシウム１３４		セシウム１３７	
				検出結果	検出限界値	検出結果	検出限界値
５月12日	神明保育園	豚ひき肉	埼玉県	不検出	11	不検出	10
		キュウリ	神奈川県	不検出	11	不検出	10
		キャベツ	千葉県	不検出	10	不検出	10
		ブロッコリー	愛知県	不検出	11	不検出	10
５月17日	すぎの子保育園	玉ネギ	北海道	不検出	11	不検出	10
		人参	徳島県	不検出	11	不検出	10
		キュウリ	千葉県	不検出	11	不検出	10
		牛乳	東京都	不検出	11	不検出	10
		豚レバー	東京都	不検出	11	不検出	10
５月18日	学校給食センター	大根	千葉県	不検出	10	不検出	10
		キュウリ	茨城県	不検出	11	不検出	10
		カツオ	宮城県	不検出	10	不検出	10
		鶏もも肉	山梨県	不検出	11	不検出	10
		牛乳	栃木県、東京都	不検出	11	不検出	10
５月19日	瀬音の湯　農産物直売所	カリフラワー	あきる野市戸倉	不検出	10	不検出	10
		キュウリ	あきる野市戸倉	不検出	11	不検出	10
		白菜	あきる野市乙津	不検出	10	不検出	10
５月24日	西秋留保育園	キャベツ	千葉県	不検出	12	不検出	11
		人参	千葉県	不検出	11	不検出	10
		グリーンピース	あきる野市上代継	不検出	12	不検出	10
５月25日	秋川ファーマーズセンター	ジャガイモ	あきる野市平沢	不検出	10	不検出	10
		玉ネギ	あきる野市草花	不検出	10	不検出	10
		キュウリ	あきる野市山田	不検出	10	不検出	10
		小松菜	あきる野市小和田	不検出	11	不検出	10
５月26日	よつぎ第一保育園	キャベツ	神奈川県	不検出	10	不検出	10
		小松菜	埼玉県	不検出	10	不検出	10
		玉ネギ	熊本県	不検出	10	不検出	10
		ホウレンソウ	群馬県	不検出	12	不検出	10
		エノキダケ	新潟県	不検出	10	不検出	10
６月１日	学校給食センター	人参	千葉県	不検出	10	不検出	10
		小松菜	埼玉県	不検出	10	不検出	10
		ピーマン	茨城県	不検出	11	不検出	10
		イワシ	千葉県	不検出	10	不検出	10
		鶏もも肉	宮崎県	不検出	11	不検出	10
６月７日	屋城保育園	ブロッコリー	埼玉県	不検出	11	不検出	10
		玉ネギ	愛知県	不検出	10	不検出	10
		ジャガイモ	長崎県	不検出	12	不検出	11
		エノキダケ	長野県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	東京都	不検出	10	不検出	10
６月８日	秋川ファーマーズセンター	白菜	あきる野市二宮	不検出	10	不検出	10
		キュウリ	あきる野市下代継	不検出	10	不検出	10
	五日市ファーマーズセンター	大根	あきる野市山田	不検出	11	不検出	10
		キャベツ	あきる野市三内	不検出	11	不検出	10

検査日	対象施設	試料名	産地	測定結果（ベクレル/kg）			
				セシウム１３４		セシウム１３７	
				検出結果	検出限界値	検出結果	検出限界値
６月９日	神明保育園	豚ひき肉	埼玉県	不検出	11	不検出	10
		人参	千葉県	不検出	11	不検出	10
		モヤシ	福島県	不検出	10	不検出	10
		キュウリ	茨城県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	北海道・関東近郊	不検出	10	不検出	10
６月14日	すぎの子保育園	玉ネギ	栃木県	不検出	10	不検出	10
		人参	千葉県	不検出	11	不検出	10
		ジャガイモ	長崎県	不検出	13	不検出	11
		キャベツ	茨城県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	関東近郊、東北地方	不検出	12	不検出	10
６月15日	秋川ファーマーズセンター	ジャガイモ	あきる野市下代継	不検出	10	不検出	10
		玉ネギ	あきる野市引田	不検出	10	不検出	10
	五日市ファーマーズセンター	レタス	あきる野市留原	不検出	10	不検出	10
		キュウリ	あきる野市伊奈	不検出	10	不検出	10
６月16日	学校給食センター	レンコン	茨城県	不検出	10	不検出	10
		マイタケ	長野県	不検出	10	不検出	10
		ソイ	アラスカ	不検出	11	不検出	10
		豚ばら肉	山梨県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	東京都・栃木県	不検出	10	不検出	10
６月21日	よつぎ第二保育園	豚ひき肉	岩手県	不検出	11	不検出	10
		人参	埼玉県	不検出	11	不検出	10
		ホウレンソウ	群馬県	不検出	10	不検出	10
		モヤシ	栃木県	不検出	10	不検出	10
		レタス	長野県	不検出	10	不検出	10
６月22日	瀬音の湯　農産物直売所	ジャガイモ	あきる野市戸倉	不検出	11	不検出	10
		玉ネギ	あきる野市乙津	不検出	12	不検出	10
		インゲン	あきる野市戸倉	不検出	11	不検出	10
６月23日	秋川あすなろ保育園	玉ネギ	あきる野市原小宮	不検出	10	不検出	10
		ジャガイモ	あきる野市原小宮	不検出	10	不検出	10
		ビワ	あきる野市原小宮	不検出	10	不検出	10
		メロン	千葉県	不検出	11	不検出	10
		カボチャ	メキシコ	不検出	12	不検出	11
		インゲン	千葉県	不検出	13	不検出	12
		ナス	千葉県	不検出	10	不検出	10
６月29日	五日市保育園	玉ネギ	栃木県	不検出	10	不検出	10
		人参	千葉県	不検出	11	不検出	10
		キュウリ	群馬県	不検出	10	不検出	10
		ナス	茨城県	不検出	10	不検出	10
		豚肉	群馬県	不検出	10	不検出	10
６月30日	五日市わかば保育園	七分つき米	岩手県	不検出	10	不検出	10
		カレイ	ロシア	不検出	10	不検出	10
		チンゲンサイ	埼玉県	不検出	11	不検出	10
		キュウリ	福島県	不検出	10	不検出	10

検 査 日	対象施設	試　料　名	産　　地	測定結果（ベクレル/kg）			
				セシウム１３４		セシウム１３７	
				検出結果	検出限界値	検出結果	検出限界値
６月30日	五日市わかば保育園	人参	千葉県	不検出	11	不検出	10
		牛乳	東京都	不検出	10	不検出	10
７月１日	学校給食センター	ナス	東京都	不検出	10	不検出	10
		レタス	長野県	不検出	10	不検出	10
		カボチャ	埼玉県	不検出	11	不検出	10
		アジ	ベトナム	不検出	10	不検出	10
		鶏もも肉	山梨県	不検出	10	不検出	10
７月５日	秋川文化幼稚園	ブロッコリー	長野県	不検出	10	不検出	10
		オクラ	香川県	不検出	12	不検出	11
		人参	千葉県	不検出	11	不検出	10
７月６日	秋川ファーマーズセンター	ナス	あきる野市草花	不検出	10	不検出	10
		キュウリ	あきる野市野辺	不検出	10	不検出	10
	五日市ファーマーズセンター	玉ネギ	あきる野市山田	不検出	10	不検出	10
		人参	あきる野市五日市	不検出	10	不検出	10
７月７日	すもも木幼稚園	白菜	長野県	不検出	10	不検出	10
		大根	北海道	不検出	11	不検出	10
		キャベツ	茨城県	不検出	11	不検出	10
		玉ネギ	群馬県	不検出	10	不検出	10
		ごはん	北海道	不検出	10	不検出	10
７月12日	学校給食センター	トマト	茨城県	不検出	10	不検出	10
		ゴーヤ	鹿児島県	不検出	11	不検出	10
		ハタハタ	兵庫県	不検出	10	不検出	10
		豚もも肉	栃木県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	東京都、栃木県	不検出	10	不検出	10
７月14日	瀬音の湯　農産物直売所	キャベツ	あきる野市戸倉	不検出	11	不検出	10
		ゴーヤ	あきる野市戸倉	不検出	11	不検出	10
		ナス	あきる野市乙津	不検出	11	不検出	10
７月19日	屋城保育園	ナス	栃木県	不検出	12	不検出	11
		パセリ	千葉県	不検出	11	不検出	11
		キュウリ	秋田県	不検出	10	不検出	10
		トウガン	神奈川県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	東京都	不検出	10	不検出	10
７月20日	秋川ファーマーズセンター	ナス	あきる野市草花	不検出	10	不検出	10
		キュウリ	あきる野市雨間	不検出	10	不検出	10
	五日市ファーマーズセンター	ピーマン	あきる野市留原	不検出	12	不検出	11
		ゴーヤ	あきる野市伊奈	不検出	10	不検出	10
７月21日	神明保育園	豚ひき肉	埼玉県	不検出	11	不検出	10
		ナス	茨城県	不検出	11	不検出	10
		キュウリ	岩手県	不検出	10	不検出	10
		人参	青森県	不検出	11	不検出	10
		牛乳	関東近郊、北海道	不検出	10	不検出	10
７月27日	あきる野こどもの家	キャベツ	長野県	不検出	11	不検出	10
		人参	青森県	不検出	12	不検出	11

検 査 日	対象施設	試 料 名	産 地	測定結果（ベクレル/kg）			
				セシウム１３４		セシウム１３７	
				検出結果	検出限界値	検出結果	検出限界値
７月27日	あきる野こどもの家	ごはん	秋田県	不検出	12	不検出	11
７月28日	すぎの子保育園	玉ネギ	栃木県	不検出	10	不検出	10
		人参	青森県	不検出	10	不検出	10
		ジャガイモ	新潟県	不検出	13	不検出	12
		キャベツ	群馬県	不検出	11	不検出	10
		キュウリ	福島県	不検出	11	不検出	10
８月３日	神明保育園	人参	青森県	不検出	11	不検出	10
		キャベツ	長野県	不検出	10	不検出	10
		モヤシ	福島県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	東京近郊、北海道	不検出	10	不検出	10
		豚ばら肉	東京都	不検出	10	不検出	10
８月４日	屋城保育園	モヤシ	福島県	不検出	10	不検出	10
		キャベツ	群馬県	不検出	10	不検出	10
		ホウレンソウ	群馬県	不検出	12	不検出	12
		玉ネギ	栃木県	不検出	11	不検出	10
		牛乳	東京都	不検出	10	不検出	10
８月９日	東秋留保育園	豚こま肉	岩手県	不検出	12	不検出	11
		ジャガイモ	北海道	不検出	11	不検出	10
		キュウリ	埼玉県	不検出	10	不検出	10
		トマト	埼玉県	不検出	10	不検出	10
		ゴーヤ	鹿児島県	不検出	10	不検出	10
８月10日	秋川ファーマーズセンター	トウガン	あきる野市雨間	不検出	10	不検出	10
		ショウガ	あきる野市平沢	不検出	10	不検出	10
	五日市ファーマーズセンター	ピーマン	あきる野市山田	不検出	10	不検出	10
		小松菜	あきる野市伊奈	不検出	10	不検出	10
８月23日	西秋留保育園	ジャガイモ	北海道	不検出	10	不検出	10
		玉ネギ	兵庫県	不検出	10	不検出	10
		キャベツ	長野県	不検出	10	不検出	10
８月25日	よつぎ第一保育園	玉ネギ	北海道	不検出	10	不検出	10
		ニラ	栃木県	不検出	10	不検出	10
		キュウリ	岩手県	不検出	10	不検出	10
		モヤシ	群馬県	不検出	10	不検出	10
		キャベツ	群馬県	不検出	10	不検出	10
８月30日	よつぎ第二保育園	キュウリ	埼玉県	不検出	13	不検出	12
		人参	北海道	不検出	12	不検出	11
		玉ネギ	北海道	不検出	10	不検出	10
		キャベツ	長野県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	北海道	不検出	10	不検出	10
９月１日	学校給食センター	キュウリ	千葉県	不検出	10	不検出	10
		レンコン	茨城県	不検出	10	不検出	10
		シイタケ	長野県	不検出	10	不検出	10
		鮭	チリ	不検出	10	不検出	10
		鶏もも肉	山梨県	不検出	10	不検出	10

検査日	対象施設	試料名	産地	測定結果（ベクレル/kg）			
				セシウム１３４		セシウム１３７	
				検出結果	検出限界値	検出結果	検出限界値
９月６日	神明保育園	牛乳	北海道、関東近郊	不検出	10	不検出	10
		豚ひき肉	埼玉県	不検出	11	不検出	10
		人参	北海道	不検出	11	不検出	10
		キャベツ	長野県	不検出	10	不検出	10
		キュウリ	青森県	不検出	11	不検出	10
９月７日	秋川ファーマーズセンター	キャベツ	あきる野市二宮	不検出	10	不検出	10
		ナス	あきる野市二宮	不検出	10	不検出	10
	五日市ファーマーズセンター	キュウリ	あきる野市伊奈	不検出	10	不検出	10
		クウシンサイ	あきる野市伊奈	不検出	10	不検出	10
９月８日	屋城保育園	モヤシ	福島県	不検出	10	不検出	10
		キャベツ	群馬県	不検出	10	不検出	10
		人参	北海道	不検出	12	不検出	11
		キュウリ	青森県	不検出	12	不検出	11
		牛乳	東京都	不検出	10	不検出	10
９月13日	学校給食センター	大根	青森県	不検出	10	不検出	10
		キャベツ	群馬県	不検出	10	不検出	10
		タラ	アラスカ	不検出	10	不検出	10
		豚もも肉	秋田県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	栃木県、東京都	不検出	10	不検出	10
９月15日	増戸保育園	豚ひき肉	栃木県	不検出	12	不検出	10
		人参	北海道	不検出	11	不検出	10
		キャベツ	群馬県	不検出	11	不検出	10
		玉ネギ	北海道	不検出	11	不検出	10
		梨	千葉県	不検出	10	不検出	10
９月28日	秋川ファーマーズセンター	ジャガイモ	あきる野市上代継	不検出	10	不検出	10
		芋茎	あきる野市雨間	不検出	10	不検出	10
	五日市ファーマーズセンター	ナス	あきる野市五日市	不検出	10	不検出	10
		大根（葉）	あきる野市五日市	不検出	10	不検出	10
９月29日	ほうりんじ幼稚園	キュウリ	青森県	不検出	10	不検出	10
	瀬音の湯　農産物直売所	イチジク	あきる野市乙津	不検出	10	不検出	10
		柿	あきる野市乙津	不検出	10	不検出	10
		サトイモ	あきる野市乙津	不検出	10	不検出	10
10月４日	学校給食センター	玉ネギ	北海道	不検出	10	不検出	10
		白菜	長野県	不検出	10	不検出	10
		チンゲンサイ	長野県	不検出	10	不検出	10
		サンマ	北太平洋	不検出	10	不検出	10
		鶏もも肉	山梨県	不検出	10	不検出	10
10月５日	屋城保育園	エノキダケ	長野県	不検出	10	不検出	10
		白菜	茨城県	不検出	10	不検出	10
		人参	北海道	不検出	11	不検出	10
		豚ひき肉	山梨県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	東京都	不検出	10	不検出	10
10月６日	神明保育園	牛乳	北海道、関東近郊	不検出	10	不検出	10

検 査 日	対象施設	試　料　名	産　　地	測定結果（ベクレル/kg）			
				セシウム１３４		セシウム１３７	
				検出結果	検出限界値	検出結果	検出限界値
10月6日	神明保育園	サツマイモ	千葉県	不検出	11	不検出	10
		大根	青森県	不検出	10	不検出	10
		人参	北海道	不検出	10	不検出	10
		キャベツ	長野県	不検出	10	不検出	10
10月11日	すぎの子保育園	サツマイモ	千葉県	不検出	10	不検出	10
		大根	青森県	不検出	10	不検出	10
		キャベツ	群馬県	不検出	10	不検出	10
		キュウリ	福島県	不検出	10	不検出	10
		人参	北海道	不検出	10	不検出	12
10月12日	秋川ファーマーズセンター	人参	あきる野市雨間	不検出	10	不検出	10
		大根	あきる野市引田	不検出	10	不検出	10
	五日市ファーマーズセンター	玉ネギ	あきる野市小和田	不検出	10	不検出	10
		大根（葉付）	あきる野市伊奈	不検出	10	不検出	10
10月13日	秋川あすなろ保育園	キウイ	あきる野市原小宮	不検出	10	不検出	10
		サツマイモ	あきる野市原小宮	不検出	10	不検出	10
		大根（葉）	あきる野市原小宮	不検出	17	不検出	16
		ピーマン	あきる野市原小宮	不検出	11	不検出	10
		人参	北海道	不検出	11	不検出	10
		キャベツ	長野県	不検出	11	不検出	12
		エノキダケ	長野県	不検出	15	不検出	14
10月18日	学校給食センター	ゴボウ	宮崎県	不検出	10	不検出	10
		サツマイモ	茨城県	不検出	10	不検出	10
		サワラ	東シナ海	不検出	10	不検出	10
		豚こま肉	鹿児島県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	栃木県、東京都	不検出	10	不検出	10
10月19日	瀬音の湯　農産物直売所	大根（葉）	あきる野市乙津	不検出	10	不検出	10
		柚子	あきる野市養沢	不検出	10	不検出	10
		姫トウガン	あきる野市乙津	不検出	10	不検出	10
10月25日	あきる野こどもの家	玉ネギ	北海道	不検出	11	不検出	10
		人参	北海道	不検出	12	不検出	10
		ジャガイモ	北海道	不検出	12	不検出	10
		エノキダケ	長野県	不検出	12	不検出	10
		豆腐	東京都	不検出	11	不検出	10
10月26日	秋川ファーマーズセンター	ハヤトウリ	あきる野市小川	不検出	10	不検出	10
		芋茎	あきる野市野辺	不検出	11	不検出	10
	五日市ファーマーズセンター	キュウリ	あきる野市山田	不検出	10	不検出	10
		ホウレンソウ	あきる野市伊奈	不検出	10	不検出	10
10月27日	五日市わかば保育園	トマト	福島県	不検出	10	不検出	10
		キュウリ	群馬県	不検出	10	不検出	10
		モヤシ	福島県	不検出	10	不検出	10
		豚ひき肉	宮城県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	東京都	不検出	10	不検出	10
11月1日	すぎの子保育園	玉ネギ	北海道	不検出	10	不検出	10

検査日	対象施設	試料名	産地	測定結果（ベクレル/kg）			
				セシウム１３４		セシウム１３７	
				検出結果	検出限界値	検出結果	検出限界値
11月1日	すぎの子保育園	キャベツ	茨城県	不検出	10	不検出	10
		キュウリ	千葉県	不検出	10	不検出	10
		カボチャ	ニューカレドニア	不検出	10	不検出	10
		ソーセージ	日本、アメリカ他	不検出	10	不検出	10
11月2日	学校給食センター	ナメコ	長野県	不検出	12	不検出	11
		ジャガイモ	北海道	不検出	10	不検出	10
		セロリ	長野県	不検出	10	不検出	10
		ホッケ	ロシア	不検出	10	不検出	10
		豚ひき肉	宮崎県	不検出	10	不検出	10
11月8日	神明保育園	モヤシ	福島県	不検出	11	不検出	10
		キャベツ	青森県	不検出	10	不検出	10
		人参	北海道	不検出	12	不検出	10
		ジャガイモ	北海道	不検出	12	不検出	11
		牛乳	北海道、関東近郊	不検出	10	不検出	10
11月9日	屋城保育園	シメジ	長野県	不検出	10	不検出	10
		チンゲンサイ	茨城県	不検出	10	不検出	10
		リンゴ	青森県	不検出	12	不検出	11
		キャベツ	神奈川県	不検出	11	不検出	10
		牛乳	東京都	不検出	10	不検出	10
11月10日	東秋留保育園	人参	青森県	不検出	10	不検出	10
		玉ネギ	北海道	不検出	10	不検出	10
		ブロッコリー	茨城県	不検出	10	不検出	10
		サツマイモ	徳島県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	東京都	不検出	10	不検出	10
11月15日	秋川ファーマーズセンター	キウイ	あきる野市引田	不検出	11	不検出	10
		サツマイモ	あきる野市小川	不検出	10	不検出	10
	五日市ファーマーズセンター	大根（葉）	あきる野市小和田	不検出	11	不検出	10
		小松菜	あきる野市五日市	不検出	10	不検出	10
11月16日	学校給食センター	長ネギ	栃木県	不検出	10	不検出	10
		カブ	千葉県	不検出	10	不検出	10
		イカ	南太平洋	不検出	10	不検出	10
		鶏もも肉	宮崎県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	東京都、栃木県	不検出	10	不検出	10
11月17日	西秋留保育園	カボチャ	あきる野市上代継	不検出	12	不検出	10
		サツマイモ	あきる野市上代継	不検出	13	不検出	11
		リンゴ	青森県	不検出	10	不検出	10
11月22日	瀬音の湯　農産物直売所	キウイ	あきる野市乙津	不検出	10	不検出	10
		サトイモ	あきる野市乙津	不検出	11	不検出	10
		コンニャクイモ	あきる野市戸倉	不検出	10	不検出	10
11月29日	秋川ファーマーズセンター	キャベツ	あきる野市二宮	不検出	10	不検出	10
		サトイモ	あきる野市草花	不検出	10	不検出	10
	五日市ファーマーズセンター	キャベツ	あきる野市伊奈	不検出	10	不検出	10
		大根	あきる野市伊奈	不検出	10	不検出	10

検査日	対象施設	試料名	産地	測定結果（ベクレル/kg）			
				セシウム１３４		セシウム１３７	
				検出結果	検出限界値	検出結果	検出限界値
12月1日	学校給食センター	レンコン	茨城県	不検出	10	不検出	10
		キャベツ	群馬県	不検出	10	不検出	10
		小松菜	茨城県	不検出	10	不検出	10
		ブリ	北海道	不検出	10	不検出	10
		豚肩肉	青森県	不検出	10	不検出	10
12月6日	屋城保育園	牛乳	東京都	不検出	10	不検出	10
		シイタケ	秋田県	不検出	11	不検出	10
		ピーマン	茨城県	不検出	10	不検出	10
		玉ネギ	北海道	不検出	10	不検出	10
		人参	千葉県	不検出	11	不検出	10
12月7日	秋川ファーマーズセンター	ロマネスコ	あきる野市二宮	不検出	14	不検出	12
		人参	あきる野市野辺	不検出	10	不検出	10
	五日市ファーマーズセンター	ホウレンソウ	あきる野市伊奈	不検出	10	不検出	10
		キュウリ	あきる野市山田	不検出	10	不検出	10
12月8日	神明保育園	豚肉	埼玉県	不検出	10	不検出	10
		人参	千葉県	不検出	11	不検出	10
		キュウリ	千葉県	不検出	11	不検出	10
		サツマイモ	千葉県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	北海道、関東近郊	不検出	10	不検出	10
12月13日	学校給食センター	大根	千葉県	不検出	10	不検出	10
		カボチャ	北海道	不検出	10	不検出	10
		サワラ	東シナ海	不検出	10	不検出	10
		鶏もも肉	山梨県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	東京都、栃木県	不検出	10	不検出	10
12月14日	すぎの子保育園	玉ネギ	北海道	不検出	11	不検出	10
		人参	千葉県	不検出	10	不検出	10
		キュウリ	千葉県	不検出	11	不検出	10
		ミカン	和歌山県	不検出	12	不検出	11
		豚ひき肉	群馬県	不検出	10	不検出	10
12月15日	瀬音の湯　農産物直売所	聖護院大根	あきる野市戸倉	不検出	11	不検出	10
		白菜	あきる野市乙津	不検出	11	不検出	10
		ロメインレタス	あきる野市養沢	不検出	11	不検出	10
12月20日	よつぎ第一保育園	ニラ	栃木県	不検出	11	不検出	10
		白菜	茨城県	不検出	10	不検出	10
		エノキダケ	新潟県	不検出	11	不検出	10
		モヤシ	栃木県	不検出	10	不検出	10
		インゲン	鹿児島県	不検出	11	不検出	10
12月21日	秋川ファーマーズセンター	大根	あきる野市雨間	不検出	10	不検出	10
		ジャガイモ	あきる野市平沢	不検出	10	不検出	10
	五日市ファーマーズセンター	大根	あきる野市五日市	不検出	10	不検出	10
		小松菜	あきる野市留原	不検出	11	不検出	10
12月22日	よつぎ第二保育園	牛乳	北海道	不検出	10	不検出	10
		人参	埼玉県	不検出	14	不検出	13

検 査 日	対象施設	試　料　名	産　　地	測定結果（ベクレル/kg）			
				セシウム１３４		セシウム１３７	
				検出結果	検出限界値	検出結果	検出限界値
12月22日	よつぎ第二保育園	エノキダケ	新潟県	不検出	10	不検出	10
		チンゲンサイ	千葉県	不検出	14	不検出	13
		ブロッコリー	愛知県	不検出	17	不検出	15
1月10日	屋城保育園	白菜	茨城県	不検出	11	不検出	10
		小松菜	東京都	不検出	10	不検出	10
		カリフラワー	愛知県	不検出	11	不検出	10
		葉ネギ	千葉県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	東京都	不検出	10	不検出	10
1月11日	学校給食センター	人参	千葉県	不検出	10	不検出	10
		ジャガイモ	北海道	不検出	10	不検出	10
		白菜	茨城県	不検出	10	不検出	10
		タラ	アメリカ	不検出	10	不検出	10
		鶏もも肉	青森県	不検出	11	不検出	10
1月12日	神明保育園	キュウリ	千葉県	不検出	10	不検出	10
		人参	千葉県	不検出	11	不検出	10
		サツマイモ	千葉県	不検出	11	不検出	10
		豚肉	埼玉県	不検出	11	不検出	10
		牛乳	北海道、関東近郊	不検出	10	不検出	10
1月17日	すぎの子保育園	玉ネギ	北海道	不検出	10	不検出	10
		人参	千葉県	不検出	10	不検出	10
		キュウリ	千葉県	不検出	10	不検出	10
		ポンカン	愛媛県	不検出	12	不検出	11
		豚ひき肉	群馬県	不検出	10	不検出	10
1月18日	秋川ファーマーズセンター	夏ミカン	あきる野市草花	不検出	10	不検出	10
		長ネギ	あきる野市野辺	不検出	10	不検出	10
	五日市ファーマーズセンター	大根	あきる野市小和田	不検出	10	不検出	10
		白菜	あきる野市小和田	不検出	10	不検出	10
1月19日	学校給食センター	ブロッコリー	香川県	不検出	10	不検出	10
		生キクラゲ	長野県	不検出	10	不検出	10
		サバ	ノルウェー	不検出	10	不検出	10
		豚もも肉	岩手県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	東京都、栃木県	不検出	10	不検出	10
1月24日	光明第六保育園	キャベツ	神奈川県	不検出	10	不検出	10
		小松菜	東京都	不検出	10	不検出	10
		モヤシ	埼玉県	不検出	10	不検出	10
		人参	千葉県	不検出	10	不検出	10
		ニラ	栃木県	不検出	12	不検出	10
		牛乳	北海道	不検出	10	不検出	10
1月25日	秋川ファーマーズセンター	ホウレンソウ	あきる野市草花	不検出	10	不検出	10
		赤カブ	あきる野市雨間	不検出	10	不検出	10
	五日市ファーマーズセンター	キャベツ	あきる野市伊奈	不検出	10	不検出	10
		聖護院大根	あきる野市山田	不検出	10	不検出	10
1月26日	すもも木幼稚園	大根	千葉県	不検出	10	不検出	10

検査日	対象施設	試料名	産地	測定結果（ベクレル/kg）			
				セシウム１３４		セシウム１３７	
				検出結果	検出限界値	検出結果	検出限界値
１月26日	すもも木幼稚園	人参	千葉県	不検出	11	不検出	10
		ジャガイモ	北海道	不検出	10	不検出	10
		白菜	茨城県	不検出	10	不検出	10
		ごはん	埼玉県、青森県	不検出	13	不検出	11
１月31日	瀬音の湯　農産物直売所	ジャガイモ	あきる野市乙津	不検出	11	不検出	10
		長ネギ	あきる野市乙津	不検出	11	不検出	11
		サトイモ	あきる野市戸倉	不検出	12	不検出	11
	ほうりんじ幼稚園	人参	千葉県	不検出	10	不検出	10
２月１日	学校給食センター	玉ネギ	北海道	不検出	10	不検出	10
		ゴボウ	青森県	不検出	10	不検出	10
		カブ	千葉県	不検出	10	不検出	10
		イワシ	千葉県	不検出	10	不検出	10
		豚ひき肉	栃木県	不検出	10	不検出	10
２月２日	すぎの子保育園	玉ネギ	北海道	不検出	11	不検出	10
		人参	千葉県	不検出	10	不検出	10
		キュウリ	千葉県	不検出	11	不検出	10
		キャベツ	愛知県	不検出	10	不検出	10
		鶏もも肉	宮崎県	不検出	10	不検出	10
２月７日	神明保育園	牛乳	北海道、関東近郊	不検出	11	不検出	10
		人参	千葉県	不検出	12	不検出	11
		大根	神奈川県	不検出	11	不検出	10
		キュウリ	栃木県	不検出	10	不検出	10
		シメジ	長野県	不検出	10	不検出	10
２月８日	秋川ファーマーズセンター	サトイモ	あきる野市二宮	不検出	10	不検出	10
		赤カブ	あきる野市草花	不検出	10	不検出	10
	五日市ファーマーズセンター	コカブ	あきる野市伊奈	不検出	10	不検出	10
		のらぼう菜	あきる野市伊奈	不検出	10	不検出	10
２月９日	屋城保育園	モヤシ	福島県	不検出	10	不検出	10
		キャベツ	愛知県	不検出	10	不検出	10
		人参	千葉県	不検出	10	不検出	10
		鶏もも肉	宮崎県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	東京都	不検出	10	不検出	10
２月14日	五日市保育園	キャベツ	神奈川県	不検出	10	不検出	10
		人参	北海道	不検出	10	不検出	10
		大根	神奈川県	不検出	11	不検出	10
		豆腐	カナダ、アメリカ	不検出	10	不検出	10
		豚ひき肉	群馬県、神奈川県	不検出	11	不検出	10
２月15日	学校給食センター	水菜	茨城県	不検出	10	不検出	10
		セロリ	静岡県	不検出	10	不検出	10
		シシャモ	ノルウェー	不検出	10	不検出	10
		鶏もも肉	山梨県	不検出	13	不検出	12
		牛乳	東京都、栃木県	不検出	10	不検出	10
２月16日	瀬音の湯　農産物直売所	長ネギ	あきる野市乙津	不検出	12	不検出	10

検査日	対象施設	試料名	産地	測定結果（ベクレル/kg）			
				セシウム１３４		セシウム１３７	
				検出結果	検出限界値	検出結果	検出限界値
２月16日	瀬音の湯　農産物直売所	ホウレンソウ	あきる野市養沢	不検出	11	不検出	10
		柚子	あきる野市乙津	不検出	11	不検出	10
２月21日	五日市わかば保育園	うどん	国産	不検出	10	不検出	10
		ブロッコリー	香川県	不検出	12	不検出	10
		レンコン	茨城県	不検出	11	不検出	10
		人参	千葉県	不検出	11	不検出	10
		牛乳	東京都	不検出	10	不検出	10
２月22日	秋川ファーマーズセンター	大根	あきる野市二宮	不検出	10	不検出	10
		ホウレンソウ	あきる野市草花	不検出	10	不検出	10
	五日市ファーマーズセンター	白菜	あきる野市伊奈	不検出	10	不検出	10
		大根	あきる野市小中野	不検出	10	不検出	10
２月23日	秋川文化幼稚園	キャベツ	愛知県	不検出	10	不検出	10
		人参	千葉県	不検出	11	不検出	10
		玉ネギ	北海道	不検出	10	不検出	10
		ピーマン	茨城県	不検出	10	不検出	10
３月１日	学校給食センター	チンゲンサイ	静岡県	不検出	10	不検出	10
		キャベツ	愛知県	不検出	10	不検出	10
		ホウレンソウ	東京都	不検出	10	不検出	10
		キンメダイ	ニュージーランド	不検出	10	不検出	10
		サバ	ノルウェー	不検出	10	不検出	10
３月２日	神明保育園	鶏肉	岩手県	不検出	11	不検出	10
		サツマイモ	千葉県	不検出	10	不検出	10
		キュウリ	千葉県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	北海道、関東近郊	不検出	10	不検出	10
		人参	千葉県	不検出	10	不検出	10
３月３日	増戸保育園	白菜	群馬県	不検出	13	不検出	11
		人参	愛知県	不検出	12	不検出	11
		エリンギ	長野県	不検出	12	不検出	11
		レンコン	茨城県	不検出	12	不検出	10
		伊予柑	愛媛県	不検出	12	不検出	11
		のらぼう菜	あきる野市	不検出	12	不検出	10
３月６日	すぎの子保育園	玉ネギ	北海道	不検出	11	不検出	10
		人参	愛知県	不検出	10	不検出	10
		キュウリ	千葉県	不検出	10	不検出	10
		白菜	茨城県	不検出	10	不検出	10
		鶏ひき肉	国産	不検出	10	不検出	10
３月８日	秋川ファーマーズセンター	ホウレンソウ	あきる野市草花	不検出	10	不検出	10
		のらぼう菜	あきる野市平沢	不検出	10	不検出	10
	五日市ファーマーズセンター	ホウレンソウ	あきる野市五日市	不検出	10	不検出	10
		からし菜	あきる野市深沢	不検出	11	不検出	11
３月９日	学校給食センター	長ネギ	群馬県	不検出	10	不検出	10
		ピーマン	茨城県	不検出	12	不検出	10
		豚肩肉	山梨県	不検出	10	不検出	10

検 査 日	対象施設	試　料　名	産　　地	測定結果（ベクレル/kg）			
				セシウム１３４		セシウム１３７	
				検出結果	検出限界値	検出結果	検出限界値
３月９日	学校給食センター	鶏もも肉	青森県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	東京都、栃木県	不検出	10	不検出	10
３月10日	瀬音の湯　農産物直売所	水菜	あきる野市養沢	不検出	11	不検出	10
		葉玉ネギ	あきる野市乙津	不検出	12	不検出	11
		キウイ	あきる野市乙津	不検出	12	不検出	11
３月13日	屋城保育園	キャベツ	愛知県	不検出	10	不検出	10
		長ネギ	千葉県	不検出	10	不検出	10
		シメジ	長野県	不検出	10	不検出	10
		ホウレンソウ	茨城県	不検出	10	不検出	10
		牛乳	東京都	不検出	10	不検出	10
３月14日	あきる野こどもの家	人参	千葉県	不検出	11	不検出	11
		ゴボウ	青森県	不検出	11	不検出	10
		サトイモ	東京都	不検出	11	不検出	10
		大根	静岡県	不検出	11	不検出	10
		牛乳	神奈川県	不検出	10	不検出	10
３月15日	秋川ファーマーズセンター	白菜	あきる野市二宮	不検出	10	不検出	10
		ブロッコリー	あきる野市草花	不検出	11	不検出	10
	五日市ファーマーズセンター	大根	あきる野市伊奈	不検出	10	不検出	10
		のらぼう菜	あきる野市伊奈	不検出	10	不検出	10

平成28年度　あきる野市環境白書

平成２９年１０月

発行：あきる野市
〒197-0814　あきる野市二宮３５０番地
電話　042-558-1111（代）
http://www.city.akiruno.tokyo.jp/

編集　あきる野市環境経済部環境政策課